

令和7年度

予算特別委員会会議録

令和7年2月25日 開会

令和7年3月3日 閉会

塩竈市議会事務局

令和7年度予算特別委員会会議録目次

【令和7年2月25日（火）】	1日目	
正副委員長互選	8
議案説明（議案第16号から第32号まで）	10
資料要求	26

【令和7年2月27日（木）】	2日目	
質疑		
〔一般会計〕		
佐藤公男委員	32
伊勢由典委員	38
菅原善幸委員	52
浅野敏江委員	65
柏恵美子委員	78
鈴木新一委員	82
志賀勝委員	92

【令和7年2月28日（金）】	3日目	
質疑		
〔一般会計〕		
辻畑めぐみ委員	112
桑原成典委員	122
志子田吉晃委員	137
小高洋委員	151
土見大介委員	166
鈴木悦代委員	182
小野幸男委員	190

【令和7年3月3日（月）】

4日目

質疑

〔特別会計・企業会計〕

伊勢由典委員	208
桑原成典委員	218
小高洋委員	225
志子田吉晃委員	237
鈴木悦代委員	248
辻畑めぐみ委員	254
菅原善幸委員	262
浅野敏江委員	269
土見大介委員	278
採決	286

令和7年2月25日（火曜日）

令和7年度予算特別委員会

（第1日目）

令和7年度予算特別委員会第1日目

令和7年2月25日（火曜日）午前10時開会

出席委員（18名）

志賀 勝 委員	佐藤 公男 委員
鈴木 新一 委員	小野 幸男 委員
菅原 善幸 委員	浅野 敏江 委員
桑原 成典 委員	柏 惠美子 委員
西村 勝男 委員	今野 恭一 委員
志子田 吉晃 委員	鎌田 礼二 委員
伊勢 由典 委員	鈴木 悦代 委員
辻畑 めぐみ 委員	小高 洋 委員
土見 大介 委員	伊藤 博章 委員

欠席委員（なし）

（全会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤 光樹	副市長 千葉 幸太郎
技監 鈴木 昌寿	総務部長 本多 裕之
市民生活部長 高橋 五智美	福祉子ども未来部長 長峯 清文
産業建設部長 草野 弘一	上下水道部長 鈴木 良夫
市立病院事務部長 鈴木 康弘	総務部 政策調整管理監 公民共創推進専門監 布施 由貴子
会計管理者 鈴木 忠一	総務部次長 兼総務人事課長 高橋 数馬
産業建設部 水産振興課長 平塚 博之	総務部 政策課長 引地 洋介
総務部 財政課長 佐藤 渉	市民生活部 浦戸振興課長 菊池 亮

市民生活部 保険年金課長	石村 要	福祉子ども未来部 高齢福祉課長	山本 多佳子
上下水道部次長 兼業務課長	並木 新司	上下水道部 下水道課長	佐藤 寛之
市立病院事務部 業務課長	渡辺 敏弘	総務部 総務人事課総務係長	石川 宏
教育委員会 教育長	黒田 賢一	教育委員会 教育部長	末永 量太
監査委員	菅原 靖彦	監査事務局長	武田 光由

事務局出席職員氏名

事務局長	相澤 和広	議事調査係長	石垣 聡
議事調査係主査	工藤 聡美	議事調査係主査	梅森 佑介

午前10時00分 開会

○今野臨時委員長 ただいまから令和7年度予算特別委員会を開会いたします。

本日の会議では、過日策定いたしました新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることに伴う議会の新型コロナウイルス感染症対策の取扱いについてに基づいて、感染防止対策を行っております。

なお、発言の際に、マスクを外していただかなくても差し支えありません。

また、体調管理の観点から、水分補給を行うための飲料の持込みを許可しておりますので、ご案内申し上げます。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長の私が、委員長が互選されるまで、臨時委員長の職務を行います。

これより正副委員長の互選を行います。

互選の方法をいかがいたしますか、お諮りいたします。

志子田吉晃委員。

○志子田委員 正副委員長の選任につきましては、臨時委員長の指名により選考委員を挙げていただき、選考をお願いしたいと思います。

以上であります。

○今野臨時委員長 正副委員長の互選については、臨時委員長の指名により選考委員を挙げ、選考の上、互選をお願いしたい旨の発言がありました。さよう取り計らうことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野臨時委員長 異議なしと認め、正副委員長の互選につきましては、さよう決定いたしました。

それでは、選考委員を指名いたします。

選考委員には、伊勢由典委員、土見大介委員、志子田吉晃委員、小野幸男委員、鈴木新一委員、桑原成典委員、以上6名を指名いたします。

それでは、別室にて選考をお願いいたします。暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時31分 再開

○今野臨時委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、選考委員の代表の方より、選考結果のご報告をお願いいたします。

伊勢由典委員。

○伊勢委員 選考委員会は、年長者のゆえをもって、私が選考委員の座長になりました。

選考委員会の結果についてご報告をいたします。

選考委員で慎重に審査した結果、本特別委員会の委員長には今野恭一委員、そして副委員長には佐藤公男委員のご両名を選考いたしました。

以上、ご報告いたします。

○今野臨時委員長 ただいま伊勢委員のご報告のとおり、委員長には、私、今野恭一が、副委員長には佐藤公男委員を選考することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野臨時委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、委員長就任のご挨拶を申し上げます。

○今野委員長 ただいま委員長に就任することになりました、今野恭一でございます。

前にも何度か委員長の経験はございますが、しばらくそうした職務を離れて何年ぶりかです。ありますから、時々舌をかんだりすることがあるかもしれません。そのときには、笑ってお許しをいただきたいと思います。

今議会の予算特別委員会は、非常に重要なといいますか、財政が逼迫している中での予算特別委員会でございますから、本当に大事な予算特別委員会でございます。今までにも増して隅から隅まで目を通していただいて、行政の進む先々に過ちのないよう、皆さんの心配りをしていただいて、目配りをしていただいて、しっかりとこの予算特別委員会を進めてまいりたいと思いますので、皆様のご支援、ご協力を心からお願いを申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。

○今野臨時委員長 次に、佐藤公男委員に副委員長の就任のご挨拶をお願いいたします。

○佐藤副委員長 予算特別委員会副委員長を賜りました、佐藤公男です。

円滑な議事進行に努めてまいりますので、皆様のご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○今野臨時委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時36分 再開

○今野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより令和7年度各会計の審査に入ります。

本特別委員会に付託されました議案は、議案第16号ないし第32号の17件であります。

それでは、まず、令和7年度予算特別委員会の日程を定め、これに従って議事を進めてまいります。

日程については、2月25日、2月27日、2月28日及び3月3日の4日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野委員長 ご異議なしと認め、本特別委員会の日程は、2月25日、2月27日、2月28日及び3月3日の4日間とすることに決定いたしました。

次に、審査の方法についてお諮りいたします。

まず、最初に市当局から説明を求め、次に、さきに配付しました予算特別委員会審査区分表の順に従って審査することとし、その区分ごとに質疑を行ってまいりたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野委員長 異議なしと認め、さよう議事を進めることに決しました。

それでは、当局より順次説明をお願いいたします。

なお、説明は簡潔明瞭をお願いいたします。

佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 それでは、議案第24号「令和7年度塩竈市一般会計予算」から議案第29号「令和7年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算」について、概要を説明申し上げます。

資料No.15「市議会定例会議案資料（その2）」をご用意いたします。

137ページをお開き願います。

こちらの表につきましては、一般会計及び特別会計当初予算の総括表です。

令和7年度の一般会計当初予算額は275億9,000万円で、前年度と比較し24億2,000万円の増、率として9.6%の増です。

次に、特別会計ですが、小計欄にありますとおり、5つの特別会計の予算総額は132億9,890万円となり、前年度と比較し、1億7,170万円、率として1.3%の増です。

一般会計、特別会計を合わせた総額は、合計欄にありますとおり、408億8,890万円となり、前年度と比較し25億9,170万円、6.8%の増となっております。

続きまして、議案第24号「令和7年度塩竈市一般会計予算」についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、資料No.11「令和7年度一般会計特別会計予算説明書」をご用意願います。6ページ、7ページをお開き願います。

こちらは、一般会計の歳入及び歳出についての総括となっております。

それでは、個別にご説明いたします。

初めに、歳入予算の主な項目について申し上げます。

まず、第1款市税ですが、8ページ、9ページをお開き願います。8ページの上段、本年度の欄をご覧ください。61億1,601万5,000円を計上し、前年度から3億7,331万円増となりました。主な増要因ですが、そのまま下に降りながら申し上げます。第1項市民税の第1目個人において、昨年度行われた定額減税の減収が、本年度は復元されたことなどにより大きく増収となったことや、第2項固定資産税、第5項都市計画税の増によるものです。

次の10ページをご覧ください。

10ページの第2款地方譲与税から、さらに12ページ、13ページの第10款地方特例交付金までにつきましては、県からの通知額に基づき計上した数字としております。

さらに次のページ、14ページ、15ページをお開き願います。

第11款地方交付税は58億992万7,000円で、前年度から1,548万7,000円の減です。普通交付税で2,168万3,000円の減を見込んでおります。

18、19ページをお開き願います。

第15款国庫支出金は45億684万7,000円で、8億4,480万3,000円の増です。主な増要因ですが、19ページから21ページにかけてあります第1項国庫負担金第1目民生費国庫負担金第2節児童福祉費負担金において、児童手当が大きく増となっております。

21ページ、右下をご覧ください。

第2項国庫補助金第1目総務管理費国庫補助金第1節総務管理費国庫補助金におきまして、デジタル基盤改革支援補助金が増となっております。

22、23ページをお開き願います。

23ページ中ほどにあります、第2項国庫補助金第6目教育費国庫補助金第1節の教育総務費補助金が増となっております。

30、31ページをお開き願います。

30ページ下段の第18款寄附金は11億5,117万4,000円を計上し、前年度から4億9,310万円の増となっております。ふるさと納税の増収を見込み、計上したものとなります。

32ページをご覧ください。

第19款繰入金は16億3,202万2,000円で、前年度より4億5,270万6,000円の増です。主な増要因ですが、第1項基金繰入金第1目にあります財政調整基金繰入金や、第4目にありますミナト塩竈まちづくり基金繰入金の増加によるものです。

38、39ページをお開き願います。

左側にあります第22款市債は33億4,010万円で、1億1,250万円の増です。主な増減要因ですが、40ページ、41ページをお開き願います。第1項市債第8目借換債や臨時財政対策債が減となった一方、第6目消防債において、右側にあります第3節緊急防災・減災事業債、第7目教育債において第3節社会教育施設債が増加となっております。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

42、43ページをお開き願います。

第1款議会費は2億1,641万円で、前年度から76万円の減です。主な減要因ですが、事業内訳にあります議員関係費などの減によるものです。

46、47ページをお開き願います。

第2款総務費は36億2,068万8,000円で、前年度から7億8,756万7,000円の増です。主な増要因ですが、ページ飛びまして、56、57ページをお開き願います。第1項総務管理費第7目の企画費において、57ページ右上にあります企画費やデジタル推進費が増となったことなどによるものです。

82、83ページをお開き願います。

第3款民生費は103億8,883万3,000円で、前年度から5億6,648万5,000円の増です。主な増要因ですが、98、99ページをお開き願います。99ページに記載のあります第2項児童福祉費第2目児童措置費で、施設型給付費等支給事業や児童手当事業費の増などがございます。

次に、112、113ページをお開き願います。

第4款衛生費は23億1,601万9,000円で、前年度から2億3,673万8,000円の増です。主な増

要因ですが、116、117ページをお開き願います。117ページ上段にあります第1項保健衛生費第2目予防費の予防接種事業費が増となったことや、ページ飛びまして、124、125ページをお願いいたします。右側中央にあります第2項清掃費第3目清掃施設費で、廃棄物適正処理推進費が増となったことなどによるものです。

次に、132ページ、133ページをお開き願います。

第5款労働費は6,500万円で、前年度と同額であります。

次のページ、134、135ページをお開き願います。

第6款農林水産業費は4億3,262万3,000円で、前年度から3,109万7,000円の減です。主な減要因ですが、ページ飛びまして、138、139ページをお開き願います。右側中央にあります第2項水産業費第2目水産業振興費で、魚市場事業特別会計繰出金が減になったことなどによるものです。

次に、142、143ページをお開き願います。

第7款商工費は5億4,550万1,000円で、前年度から386万9,000円の増です。これは、同ページの第1項商工費第1目商工総務費におきまして、職員人件費が増となったことなどによるものです。

次に、148、149ページをお開き願います。

第8款土木費は23億2,697万6,000円で、前年度から1億6,987万4,000円の減です。主な減要因ですが、150、151ページをお開き願います。第2項道路橋りょう費第1目道路橋りょう総務費で、職員人件費や水路維持管理費が減。160、161ページをお開き願います。第4項都市計画費第3目下水道費で、下水道事業会計繰出金が減となったことなどによるものです。

次に、164、165ページをお開き願います。

第9款消防費は13億5,382万2,000円で、前年度から5億4,384万円の増です。主な増要因ですが、ページ飛びまして、166、167ページをお開き願います。第1項消防費第3目防災費で、167ページ右側にあります防災行政情報伝達システムが増となったことなどによるものです。

次に、170、171ページをお開き願います。

第10款教育費は37億6,035万3,000円で、前年度から8億8,680万7,000円の増です。主な増要因ですが、ページ飛びまして、178、179ページをお開き願います。第2項小学校費第2目にあります教育振興費で、小学校情報機器整備事業が増。次に、184、185ページをお開き願います。第3項中学校費第2目教育振興費で、185ページ右側中段にあります中学校情報機器

整備事業が増となっております。また、恐れ入ります、194、195ページをお開き願います。
第5項保健体育費第2目体育施設費で、塩竈市体育館大規模改修事業の2年目として事業費が増となっております。

次に、198、199ページをお開き願います。

第12款公債費は24億2,198万9,000円で、前年度から4億128万8,000円の減です。これは、第1項公債費第1目元金のうち、借換え分が減となったことが主な要因です。借換え分を除きました純粋な元利償還金につきましては、前年度より増となっております。

次のページ、200、201ページをお開き願います。

第13款諸支出金は1億1,178万5,000円で、前年度から228万7,000円の減です。交通事業特別会計繰出金が減となったことによるものです。

204ページ以降につきましては、給与費明細書、それから債務負担行為、地方債残高の調書でございますので、後ほどご参照いただければと思います。

最後に、初めにご説明しました資料No.15「市議会定例会議案資料（その2）」の142、143ページをお開き願います。

こちらは、一般会計の歳出につきまして、性質別に前年度と比較したものでございます。

主な費目をご説明いたします。

費目1の人件費は2億4,243万8,000円の増ですが、令和6年度人事院勧告の影響を伴う一般職員手当や会計年度任用職員報酬の増などによるものです。

費目2の物件費は10億9,851万円の増ですが、小中学校の情報機器整備事業や、ふるさと納税増収に伴う返礼品や事務経費の増などによるものです。

費目4の扶助費は8億6,481万9,000円の増ですが、制度改正などに伴う施設型給付費等支給事業や児童手当事業費の増などによるものです。

次に、費目6の普通建設事業費は6億2,065万円の増ですが、主な増要因として、清掃工場や中倉埋立処分場の延命化経費や、塩竈市体育館大規模改修事業、美術館耐震対策事業の増などによるものです。

次のページ、144ページは、投資的経費の内訳一覧表でございますので、後ほどご覧いただければと思います。

一般会計予算につきましては以上でございます。ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○今野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 続きまして、議案第25号「令和7年度塩竈市交通事業特別会計予算」について説明申し上げます。

資料No.11「予算説明書」の224ページ、225ページをお開き願います。

こちらが、令和7年度の交通事業特別会計の歳入歳出予算事項別明細書となります。

表中の本年度予算額の最下段欄にありますとおり、歳入歳出ともに2億920万円を計上し、前年度と比較すると630万円の減となっております。

続きまして、予算の主な内容について説明いたします。

説明の都合上、歳出からご説明いたしますので、同じ資料の228ページ、229ページをお開き願います。

第1款事業費に1億9,322万2,000円を計上し、前年度と比較すると477万5,000円の減となっております。

目別に内容を説明いたします。

第1款事業費第1項離島定期運航費第1目の総務管理費は、職員人件費や一般事務経費として1億4,882万2,000円を計上しております。主な増減要因は、人事院勧告に伴い人件費が増となった一方で、事務所移転に伴う業務の効率化等により各種経費が減となったことから、全体として前年度と比較すると97万2,000円の減となっております。

次に、230ページ、231ページをお開き願います。

第2目の運航費は、船舶の運航維持管理経費として4,440万円を計上し、前年度と比較すると380万3,000円の減となっております。主な要因ですが、令和7年10月のダイヤ改正に伴いまして船舶体制を3隻から2隻体制にすることにより、修繕費等が減となったことによるものでございます。

次に、232ページ、233ページをお開き願います。

第2款公債費に1,597万8,000円を計上し、前年度と比較すると152万5,000円の減となっております。令和元年度に整備した風向風速計に係る償還が終了したことにより、減となっております。

次に、歳入予算について説明いたします。

恐れ入りますが、同じ資料の226ページ、227ページにお戻り願います。

第1款事業収入第1項事業収入第1目の離島定期航路収入は6,350万7,000円を計上し、前

年度と比較すると309万4,000円の減としております。乗船料につきましては、直近5年間の実績から算出しております。

次に、第2款国庫支出金第1項国庫補助金第1目の離島航路国庫補助金は3,387万2,000円を計上し、前年度と比較すると44万3,000円の減となっております。

次に、第3款繰入金第1項他会計繰入金第1目の一般会計繰入金は1億1,178万5,000円を計上し、前年度と比較すると228万7,000円の減となっております。こちらにつきましては、歳出側の経費削減策の実施により事業費が減になったことと連動いたしまして、繰入金も減となっているという状況でございます。

第4款諸収入第1項雑入第1目の雑入は3万6,000円を計上し、前年度と比較して47万6,000円の減となっております。こちらにつきましては、令和6年度において、朴島浮棧橋用に整備したバリアフリータラップに充当した助成金が減になったことによるものでございます。

議案第25号「令和7年度塩竈市交通事業特別会計予算」についての説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○今野委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 議案第26号「令和7年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算」についてご説明をさせていただきます。

資料No.11の242ページ、お開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の総括にてご説明をいたします。

令和7年度塩竈市国民健康保険事業特別会計予算につきましては、最下段に記載のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60億5,050万円としてございます。

主な歳入につきましてご説明をいたします。

244ページをご覧ください。

第1款国民健康保険税につきましては、税率の改定により、4,602万9,000円増の8億2,999万6,000円を計上しております。

次に、第4款県支出金につきましては、1億1,566万6,000円増の45億9,985万6,000円を計上しております。県支出金は、歳出の保険給付費の財源となるものでございますが、被保険者数は減少傾向にあるものの、お一人当たりの医療費が増加傾向にあり、全体として保険給付費の増加が見込まれることから、連動して県支出金も増額としてございます。

246ページをお開きください。

第6款繰入金につきましては、1億212万3,000円減の6億954万1,000円を計上しております。国保財政調整基金の繰入れが抑えられたほか、保険基盤安定繰入金などによる一般会計からの法定内繰入れの減により減少していることによるものでございます。

次に、主な歳出についてご説明をいたします。

250ページ、ご覧願います。

初めに、第1款総務費につきましては、2,926万4,000円増の9,172万4,000円を計上しております。こちらの増加の要因でございますが、主に事務処理標準システム負担金2,722万5,000円の計上によるものでございます。

254ページ、ご覧ください。

第2款保険給付費につきましては、お一人当たりの医療費が増加傾向にあることから、1億1,934万7,000円増の45億4,392万7,000円を計上しております。

256ページ、ご覧ください。

第3款国民健康保険事業費納付金は、市町村の医療費水準や所得水準等により案分され、県から示されるものでございますが、令和7年度は、9,781万2,000円減の12億5,257万6,000円を計上しております。

258ページ、ご覧ください。

第4款保健事業費は、医療費適正対策事業として糖尿病性腎症の予防に取り組む経費を計上するとともに、特定健診の受診者数の見込みを精査いたしまして、281万1,000円増の1億1,597万5,000円を計上しております。

266ページ、ご覧ください。

第7款諸支出金につきましては、保険給付費等交付金償還金の近年の実績を踏まえまして、300万円増の1,570万円を計上しております。

以上のことから、令和7年度国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算につきましては、前年度より5,660万円増の60億5,050万円を計上しております。

なお、270ページから272ページには給与費の明細書を、273ページには債務負担調書を掲載してございますので、後ほどご覧ください。

国民健康保険事業特別会計についての説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○今野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 それでは、私から、議案第27号「令和7年度塩竈市魚市場事業特別会計予算」についてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料No.11「予算説明書」の276ページ、277ページをご覧ください。

こちらは、歳入歳出予算事項別明細書の総括表となります。

令和7年度予算といたしまして、歳入歳出ともに、対前年度比1,460万円の減となる1億9,210万円を計上しております。

それでは、説明の都合上、歳出予算からご説明いたしますので、同じ資料の282ページ、283ページをご覧ください。

第1款市場費では1億6,985万2,000円を計上し、対前年比1,460万円の減となっております。内訳についてですが、第1項市場管理費では、主に魚市場施設の維持管理費などに係る経費といたしまして1億6,390万9,000円、主に施設管理に係る光熱水費の減額により、対前年比で1,523万1,000円の減となっております。

次に、284ページ、285ページをご覧ください。

第2項漁船対策費では、水揚漁船誘致対策事業などに594万3,000円を計上し、対前年比63万1,000円の増となっております。

続きまして、286ページ、287ページをご覧ください。

第2款公債費では、魚市場建設に係る元利償還金などとして2,224万8,000円を計上し、対前年度比同額となっております。

続きまして、歳入予算についてご説明いたしますので、278ページ、279ページにお戻り願います。

第1款使用料及び手数料では9,274万5,000円を計上し、対前年度比226万8,000円の減となっております。第1項使用料では、魚市場使用料などで8,622万4,000円を計上し、対前年度比50万4,000円の減、こちらは水揚げ金額を92億円で試算しております。

第2項手数料では、入場車輛登録許可証手数料などで652万1,000円、対前年度比として176万4,000円の減。

第2款県支出金では、漁港施設の管理に係る委託金として、対前年度比11万3,000円の減となる165万7,000円。

第3款繰入金では、一般会計繰入金として8,604万7,000円、主に市場施設の光熱水費の減

少に伴う基準内繰出金の減により、対前年度比で1,306万8,000円の減となっております。

次に、280ページ、281ページをご覧ください。

第4款諸収入では、排水処理料、漁港施設利用料などとして1,165万1,000円、主に排水処理料の増額などにより、対前年比85万円の増となっております。

なお、288ページ以降につきましては、給与費明細書や債務負担行為に係る調書などを掲載しておりますので、後ほどご参照願います。

魚市場事業特別会計の説明につきましては以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○今野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 続きまして、高齢福祉課から、議案第28号「令和7年度塩竈市介護保険事業特別会計予算」についてご説明いたします。

資料No.11をご用意いただき、こちらの296、297ページをお開き願います。

介護保険事業特別会計では、2つの事業勘定を設けておりますが、初めに、保険事業勘定に関する歳入歳出予算事項別明細書でご説明いたします。

この勘定は、介護保険の保険者としての事業勘定であり、歳入と歳出それぞれ合計額58億9,680万円を計上しており、前年度と比較しますと1億920万円、1.9%の増となっております。

次に、説明の都合上、歳出の主な部分からご説明いたします。

同じ資料の308、309ページをお開き願います。

第2款介護給付費ですが、上段にございます本年度合計額は53億5,001万6,000円で、前年度と比較して7,412万1,000円、1.4%の増となっております。こちらの主な要因としましては、第1項介護サービス等諸費第1目居宅介護サービス等給付費、同項第2目施設介護サービス給付費等の利用増を見込んだものとなっております。

続きまして、ページ飛びまして、314ページ、315ページをお開き願います。

第5款地域支援事業費でございます。上段の本年度合計額は3億8,396万6,000円、前年度と比較して306万4,000円、0.81%の微増となっております。

次に、歳入の主な部分につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、ページ戻りまして、298、299ページをお開き願います。

まず、第1款保険料は12億1,883万3,000円で、前年度と比較して2,124万2,000円、1.8%

の増でございます。

次に、第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款県支出金ですが、それぞれ歳出の介護給付費並びに地域支援事業費の法定負担割合により計上してございます。

例外的に、第3款国庫支出金の第2項国庫補助金第4目保険者機能強化推進交付金並びに第5目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止等の様々な取組の達成状況において交付されるものであり、法定負担割合とは別に算定されるものとなっております。

次に、1枚めくりまして、300、301ページをお開き願います。

第7款繰入金でございますが、第1項他会計繰入金第1目一般会計繰入金は9億1,620万6,000円で、前年度と比較して3,131万2,000円、3.5%の増となります。これは、歳出の介護給付費等に関わる本市の法定負担割合分でございます。

一方で、第2項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金は、歳入歳出の差額を補填する財源として計上するものでございますが、前年と同額の1,000万1,000円を計上しております。

介護保険事業特別会計の保険事業勘定は以上となります。

続きまして、介護サービス事業勘定ですが、恐れ入ります、同じ資料の338ページ、339ページをお開き願います。

こちらは、介護サービス事業勘定に係る歳入歳出予算事項別明細書でご説明いたします。

この勘定は、本市直営の浦戸地区地域包括支援センターが実施している、要支援認定された方、それから総合事業に関するケアプラン作成に係る事業勘定でございます。歳入歳出合計それぞれ100万円を計上し、前年度と同額となっております。

以上が、議案第28号「令和7年度塩竈市介護保険事業特別会計予算」となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○今野委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 議案第29号「令和7年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計予算」についてご説明をいたします。

資料No.11の354ページ、お開き願います。

歳入歳出予算事項別明細書の総括にてご説明をいたします。

最下段に記載のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,930万円としております。

主な歳入についてご説明をいたします。

356ページをお開きください。

第1款後期高齢者医療保険料につきましては、被保険者数が増加していることから、1,586万6,000円増の7億1,800万9,000円を計上しております。

次に、第4款繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金などの増加により、1,093万4,000円増の2億3,018万3,000円を計上しております。

第6款諸収入につきましては、昨年同額の110万4,000円を計上しております。

次に、主な歳出についてご説明をいたします。

360ページ、お開きください。

初めに、第1款総務費ですが、宮城県後期高齢者医療広域連合市町村負担金の増加により、492万9,000円増の3,795万7,000円を計上しております。

362ページ、お開きください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、歳入の後期高齢者医療保険料に保険基盤安定繰入金などを加え、宮城県後期高齢者医療広域連合に納付するものでございまして、2,187万1,000円増の9億974万2,000円を計上しております。

以上のことから、令和7年度の後期高齢者医療事業特別会計の予算案につきましては、前年度より2,680万円増の9億4,930万円を計上しております。

なお、368ページには債務負担調書を掲載してございますので、後ほどご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計についての説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○今野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 下水道課から、議案第30号「令和7年度塩竈市下水道事業会計予算」につきましてご説明申し上げます。

資料は、No.12の3ページとなります。

第2条、業務の予定量でございます。(1)処理区域内戸数につきましては2万4,351戸、(2)の年間処理水量につきましては794万3,870立方メートル、1日平均処理水量に直しますと2万1,764立方メートルでございます。続きまして、(4)の主要な建設改良事業につきましては、公共下水道事業に1億7,373万2,000円、ポンプ場事業に3億6,172万4,000円、流域下水道事業に9,269万8,000円を予定しております。

続きまして、第3条につきましては、収益的収入及び支出の予定額となります。収入につ

きましては、第1款下水道事業収益といたしまして40億9,547万9,000円を予定しております。内訳となります。第1項営業収益につきましては、下水道使用料や雨水処理費に係る他会計負担金など18億7,358万1,000円、第2項の営業外収益につきましては、汚水事業に係ります他会計補助金や保有資産の減価償却費相当額の長期前受金戻入など22億2,189万5,000円などを予定しております。

続きまして、支出でございます。第1款下水道事業費用といたしまして38億7,815万8,000円を予定しております。内訳でございます。第1項営業費用は、下水道事業の経営全般から生じる費用でございますが、管渠やポンプ場などの維持管理費用、保有資産の減価償却費など35億7,320万5,000円を予定しております。

続きまして、第4条、資本的収入および支出の予定額となります。収入につきましては、第1款資本的収入といたしまして30億9,010万2,000円を予定しております。

支出につきましては、第1款資本的支出といたしまして40億4,387万1,000円を予定しております。内訳となります。第1項の建設改良費といたしまして6億2,900万2,000円、第2項企業債償還金に34億486万9,000円などを予定しております。

また、第4条本文でございます。こちらにつきましては、資本的収支の差引きによります不足する額9億5,376万9,000円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,341万6,000円、当年度分損益勘定留保資金9億2,035万3,000円で補填するものとしております。

次のページ、4ページをお開き願います。

第5条、債務負担行為となります。こちらにつきましては、藤倉汚水ポンプ場改築事業など計3件につきまして、期間、限度額を定める内容となっております。

第6条につきましては、企業債となります。公共下水道事業、流域下水道事業、資本費平準化債及び借換債につきまして、限度額、利率などを定める内容となっております。

第7条につきましては、一時借入金の限度額を、第8条につきましては、予定支出の各項の経費の金額の流用を、第9条につきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費をそれぞれ定める内容となっております。

第10条につきましては、他会計からの補助金といたしまして11億5,123万4,000円。

また、5ページ以降につきましては予算に関する説明書、21ページ以降につきましては予算の説明資料となっております。後ほどご参照いただきますようお願い申し上げます。

下水道事業会計予算の説明は以上となります。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○今野委員長 渡辺市立病院事務部業務課長。

○渡辺市立病院事務部業務課長 私からは、議案第31号「令和7年度塩竈市立病院事業会計予算」についてご説明いたします。

資料No.13「令和7年度塩竈市立病院事業会計予算」をご用意願います。

3ページをお開き願います。

第2条で、業務の予定量を定めております。(1)の病床数は、一般病床を161床と定めております。(2)の年間の患者数につきましては、入院患者数は4万7,450人、外来患者数は6万2,944人を予定しております。(3)の1日平均患者数ですが、入院患者数は130人、外来患者数は260.1人を予定しております。(4)の主要な建設改良につきましては、医療機器等購入として3,300万円、病院施設改修などの施設改良費といたしまして2億7,769万円を予定しております。

4ページをお開き願います。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額です。まず、収入につきまして、第1款病院事業収益として32億8,779万円を予定しております。内訳といたしましては、第1項医業収益として入院収益や外来収益など28億8,807万2,000円、第2項医業外収益として他会計負担金など3億9,871万8,000円を計上しております。

支出につきましては、第1款病院事業費用といたしまして32億8,761万4,000円を予定しております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入では、第1款の資本的収入といたしまして4億2,307万2,000円を予定しております。内訳といたしまして、第1項他会計補助金として1億1,687万2,000円、第2項の医療機器等購入や施設改良費の財源となる企業債として3億620万円を計上しております。

支出では、第1款資本的支出といたしまして5億2,675万円を予定しており、第1項医療機器等購入や施設改良における建設改良費として3億1,069万円、第2項の企業債償還金として2億1,606万円を計上しております。

この収支の差引きによりまして、1億367万8,000円が不足いたしますが、当年度分損益勘定留保資金を補填するものとしております。

第5条は、債務負担行為でございます。入院時食事療養業務委託など7件に係る、期間、

限度額等を定めるものです。

5ページをご覧ください。

第6条は、企業債です。建設改良費の財源といたしまして、限度額、起債の方法等を定めるものです。

第7条は、一時借入金の限度額を定めるもので、限度額は10億円としております。

第8条は、予定支出の各項の間での流用ができる範囲を定めるものです。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めております。

第10条は、たな卸資産購入限度額を定めております。

7ページ以降につきましては、予算に関する説明書となっております。

また、23ページ以降につきましては予算説明資料となっておりますので、後ほどご参照いただきますようお願いいたします。

塩竈市立病院事業会計の説明は以上となります。よろしくご審査お願いいたします。

○今野委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 私からは、議案第32号「令和7年度塩竈市水道事業会計予算」についてご説明をいたします。

資料No.14「令和7年度塩竈市水道事業会計予算」の3ページをお開きください。

第2条、業務の予定量といたしまして、給水戸数については2万6,531戸、年間総給水量は679万3,103立方メートル、1日平均給水量は1万8,611立方メートルを見込んでおります。

(4)の主な建設改良事業といたしまして、第7次配水管整備事業に1億4,776万1,000円を、第2次老朽管更新事業に1億8,608万1,000円をそれぞれ予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額ですが、収入につきましては、第1款水道事業収益として、前年度当初比で1.3%減の16億2,984万9,000円を予定しております。その内訳といたしまして、第1項営業収益として水道料金や水道への加入金などの収益、こちらを15億2,449万円、第2項営業外収益として長期前受金戻入や受託工事収益など1億535万7,000円を計上しております。

支出につきましては、第1款水道事業費用として、前年度当初比で1%減の15億9,179万6,000円を予定しております。その内訳といたしまして、第1項営業費用として浄水や給配水、漏水対策費など14億9,396万7,000円を、第2項営業外費用として借入事業資金に対する支払利息や消費税、受託工事費など9,562万8,000円を計上しておりますほか、第3項に特別

損失、第4項には予備費をそれぞれ計上しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額ですが、収入につきましては、第1款資本的収入として、前年度当初比で7.9%増の4億3,918万3,000円を予定しております。その内訳といたしましては、第1項企業債として工事などに係る経費に充当するため3億1,760万円を、第2項負担金として消火栓工事に係る費用など110万1,000円を、第3項補助金として老朽管更新事業や施設整備基本計画策定のため1億1,965万6,000円を計上してございます。そのほか、第4項に開発負担金、第5項に固定資産売却代金をそれぞれ計上しております。資本的収入が増額となった主な要因ですが、施設整備基本計画策定に係る国庫補助金の増によるものとなっております。

支出につきましては、第1款資本的支出として、前年度当初比で14.2%増の9億9,604万4,000円を予定しております。その内訳といたしましては、第1項水道改良費では施設整備基本計画策定に係る業務委託費など、新規計上などから大幅な増となります2億8,722万2,000円を、第2項第7次配水管整備事業費として1億4,776万1,000円を、第3項第2次老朽管更新事業費として1億8,608万1,000円を、第4項企業債償還金として3億7,000万円などをそれぞれ計上しております。

資本的収支の差により不足する5億5,688万1,000円につきましては、第4条の本文中に記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補填をいたします。

次に、4ページをお開きください。

第5条、債務負担行為です。企業会計システム賃貸借再リースほか4件を計上しております。

第6条、こちらは企業債です。第7次配水管整備事業費など主要な建設改良事業である3事業の財源といたしまして、限度額、起債の方法等を定めております。

第7条、一時借入金の限度額は、1億円と定めております。

第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用です。(1)で収益的収支を、(2)で資本的支出について定めております。

第9条、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めてございます。

第10条には、たな卸資産の購入限度額を定めております。

なお、5ページ以降に予算に関する説明書、21ページ以降に予算説明資料を記載しており

ますので、後ほどご参照いただければと存じます。

水道事業会計予算の説明については以上となります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○今野委員長 以上で、各議案及び各会計予算の内容説明は終了いたしました。

次に、資料要求を行います。当委員会より要求する資料については、お手元にご配付の「令和7年度予算特別委員会資料要求一覧」のとおりとなっております。

なお、資料要求については、日本共産党塩釜市議団から89件、かいしんから28件、塩竈維新の会から19件の資料要求がありましたものを、内容の精査及び重複分の整理を行い、予算特別委員会として当局に要求するものであります。

当局において、内容の確認をお願いいたします。

千葉副市長。

○千葉副市長 ただいま資料要求のありました「令和7年度予算特別委員会資料要求一覧」につきましても、資料No.18として、本日の予算特別委員会終了後、午後5時までに議会事務局へ電子データで提出させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○今野委員長 お諮りいたします。資料については、ただいま市当局から回答のありました内容で要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野委員長 異議なしと認め、さよう取り扱うことにいたしました。

さらにお諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、2月27日午前10時より再開いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

2月27日は、審査区分の1より審査を行いますので、所管の部課長の出席をお願いいたします。

本日は、これで終了いたします。

なお、北側委員会室において、議会運営委員会が開催されます。議会運営委員会委員の出席をお願いいたします。

午前11時36分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和7年2月25日

令和7年度予算特別委員会委員長 今野 恭 一

令和7年2月27日（木曜日）

令和7年度予算特別委員会

（第2日目）

令和7年度予算特別委員会第2日目

令和7年2月27日（木曜日）午前10時開会

出席委員（18名）

志賀 勝 委員	佐藤 公男 委員
鈴木 新一 委員	小野 幸男 委員
菅原 善幸 委員	浅野 敏江 委員
桑原 成典 委員	柏 惠美子 委員
西村 勝男 委員	今野 恭一 委員
志子田 吉晃 委員	鎌田 礼二 委員
伊勢 由典 委員	鈴木 悦代 委員
辻 畑 めぐみ 委員	小高 洋 委員
土見 大介 委員	伊藤 博章 委員

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤 光樹	副市長 千葉 幸太郎
技監 鈴木 昌寿	総務部長 本多 裕之
市民生活部長 高橋 五智美	福祉子ども未来部長 長 峯 清文
産業建設部長 草野 弘一	総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監 布施 由貴子
総務部次長兼 総務人事課長 高橋 数馬	福祉子ども未来部次長 兼生活福祉課長 鈴木 陸奥男
産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長 星 潤一	産業建設部 水産振興課長 平塚 博之
総務部 秘書広報課長 中村 成子	総務部 政策課長 引地 洋介

総務部 管財契約課長	上 總 雅 裕	総務部 財政課長	佐 藤 渉
市民生活部 次長兼市民課長	小 倉 知 美	総務部 危機管理課長	古 谷 勝 弘
市民生活部 環境課長	千 葉 貴 幸	市民生活部 税務課長	志 野 英 朗
市民生活部 浦戸振興課長	菊 池 亮	市民生活部 保険年金課長	石 村 要
福祉子ども未来部 保育課長	佐 藤 聡 志	福祉子ども未来部 子ども未来課長	鈴 木 和 賀 子
福祉子ども未来部 健康づくり課長	阿 部 公 一	福祉子ども未来部 高齢福祉課長	山 本 多 佳 子
産業建設部 土木課長	鈴 木 英 仁	産業建設部 商工観光課長	横 田 陽 子
総務部 総務人事課総務係長	石 川 宏	教育委員会 教育長	黒 田 賢 一
教育委員会 教育部長	末 永 量 太	教育委員会教育部 次長兼教育総務課長	櫻 下 真 子
教育委員会教育部 学校教育課長	松 崎 和 佳 子	教育委員会教育部 生涯学習課長	郷 古 勝 浩
選挙管理委員会 事務局長	目々澤 恵 一	監査委員	菅 原 靖 彦

事務局出席職員氏名

事務局長	相 澤 和 広	議事調査係長	石 垣 聡
議事調査係主査	工 藤 聡 美	議事調査係主査	梅 森 佑 介

午前10時00分 開会

○今野委員長 ただいまから令和7年度予算特別委員会2日目の会議を開きます。

これより審査区分1、一般会計の審査に入ります。

ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めておおむね40分以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページなどをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

それでは、質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。

佐藤公男委員。

○佐藤委員 おはようございます。初日、トップバッターで質疑をさせていただきます。

私からは、3点ほど、旅客ターミナルの施設ブランディング事業と衆議院選挙通常選挙費と職員の年齢構成について、3点お伺いいたします。簡潔にお伺いいたします。

まず、資料No.11の157ページをお開きください。

右手に旅客ターミナル施設ブランディング事業とあります。私は横文字が苦手ですので分からないんですけども、このブランディングという、具体的にどういったことなのか教えてください。

○今野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 マリンゲートのブランディング事業につきましてお答えいたします。

ブランディングということも、まず、一般的にですけれども、他と区別できるものをつくり、それに対する信頼や共感によって、あとは違う価値を見いだすこと、それで選ばれる施設になるということを目指すんですけども、マリンゲートの場合、これまで設立から30年近くが経過する中、当時の目的と現在のニーズというのがもうずれてきているということもありますので、そういった部分を時代に求められる姿に近づけ、選ばれる施設になるようにブランディングを図ろうとするものです。

以上です。

○今野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。私も個人的に利用者から様々ご意見はいただいているんですが、これはパブリックベース、公共あるいは商業ベース、いずれも兼ね備えたという形

でこれから進めていくんでしょうか、商業ベースに特化して進めていくんでしょうか、お尋ねします。

○今野委員長 横田観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 まずは、施設としては公共施設でありまして、旅客ターミナル施設という位置づけがございますので、旅客ターミナルでありながら観光集客施設という位置づけを大事にしたいと考えています。ただ、一方で、持続可能性ということも考えますと収益性も必要になりますので、まずは人々が集まって交流もしていただきつつ、商業の要素も重要視していきたいと考えております。

○今野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。それと、こちらに計上されています500万円、これは、当初、どういった費用にお使いになるんでしょうか。

○今野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 費用の内訳でございますが、基本的には、専門家の方への委託費と考えておりまして、これまで運営会社が設立から運営してきまして指定管理者になりながらやってきた部分もありますが、あと、市も一緒に考えてきた部分がございますけれども、専門的な知見を入れて、また、時代に合った施設になっていくようにということで、外部の専門家にいろいろアドバイスをいただくものになっております。

以上です。

○今野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。専門家に係る費用ということですね。今後、進めていく中で、そういった専門家、コンサルタントのような方以外にも、例えば行政ですとか株主もおられます、指定管理者もおられます、テナントや利用者、市民もおられます、こういった方々を入れ込んでいくということは、お考えではないでしょうか。

○今野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 実は、今、ブランディングの前に施設のコンセプトづくりということに取り組んでいるんですが、どういう施設であるべきかというところで、市であったり、もちろん入居テナントであったり、関係する港湾関係の方々の意見も取り入れて、まず、どういう施設であるべきかということを決めていきたいと思っております。それをどう実現するかという部分につきましては、基本的には専門家の方々の意見を聞いて、実現に向けて計

画していきたいと考えております。

以上です。

○今野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。まだ動き出しておりませんので、今後の経過を見ながら見守ってまいりたいと思います。

こちらは以上でございます。

続きまして、同じ資料No.11の73ページをお開きください。

今年の夏に行われます参議院選挙通常選挙費についてお尋ねいたします。

お尋ねする項目は、区分の3節、職員手当等、こちらは1,239万5,000円です。その内訳が、隣にその他手当と時間外手当で分かれているんですけども、その他手当が839万5,000円、時間外手当が400万円と計上してあります。時間外手当は分かるんです。22時以降の開票作業等がありますので深夜の1.25が入ります。ただ、このその他手当、いろんな項目を見ていますと、その他手当ですとかその他の下には、必ず費目というかそういうことが出ているんですが、ここはもうそのまま落ちているんです。この内訳などがあれば教えてください。

○今野委員長 目々澤選挙管理委員会事務局長。

○目々澤選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

その他手当につきましては、投票事務従事者、あとは開票事務従事者の手当となっております。その次の時間外手当は、逆に投票当日ではなくて、その前段の準備作業の残業手当とかそういう内訳になってございます。

以上でございます。

○今野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 このその他手当839万5,000円、これに係る延べ人数というのはお分かりでしょうか。昨年の夏に衆議院選がありましたよね。これと似たような数字になってきますよね。9月の決算を待てばいいんでしょうけれども、今現在、ざっくりとした人数で構いませんので、教えていただければと思います。

○今野委員長 目々澤選挙管理委員会事務局長。

○目々澤選挙管理委員会事務局長 まだ予算の段階で積算の段階なんですけれども、まず、投票事務従事者は、延べ人数で200人を見ております。また、開票事務従事者は、130人程度を見ております。

以上でございます。

○今野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。こちらの手当についてなんですが、いろんな自治体のを
見てみますと、結構私もびっくりしたんですが高いんですね。1日当たり3万円である
とか4万円、5万円といった手当を出されている自治体もあるんです。逆に、財政の厳しい自
治体では、もう条例化をされて、1日の手当は2,000円だとか3,000円だとかを決めて、あと、
休日に関しては、振休を使われているんです。いま一度、伺いますが、本市は、休日に関し
てどのような扱いをされているのでしょうか。

○今野委員長 目々澤事務局長。

○目々澤選挙管理委員会事務局長 お答えいたします。

まず、選挙につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律というもの
で単価が決まっております。本市でありますと、今度の参議院選挙になりますけれども、1
時間当たりの単価が1,744円95銭ということで決まっております。まず、投票事務であれば
14時間拘束されますので、そちらに14時間を掛けまして、1日の単価を今のところ3万
3,000円ということでいっております。こちらを投票所の人数とか、あとは開票所も、先ほ
ど申し上げた人数がございましたけれども、そちらに掛け合わせまして今のところ予算を決
めておる状況でございます。

以上でございます。

○今野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 次の75ページ、今年、県知事選挙もあるんです。同じぐらいの費用がかかってく
るというわけです。今、事務局長のお話では、そんなに自治体ごとで大差はないという解釈
でよろしいのでしょうか。いま一度、お願いします。

○今野委員長 目々澤事務局長。

○目々澤選挙管理委員会事務局長 本市におきましては、国の基準の単価をそのまま採用して
おりますので、他自治体と相違ないと思っております。

以上でございます。

○今野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、3つ目です。

資料No.18-2の3ページをお開きください。

職員の年齢構成についてなんですが、これも見てびっくりしたんですが、かなりばらつきがあります。今の特に20歳、21歳、22歳の方とかは、かなり少ないです。今まで採用されていた人数というのは、例えば、今、55歳からちょっと下ぐらいの方だとバブル崩壊の影響をもちに受けております。それで公務員志向が高くなった、これで増えているのか。リーマンショックにしても、この辺は、影響はあったのかどうか分かりませんが、38歳ぐらいでちょこっと上がっていますよね。4年ぐらいでだんだん減ってきていますけれども、こういう社会情勢によってばらつきがあるのか、あるいは、もともとの採用計画がそうであったのか、教えていただければと思います。

○今野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 職員の年齢構成についてお答えいたします。

社会情勢ということも一つ要因にあると思います。今の40歳から50代前半について、就職氷河期というところもございました。ただ、一方で、地方公務員、全国的にも言えることなんですけれども、本市においてもここ20年間で約200名の職員が減少しておる中での採用計画ということでのこういった年齢構成になってございます。

以上です。

○今野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 では、若い方々の先ほど申しあげました20歳、21歳、22歳、これはかなり少ない人数なんですけれども、以前、総務部長もおっしゃっていましたが、若い方が、退職される方が多いと。この辺の状況を、採用した人数と現在の人数と照らし合わせてその理由をお聞かせいただければと思います。

○今野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 20歳から22歳までの年齢の方ですけれども、採用につきましては、一応、上級程度と初級程度というもので採用しておりますが、採用の数からいうと、上級程度のほうが多いというのが今の現状でございます。一方で、20代で普通退職で退職される方も一定程度おりますので、こういった年齢構成になっていると思われれます。

以上でございます。

○今野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。いま一度、申し上げますけれども、この20歳、21歳、22

歳、今、人数が、2名、4名、6名ですか。ここの3か年で減った人数というのはお分かり
でしょうか。退職された人数です。

○今野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 申し訳ございません。この20代の前半の細かい数字につい
ては、すみません、把握しておりません。

○今野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。ちょっと話がずれるんですけども、先ほど言いました
ように、以前、若い方々が中途退職されるということを総務部長に伺っていました。採用に
当たってなんですけれども、成績上位者だけを見て採用されているのでしょうか。10名採ら
れるとしたら、上位10人は成績で取られるのでしょうか。地元ですとかそういったことは、
考慮はされないのでしょうか。

○今野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 お答えいたします。

基本的には筆記試験と、あと、面接試験等での上位成績者を採用してございます。ただ、
面接の中で、もちろん市内にお住まいの方は、塩竈の地元への愛着であるとかそういうのは、
面接の中で聞き取れば面接の点数は高くなると思いますので、そういった中でも全体的な
成績上位者ということで採用を進めております。

以上でございます。

○今野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 ありがとうございます。辞められる辞められない、その点を考えますと、今後の
採用については、市内の居住者の割合を増やすべきではないかと個人的には思うんです。言
うまでもありませんが、転出の抑制であるとか市税の納入、これはもちろんのことですけれ
ども、さっき総務人事課長がおっしゃったように、このまちに対するシビックプライドです
とかそういったものは、他市から来た方よりは断然高いと思うんです。そこだけでも、もう
つなぎ止められるのではないかと思います。あるいは、14年前に震災がありました。この日
は土曜日でした。閉庁です。私も、連絡しようにもできなかつたんですけども、こういっ
たときに市内に住まわれる職員の皆さんが多ければ、少しでも市民の皆さんのお役に立っ
たのではないのかと。あるいは、私の知人・友人もそうなんですけれども、皆さんの先輩方、
OBの皆さんも、町内会あるいは様々な団体等で今なお活躍されています。本当にすばら

しい皆さんです。そういう長期で見ての職員育成あるいはまちの形成、そういうことも考えられるのではないかと思います、市内在住の職員を増やすべきではないかのご提案を申し上げるところでございます。その点、一言で結構ですのでいかがでしょうか。

○今野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 地元の方をとということなんですけれども、こちらについては、総務省からも本籍地や出生地、こういったもので採用の判断とすることは、平等の取扱いの規定の原則に反している懸念があるという見解が示されておりますが、先ほども申し上げましたが、面接の中で塩竈市に対する熱意というか、そういうものをしっかりと見ていきたいと考えております。

以上でございます。

○今野委員長 佐藤委員。

○佐藤委員 採用基準を昭和に戻せとかそういうことを言っているわけではないんです。聞いていますと、あるまちでは、市議会議員を長く20年以上やられていて、スポーツ少年団の顧問をされているんだそうです。ただ、そのまちでは、その卒団生が何十人もいるそうなんです。もうホワイト社会ですから、そういう採用とかでなくきれいな形でできるだけ地元の住民を採用していただければと思います。

それだけお願いして私の質疑は終わります。ありがとうございました。

○今野委員長 以上で佐藤委員の質疑を終わります。

伊勢由典委員。

○伊勢委員 それでは、早速ですが、質疑を行わせていただきます。よろしくお願いたします。

最初に、資料が、せっかく製本されたやつが出ていますので、それを踏まえて質疑をさせていただきます。

資料No.11の21ページ、歳入のところをひとつ指摘をしておきたいと思います。

21ページのところにデジタル田園都市国家構想推進交付金など3億1,716万3,000円ということを示されております。これは、デジタルの推進のための国の予算交付金ということのようですが、改めて使い方、使い道等々についてお尋ねしたいと思います。

○今野委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 こちらの資料No.11の21ページでございます。

総務管理費国庫補助金のデジタル田園都市国家構想推進交付金でございます。

こちら180万円でございますが、こちらは、もともと地方創生の交付金が、名称が変わりましてこの名称になったものです。使い道でございますが、首都圏から本市へ移ってくる方の移住・定住のための補助金の国の財源となっております。

以上でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。同じページのところにデジタル基盤改革支援補助金というのがありますが、これはどういう中身でしょうか。

○今野委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 デジタル基盤改革支援補助金でございますが、こちらは、住民基本台帳ですとかそういったシステムの標準化に係る費用のための国からの補助金となっております。

以上でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。過般、前の議会でも問題点は、指摘はしましたが、デジタル基盤についてそれを進めていくということは、否定はしませんが、さきの議会の中でも地方自治体が保有する20の基幹業務、住民基本台帳、戸籍、健康管理等々、それを2025年、ガバメントクラウドということで標準化する国の方針ということで、地方のそういった20の基幹事業について管理していくということで、この点からも私どもは、そういうことは、やるべきではないと感じておりますので、これは、あと、そういう立場で議論はしていきたいと思いますし、また、問題点は、過般の討論の中でしていきたいと思います。

次に、同じ資料No.11の68ページのところに宮城県地方税滞納整理機構ということで触れられております。11万1,000円だと思いますが、その滞納整理機構の恐らく分担金か何かだと思いますが、今年度、令和7年度の職員の派遣の関係なりについてお尋ねしたいと思います。

○今野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 宮城県地方税滞納整理機構への派遣の状況についてでございます。こちらの機構に対しましては、現在も派遣しておる状況がございまして、この11万1,000円といいますのは、あくまで機構に参加する経費ということで、来年度、派遣するか否かについては、人事上の問題かと存じます。ただ、税務課といたしましては、引き続き派遣を希望

したいというところでございます。

以上でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 宮城県地方税滞納整理機構は、大分前でしたか、差押え等の問題点があったりして、これも、様々、問題・課題があるんだと私も思います。職員派遣については、今後の課題、令和7年度の予算の暁の上での対応なんだろうと思いますが、ほかの自治体のところでは、ここから離脱しているところも結構ございますので、その点も含めてこれは、問題点は指摘をしておきたいと思います。

まずは、そこは終わらせていただきます。

次に、同じ資料No.11の11ページから18ページのところに、9月定例会で使用料・手数料の引上げ条例提案があったと思います。今回の予算措置で見ますと3億4,574万6,000円ですか、全体としては、使用料・手数料についての総額の歳入が示されておりますが、この中で一つ一つ子細に見ると、増えたところ、減ったところもありますが、例えば、市民が實際上、使用料として、あるいは手数料として増えたところだけご紹介ください。

○今野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 今回の歳入予算、使用料・手数料について、今年度、行わせていただいております使用料・手数料の見直しに伴う数字の変動についてご説明申し上げます。

まず、手数料についてなんですけれども、窓口、戸籍関係の手数料と、あと、墓地関係の手数料は、こちら増収になっておりまして、関連する部分で816万1,000円ほど、今回、予算で増収見込みをさせていただいております。

あと、使用料につきましても、浦戸ステイ・ステーションですとか防災センター、おのおの11万4,000円、2万2,000円ということで使用料が上がっております。あと、指定管理を行っている施設につきましては、こちらは今後の部分もありますけれども、歳入の増という形ではなく、そこは、今後、行っていく指定管理の業務委託料の減額という形で発現していくかと捉まえております。

以上になります。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。いずれにしても、使用料・手数料のところでは市民の負担が増えていくところも、今回の令和7年度の予算の中でも見受けられておりますので、これについても、

今後、どうするか、本会議の中での対応等も含めて精査していきながら対応も進めていきたいと思えます。

じゃあ次に、資料No.15、149ページのところに、壱番館の所有について載せられております。今回は、全部で3つの店舗がいろいろな諸事情でお店をやめていくということも、たしか各協議会の中でも報告された案件です。壱番館の所有の建物の取得で1,780万2,000円と、こういうことになっているようですが、これは、一つは取得金額として捉えていいのかわるか、確認させてください。

○今野委員長 上総管財契約課長。

○上総総務部管財契約課長 1,780万2,000円でございますが、こちらは、全て取得に係る金額でございます。

以上でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、その3つの今やっているお店のところでの取得の総額ということで確認してよろしいんですね。

○今野委員長 上総管財契約課長。

○上総総務部管財契約課長 おっしゃるとおり、3区画分の取得の金額の合計ということで計上しております。

以上です。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、今後の予定として、4月から区分所有の売買手続に移るといったことなのですが、もちろんいろんな事業をやっているから、すぐ4月1日からあれこれというのはできないかと思いますが、一つは、そういった手続等について、今後、どのような形で進められていこうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

○今野委員長 上総管財契約課長。

○上総総務部管財契約課長 今後、所有者の方と金額などのお話をさせていただきながら契約などを進めて、あとは、来年度中に引渡しを受けるスケジュールで進んでいく予定でございます。

以上です。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 おおむね大体いつ頃、その引渡しの見通しになるのか、その辺だけ確認させてください。

○今野委員長 上総管財契約課長。

○上総総務部管財契約課長 すみません。業務がいつまで続くかがまだはっきりしておりませんので、今この場での回答は難しいかと考えております。

以上です。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。ひとつ対応等をよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、この図面を見ますと、ちょうど福祉子ども未来部が使っているお部屋がございます。隣が空いているんです。私的に仮に考えるとすると、どうもお話を聞くと、ある事業者がここを所有しているという経過のようですが、その辺のいきさつ、経過等について、もし市の担当で分かれば経過だけ教えてください。

○今野委員長 本多総務部長。

○本多総務部長 今ご指摘があった区画でございますが、ある事業者がお持ちです。それで、今回、隣接の方が売却の意思を示しているという情報は、この事業者にも提供させていただいているという状況でございます。あとは、会社組織でございますので、会社内での判断ということになると思います。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。そういう情報共有は一緒にしているということですね。今後なんですが、恐らくは、市の公共施設の場所ということで3つの店舗のところはお使いになるかと思いますが、それは、例えば壱番館の関係で一定のフロアを使うのか、あるいは別な方法で使うのか、その辺の考え方だけ教えていただければと。

○今野委員長 本多総務部長。

○本多総務部長 ここの利用に関しましては、今、実際、本庁舎新築が凍結になったというのは、この間、ご報告させていただきました。そこを含めまして、ただ単に壱番館の事務スペースの補充として使うのか、あるいは、市民サービスに供したほうがいいのかというところは、今、内部でも議論を進めておりますので、その辺がまとまりましたらまたご報告をさせていただければと思っております。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 市民の様々な公共サービスのものに寄与する形で使っていただければよろしいんじゃないかと思しますので、よろしく願いをしたいと思します。

次に、資料No.15の160ページのところに公園施設長寿命化対策事業ということで載っております。全体としては、事業費が3,518円万ということのようですが、公園全体で全部で10か所、様々、進められようとしています。これはリニューアルそのものなのか、長寿命化に基づいてリニューアルをするのか、あるいは遊具そのものも新設しちゃうのか、その辺の考え方だけお尋ねしたいと思します。

○今野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 お答えいたします。

資料No.15の160ページに来年度事業の予定箇所が示されております。16公園、遊具としては20基となっております。この中身としましては、更新、新しいものに取り替えるということになってございます。

以上です。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、今ある公園の16か所は、大体遊具がそろっていて、大分古くなっていて、皆さんが公園に行くと縄が張っていたりして使えない状況ということで、そういうことでの交換なのか、その辺だけお尋ねします。

○今野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 遊具につきましては、設置から数十年たっているという部分と、あと、安全基準が変わりまして、今、使用禁止になっておりまして、そういったものを中心に、今回、令和4年度に公園長寿命化計画を策定しまして、それに基づいて整備する内容となっております。中身につきましては、その使用禁止になっている遊具を新しく取り替えるということになってございますので、よろしく願いしたいと思します。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。地域の子育ての方々にとっては喜ばしい話かと思しますので、ひとつよろしく願いをしたいと思します。市内に随分あるんだなという思いです。ぜひひとつ対応等をよろしく願います。例えば後楽町第1公園だとか千賀の台1号公園ないしは3号公園、これも団地造成の当時につくられた大分古い公園で、同様の遊具類なんかはかなり古くなって使用禁止の処置になっているんでしょうか。

○今野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 安全点検を毎年しておりまして、その中で劣化とか安全基準に満たないとか、そういったものを使用禁止にしております。なので使用禁止のものは、ロープを張って使えないようにしておりますし、使えるものに関しては、そのまま使っていただいといるところに対応しておりますので、今回、この事業で新しく入れ替えることで、今年度は20基の遊具が新品になるという形になります。よろしく願いいたします。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。大体、今回のやつを見ますと、事業の進め方、予算については触れられているんですが、言わば着工する予定あるいは竣工する予定、そこだけ確認させてください。

○今野委員長 鈴木土木課長。

○鈴木産業建設部土木課長 速やかにということに対応してまいりたいと思います。ただ、これは、遊具というものは工場製作といたしまして、発注してからも工場で作る期間がございます。あと、町内会にこういった遊具が入りますという、町内会長ですとかそういった地域の方にも確認しながら進めてまいりますので、すぐにとは考えておりますけれども、そういった期間はいただきながら整備していきたいと考えております。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。丁寧な対応等をよろしく願いしたいと思います。

次に、資料No.15の168ページのところでお尋ねをしたいと思います。

そこで、これは、前の2月の補正の杉村淳美術館等についてのたしか調査費ということで補正で出ておりました。それで、急傾斜地の関係で、いよいよ工事着工ということで予算が組み立てられております。6,000万円ぐらいですか、そこら辺で、設計が令和7年4月ないし契約は、工事着工は9月、竣工は令和8年3月とこういうことです。隣のページのところで見ますと、耐震補強工事についてということで、同じ杉村淳美術館のこういった工事がやられております。図面を見ると、2階の管理棟と言われるところが耐震工事しますよと。講堂は耐えられる構造になっているようですが、そこでお尋ねなんですけれども、2つの工事がほぼ同時進行的に進められるという話になろうかと思うんです。来館者の関係も出てきますし、せっかく訪れても、恐らく杉村淳美術館の駐車台数は十二、三台ぐらいだったかと思うんです。そうすると、両方の工事がほぼ同時的に進められるので、そこも含めて、言わば

工事を行う上での受入れ体制等についてどのような形で今は進めようとしているのか、お尋ねしたいと思います。

○今野委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 委員おっしゃるとおり工事の期間が重複しております、利用者の皆さんの駐車スペースの問題がございます。全部で15台止められるんですけども、ここに工事車両が入ると狭くなりますので、本町に旧ちびっこ広場ございまして、こちらに工事車両とか、あとは工事の現場とか、そういった部分を整備していければと考えてございます。

以上になります。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ちびっこ広場はたしか細いんだよね。車も何台ぐらい入るか、工事車両としては、恐らく3台入れれば満杯になるのかと思うんですが、そこで足りるのかとっているんですが、そこら辺も含めてそこだけでいいのかどうか、いろいろ当局の考えをお聞きしたいと思います。

○今野委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 本町の元のちびっこ広場という部分は、委員おっしゃるとおり狭いというところもございまして、そのほかにくるくる広場、本町の市川紙店の向かい側、こちらの部分も駐車スペースとして利用していこうかとも考えてございます。

以上になります。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。工事そのものに支障がないように、そして、来館者の方々が満足して帰られる対応をひとつ進めていただければ、なおありがたいと思いますので、その辺は、よろしく願いをしたいと思います。

次に、資料No.15の148ページのところを開いていただければと思います。

ここに同報系防災行政無線の更新ということで多額の経費が掲げられております。4億7,000万円ほどということになっております。そこで78か所、本土側で68か所、あと浦戸側で10か所の同報系防災行政無線等が整備されると、契約は、4月に契約して8月には工事完了と、こういう話です。よく聞くのは、音が聞こえまないと、こういう話がよく市民の方から言われるんです。そういった点で、いろんな危機的な状況があったときに、速やかな情報

が市民の皆さんに周知できるようになれば、様々なそういったことに対処できるのかと思いますが、今回は、78か所そのものについて例えば増設するだとか、もう少し聞こえる場所に設置するだとか、そういうものは含んでいるのでしょうか。

○今野委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 防災行政無線についてお答えいたします。

現在も聞こえないとかそういった形でご指摘をいただいている状況でございます。今回、増設はないので、78局に新しく高性能というか、今より性能のアップしたスピーカーを設置するという整備の内容になってございます。それについて、そのほか聞き取りにくい部分については、放送だけではなくてこれまでと同様に電話対応サービス、それと、あとは市のLINEとか、そのほか緊急速報のメール、XとかFacebookなどのSNSにも一斉に配信する機能を取り付けまして、広く周知していきたいと考えてございます。

以上です。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。そうすると、イメージ的に高性能のスピーカー等々も設置しますということのようですが、よく分かんないのでお尋ねしたいんですけども、今あるスピーカーよりも例えば聞こえる範囲、そういったどの辺まで聞こえるかというのは、機器更新によって感じとしてはどうなんですか。

○今野委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 スピーカーにつきましては、新しくなる形で、近くのほうは優しく、遠くのほうははっきりとという性能を持った形のスピーカーを準備しまして、実は、昨年度に音域の調査をしております。そのスピーカーの性能を発揮しますと、今現在のものより1.2倍から1.5倍は届く範囲が広がると聞いておりますので、そういう形で整備していきたいと考えてございます。

以上です。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。そうすると、私のうちの近くにあるんです。かなりがっとな聞こえる感じで、近くの方は優しくと、遠くの方ははっきりと、このフレーズをぜひ防災無線の中にも生かしていただいて、危機管理の中でこういう対応をしますというのをぜひ生かしていただければと思います。これは、例えば設置された後に、実際にお試しの放送というのは

やるんですか。

○今野委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 整備は令和7年度いっぱいでは整備するんですけども、どうしても既存のものと切替えの時期がございます。なのでまだ予定は立っていませんが、切替えの時期が令和7年度内に、順次、入れ替えていく形になりますので、そのときは、入れ替えた時点でお試しという形にはなるかと考えてございます。

以上です。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。町内の皆様の様々な放送ですので、ひとつ対応等を丁寧によろしくお願いしたいと思います。

次に、マリゲート、資料No.15の156ページのところで、先ほど佐藤委員からもブランディングということでの質疑がされました。それで、一つは、何となくは分かるんですけども、旅客ターミナルについて、マリゲート塩釜の塩釜港旅客ターミナルの条例制定はいつでしたか。この条例について何回か変えたと思うんですが、その辺だけ確認させてください。

○今野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 塩釜港旅客ターミナル条例の制定ですが、市に譲渡されました平成13年に条例が制定されております。

以上です。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そこで、今回、様々なマリゲート塩釜に係る資料も出ていますので、そういうものを精査していく必要があるかと思いますが、特に、例えば業務関係、それから飲食関係並びに事務関係、ここでの家賃というのは、条例の上で大体どんなふうを設定されておるでしょうか。

○今野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 まず、当時の設定の考え方につきましては、なかなか明確に分らない部分もありますが、付近の相場ですとかニーズの多さとか、そういった部分から設定されたと伺っております。

以上です。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 例えば業務関係で調べて、いろいろ載っているネットで見ますと、業務物販で3.3平米、月1万3,750円だとか、あるいは飲食で月7,150円だとか、ジムで月4,400円だとか、それでよろしいのか。

○今野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 条例に規定をしております金額につきましては、業務用施設の利用料金の基準額ということになっておりまして、現在、実際に適用されている金額、こちらにつきましては、指定管理者と市の協議によって100分の50から100分の150の間で設定することが可能となっております。それで、今、物販店舗につきましては10分の6で坪単価8,250円、飲食につきましては10分の7の設定で5,005円、事務所スペースにつきましては10分の10で4,400円となっております。

以上です。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 としますと、特に飲食はまだいいと思うんです。事務系も大体入っておりますので、問題は、旅客ターミナル本来の役割は、海に親しむ交流の空間ということなんです。それで、せっかくお客様がバスから降りて必ず物販のところを通るわけです。それから船着場に行くと、こういう形ですよ。そうすると、せっかく他県から来た方々が、バスから降りて、あらあら、何もないというのが結構お話としては聞かされるんです。そうしますと、ブランディングはいいでしょう。専門家の知見を取り入れて、様々、今後、検討したいというのは、様々魅力あるマリングート施設になっていけばいいわけですからそれはそれでいいんですが、問題は、旅客ターミナル条例の物販系と事務系等もどうするかというのは別問題にして、特に物販のところでは今は15区画あるんだと思いますが、それで、言わば賃貸の金額をもうそろそろ見直す時期に来ているんじゃないかと。今回のブランディングを受けて、今後、さらに物販に入りたいということでの意欲を持つ業者が入るとすると、そういった賃料について条例で定められている、あるいは先ほど100分の50だったか、等々いろいろお答えになりましたが、条例もつくられてはや二十数年たつということで、今後、旅客ターミナルの運用を行っていく。ただし、県と塩竈市が大株主ですので、まさか会社の損失をつくるというわけにはいきませんので、この辺は難しいところですよ。つまり赤字をつくらない、できるだけ利益を上げていくと、こういう話がマリングート塩釜にとっては必要かと思いますが、

そこも含めて旅客ターミナル条例の今後の様々な見直し、特に条例で定められている関係上、条例を見直さないとなかなか入ってこないんじゃないかと私的には思っているのですが、そこら辺のお考えだけ聞きたいと思います。

○今野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 委員ご指摘のとおり、物販店の料金設定の高さというのは、ちょっと高いかなというのは否めない部分でもあります。今後、今回のブランディングによる専門家派遣事業でもアドバイスをいただきながら料金設定については検討を加えたいと思いますし、収支の部分も考えながら、また、今後の激変緩和というか、そういったこととかいろいろ検討する余地がありますが、料金が高いことが一つと、あと、もう一つ、現在の仕組みですと定額制ですので、例えば集客が多くなっても売上げとは連動しないという仕組みになっていますので、集客へのインセンティブが弱いという構造的な問題も抱えていますので、その辺も併せて条例改正も視野に具体的な検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 私も条例を見させていただきましたが、減免規定はあるものの、それは、あくまでもいろんなお部屋を借りる際のそういったものについて市長が認めるものと。ただ、物販は定額、確かにそのとおりなんです。だから、これは、今回の予算の関係でブランディングの事業を進めつつ、これは政治判断ですから事務的にあれこれというのは難しいかもしれませんが、最終的にどこかの時点で政治判断を下して、このマリンゲート塩釜の再生、市長自身もマリンゲートを掲げているし、仲卸を掲げているし、塩竈市のにぎわい創出のための様々な話をしていたように思うので、そこら辺も含めて最終的な政治判断は、市長の決意・判断になるかと思いますが、その辺の問いかけだけ、市長のお考えだけお聞きしたいと思います。

○今野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 これまでも議会答弁の中で何回か申し上げさせていただいていますが、一つ言えることは、スタート地点の当時のことをよく覚えておりまして、僕も港町の住民でございましたので、当時のタカハシ助役が港町の集会所に来て説明されたときに、今やんなきゃ駄目なんですという話ばかりおっしゃっていた記憶が物すごく強くあります。松島に行くのに塩竈市は100万人通っていく、その人たちを寄らせる、そういう受け身的な話ばかりおっしゃ

っていた。ただ、多分、伊勢委員もよくご承知かと存じますが、ここで見通しの甘さ、これがたしか最初の予定だと30億円ぐらいの建設費用で予定していたはずなんです。北海道東北開発公庫が30億円貸せませんと。結果、たしか十七、八億円ぐらいしか借りられなかったのがスタートラインだと思います。これと同時に小名浜のタワービルか水族館か、どちらか後先あると思いますけれども、同じ港建設基金か何か、間違っていたら補正してほしいんですけれども、同じ補助メニューで建てたと記憶してございます。そのくくりの中で始めて、第三セクターの限界というのが当然あったと思います。いろんな課題も僕は知っています、聞いています。あえてここで申し上げませんが、商社との裁判沙汰もあったわけですから、そこからのスタートを市役所職員の皆さんは、多分ここにいらっしゃる方でも当時の話を知っている方はいらっしゃるし、議会の皆様方でも覚えていらっしゃる方は相当いらっしゃるだろうと。そこをどうやって転換させなきゃいけないかというのは、三十数年たって大きな限界に来ていると思います。それと同時に、簡単に言います、宮城県、塩竈市、あと株主を含めて10分の1の価値に減らしているんです。資本金を10分の1に減らしているわけですから、その辺のところは、僕が市長になってから人事も含めていろんな課題を聞いてきましたし、自分の目で聞かされてきましたし、その辺をどうやっていくかというところを大きく変えるには、様々な方の知見とか経験とか民間の方の発想とか、大きく変えていかないと、実は、あの建物自体、新しく変えられませんので、あと、昨今の観光動向、あと、塩竈市にどういった方々が訪れていらっしゃるのか、そういったのも徹底的に分析して、テナントの方にも大変ご迷惑をかけているのも事実でございますし、人を集めなきゃ買ってもらえないわけですから、その辺も本当にここで大きく見直しをしないと、今までの悪循環を繰り返すだけになるだろうと認識してございますので、その辺も含めて今回のブランディング事業をはじめ様々な方のご意見、ご指導をいただきながら、入っていただく方にも来ていただく方にも安心して、また、商売、生活、なりわいが整うようにしていくのが市としての大きな責任ではないかと思っております。まだまだ課題が山積していると認識してございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 ひとつどうぞよろしくお願いをしたいと思います。

時間もさほどありませんので、資料No.18の48ページから62ページのところで補助金の見直しの資料が出ております。既に各協議会にずっと報告されておりますので重複は避けませんが、

33団体、各常任委員会、廃止・改善・統合ということのようですが、そこで細かいところは、もう時間がさほどありませんので、3月に補助金についての交付要綱の改正を行うと、4月適用ということのようですが、今現在、どんな段階で、今後の補助金要綱の見直しというのはどんな形で進められようとしているのか、そこだけ確認したいと思います。

○今野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 補助金の見直しにつきましての今の取組状況ということになります。

今年の3月にスケジュールで補助要綱の見直しはあるんですけども、ただ、今回、令和6年度に見直しを行った事業は、廃止2件、統合2件ということで、全体の中から見れば数件にとどまっておりますが、まず、こちらについて、必要に応じた要綱の修正を担当課で行います。なお、また、金額に関わらない部分につきましても、補助内容の見直し等が行われたものについても、都度、補助の交付要綱の見直しはさせていただくものとさせていただいております。

以上になります。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 確認までなんですが、財政課が一応所管はしているものの、各部、各課のところで補助金の見直し等々を進めていこうとしているのか、いや、そうではなくて財政課全般ですということなのか、その辺だけ確認させていただければと思います。

○今野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 基本的なすみ分けになると思うんですけども、協議会でご説明させていただきましたように、財政課でその基本的な考え方、方針、ポイントを各課と共有しながら作業を進めていく中で、令和7年度につきましても調整をさせていただきますが、ただ、要綱の改正ということになりますと、各所管の予算であったり補助金の部分になりますので、そちらは、各担当課で進める作業となっていく予定と考えております。

以上になります。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。今後のひとつ課題と受け止めましたので、あとは予算の質疑が大体終わりましたので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○今野委員長 以上で伊勢委員の質疑を終了いたします。

暫時休憩します。再開は11時10分といたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○今野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページなどをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

菅原善幸委員。

○菅原委員 それでは、今日の午前中の3番目でございますけれども、質疑させていただきたいと思います。

まず、初めに、資料№15、148ページの防災行政無線の機器更新についてお伺いしたいと思います。

防災無線につきましては、災害発生時から災害が発生するおそれがある場所に、住民に対し、敏速に情報伝達を行う重要な役割を担っているのが防災行政無線であります。令和7年度、新年度予算としてこの防災無線の機器更新を行うということで提案もございました。事業費も4億7,721万7,000円と大変高額な機械ということで、その費用に関しては、財源を入手するのも大変苦労されたのかなと思いますので、そこで、概要に書かれていますが、この平成24年度に導入されてから13年目にかかるわけでございますけれども、この喫緊の老朽化が進んでいる現状の機器システム等を見直しするというので、その適切な情報を伝達するシステムを調整することがありますが、現状のシステムと新しいシステムのどこが違うのか、その辺、お伺いしたいと思います。

○今野委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 それでは、防災行政無線について、今現在、設置している防災無線との違いになりますけれども、先ほども申し上げましたが、まず、大きくスピーカーの性能が変わります。今、78局にスピーカーが4つずつついております。その形状も変わりましたが、今ついているのは、皆さんご存じかと思いますが、いわゆるラップという形なんです。今後、整備するものについては縦長で、先ほども申し上げましたが、近くは優しく聞こえると、直進のほうに遠く聞こえるという性能が変わっておりますので、まず、大きくスピーカーが変わるところでございます。そして、もう一つ大きなものが、停電時に

バッテリーで放送ができるようになります。それは、いざというとき、停電したときに、そのバッテリーを使って放送するというものなんですけれども、それは、今現在、4年で更新をしているところなんです、それが長寿命のバッテリーとなりまして、13年もつバッテリーになります。そういったものを整備して確実に放送していきたいと考えてございます。

以上です。

○今野委員長 菅原委員。

○菅原委員 新しいシステムの違いについて私も認識しました。148ページにもこのシステム整備による新機能ということで書いてございましたけれども、AIの、かつ遠距離とか様々な部分で、今までにない部分の機能をしているシステムということでございますけれども、この管理というのは、大変難しいと思うんですけれども、ここにも書いてありますけれども、今までですと庁舎で行っていたのが、庁舎外でもそういう発信ができるシステムという形なんですけれども、このシステムというのは、そのほかにも様々な部分があると思いますけれども、こういったものが主にあるのかお伺いしたいと思います。

○今野委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 それでは、機器の概要という形になりますが、今使っている親局、発信元になります。こちらは今現在ですと塩竈市役所、ここに来まして放送という形になります。もちろんそれと同じようなシステムにはなるんですけれども、外部に持ち出ししてポータブルでできる機器もそろえた形も可能ということになりますので、万が一、市役所が被災した場合とか、または移設となっても、離れた形で遠隔操作ができる機能が盛り込まれた整備をしたいという中身になってございます。

以上です。

○今野委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。今までと大分間違ったシステムということで確認させていただきましたけれども、特殊な発信とか様々な部分で発信することだと思えるんですけれども、この管理体制という部分では、特別な技能を持っているのか、または特別な人が、そういう経験を持っている方が発信されるのか、その辺というのはいかがなんでしょうか。

○今野委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 それに関しては、特に資格があるなし関係なく放送部分は可能になります。ただ、ある一定程度、確実に確かな情報を伝えることが一番ですので、そこは庁

内で確認した形で、市長決裁をもらった形で、正しい情報を伝えるという運用を固めていきたいと考えてございます。

以上です。

○今野委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。本当に重要な防災無線という形でございますので、例えば震災がいつ起きるか分からないという場合に、24時間体制で監視しなければいけない部分が私はあるのかと思います。そういった中で、日々、そういう発信を心がけながら、外部のところから発信できるのは分かるんですけども、その辺の昼夜にわたって管理しなくちゃいけないという部分があるんですけども、大変ご足労をかけるんじゃないかと思いますが、そこで、今回のシステムで、今回、13年がたって新しい更新になったわけですけども、この新しくなってからのシステムというのは、どのぐらいの耐用年数でまた交換しなくちゃいけないのか、システムはどんどん変わっていく部分があると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○今野委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 それでは、お答えいたします。

まず、今回、整備を考えております親機システム、こちらについては、電子機器ということもありまして約10年の耐用年数、そして、先ほど申し上げましたバッテリーについては13年、スピーカーについては、メーカーで発表するのが大体約15年で、今回、整備はしないんですが、78局の支局、スピーカーがついている鉄柱、これについては、30年から35年という耐用年数でございます。ですので、今回、整備して、その後の次期の更新については、耐用年数に合わせて段階的に整備する想定がなされるのかなと考えてございます。

以上です。

○今野委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。このシステムの更新というので5億円ぐらい今回はかかっているわけですけども、基金でも用意しない限りはなかなか、今回は緊急防災・減災事業債で、令和7年度の工事という形で、多分、事業費の財源があったわけですけども、これを踏まえると、今後の課題も多々あるとは思いますが、ぜひともその辺も考慮しながら検討していただきたいと思います。

先ほど伊勢委員からもあったんですけども、私も住民から防災無線が聞こえないという

のは、もう多く相談を受けるわけなんですけれども、先ほど新しいスピーカーになって、近くは優しく、遠くははっきりという形で言っているんですけれども、ただ、今現在、そういった聞こえないというのはどのぐらいの頻度で役所にあるのか、また、どの地域がそういう聞こえない地域になっているのか、その辺の把握はされているのか伺いたと思います。

○今野委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 聞こえない地域、場所というものがございます。もちろん天候だったり場所的なものもございます。危機管理課では、聞こえない場所というのが、まず1つ、藤倉の裏のほうのダブル踏切のところの地区が聞こえづらいということ、ご意見をよくもらいます。あと、また、清水沢と伊保石との入り口、例えばゴルフ場の近隣、あの部分も若干空白というか聞こえにくい場所と捉えております。また、あと、それぞれ場所的に一つ一つ把握はしておりませんが、そういった場所が多く聞こえている現状ではございます。それに対して私ども、先ほど言いました電話のサービス、そちらをご利用いただければ、放送内容と同じ内容をお聞きできますというご案内をさせていただいております。

以上です。

○今野委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。塩竈市全土にこの無線が届くというのは、本当に限りなく厳しいかと思っておりますので、先ほど市のLINEとか、それからSNSの発信とか、様々な部分で発信しているということでございますので、これからもそういった対応も必要かと思っておりますので、ぜひともよろしくお伺いしたいと思います。

次の質疑に移りたいと思います。

資料No.11の97ページと、それから資料No.15の153ページの保育対策総合支援事業についてということで予算がありました。この保育対策総合支援事業、約1,055万円、その内容について、目的をお伺いしたいと思います。

○今野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 それでは、保育対策総合支援事業について概要でございます。

予算特別委員会の資料No.15の153ページを中心にご説明させていただきますが、保育対策総合支援事業につきましては、2番の事業内容にありますとおり、(1)、1つには医療的ケア児の受入れ体制、あと環境整備、こちら看護師等の配置がメインとなっております。ま

た、(2)として外国籍の児童、保護者の対応として翻訳機器の購入、こちらは公立保育所
でございます。(3)番として、病児保育事業の業務効率化の支援ということで、民間保育
事業所で病児・病後児保育を令和7年度から開始しますが、そちらの病児保育事業の業務を、
予約・キャンセル等ができるシステムを導入する費用を補助するという内容となっております。

以上でございます。

○今野委員長 菅原委員。

○菅原委員 この事業については、国が地方自治体に対して、通して実施するという形で、保
育サービスの充実をしていくというのが多分目的じゃないかという部分でありますけれども、
この事業を行うことによって、待機児童という部分について解消できるのか。例えば、それ
は、人とか様々な部分でこの予算が1,000万円計上されているわけですが、そういった
部分での待機児童は解消されていくのか、その辺、お伺いしたいと思います。

○今野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 待機児童解消というところでございます。保育を必要とす
る方の量の部分については、これまで施設整備をして確保してきたところでございますが、
質の部分として、例えばこの医療的ケアというのは、保育の中で医療的なケアをしていかな
ければいけない、そういった整備についてはなかなか難しいところがございます、決して
人数としてたくさんではないんですけれども、そういった方が待機にならないように受入れ
することということは、可能になってくると考えております。

以上でございます。

○今野委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。理解しました。

続きまして、この資料No.11の97ページの地域子ども・子育て支援事業という形で予算があ
ります。この地域子ども・子育て支援事業、6,623万8,000円の予算が計上されていま
すけれども、どのような子育て事業なのかお伺いしたいと思います。

○今野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 資料No.11の99ページにあります地域子ども・子育て支援事
業でございます。こちら保育課の部分にポイントを絞らせていただきますと、こちら延長保
育ですとか一時預かり、あと病児保育、こういったことを行う事業者に対して主に補助金を

支給する内容になっています。

以上でございます。

○今野委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。今の答弁がございましたけれども、その中の病児保育の事業費として2,100万円ぐらいあるということでこの予算に書かれているわけですが、どのような保育事業なのか、具体的に聞かせていただきたいと思います。

○今野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 病児保育でございますが、保育施設等で病気中のお子さんをお預かりする病児保育、また、病児保育という中でちょっと分かれておまして、あと、病後児保育というのもございます、こちらは回復期のお子さんをお預かりする。あと、もう1つは、体調不良児をお預かりするという3つございまして、そのような形で感染症など病気にかかった方を保育、預かるという事業となっております。

○今野委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。お子さんがいるご家庭ですと、子供が病気になって、仕事もしながらお子さんと一緒にいるということがなかなか厳しいという形も中にはあるわけですが、そういった病児保育事業があるということは、本当に助かる感じだと思うんですけども、これに関して市民の方は、なかなか認識していないとか分からないという部分が多いんじゃないかと思うんですけども、その辺の発信というんですか、周知をどのようにされていくのか、その辺、お伺いしたいと思います。

○今野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 病児保育事業の周知の仕方でございますが、今、施設そのものがまだ竣工していないところでございまして、こちら竣工しましたら事業者と協力しながら、あと、受入れに当たって利用したい方の現場見学とかいろいろ考えておるようですので、そういった進捗を確認しながらしっかり市としても広報、協力できることをしていきたいと考えております。

○今野委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。ぜひ皆さんに理解できる病児保育の周知を行っていただきたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

続きまして、同じく資料No.11の117ページ、予防費の中に予防接種事業費、こども家庭セ

ンターというのがございます。117ページでございますけれども、この予防接種事業のことも家庭センター、2億1,669万2,000円の予算額の内容について確認させていただきます。

○今野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 それでは、資料No.11、117ページの予防接種事業費についてお答えさせていただきます。

こちら同じ資料の同じページ、委託料のところを見ていただきますと、4種混合ワクチンですとか日本脳炎ワクチン、2種混合ワクチン等々ございます。こちらお子さんが小さいときに受けていただく定期接種のワクチンになります。そちらを含めまして2億1,669万2,000円となっております。

以上です。

○今野委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。同じく117ページのインフルエンザ個別接種委託料3,413万3,000円、この委託料なんですけれども、その内容について伺いたいと思います。

○今野委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 資料No.11の117ページのインフルエンザ個別接種委託料についてですけれども、こちらについては、今回、定期接種されています65歳以上の高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種の委託料になります。

以上でございます。

○今野委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。インフルエンザは、昨年、大変感染が拡大しまして、学校閉鎖とか様々な部分でこのインフルエンザのワクチンの必要性というのが、多分、取り上げられていると思うんですけれども、今回、こちらに書いているのは、65歳以上の方の接種の委託料という形でございますけれども、しかしながら、今回、インフルエンザに関して、子供のインフルエンザもかなり増えた、猛威を振るったという形でございますけれども、そういった中で他の自治体では、インフルエンザは、高齢者だけではなくて若い世代の接種も検討しているという形でございます、富谷市ですと、もう今現在も13歳までの接種を行っているという形でございますけれども、そういった形で本市のインフルエンザ予防接種をすることによって、児童の勉強にも影響しますし、様々な部分で、メリットというのは失礼ですけれども、若い世代の母親からそういった助成がないのかというのも相談を受けたことがあります

ので、その辺のお考えをお伺いしたいと思います。

○今野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 お子さんのインフルエンザ予防接種についてでございます。にこサポでもご要望をいただくことはございます。経済的な負担というところもございまして、大切なことだとは思っております。現在、菅原委員おっしゃるように、子供のインフルエンザの予防接種については、助成額ですとか助成年齢ですとか、あとは、国民年金保険ですとか社会保険等々での助成等も行っておるところでございまして、そちらの併用など県内でも様々な実績がございまして、他市の状況・効果を検証しまして、助成の必要性について検討していきたいと思っております。

以上です。

○今野委員長 菅原委員。

○菅原委員 若い世代や児童、幼児もそうですけれども、インフルエンザにかかる頻度も高くなっている昨今でございますので、ぜひとも検討していただきたいと思っております。

続きまして、同じく資料No.11の85ページ、社会福祉協議会地域福祉活動推進事業費補助金についてという形で予算が書いてございました。社会福祉協議会の補助金という形で、昨年の予算としては、900万円が計上されていたわけですが、今回、令和7年では、1,900万円という形で予算が計上されたわけですが、今回、1,000万円プラスになった経緯についてお伺いしたいと思います。

○今野委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 経緯についてご説明申し上げます。

まず、委員ご承知のとおり、社会福祉協議会につきましては、介護と保育事業が新年度から社会福祉法人に譲渡という形になりまして、4月からは、社会福祉協議会につきましては、地域福祉に特化した形での事業運営ということで伺っております。そうした中で、1月に社会福祉協議会の中でも民生委員・児童委員の皆様で運営しています民生委員児童委員協議会の役員の方々が意見交換をいただきまして、社会福祉協議会の中でも運営していくときに、4月の段階で、まず定数で職員が4名も欠員している、そういった人材についての支援してほしい。さらには、民生委員児童委員協議会の方々が地域福祉活動を行うときに、いろいろと今までよりも大変になってきている、そういった部分に対しても支援いただきたいといったご要望を承っております。こうしたことから我々としたしましては、この1,000万円の

増額の内訳といたしまして、今後、4月以降、円滑に運営いただくための人材確保に係るコスト、それから、民生委員・児童委員の皆様が安心してご活躍いただける事業費の確保、さらには、社会福祉協議会は、本来、地域福祉事業を行う上で指針となるべく地域福祉活動計画というものを厚生労働省から策定するよう指導を受けておりますが、残念ながらここ5年、その更新手続きが行われてこなかった。こういったことから新たな新規事業、4月以降、こういった部分も含まれるということから、今回、1,000万円という形で増額をさせていただいております。

以上です。

○今野委員長 菅原委員。

○菅原委員 ありがとうございます。この経緯については、今、答弁がございましたとおり本当に私も理解するわけでございますけれども、社会福祉協議会と申しますと、行政と地域福祉の推進について本当に重要なパートナーだと私は思っておりますので、密接な関係ではありませんけれども、こういった部分では、支援もしていかなければいけないのかなという部分で私も同じような考えでございます。その点、今後、塩竈市は、社会福祉協議会とどのような連携、協力、支援を行っていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○今野委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 今後の取組、支援体制についてお答え申し上げます。

まず、今、社会福祉協議会におきましては、新年度体制を事業の内容について固めていただいている最中ですが、我々生活福祉課も毎日お邪魔しまして定期的な打合せをさせていただいていると。先ほど申し上げましたが、4月以降、円滑にまず事業が進められるよう人的・財政的な部分とともに伴走支援、これを継続していきたい。そのもととなるのは、先ほど委員おっしゃっていただきました地域福祉事業、市と社会福祉協議会はその両輪となっていると我々は位置づけておりますことから、継続してこの体制を強化、構築していきたいと考えております。

以上です。

○今野委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。ありがとうございます。今年度、社会福祉協議会も新体制になって、事業者も新しく提携されたわけでございますけれども、今後の行政の運営にしっかりと

取り組んでいただきたいと思います。

最後に、様々な塩竈市の社会福祉協議会に対する監督、それから指導という部分では、今後、どのように行っていくのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○今野委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 今後の指導、監督の考えについてお答え申し上げます。

塩竈市といたしましては、社会福祉法人に対する定期監査については、これまで3年に1度のペースでやらせていただいたところがございますが、過去にも報告させていただいておりますように社会福祉協議会につきましては、経営の悪化等がありまして2年続けて監査等々をやらせていただきながら、今年度も改善勧告であったり勧告の公表という部分において指導をさせていただいております。先ほども触れさせていただきましたが、事業譲渡後につきましては、どのような運営体制、まずは経理状況、決算状況がどうなるかというのを見定めなければいけないと捉えておりますことから、新年度につきましても何らかの形で指導、監督というのは必要だろうという捉え方をさせていただいております。

以上です。

○今野委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。先ほど答弁ございましたように両輪で動くという形で、この指導も互いに協力関係を結びながら今後の社会福祉協議会の運営に携わっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

次の同じく資料No.11の155ページ、狭隘道路についてご質疑させていただきたいと思ひます。

この狭あい道路整備事業は、1,414万7,000円の予算額が計上されているわけでございますけれども、主にどのような事業なのか、まず確認させていただきたいと思ひます。

○今野委員長 星まちづくり建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 お答えいたします。

狭あい道路整備事業についてのご質疑でございます。こちらにつきましては、昭和25年に制定されました建築基準法では、幅員4メートル以上の道路に接しないと建築物の新築・増築・改築ができないこととなっております。塩竈市の場合においては、こういった4メートル未満の道路が多数あることで、こちらのものを解消するというところで、1つ目は、委託料

のところにあるんですけれども、測量設計委託料ということで、こちらの費用を用いまして、その前に、4メートルを確保するためには、現道の道路の中心点から2メートル以上、それぞれセットバックしていただいて、それぞれ2メートルずつ確保していくものでございます。それで、例えば現道が3メートルの場合は、お互いに50センチずつ下がっていただくということです。その測量に係る費用を塩竈市で負担すると。あとは、第14節の工事請負費の中での577万円におきましては、後退用地の整備費となっておりますのでございます。あと、第18節の狭あい道路工作物除去費用については、セットバックした部分のブロック塀とかがございますので、そちらの除去費用について、2分の1補助で限度額20万円で補助している事業となっております。

以上です。

○今野委員長 菅原委員。

○菅原委員 説明ありがとうございました。詳しく説明していただきましたので理解しました。塩竈は、狭隘道路が大変多いということでございますけれども、2年前、2023年5月に、塩竈市の権現堂付近で深夜に住宅を6棟焼く火が発生したのは、皆さんも多分ご存じだと思うんですけれども、ほとんど人がはございませんでしたけれども、この地域は道路が狭くて行き止まり、袋小路になっているということで、私の自宅からすぐのところなんですけれども、すぐ火事というのは分かったんですけれども、物すごく狭い道路のために、なかなかこの現場まで消防活動に入ることができないという形で6棟を焼く火事になってしまったというのが私の中ではあるわけでございますけれども、その後のこの現場を見ますと狭隘道路になっているわけなんですけれども、改めて2年が経過して、権現堂付近の道路の狭隘についての対策等はどのように行っていたのか、その辺を確認させていただきたいと思います。

○今野委員長 末永教育部長。

○末永教育委員会教育部長 私からお答えさせていただきます。

というのは、当時、そういったご質問をいただいたときに、アクセスする場所として玉川中学校を通る方法もあるんじゃないかというご意見もいただいたところございまして、当時、前教育部長が中心となって庁内で議論した経過がございます。そちらを報告しながら現在の進捗についてお話をさせていただければと思います。

今、お話しいただいた権現堂のところの火事、あそこに対するアクセスとして、今、非常に狭い道路で入っていきなかなきゃならない。あと、月見ヶ丘小学校側からぐるっと回っていか

なきゃならないという現状の中で、あそこに直接接続するためにはどうしたらいいか。1つが、例えば下馬春日線、下の栄町なんでしょうか、あちらのほうから直接坂道を上るほう、これは非常に勾配が急だということと、あとは、今、実際、人が1人、2人歩くような細い、つまり車が通れない道路しかないというのでまずは無理だろう。そこで、玉川中学校の中を通る方法というところで案が出されました。実際に玉川中学校の現場を考えますと、玉川中学校は、門を歩いて行って校舎があって、校舎を例えば手前側の、つまり西側から玉川中学校の裏の坂道にアクセスする方法、あとは、若干難しいと思うんですが、校舎の前を通過して、体育館との連絡通路なんかもあるあそこを通りながらぐるっと回り込んでまた同じように坂道にアクセスする方法、実は、2種類、当時、教育委員会でも考えたところなんです。数字としては、当時の試算としておよそ1,500万円とか2,000万円弱ぐらいの事業費として見込んだところではあるんですが、いかんせんいろいろ解決すべき課題はあるかと思います。つまり日中だとしたら子供たち等の危険性の回避、あとは、夜間とか休日においての、その例え門扉を造るとかしての対応等をどうしたらいいか、そういったものも含めてのいろいろ議論を進めているところなんです、いかんせん問題としては、市の防災対応としてあその権現堂近辺の方々、向ヶ丘も含めてだと思ってるんですが、あの方々に対する安全確保をどうしたらいいかというところの中では、我々、教育部としても、可能な限り対応できるように考えていきたいと思っております。具体的に、今、手前側が言った西側でアクセスする場合には、坂道との落差が、およそ2メートル程度の高さがあるので、そこに例えばアクセスする坂道を造って、ふだんは門を造って、非常時には門を開けてそこから消防活動の車が通るとか、まず、そういった対応も含めた議論をしたところでした。残念ながら議論としては、そこまで今に至っているところではございますけれども、なお、繰り返しになりますが、関係課等を含めて前向きに検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○今野委員長 菅原委員。

○菅原委員 説明ありがとうございました。しかし、火事になってからもう約2年になるわけでごさいます、狭隘、坂にもなっている、袋小路になっっている、学校があるという形で、本当に大変な地域でございますので、ここを何とか防災の面からも、安全に住民が移動できる体制を取れる対策をぜひ検討していただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。その辺、なかなか厳しいとは思いますが、市長はどう感じておる

のか。

○今野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 火事があった当日、明るくなってから現場に行きました。近所の皆さんからも、実は、そのことについては、直接お聞きをし、また、私どもとしても検討をすべきだろうと思っておりました。先ほど末永教育部長が答えたように、塩釜吉岡線の途中とかは、角度が急過ぎるという現状がございます。その中で出てきたのが、現場を見る中で、玉川中学校を横切る形が一番現実的にはいいだろうと僕自身も思ったところがございます。実は、先日も、玉川中学校に行って会議室から見たときにですけれども、あそこに防災備蓄倉庫が、大きいものがあるんです。あそこの途中の角度があるところにつけようとする、2メートル近くの角度があつて、それをどのような形でやっていくか。また、消防車両も通れる形に持っていくことが理想的だろうと思っておりますが、それについては、また多額の費用がかかるだろうと。ですから、その辺のところ、どの程度のものであれば、予算上も、緊急性を考えたときも、あとは、学校の敷地内ということになりますので、常日頃から解放するということはあり得ない現実もございますから、その辺のところのバランスをどのように取って、財政だけでは考えられない緊急性を要するものももございますから、再度、部内でよく調整をさせていただいて、現実的には、玉川中学校の職員室の横のところをどうするかという形に持っていけることが具体的には理想的なんだろうと、理想的というか、可能性としては高いだろうと認識しておりますので、再度、また部内で検討させていただきながら、学校側のご意見もお聞きしながら、住民の皆様方の安全について真摯に向き合っていきたいと考えてございます。

○今野委員長 以上で菅原委員の質疑を終了します。

暫時休憩いたします。再開は13時といたします。

午前 11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○佐藤副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

浅野敏江委員。

○浅野委員 それでは、私からも、令和7年度の予算特別委員会におきまして、一般会計についてご質疑いたします。

まず、資料No.9の施政方針の32ページからお願いいたします。

32ページの門前町活性化事業104万3,000円、この中身について具体的にお聞かせください。

○佐藤副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 門前町活性化事業の中身についてお答えいたします。

金額としましては104万円ほどですけれども、まず、勉強会等の開催経費として講師謝金が6万8,000円と、それから先進地事例の視察費としまして24万2,000円、また、イベント等を実施する場合の各種委託費等としまして39万円、消耗品費として17万5,000円、PRのためのチラシ等の作成委託料としまして10万円を計上しております。

以上でございます。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。今、大体にして活性化事業の中身のこれからやるという事業についての勉強会、また、そのPRということに使われるということで理解してよろしいでしょうか。

○佐藤副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 門前町の事業につきましては、まず、これまで3年間、門前町ミーティングという形で、いろいろな方々に参画いただきまして意見交換を進めてきたんですけれども、3年を一区切りとしまして、今後は、またミーティングという形は取るものの、勉強の中身を少し変えていこうかということも考えております。具体的には、3年間やってきた中で、皆さん、意気込みはすごくあったんですけれども、地元のことをあまり知らない方もいらっしゃったので、そういった方々は改めて知る機会ですとか、また、自分のやってみたいことを披露いただいたり実践する場づくりと、また、担い手づくりというところにつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。これは、今まで3年間、いろいろなことをやってきた結果、また新たなものというか、新しい塩竈市の発掘につながるものをこれからも求めていこ

うというお考えでしょうか。

○佐藤副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 まず、門前町というところは動かないものと考えておりました、そこは動かないワードとして考えつつ、門前町らしい展開を改めて、新しい展開というのは、例えば集まった方々の中には、それぞれに写真が得意な方とか、また空間づくりが、いろいろデザインを考える方とか、あと踊りが得意な方などもいらっしゃいましたので、そういった方々のような新しい風を入れながら、門前まちづくりにどう生かしていくかという展開を行っていきたいと考えています。

以上です。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。結果的にまだまだ机上の話になってしまうのかなと、そこを懸念しているんです。これまでも様々な実験的な取組をしてきたと思いますけれども、またそこに足踏みじゃないかと。次の段階に具体的に、例えば空き店舗もかなりありますし、また、いろいろ皆さんの質疑に出ていますけれども、自動車の公営駐車場にする部分の利活用とか、今回、門前町活性化事業、金額としては104万円とあまり大きな金額ではありませんけれども、私はもうそろそろ具体的な活動の中にもう一步踏み込む段階、実施面に入られてもいい時期ではないかと思えますし、市民を巻き込んでの勉強会であれば、一部の方たちの勉強会ではなくて、それがどう市民に広がって行って、市長がよくおっしゃるように、この塩竈市に誇りを持てる取組をまず門前町から始めていくという、実効性のあるものに取り組んではいかがかと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○佐藤副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 説明が前後してしまいましたが、来年度から宮町庁舎跡地の利活用について具体的に考えていきたいと思えます。また、その根拠としまして、これまでに話し合ってきた話の中身ですとか、また、専門家の方にも見ていただいたりしてアドバイスをいただいたものもございましたので、やっとなんかということになるかもしれませんが、宮町庁舎跡地の具体的な活用方法を、市が例えば建物を建てることとかにとどまらず、幅広くあらゆる可能性を模索していく、そういったための動き出しを具体的に考えていきたいと思っております。

以上です。

○佐藤副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 補足をさせていただければと思います。

まず、一つ、門前町の会議については、3年させていただきました。これは、一つの大きな目標としては、ほこみち制度、簡単に言えば、これを活用するための様々な実証実験という位置づけでございます。ただ、3年やったうちで、季節ごとにタイミングの問題もありまして、強い風が吹いたとか、相当寒い時期だったとか、反省すべき点多々あります。ですから、どの時期にどういう事業をやったらどういう人の流れが新たにできるかとかについてもやってみる必要があるだろうということは、庁内でも議論になってございます。

それと、もう一つ、長年抱えております門前町の再生については、簡単に申し上げますれば、鹽竈神社、鹽竈様に年間120万人近い方が訪れる。この皆様方が参拝した後、そのまま車に乗ってお帰りになられると、これを何とかして門前町に引き込めないかということが何十年の課題でもございました。これを一つの契機として、駐車場がないとか、トイレがないとか、そういうご所望を多くの方々からいただいているものですから、市役所の旧庁舎跡地については、実は、今も公用車を減らす努力をしている最中でございます。5年間で大体25台から30台は減らせるだろうということも今やっております。新型コロナがあったので若干延びてございますけれども、そういった一つ一つの状況を整理しながら取り組ませていただいていると。浅野委員おっしゃるとおり、次の段階にもう入らないといけない時期になっていると捉まえておりますので、次の段階に行ける令和7年になればという形でご理解をいただければありがたいと思っております。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。併せて空き店舗、本当に観光に資するように、また、門前町らしく昔の風景を取り戻せるような、観光に結びつくような利活用をしていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、同じページの下の段にあります妊婦等包括相談支援事業425万4,000円、これまで乳幼児の相談になっていたにこサポと、それから家庭児童相談などを合わせましてこども家庭センターができて1年です。これまでのその中身の動きも教えていただきたいんですが、その妊婦等の包括相談事業、これを新たに立ち上げるという理由と具体的な事業の中身、経過についてお聞かせください。

○佐藤副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長　ご質疑を頂戴いたしました妊婦等包括相談支援事業でございます。こちらについては、新規事業ということではなく、にこサポで行われている伴走型支援の事業の一つになっております。主にはファミリークラスですとかはじめましてにこサポ、育児相談会などがこの事業に当たります。

あとは、にこサポと児童相談が一緒になってこども家庭センターが本年から立ち上がったというところでご質疑を頂戴いたしました。そちらにつきましては、現在のところ、令和5年は4,344件の相談があったんですけれども、1月現在で5,624件の相談がありまして、一定程度、皆様に周知させていただいて相談をご要請いただいているというところで感じております。

以上です。

○佐藤副委員長　浅野委員。

○浅野委員　ありがとうございます。子供の出生数は、年々減ってはおりますけれども、特定妊婦とか望まれない妊娠とかと、ごく幸せな普通のご家庭に生まれるお子さん以外にもこの世に生を受けるお子さんもいらっしゃる中で、様々なことも起きているわけですが、そういったふうに妊婦から相談しにくいとか、誰に相談したらいいか分からないという事案もあると思います。そういったことに関するアプローチがどのような取扱いになっているのか、また、そういったものに対するアンテナをどう張っていらっしゃるのか、その辺のお考え、取組をお聞きしたいと思っております。

○佐藤副委員長　鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長　ご質疑を頂戴いたしました。なかなか相談しにくい立場にある妊娠されている方の相談先というところでございます。こども家庭センターにつきましては、全ての方が相談できるという体制を整えまして、どのようなことでも相談をしていただきたいということ、また、妊娠された方については、一人一人相談に乗りながら、これから先のことを考えていきたいというところに対応させていただいているんですが、残念ながら情報を把握できないということがないように、今、課全体で考えてございます。具体的な取組といたしましては、SNSやホームページ等につきましては、現在、既に相談しやすい形に対応しております。また、どのような方でも目につく形で何でも相談できるという体制をつくるために、現在、ステッカーなどの対応についても取組を進めておるところでございます。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。本当に大事な大事な命でありますので、また、後で同じような質疑もしますけれども、それを育てるお母さん方のその気持ちが、本当に子供を産んでよかったと思うような幸せな気持ちになれる、そういった取組をぜひ温かく対応していただければと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、資料No.15の152ページをお願いいたします。

こんにちは赤ちゃん事業444万6,000円でありますけれども、この令和2年の定例会におきましても、私はネウボラの観点から新生児全ての子に必要なものを贈ってはどうかとかつて質問をさせていただいておりました。今回は、その事業に加えまして、育児リフレッシュチケットと子育てカフェの提供を提案されておりますので、その具体的な取組の内容をお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 ご質疑を頂戴いたしました、資料No.15、152ページ、こんにちは赤ちゃん事業についてでございます。具体的な事業内容としては、主に3つでございます。現在、進めております誕生お祝いギフトは継続させていただきまして、追加いたしまして、育児ママパパリフレッシュチケットというものを新設させていただきます。こちらは育児をされている方がリフレッシュできる形で、1歳になられたお母さん、お父さんに使っていただけるリフレッシュチケットでございます。その他、子育てカフェといたしまして、子育てをしている保護者ですとか、同じ月齢のお子さんですとか、同じ悩みを抱えた保護者が同じような方と、簡単なお茶とお菓子を用意させていただきながら意見交換することによってリフレッシュしていただくという事業になっております。

以上です。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 大変いい取組だと思うんですが、カフェのほうですけれども、これは具体的にやろうとしたときに、参加する方がハードルがなく、また、すっと入っていけるようなそういった雰囲気をつくらなきゃならない。どうしても、ここでというか役所で決めたところかというと、何となく入りづらいとか、雰囲氣的なものがリフレッシュできないという部分で参加者がすごく少なかった、だからこの事業は単年度でやめますなんてなってしまうと、結果的には、残念な結果になってしまうと思います。そういった意味で、具体的にどういったと

ころにこのカフェを設けようと考えていらっしゃるのか、それを1点聞きたいのと、それからリフレッシュチケット、ご夫婦で利用できることもありますが、これまで私は何回か質問をしています産後ケアとして例えばヘッドスパとか、そういった体をリフレッシュできる、お母さんが一人でリフレッシュして本当に心身ともにリラックスできたという、そういったところって結構高いんです、そういったときの利用できるチケットとか、そういったお店をどのようにしてこれからお声をかけるのか、その辺の取組方についてお聞かせください。

○佐藤副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 1つ目、カフェの場所についてご質疑を頂戴いたしました。こちらについては、当初は、こころんで始めようと考えていたところだったんですけども、市民の方の子ども・子育て会議の委員ですとか、あとは、実際に子育てをされている保護者の方とも意見交換をいたしまして、どのような形がハードルなくお母様たち、お父様たちに参加していただけるかというところを模索しながらカフェを進めてまいりたいと思います。

2つ目についてでございます。このリフレッシュチケットについて、利用できる事業者の募集の方法というところでございます。今現在、実は、この事業を始めるに当たって、子育てしている方へのアンケートを行ったり、また、市内の事業者は何店舗かお邪魔させていただきながら、どんな形が求められる事業なのか、あとは、どのような形なら展開できるのかというところをヒアリングさせていただいております。その中で、お母様たちのニーズの高かった美容院ですとか、マッサージですとか、整体ですとか、あとは、もし可能であれば一時保育、あとは産後ケアとかリラクゼーション、そういったところも含めまして、お声をかけるのはもちろんなんですけれども、公募させていただきながら利用しやすいサービスをつくっていきたいと考えております。

以上です。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。本当に赤ちゃんを産んだばかりのお母さん、1歳まで夜も眠れなかったり授乳の時間も不規則だったりということで、心身ともに疲れているお母さんがたくさんいらっしゃると思います。そういった方たちが安心して子供を育てていけば、虐待とかそういった事件とか事案につながることも少なくなると思います。とても大事な事

業だと思っていますので、ぜひこういった多くの方々に利用していただく、また、利用してよかったと思える事業にさせていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

続きまして、同じ資料の153ページの保育対策総合支援事業をお願いいたします。

令和3年に公布、施行された医療的ケア児とその家族を支援する法律、そういった法律がありますけれども、この医療的ケア児というのは、全国で推定約2万人いらっしゃるということです。日常的にたんの吸引とか、あとは経管栄養の医療的ケアが24時間必要な児童です。この児童をこれから保育の対策総合支援事業の中で受け入れていこうというお考えだと思うんですが、当然マンパワーだったり施設をどこにするのかとか課題はたくさんあると思いますが、その辺の経過についてお聞かせください。

○佐藤副委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 医療的ケア児の受入れ等の体制でございます。おっしゃるとおり医療的なケアが必要だということでございますので、今回の総合対策支援事業において、医療的ケア児の受入れ体制ということで、看護師を配置しまして、通常の保育基準を満たす保育士の配置のほかに、この児童に対するケアをするための看護師の配置をしたいと考えております。また、なお、その他の備品、設備、それぞれのお子さんに、ある程度、個別最適化していかないといけないところがございます。ですので、それにできる限り対応できるように、ご要望にお応えしながらそちらの施設の改修等、対応していきたいと思っております。場所なんですけど、今現在は藤倉保育所で受入れをしていきたいと。医療的ケア児とは違いますけれども、これまでも障がい児の受入れ等、実績がございますので、そういったところで対応してまいりたいと考えております。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。今、お聞きしたところで、1か所、藤倉保育所ということで、確かに車椅子だったり、それからベッドのような車椅子でしか移動できないお子さんもいらっしゃいます。そういった意味で段差とか、また、備品だけでなく、今後、もしかして施設的な部分での改良なんかも必要になってくることもあるかと思います。ですので、建物の中でも、普通の児童とのお子さんが一緒にいる場合もあるでしょうし、また、個別対応をしなきゃいけない部分もあると思います。そういった意味で施設の中の改良的なものも必要なのかどうか、その辺もよく検討をしていただいて、多くの方々にこういった保育ができるんだということを本当に早くお知らせして、安心してお子様を預けて仕事に行ける体制を

つくっていただきたいと思います。そういったお子さんをお持ちのお母さんは、ややもすると仕事を辞めてしまわなきゃならない。また、ずっとその子ために小学校にも付き添わなきゃならないというお母さんもいらっしゃいます。ぜひその辺の家庭の事情もよく考えていただいて丁寧な対応をお願いしたいと思っていますので、よろしくお願いします。また、これに関連して医療機関との連携はどのようになっているか、お聞かせください。

○佐藤副委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 医療機関との連携ということでございますが、まず、保護者の主治医の方と、保育所に入所するに当たってのこういった条件が必要なのか、そういったことの指示をいただきながら、あと、塩竈市で藤倉保育所の小児科関係の嘱託医がいらっしゃいますので、そちらと相談しながらそういった医療的な必要なものについてご助言をいただいて、連携して進めていきたいと考えております。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 分かりました。ありがとうございます。

では、次のページですけれども、定期予防接種事業、带状疱疹ワクチン接種についてお聞きいたします。

50歳以上の方が罹患しやすく、私も何回か定例会で助成の依頼をしてきましたけれども、今回、国で定期接種ということになりまして、65歳の方と、また60歳以上で免疫不全の障がいのある方、また70歳以上でと、5年刻みと限定されていますけれども、今回、免疫不全についてお聞きしたいんですが、免疫不全には、先天性のものと後天性のものがあります。これはどのように申請するのか、また、個別に通知が来るのか、その辺のことを併せてお聞きしたいと思っております。

○佐藤副委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 資料No.15の154ページ、带状疱疹ワクチン接種の件のご質疑です。その中で、60から64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能が障がいを有し、日常生活がほとんど困難な方というところの意味合いなんですけれども、こちらについては、まず、ヒト免疫不全ウイルスに感染をしたことによってエイズの合併症になった方が一応対象になるものと考えております。この方々については私どもも把握し切れない部分がありますので、それ以外の方については、対象者は分かりますので予診票を送らせていただきますが、今回の方に対しては、保健センターで申請をしていただくという形で考えており

ます。

以上でございます。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 後天性のものは、特にエイズという大きな病気でありますので、なかなか本人が申請しづらいというところもあるかと思えます。そういった意味では、例えばこの取組は、恐らく医師会全体の二市三町共通のものだと思いますので、お医者さんとかそういった医療機関に対しても、ご自分の患者が、そういった方が分かっているのであれば医療関係から進めていただけるような、そういったことを共通の話題というか情報提供として医師会でも連携を取っていただければいかがかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤副委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 この件に関しては、带状疱疹ワクチン接種、新しいワクチン接種を実施するに当たっては、二市三町の医療機関の協力なしでは進められません。予診票の内容、そういうところについても、二市三町合わせて行っているところでもございます。そういうところについては、医師会、二市三町、あと実際の医療機関、そういうところと連携を取りながら、今の浅野委員のお話も含めながら対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。ここで一番気になりますことは接種する側の個人負担なんですけど、まだこの部分では調整中ということで、仙台市は自己負担の金額が決まったようなんですけど、酷かもしれませんが、これはいつ頃までに決まるのか、今はどういった状況なのか、恐らく多くの市民の方が、ここが一番関心があると思えますのでお聞かせください。

○佐藤副委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 今回、この資料中、調整中とさせていただきました。誠に心苦しいところではあるんですけども、今、まさしく二市三町と医師会で最終方向的な金額を打合せさせていただいておりますので、間もなくそこら辺を決定させていただきまして、あと、でき次第、対象者の方への送付とか、あと周知とか広報とか、そういうのを進めさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。4月からということで、あと1か月を迎えていますので、皆さんが負担しやすい金額でよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、157ページの都市マスタープラン見直し、立地適正化計画策定事業についてなんですが、このマスタープランというのは、以前にも行って、また新たに今回、これから立地適正化計画区域とか居住誘導区域、都市機能誘導区域と、市内を大きく3つに分けて適正化を考えていくというプランのように見受けられますが、今年は国でも2地域居住のことが、かなり予算をつけて大きく取り上げているというお話を以前にもさせていただいたんですが、この居住区の誘導区域、この辺について、この2地域居住の視点で、観点でお考えがあるのかどうか、その辺をお聞ひいたします。

○佐藤副委員長 星まちづくり建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 まず、今回、都市マスタープラン見直しと立地適正化計画策定についてご質疑を受けました。まず、最初、こちらの概要でございますが、都市マスタープランにつきましては、平成29年に策定しまして、20年後の都市像を目指すということで策定させていただいているところでございます。立地適正化計画につきましては、昨今の人口減少とか少子高齢化、あとは都市計画道路の見直しなどありましたので、そちらの整合を図りながら持続可能な都市経営を図るためにコンパクトなまちづくりと、あと、公共交通を利用したコンパクトプラスネットワークの概念を基軸としたコンパクトなまちづくりを形成するというを目的としております。この中で、資料No.15の157ページの中央のところにイメージ図を載せておきましたが、まず、鉄道の中心部に都市機能誘導地区ということで医療機関とか商業施設、あとは金融機関とか都市機能の生活に利便な施設を設ける誘導策をする地区を定めます。その辺縁部に居住誘導ということで都市機能を充実させ、なおかつこういった公共交通機関を活用しながら生活していただける形で居住をコンパクトに集めるという概念で進めていくというものでございます。

以上でございます。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。人口減少の中で、本当にコンパクトシティという活用ができるようなまちをつくっていただきたいと思いますが、以前にも私たちは公明党で長崎を視察したときにも、あそこも狭い丘陵地帯なもんですから、上のほうにあったところに住ん

でいた方たちに、言わば町場の近くのマンションとかに移住していただいて、空いている、そちらに若いカップルとか家族連れの方に住んでいただくように、住まいを年代によって分けるというか、そういうふうにして利便性を図り、生活しやすいまちづくりをしているというのが、長崎で勉強してきたことがありますので、ぜひそういった点も、高齢者と、それから若い方たちの住まいということも、また、塩竈市においては、外国の研修生の方もたくさんいらっしゃいます。そういった方たちは、むしろ少し遠くても高台のほうの空いているところに移っていただいて、高齢化して子供たちもいなくなったという独り暮らしの方とかそういう方がなるべく町場の近くに住んでいただける、そういった配慮なんかも考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料No.18の43ページ、市内の空き家の状況と空き家対策についてお聞きいたします。

この利活用可能な空き家というのが273件あって、要改善空き家が362件、合わせて635件、これらの持ち主の方には、どのようなアプローチをされているのでしょうか。

○佐藤副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 今年の7月、空き家の所有者の方々に対してお知らせを送っております。内容といたしましては、管理不全空家ですとか特定空家、そういった管理が行き届いていない場合はそういった形になるおそれがありますというのと、本市で行っております空き家バンクですとか、空き家の改修の助成事業ですとか、そういったお知らせも併せて行っているところでございます。

以上でございます。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。あと、利用不能な空き家72件、これの対応はどうなっていますか。

○佐藤副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 現在、特定空家あるいは管理不全空家の認定に向けまして、空家等対策協議会、今年度、3回開催しております。その中では、先ほどの特定空家ですとか、そういった認定の流れなどについて協議させていただきまして、今月上旬に第3回目を開きましたが、そこでは、具体的にこの中の利活用不能な空き家のうちの数件をピックアップしまして、実際、本市で行った現地調査なども踏まえまして委員の方々に共有して、今後、特定

空家あるいは管理不全空家に認定するかどうか、まずは情報提供を行ったところでございます。

以上でございます。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。かなり数が多いので、職員の皆さんだけで全てに対応するというのはなかなか難しいかと思っておりますので、本当に大変なお仕事だと思っております。この現地調査、不能な空き家というのは、近づくことができないということなんですが、こういった状況にあるのか具体的にお聞かせください。

○佐藤副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 おっしゃるとおり敷地に近づくことができないで、その詳細を把握することができない、例えば草木が繁茂しているですとか、障害物があるですとか、そういった状況であると認識しております。

以上でございます。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。空き家のことは、また一般質問で詳しく聞かせていただきたいと思っておりますので、次に、102ページの高齢者あんしん見守り支援事業の利用数、また、利用内容についてお聞かせください。そのうち令和3年から利用された延べ69世帯、周知方法はどのようにされているのか、また、誰が見守りのこの先にいるのかお聞かせください。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 高齢者あんしん見守り支援事業の利用状況についてでございます。令和3年度から始まりまして、令和3年度が20件、令和4年度が15件、令和5年度が14件、令和6年度につきましては、1月末現在、申請件数が20件となっております。こちらの周知方法でございますが、要支援者等のリスクのある方について個別通知をさせていただいております。そのほかSNSやホームページでの周知を図るほかに、現在、高齢者について訪問活動をしておりますので、それにつきましてリーフレット等、今回、見守り事業パッケージの中の一つとして入れておりますが、そういった中でご案内しながらお声をさせていただきます。この状況でございます。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。この毎年の件数というのは、新たな新規の数なのか、延

べなのか、その辺はお分かりでしょうか。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 こちらは新規の数になっております。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

時間もありませんので、最後に、実施計画書の62ページ、第7章に、みんなが主役になれるまち（協働）というところがあります。第2節のところ、「性別に関わらずみんなが等しく活躍できる社会づくり」について、具体的な事業でありますけれども、庁内の女性職員に特化してお聞きしたいと思います。

性別にかかわらずみんなが楽しくって、市民全体のことをうたっている場合ですが、この協働という部分で、男女共同参画の部分から、24年度版なんですけど、特に会社内とかそういったところでは、男性特有の病気というのは大体50代から始まると。でも、女性特有の病気、例えば子宮内膜症とかそういったものは20代から40代、特に女性のこれから管理職になっていくという方たちが、ちょうど病気も出てくる、それで罹患率も高くなる時期がそういった年齢なんです。そういった意味で、まず、庁内の女性の職員というのは、全職員の中でどのぐらいの割合いらっしゃるのか、分かったらお聞かせください。

○佐藤副委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 女性職員の割合ですけれども、一般事務に限りますと、大体3分の1ぐらいが女性職員となっております。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。正職だけでなく、パートで働いている女性の方もいらっしゃいますので、そういった方たちも合わせて見ると、どのぐらいの人数がいるものでしょうか。

○佐藤副委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 会計年度任用職員というお話かと思いますが、会計年度任用職員は大体が女性の方なので、そういうのを加えますと、大体5割を超える方は、女性職員ではないかと考えております。

以上です。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。言わば塩竈市を動かしている女性の力が大変大きいということでありますけれども、この女性の方たちが、会計年度任用職員であろうが正職の方であろうが、働きやすい職場環境というのはすごく大事だと思っております。こういった方たちが自分の体のことで言いづらかったり、また、片頭痛があつて気分が悪いとか、そういったことも言いづらい職場であるかどうかというのは、すごく全体のコストの部分においても重要だと思います。女性の方が気持ちよく働ける、そういった環境というのは大事だと思いますが、その辺の取組方についてお聞かせください。

○佐藤副委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 制度的なことかと思いますが、まず、制度的なことについては、国等に合わせまして、いろいろ育休であつたり、例えば時間外とか、あと部分休業、そういうもので取組をしております。ただ、一方で、ハード的な環境整備というのも、今の現庁舎ではなかなか進んでいない状況でありますので、これについては、今後、いろいろ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

○佐藤副委員長 以上で浅野敏江委員の質疑を終了いたします。

続いて、発言者がおられましたらお願いをいたします。

柏 恵美子委員。

○柏委員 質疑をさせていただきます。

資料は、令和7年度の実施計画より16ページのこんにちは赤ちゃん事業と、29ページの高齢者あんしん見守り支援事業の2点、質疑させていただきます。

初めに、こんにちは赤ちゃん事業についてお伺いいたします。

令和7年度予算額が444万6,000円と、前年度予算額が305万円より139万6,000円の増額とされております。本市の少子化対策へのやる気の表れが数字に反映されたものと思っております。このような事業を積み重ねることにより、本市の少子化対策として子育て世代の定住・定着につながっていくと思っておりますので、今後、期待しております。

そこで、事業の内容についてお伺いいたします。

子育て世帯への誕生祝いギフト贈呈とありますが、誕生人数はどれくらいに見込んでお

られるのか、また、1人当たりのギフトの単価は幾らなのか、お伺いたします。

○佐藤副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 誕生祝いギフトにつきましてご質疑を頂戴いたしました。こちら誕生祝いギフトの人数でよろしかったでしょうか。昨年度の住民基本台帳の出生人数が241人となっていましたので、令和7年度予算で250人を見込ませていただいております。あと、金額等につきましては、誕生祝いギフトが1万円相当のギフトを贈呈させていただいております。新たなリフレッシュチケット事業ですと、こちらは1万円相当のチケットという形で贈呈を予定しております。

以上です。

○佐藤副委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。予算が139万6,000円も増えてございますので、私からの提案でございますが、誕生のお祝いにとどまらず、七五三の節目のお祝いがございますが、男の子は3歳、5歳、女の子は3歳、7歳、一つの節目を、お祝いの意味においても誕生日のお祝いをされてはいかがかと思う提案でございます。

○佐藤副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 ご提案ありがとうございます。今回、こんにちは赤ちゃん事業を立ち上げるに当たりまして、誕生祝いギフトということで、こちらは、お生まれになったお子さんへのギフトでございます。2番目のママパパリフレッシュチケットは、保護者の方への祝いという形で制度設計をさせていただきました。柏委員からいただきました誕生日のお祝いというところにつきまして、受け止めさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○佐藤副委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。浅野委員とも質疑がかぶっておりますが、子育てカフェのことを、こころんとかをこれから考えておられることなのですが、空き教室もございますので、小学生とか地域の方々と一体になって子育てカフェを楽しまれるのはいかがかと思ひまして質疑させていただきます。

○佐藤副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 カフェを学校でというご提案を頂戴いたしました。カフェの形につきましては、今後、いろいろ検討していきたいと思っておりますが、同じ悩

みですとか年齢のお子さんを持つ保護者の方ですとか、同じ話題を共有できるというところをコンセプトにしたいと考えておりますので、例えば学校で卒業生のカフェですとか、そういったいろいろな形を取り入れながら、皆さんにぜひ参加していただける形をつくり上げていきたいと思っております。ありがとうございます。

○佐藤副委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。

次に、29ページの高齢者あんしん見守り支援事業についてお伺いいたします。

令和5年度の決算額が21万5,000円、令和6年度の予算が420万9,000円でございますが、上がっておりますが、この上がった予算ってどのような、令和7年度は下がっております。この420万9,000円はもう使い切っているのかなと思ひまして、その辺をお伺いいたします。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 令和6年度の予算の部分のご質問かと思ひます。この事業は、令和6年度から2つの事業を実施しております、1つが見守り機器を設置する事業になっております。もう1つが、高齢者等見守り相談事業としまして、市営住宅等にお住まいの高齢者宅を巡回して安否確認等をする事業でございます。そのうち機器設置は、予定の件数等にはまだ余裕がある状況とはなっておりますので、なおPRに努めていきたいと思ひてございます。

以上です。

○佐藤副委員長 柏委員。

○柏委員 ぜひPRをよろしくお願ひいたします。

もう1つでございますが、あんしん見守りサービスに係る機器の設置でございますが、見守りに当たりましてどのような機器設置がございますでしょうか。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 見守り機器がどういったものかというご質問かと思ひます。現在、6社6機種をそろえてございますが、例えば生活動線のところで、ドアの開閉等が通常1日に何度もあるものが全くない場合に通報が行って、見守り連絡先に行くサービスであったり、電球の入れ消しというところの部分の察知がないというところで連絡が行ったり、また、自ら緊急時にボタンを押して知らせるサービスなどが様々あるというところでございます。

以上です。

○佐藤副委員長 柏委員。

○柏委員 6点あるとお聞きしましたが、どの機種が、一番申請率が高いんでしょうか。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 失礼いたしました。総計がすぐに出てきませんが、今年度でいきますと、見守りサポートといいまして、ボタンを押すとともに、緊急時に察知して通報が行くサービスが多い状況となっております。センサーの感知や緊急ボタンが押せるというサービスとなっております。

以上です。

○佐藤副委員長 柏委員。

○柏委員 令和7年度の予算が減ってございますが、この減った理由は何かお聞かせください。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 全体的な調整によるものでございますが、一つは、先ほどご説明させていただきました見守り機器の設置、PRに努めておりますが、現状、予算のところはまだ余裕がございまして、そういったものや、見守りの訪問事業が2年目に入って、大分、状況等の把握もできてきたところから、そういった部分の頻度の調整によるものとなっております。

以上です。

○佐藤副委員長 柏委員。

○柏委員 ありがとうございます。これから高齢者の方が増えてございますので、しっかりとあんしん見守りをよろしく願いいたします。

これで私の質疑を終わらせていただきます。

○佐藤副委員長 以上で柏 恵美子委員の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開は14時5分といたします。

午後1時52分 休憩

午後2時05分 再開

○佐藤副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

鈴木新一委員。

○鈴木（新）委員 それでは、かいしんの鈴木新一です。質疑をさせていただきます。

私からは、大きく分けて4つぐらい聞かせていただきます。

まず、民間の企業の活性化を聞きたいと思ひまして、実施計画の50ページです。

「活気があり、誇りをもって働いている人がたくさんいるまち～活力に満ちた産業づくり～」ということで、中心市街地にぎわい創生事業ということで697万円の予算を見ております。最近、本町付近、海岸通付近は、少しずつ新しい方がぼつぼつと入ってきているのかなというのは感じられておりますが、ここ数年で、その近辺で市内に住む方と、市外から入られて商売をしている方の割合なんていうのは分かりますか。

○佐藤副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 新たに市内のお店を使ってシャッターオープン事業等で支援しているケースについてのみで言いますと、市内の方が多いんですが、市外からいらっしゃる方も3分の1ぐらいはいらっしゃるかなという感覚を持っています。すみません。正確な数字でなくて恐縮ですが、よろしく願ひします。

○佐藤副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 もちろんこれは、申請してないのかも分かりませんが、それ以外にも個人の資本でやっている方も出てきているのかなと。例えば喫茶店とかケーキ屋、アイスクリーム屋なんかがあるように見えて、少しずつ前よりは、活気が出てきたかとは思ひております。それで、そのほかに、このシャッターオープンの中で市内の方が店をリニューアルしたりイノベーションしてやるときに、外国人の方とか高齢者の方を雇用するようなスペースとか、雇用のようなものが考えられる助成とか補助事業みたいなのはお考えなのか、お聞きしたいです。

○佐藤副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 まず、シャッターオープン・賑わい支援事業の趣旨としましては、市内の空き店舗を活用してにぎわいにつながるお店を支援したいという部分でございまして、1年目は店舗の改装費ですとか、家賃は3年間という仕組みになっております。商売を始められるときは小さめに始めて大きく育てるということもありますように、雇用まで

する余裕はないところもあるかと、ワンオペとかツーオペということもありますので、そういった中で、まだそういった雇用の支援のところまでは、また目的が違う制度と考えております。

以上です。

○佐藤副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 分かりました。高齢者の方も、ある程度、1時間とか2時間のお手伝いというものもありますので、そういう雇用方法もあるのかと思ったりして、ささやかなそういうものも連携でつながっていければと思っております。せっかくそうやって事業をやっているわけですので、共同開催なり協賛なりとかをして、市内の中でイベントとかそういうPR活動もしくは誘致活動をするというのも一つのアイデアなんですけど、その辺の考えはどんなものかと思ってお聞きしたいんです。

○佐藤副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 イベントによるPR活動を支援するというご質疑でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）例えば塩釜商工会議所青年部への支援の補助金もあつたりですとか、また、青年四団体などが使っている観光のまちづくりの補助金とか、そういったメニューも少しございます。ただ、単純な恒常的な通年でやっているイベント補助メニューというのは、現在はございませんで、コロナ禍のときにイベントでまちを盛り上げようという種類のメニューがございましたが、現在は、そういった部分はないという状況です。

以上です。

○佐藤副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 塩竈では、三大お祭りといって帆手祭がこれからやりますし、花まつり、みなと祭と大きいのがあります。ですから、そういうイベント性があると、もちろん人が本町、海岸通に来てくれます。そうすれば、こういう店ができたんだなともなるし、両方にとって非常にPRにもなるし、見つけていい店だったともなりますので、積極性に資するものはないんじゃないかと思っております。私も、民間にも勤めている経過がある以上は、そういうお知らせをする、知らせるというのは、非常に大事なことかと思っておりましたので、その誘致を含めた中で、若い人たちが志を持ってやった中では、援護射撃というか、我々も率先して仲間に入りながらまちづくりというのを協働でやっていくのが非常に理想なのかなとは考えております。

次に、その下に、小規模事業者チャレンジ支援事業というのが200万円ほどございますが、これは、商店街とはちょっと違って様々に個人で独立する方とか、例えば大工、塗装屋、いろんな方が志を持ってやる方もおられると思いますが、非常に一番困っているのは、小規模事業者の困り事ということで、運転資金なり経営の指導なり、そういうのも含めた中での技術指導もなんですけど、もちろん職務訓練とかいろんなのがありますが、市としても、そういう若い方で次の担い手、産業を興す方、事業を起こす方というのは、夢を抱いている方ですので大事に支援をしていきたいと私も思っていますが、何を言いたいかというのは、そういう総括的な窓口として、ひとつ当局でも何か考えていただけることがあるのかなと思って聞きしたいと思っています。

○佐藤副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 この小規模事業者チャレンジ支援事業につきましては、これからの時代の生き残りをかけて中小企業者の生産性向上とか、また、販路拡大というところを支援する事業となっております。塩釜商工会議所とも連携して様々な相談を受けておりますので、塩竈市商工観光課でも塩釜商工会議所でも、どちらでもこの事業に通じる支援体制を取っておりますので、よろしくご理解をお願いします。

以上です。

○佐藤副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 一番大事な視点を補足させていただければと思います。

現状で、じゃあ多くの方々が塩竈に来て出店をしたいとかチャレンジをしてみたいと思われているのかどうかというのは、非常に重要だと思っています。そのために、どうやって塩竈市自体で人を呼び込める、人に来ていただけるか、そして、買物とかお金を使っていたらいいのか、そこが非常に重要な視点だと思ってございまして、その一つのきっかけが、何度も申し上げているかもしれませんが、7月にフォレストアドベンチャーに来ていただけたら。人を呼び込める、そういった能動的な動きがない中で、多分チャレンジとか商店街の活性化とかという言葉をどの程度言えば皆さんに使っていただけるかどうか、それでも来てくださってやってくださっている方のご努力にどう我々が報いていくかと、鶏が先か卵が先かの議論になると思いますが、その視点が大きいと重要だろうと、今、塩竈市役所自体は思っておりますので、その辺のバランスをしっかりと見極めながら、人を呼び込める、そして、呼び込めたからこそ多くの人たちにチャレンジをしていただけたら、そういう状況につくり変えて

いかないといけないかなというのが今の率直な気持ちでございます。

○佐藤副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。まさしくそのとおりだと思います。

次の質疑に行かせてもらいますが、まさに市長がおっしゃったとおりのことを私も考えておりまして、別冊資料で18-2、4ページに、市内の民営事業所数と従業者数の推移というのが載っております。よくよくここを見てもみますと、平成26年から令和3年までの統計なので2年ぐらい古いデータですが、平成26年のときに2,779か所、令和3年で2,549か所で、230事業所がなくなっております。従業員としては、平成26年が1万9,990人、約2万人、令和3年で1万8,257名、1,733名がお辞めになっているという感じが出ておりました。8年間でこのぐらいの事業者と従業員の方がお辞めになっているという現況は現況として考えなきゃ駄目なんだろうと思っていました。今、市長がおっしゃったとおりで、そういう卵が先か鶏が先かということで、ちょうど時代のはざまに入ってきていて、我が塩竈の基幹産業も含めて過渡期に来ているのか。見極めが間違っちゃ、これは間違うだろうというのを思っておる。皆さんが、多分、塩竈がちょっと活気ないよな、元気ないよなどは、実感はしていると思います。私も実感しております。な中で、これは230件といった事業所、法人、個人を混ぜてだったのかということをお聞かせ願いたいんですが。

○佐藤副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 こちらは経済センサスに基づく調査でございまして、その経済センサスが個人の事業主も含まれるということになっております。

以上でございます。

○佐藤副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 分かりました。そこで、今、市長が話したとおりなんですが、改めてこの8年間でこれぐらいの事業所数が減ってしまった大きな要因というのだけ、概要で結構ですからお知らせ願いたいと思います。

○佐藤副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 先ほど委員からご紹介いただきましたが、平成26年度と令和3年を比較しますと、合計で230件、事業所数が減っております。その大きく減っている事業所の分類上でございますが、卸売小売業が一番多くて169件減少しております。続きまして、宿泊業、飲食サービス業が72件の減少、次いで製造業が51件の減少ということになっております。

令和3年は、新型コロナの影響がかなり大きいということで見込んでおりました、このぐらい減ったのではないかと。この次の調査が、ちょうど今年度に行っておりました結果が次年度に出る予定でございますので、また改めてお知らせさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○佐藤副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。そのデータもぜひ欲しいと思っておりますが、ここでさっきの冒頭のお話に戻りますが、この市街にぎわい創出で、また何かきっかけで人が来てもらうという、ここがちょうど塩竈市の潮流の変わり目なのか、伊保石公園にも初めてそういうのができたりとか、往来が多くなって、まちに寄ってくれて、こういう店があったんだと。もちろんすし屋などは立派なものがございますが、そのほかにも女性の方が寄るようなカフェとかそういうのがあれば非常にいいのかなと思っております。男性の方は、日本酒の蔵がいっぱいありますので、それはそれでいいのかなと思っております。そこでうまく回るシステムというかそういうものを、改めて当局を含めた中でイメージで、漫画チックなものとか絵面とかみたいなので何かお示しをしながらPR活動というのをどう考えられているかと、漠然とした話で申し訳ないんですけども、産業再生という大きなテーマの中では、そういう見せるような、今、塩竈でもこういうことを考えていますと、また変わってきましたというのを、元気のある塩竈だということをぜひ見せたいと私は想像しているんですが、その辺、総括で結構ですからお願いしたいと思っております。

○佐藤副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 総括とかこうしたいという思いも含めてお答えさせていただきますと、先ほど申し上げたように、伊保石公園の再生については、多くの市民の方からアンケートを取らせていただきました。コロナ禍というのもありましたけれども、大多数の方が、アスレチック施設が欲しいということで、職員の皆さんは頑張ったんです。時間はかかったけれども、フォレストアドベンチャーという全国でも43か所行っている企業に東北で初めて来ていただける。まずは、このフォレストアドベンチャー様をどのような形で市域全域にこの効果を体現していただけるかということをやすべきだろうと思っております。あれだこれだ言ったところで、この一つの進出してくださる企業を育てられないでほかのものが育つのかと考えたほうがいいだろうと。それはなぜかという、最近申し上げているんですけども、受動態から能動態に変わるべきだと。塩竈に何人来るからそのお客さんをじゃなくて、塩竈に何人呼び込む

ための努力をすべきだと、そのように市役所の皆さんにはお伝えをさせていただいています。その最初がフォレストアドベンチャーと考えていただければと。ですからその施設を、伊保石公園のみならず市域全体、例えば浦戸とか、例えば余っている公共の空間とか、そういったところに波及させていく方法も考えるべきだろうと。発想を変えて学校に持っていくのもありだろうと。ですから、そういった考えをぜひ市役所の若手職員中心に特別チームをつくってもらって、いろんなアイデアを出してほしいと考えていますし、そのみならず、そういった施設が来たときに、伊保石公園に例えばカフェをつくったらどうなんだということも考えられるだろう。このことについては、カフェを運営されている方々にも、実は、もう既にお話はさせていただいています。ただ、人を集められないのに来る人はいませんので、そういったところも含めてまずはスタートをどのように切るか、そのための準備の期間を7月に予定されているフォレストアドベンチャーのオープンに向けて、我々としては市役所内に特別チームをつくって、若手職員の発想の下に、そこからどう育て上げていくかという方向性で進めていきたいと、それを大切に育てていきたいと考えてございます。

○佐藤副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。そういうように絵面を見せながら夢を見せて人を集客するというのは、民間の企業も含めてですけれども基本中の基本でございますので、私もこれに、会社の職員にも、仙台に住んでいますが、実はこういうわけで塩竈の伊保石公園にこういうのができて、夏からオープンするんだということでお話ししてみました。いいですねということだったもので、一人一人が本当に真剣にそういう話を広めていければ、ふわっと輪が広まって思いのほか広まっていくと。その相乗効果で市内のまちとかもまた別に元気になってくるのかなと思っていましたので、どうしても単発のイベントだけでは厳しいと思っていますので、関連してぜひやっていければにぎわいが戻ってくるのかと思っています。かつては基幹産業で塩竈に昼間の人口が夜の人口より多い時代がございました。随分前の話でしたけれども、そんな中で、塩竈に行けば仕事があって、要はお金がもらえるという時代が、多分、塩竈のキャリアハイの時代だったと思います。ですから、それを何十年後かに取り戻すためには、今こういうように我々が一丸となって一つの目標に向かってまちの再生、活気あるまち塩竈と、元気あるまちということで、私も議員の志はそこに全てがあるんですが、元気がなければ何もできませんので、その元気をもっていろいろ広めていきたい、改めてこの塩竈というのは、文化継承も、門前町でありながら非常においしいものもあって元気

なまちだということ宮城県の中でも訴えたいと思っていましたので、ぜひともこの辺、皆さん含めて、議員の皆さんも含めて、一丸となって頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお祈いします。

次の質疑ですが、一般会計の資料No.11の195ページです。

ちょっと話が変わりますが、私も子供たちの育成ということを非常に考えていまして、清水沢公園の件で、引き続きの経過で申し訳ないんですが、昨年度より清水沢グラウンド公園の道路側にあるフェンスの件でもお話があつて、全員協議会でも進捗状況はお話がありました。残念ながら入札不調ということで、多分、頓挫して止まっているようで、あれは冷静に考えても非常に危険でございます。昨年来、教育長にもお話しして、担当の方にも立ち会つていただいて、いまだにロープで止まっている状況で、こんなに風が強かったりして壊れたり破壊したら、歩道で歩つている方に非常に危険になるんじゃないかと、私は非常に緊急性があるんじゃないかと思つていますが、改めて聞きます。その進捗状況はどうなつていましたかということだけお聞かせください。

○佐藤副委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 それでは、お答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおり、入札は一度不調になつてございまして、もう一度、入札を近々進むように今は手続を進めている状況でございます。

以上になります。

○佐藤副委員長 鈴木委員。

○鈴木(新)委員 急ぎお祈い、非常に危険だと思いますので、誰の責任となりますので、よろしくお祈いしたいと。

重ねて、スポーツ少年団で私もいろいろ役員をやつたりしているものもあつて、塩竈にグラウンドが幾つかございます。この予算、2,067万8,000円を見ているんですが、主に清水沢グラウンド、新浜グラウンド、二又グラウンド、月見ヶ丘グラウンド、あとは、杉の入小学校に玉川中学校ぐらいが大きく使用するグラウンドなんです、野球チームは広く使うものですから、その中で、学校を使つて練習しているチームはいいんですが、例えば清水沢グラウンドというのは、年に1回、県内52チームをお呼びしての大会で結構大きく、もう32年ぐらいやつている伝統のある大会なんです、そこで、日頃使つていないものですから、1週間前とかに我々OBとか親の会がちょっと草刈りをしてグラウンドをならす程度なもので、県内

から来るチームにとってはずさんで失礼なのかなという思いが非常に強くて、何とかそういう予算も、グラウンド整備というか、土・砂入れを含めた中での事前の作業整備、これが一般会計の中に含まれているのかお聞かせ願いたいと思います。

○佐藤副委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 グラウンド整備につきましては、体育協会などに、あと塩釜FCに委託してございまして、委託の中で環境整備ということで、グラウンドの整備とかも含めまして、今回におきましても、スポーツの振興の部分の予算の中でやりくりしながら対応させていただければと考えてございます。

以上になります。

○佐藤副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 ありがとうございます。何せ年に1回、塩竈でお呼び立てしますが、塩竈のチームは他市町村に二、三十試合出ておりますので、もうかなりの目配りというのでございますので、今の状況があまり立派なものじゃないということはお伝えしておきますので、ひとつご了解願いたいと思います。

あと、最後に、私からは、町内会の件でお聞きしたいと思っております、同資料の57ページ、市民活動推進費1,123万4,000円ということでございます。この3年間、コロナ禍で国のコミュニティ助成金10万円、一昨年ですか、市から引き続き10万円、昨年がレクリエーショングッズということでやや小ぶりになってきたなという件があつて、本年はなさそうなことをちらちらとお聞きしてございまして、町内会の声を反映しますと、私は向ヶ丘町内会の会長、西部地区町内会の会長をやっております、どの町内会の会長も、ぜひともお願いしたいという要望がされております。特に、いつも言っているように、ごみ籠がばらばらで、皆さん、本当に欲しがっているのが現状で、何回か私もカタログとかいろんな販売店の紹介とかというのを聞いていましたけれども、ぜひともその辺も含めた中で改めてお聞きしたいんですが、その辺のお考えがあるかないかだけお願いしたいと思います。

○佐藤副委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 ただいま町内会に対する経済的支援、令和4年度、令和5年度でコミュニティ助成強化事業をやりました。そして、今年度につきましては、レクリエーション用品を、集会所をお持ちの町内会に配布するということのご支援をしております。ただ、令和7年度につきましては、まず、そのような予算はついていないということをお知

らせたいと思います。それで、今、市民活動推進費のご紹介をいただきました1,123万4,000円というところで、この中で協働まちづくり提案事業がございまして、今年度は、町内会を元気にする事業ということで募集をしたいと考えております。こちら新規事業ですと30万円、それから2年目が20万円、3年目が10万円ということで、町内会ですとか市民活動団体が創意工夫をもって何か事業を行うというところの助成になります。今までの経過ですと、イベントなどをやっているほかに居場所づくりですとか、あとは空き地で畑をつくって地域の方で活動する、そういった様々な事業を展開していただくということで、地域コミュニティ活動、そういったものの助成金となっております、特に今年度は、町内会で活動を活発にしていきたいということのテーマでその助成金を設けているものになりますので、町内会の皆様にもぜひ活用していただきたいと思ひまして周知を図っていききたいと思っております。また、経済的支援となりますと、直接的な町内会への支援ということではないんですけれども、例えば防犯灯ですとか防犯カメラ、そういった整備や維持管理に対する助成などもございますので、そういったところで経済的支援を町内会にしていきたいと考えております。

以上になります。

○佐藤副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 分かりました。確認なんですけれども、1年目30万円、2年目20万円で3年目10万円って、これは連続してそういう流れで、何かアイデアを出して申請をすれば、その活動を認められればもらえることなんですか。

○佐藤副委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 そのとおりになります。

○佐藤副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 内容がよく理解できませんが、畑とか居場所づくり、割と多岐にわたったもののアイデアをこちらから出して、それを認められるということなんですか。そういうことでいいんですか。

○佐藤副委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 計画など募集の段階で、どのような事業をしたいかという計画書を提出していただきます。今回、新規事業に関しましては3団体の募集を予定しておりますので、もしたくさんのお応募がありましたらそこで審査をさせていただきます、より

効果的な使い方をされるというところに助成金を交付したいとは考えているところです。

以上になります。

○佐藤副委員長 鈴木委員。

○鈴木（新）委員 分かりました。要するに、全町内会とかそういう部分が対象じゃなくて、そういう枠があって、申請されて、それから選ばれると、そういうことですか。なるほど。それはそれで分かりましたけれども、私としては、全体的に二、三年前からやっている事業が幾らかでも、半額になっても継承していただければ、町内会というのは、毎回言っていますけれども今まさに町内会の運営が厳しいんです。子供会が解散されて、全部本部で運営してくれ、例えば老人会もなくなって本部でやってくれ、しかも、各防犯部長とか、例えば総務部長にしても何でもですけれども、もう担い手がいない。私も町内会の役員会に、いずれこれは委託しなきゃ駄目だと思えますという話も実はしています。市政だよりって誰が回すんですか。今は総務の広報部が回しています。でも、いつまでも続きますか。若干の助成金は頂いていますけれども、それではとても町内会を毎月毎月運営はできません。ですから私としては、もうちょっと今の現況もしっかり分かっていたきながら、実は、町内会もまちづくりと一緒に非常に過渡期に来ているんです。ですから、そこを生の声とか実情をもっとスピーディーに掌握していただきながら、いろいろ会合とか会議はありますが、縦割りの会議じゃなくて生の声の会議も、よく市長は座談会をやってくれて、そのときに要望は私もかなり出しますが、そうでないところでぱっと流れてしまうところも確かにあると思いますので、改めてこの場を借りてそういうコミュニティーというのの大事さ、特に有事の際なんかはございます。防災訓練ももちろんうちは真面目にやっていますけれども、なかなか子供の掌握もできない、中学生も何人いるかも分かんないぐらい、学校でも名簿も出してくれませんので、若干閲覧ぐらいはいいですけれども、地域によっては町内会をまたいでいるものから、学生が何人いるかまでは分からないんです。ですからそういうことも含めると、どうしても町内会で欲しいもの、欲しがると、お金が町内会は300円とか400円しかないものから財源はそんなにあるわけじゃないんですけれども、そういうことも含めてコミュニティーを守るためには若干の財源も必要かと思っていましたので、改めてですけれども、最後になりますけれども、その辺をお話しして私の質疑とさせていただきます。ありがとうございました。

○佐藤副委員長 以上で鈴木新一委員の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。再開は14時50分といたします。

午後2時36分 休憩

午後2時50分 再開

○今野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページなどをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

志賀 勝委員。どうぞ。志賀委員。

○志賀委員 かいしんの志賀でございます。

私からも令和7年度一般会計の予算で、内容について質疑をしたいと思います。

まず、初めに、国際情勢でいけばアメリカの大統領が替わりました。国内でいけば、今、言われている103万円の壁であったりだとか、高校の無償化とかいうところが出てまいりまして、国の予算も大きく動いております。当塩竈市においても、まず、7つの重点課題のうち2つ、新庁舎の件と、あと、ごみ処理場の問題が、ある程度、結論というか、これからどうしていくかというところの方向性が出てきたように思われます。

それで、乱暴な言い方かもしれませんが、これまでとこれから、過去の清算と未来への投資という観点から今回の予算書を拝見させていただきました。その中で一番大きな着目点かと思うのが、まず、予算規模が前年比9.6%増というところです。こちらの予算の増の中身が、まず扶助費というところと、あとは、児童手当と施設型給付金支給の事業などの扶助費、あとは防災情報伝達システムというところの増額というところがメインになっていますというところで認識いたしました。ただ、こちらの場合は、未来への投資というものがなかなか見えていないのかなというところもありまして、私の今の感想を踏まえて、これから細かい項目について質疑をしていきたいと思うんですが、まず、今の令和6年までの予算と令和7年の予算全体を捉えて、当局ではどういう思惑で予算編成をされたのか、教えていただければと思います。

○今野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 令和7年度一般会計の予算規模についてということで、今、委員おっしゃったように、今回、金額ですと24億2,000万円、率で9.6%増ということで、ここ数年、

予算編成をするたびに予算規模が少しずつ大きくなってきております。その増要因は、まさに、今、委員おっしゃったとおりで普通建設事業、体育館の2年目、防災行政システムの更新あるいは美術館の崩落対策ですとか耐震対策もありますし、あと、扶助費の伸びも今回はあります。あとは物件費でも、こちらは収入と連動するところではあるんですけども、今回はふるさと納税が6億5,000万円から11億5,000万円ということで、収入として5億円増えているんですけども、ただ、ふるさと納税、半分は経費として出てまいりますので、こちららも約半分、2.5億円は、物件費といういわゆる歳出で出てきている部分ではあります。ほかに、あと、小中学校の児童・生徒が使われているタブレットにつきましても大体5年ぐら이가耐用年数ということで、その更新も今回は3億4,000万円ほどかかっているということで、需要は大分大きいものに対して、老朽化施設の耐用ですとか更新に関しては、ある程度見れた予算なのかなとも、一方、捉まえておりました。ほかに課題として捉まえますと物価高騰、あるいは人件費の高騰という部分もこの予算の中で見えています。となりますと、じゃあ問題として表れがちなのは、歳入がどれぐらいそれに対して追いついていけているかということになるんですけども、すみません、まず、申し上げたいのは、今回、市税が61億2,000万円ということで、去年の予算と比べましても大きいですし、震災以来、今は最大の市税の収入になっております。60億円を超える市税収入は平成22年以来ということで、市税はまず伸びたということもあります。あとは国からの地方譲与税、交付税も加味しますと、いわゆる国でいうところの地方の一般財源という部分につきましても、今回、前年度に比べて伸びております。歳入が伸びた上で、ある程度、入り用についても見れたということは、一方、あるんですけども、ただ、本市財政の一番の課題であります財政調整基金の推移がどうなるかということになりますと、今回の当初予算9億4,000万円の取崩しを予算編成をするに当たって行わせていただいております。この金額も今までの財政調整基金の繰入れの推移の中では多分最大の数値ということで、要は、やりくりとしては、少し厳しい貯金の取崩しがあったとも捉まえています。ただ、当然、これは、必要な経費に対して必要な部分ということもありますし、あるいは、今回、財政調整基金と併せて2月補正で条例改正をさせていただきました公共施設等総合管理基金、新設した基金とリニューアルしたミナト塩竈まちづくり基金も、当初予算でおのおの取崩しを少し強めて使わせていただいております。まずは、そういった予算を組んだ上で編成はなったんですけども、ただ、当然、貯金を取り崩しですとか、あるいは、今後、需要も多分伸びていくのが見えている中では、今後、より一

層の計画的な執行ないしは来年度の計画的な予算編成が必要になるのかと、財政としては課題として捉まえておりました。

以上になります。

○今野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。いつも財政の話をする、厳しいんだなというところもあるんですけども、私としては、今回の予算、先ほども出ましたけれども、自主財源が38%まで来たというのは非常に喜ばしいというか、ただ、令和6年度は減税があったので、今回はその分がないので戻ってくるということが恐らくメインになるのかとは思いますが、そこで未来への投資というところを、急に考えろと言われても考えることはなかなか難しいと思いますので、今回、予算ということなので、まず来年度、要するに令和7年の予算ですから、未来の話というのを念頭に置いて質疑をしていきたいと思います。

それでは、資料No.11の57ページ、市民活動推進費についてお伺いいたします。こちらの内容をお聞かせください。

○今野委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 57ページの市民活動推進費、こちらの質疑をいただきました。内容といたしましては5つの事業がございます。まず、1つ目、拠点施設整備事業としましてマリンプラザですとか協働推進室の経費となります。それから、2つ目が、宝くじ助成として助成金を交付するための推進体制整備事業というものがあります。3つ目の事業といたしましては、市長の座談会、懇談会を行うための経費となります推進体制整備事業があります。4つ目、町内会連絡協議会活動推進助成事業です。5つ目として、協働まちづくり提案事業というものがございます。

以上になります。

○今野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。そうしますと、今の5つの事業の中で、先ほども鈴木新一委員に対する回答にもあったんですけども、一応、今回、目玉としては、町内会とか団体に対する助成金があるというお話があったんですけども、それについてご質疑をさせていただきます。

先ほどご説明もあったんですけども、以前の計画の資料とかも読ませていただいたときにふと思ったんですけども、例えば町内会AとBがあって、2つがそれぞれ同じ事業で申

込みをしました。町内会で共同で、例えば隣の町内会と一緒にこういう事業をやりたいといったときの扱いというのは、それは1事業なのか2事業なのか。

○今野委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 こちらの事業は、幾つかの団体が一緒に活動するというところでコラボレーションしていただいても構いませんので、もし有効にしたいということであれば、一緒に申し込んでいただくということも可能ですけれども、仮に別々ということであれば、別団体で申請を受けまして、ただし、先ほどもお話ししたとおり、年間3団体の予算しかありませんので、そういったところの説明をさせていただき、審査の上、通らない場合もありますというご説明もさせていただくことになるかと思います。

以上になります。

○今野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。そうしますと、せっかく明るい話でもございますので、周知するときにはできるだけ詳細というところをしっかりと詰めていただいて、可能性というところですか、いろんなことを想像されると思うんです。フリーで利用できるそういったまとまった資金というのは今までなかなかなかったものですから、恐らく皆さん期待していると思うので、提案いただく際には、当局が事業内容の意図するところというのを要項の中にできるだけしっかり盛り込んでいただきたいというところのお願いなんですけれども、それは大丈夫でしょうか。

○今野委員長 小倉課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 ありがとうございます。全くそのとおりかと思います。ぜひ多くの方に活用していただきたいと思います。そうすると、幾つかの団体と一緒にやれば、その団体に対する支援となります。1団体別々というよりは、そういった一緒にやるということも可能ですということで、まず、こちらを3月中旬から下旬にかけてホームページ等で周知しますけれども、ほかに通知で町内会ですとか各種団体に募集案内をお送りするところです。そういったところでも十分注意しながら周知していきたいと考えております。

以上になります。

○今野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。

それでは、次の質疑に移ります。

資料No.11の61ページ、地域おこし協力隊起業支援補助金というものの中身について教えてください。

○今野委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 こちらは、現在、浦戸で活動している2名の方々が、来年度、3年目を迎えます。その最終年度に、起業、自立に向けた活動を行うための補助金ということで組んだ予算となっています。

以上でございます。

○今野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。起業されるということは、今、起業に向けて十分な活動をされているという解釈でよろしいでしょうか。それとも、起業するに至るまでの力がないのでもう一押ししてあげようという補助金なのか、これを教えてください。

○今野委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 今、浦戸で活躍されている協力隊の方々は、それぞれの得意分野を生かして、例えば音楽ですとか、あるいは料理ですとか、そういったことで島の方々、あるいは島をPRする活動に取り組んでおります。それと、あわせて、県の起業に向けた支援制度、支援していただく方に相談するというのも、今年、相談に乗っていただいていることもありまして、まずは、今はそういった自立に向けた取組をそれぞれ進めております。それを後押しするための補助金ということで、今、順調にといいますか、そういったことで一つ一つの取組を積み重ねている段階でございます。

以上でございます。

○今野委員長 志賀委員。

○志賀委員 私の認識ですと、地域おこし協力隊というのは、3年間の事業としてやっていきますと。その3年の間に自分たちの得意分野を生かして、今回ですと浦戸の振興とか、あとは商品の開発とかそういったものをやっていきますと、それがある程度充実してきましたと、それで初めて、これから先、仕事を続けていくために起業をする。起業しない場合も当然あるわけですね。これは、今は起業するという話を前提に進められているんですけれども、起業されない場合というのはないということよろしいでしょうか。

○今野委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 これまでも受け入れてきておりますが、実際、途中で離職されたとい

う方もいらっしゃいますので、起業しない場合もあり得るという形でございます。

以上でございます。

○今野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。起業していただけるように、予算を使っていただけるように、引き続きご支援していただくようお願いいたします。

では、次の質疑に移ります。

実施計画の資料の68ページ、同じように浦戸の件なんですけど、まだ令和6年度の決算を迎えていないんですけども、浦戸地区買い物支援事業というものに291万3,000円の予算を割いていますと。これが令和7年度の計画になると79万3,000円になっているんですけども、こちらの理由というのがもしあれば教えてください。

○今野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 買物支援についてのご質疑でございました。今年度、コンビニのファミリーマートが桂島と野々島に置き売り販売ということでお店を出す形で進めております。令和7年度につきましては、それを寒風沢に増やすという形を考えておりました。ただ、令和6年度につきましては、そのほかに各種備品を取りそろえておりますので、予算の形では290万円ほどになっていますが、それがなくなるので、あと、令和7年度については、収益性のある物を運ぶ代金とか、その部分についての予算という形で70万円ほどの予算となっております。

以上になります。

○今野委員長 志賀委員。

○志賀委員 もうちょっと教えていただきたいんですけども、ファミリーマートが出店するというその規模感とか、そこら辺をもうちょっと詳しく教えていただいていいですか。ごめんなさい。ファミマが出店するというと、島にコンビニができるみたいな話なのかと思っちゃったので、もう一回お願いします。

○今野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 物については、現在のところ、基本的に乾き物みたいなお菓子とカップラーメンとかそういった部分でまず手始めにさせていただいております。来年度以降で島の人たちとのいろいろ協議の中で、例えば冷たいものとか何かそういうのならできるかなという思いは協議していきたいんですけども、その中で拡大していければいいかと

思っているんですけども、今のところは本当にカップラーメンとかお菓子とか、そういった部分での置き売り販売ということで出店していただいているという状況でございます。

○今野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。まさかファミリーマートという名前が出てくるのがびっくりしちゃったんですけども、てっきり先ほど引地政策課長からご答弁いただいた協力隊の方々が、起業支援の予算を使ってそういった物販とかの事業をするのに買物支援とかというストーリー性があったりするのかと思ったんですけども、どうもそうじゃないみたいなので、ここら辺の恐らく事業の立てつけのところですか、そこら辺の経緯だけ、何でファミリーマートとなったのかというところってストーリーがあるような気がするんですけども、そこをもうちょっと教えていただいてもいいですか。

○今野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 現在、浦戸には、買物する場所が野々島で商店が1軒ありますけれども、そういう形になりますので、まず、そこで買物できる環境等を整えたいということがありました。その中で、いろいろ各種協議していく中で、ファミリーマートでそういう置き売り販売ということで出店できるというのが聞こえてきましたので、それで、今回、取り入れたという形になります。

以上になります。

○今野委員長 志賀委員。

○志賀委員 持続性というところに、非常に不安が残る事業になっちゃっていくのかなと思うんですけども、そこら辺については何かご意見ありますでしょうか。

○今野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 現在、こちらの事業につきましては、国の離島活性化交付金を活用させていただいております。経費としてかかるのは物を運ぶ代金の部分になってくるのかと思うので、我々は、そこについて一工夫できればこれから3年後にも継続してできるのかなとは考えているんですけども、工夫次第かとは思っております。

以上になります。

○今野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。こちらを買物支援ということで、恐らく、一度、島の方がそれを利用して利便性というのが向上すると、それがなくなった時のことというのも当

然不安に思うと思いますので、できれば地元の人たちが、そのお店で買物するだけではなくて、そのお店を維持するための活動というところにも協力していただける業態のほうがいいのかなとは思いますが、そこら辺、まず、今のところファミリーマートということなので、もう一段階、事業継続性というところと、あとは、せつかくお店を出すわけですから、そこで利益が生まれる、島の活力になるというところを目指していただいたらいいんじゃないかと思います。

次の質疑に移ります。

資料No.11、143ページです。ここに一応商工費ということで、それぞれ補助金というんですか、中心市街地にぎわい創出事業、小規模事業者チャレンジ支援事業、あとは企業誘致活動推進事業とあるんですけれども、先ほど鈴木委員から予算が大きい項目のところはお話が出たものですから中身は承知いたしました。私からは、企業誘致活動推進事業の中身についてお伺いしたいと思います。

○今野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 企業誘致活動推進事業につきましては、実は、こちら毎年実施しているものになりますけれども、宮城県が開催しております企業立地セミナーといたしまして、宮城県の自治体が集まって、東京と名古屋で毎年それぞれ1回ずつ、各自治体の企業誘致活動の場でありまして、県と一緒に、トップセールスも含めて市の企業環境などをPRするという場に参加する費用となっております。

以上です。

○今野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。今、トップセールスという話で、恐らく市長がそこに一緒に行かれるというお話なんですか。そのときに、市長がせつかくトップセールスに行ってくださいときに、受入れ側の体制というところでいくと、人、物、金、金って汚いですね、お金、あとは企業誘致するわけですから場所、土地ですよ。こういったところをちゃんと整理した上で、何かしら目的を持って企業誘致に行かれているのか、それとも、今、市長の持っているスキルというか、そこを駆使して市長の思いを伝えに行っている状況なのか、市長、もしよろしければお答えいただければと思います。

○今野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 これは、簡単に言えば、宮城県が主催でして、そこにほぼ全ての市町村長がお邪

魔をして、アピールするのが1人当たり25秒なんです。でも、去年は250社、今年はちょっと減って150社のトヨタを中心とする物流含めて皆さんがいらっしやっております。ご承知のとおり本市は土地がありませんので、企業誘致という点は、なかなか難しいというお話はさせていただきます。いかにその25秒の間に塩竈市を売るかということを、実はここ二、三年、考えておりました、本市とすれば、塩竈に来たことがあるという方が随分いらっしやる。これは、神社にも行った、おすしは食べた、大体このパターンに当てはまります。ですから、本市は、企業誘致というよりは、商談するなら塩竈でという方向でこの会議2つ、名古屋と東京は動いたほうがいいたろうと踏まえています。ただ、おかげさまでここでお会いしたいろんな方が、実はトヨタの某社長も、本体ではございませんけれども、塩竈にわざわざ会いに来てくださったり、先日も大きい会社の支社長がそのとき出会ったということでお訪ねくださったり、これをきっかけにいろんな方とお付き合いが始まっているところもあります。当然、企業の宣伝もあろうかと思えますけれども、僕らとすれば、交友関係を増やす非常に重要なきっかけになってございます。先日、豊田合成からLED機械を80基、頂きましたが、実は、先日の名古屋の企業誘致の会合でも豊田合成の社長様、塩竈市役所に来ていただいたのは宮崎さんという会長はじめ役員の方でしたが、社長にもご挨拶をさせていただきました。こういったものを地道に大切につないでいくことが今の塩竈市には非常に重要だということになっておりますので、企業誘致以上にそういった人脈を駆使して企業版ふるさと納税とか、来ていただいてここでお金を使っていただく、こういった取組を積極的に本市としては進めていきたいと考えてございます。

○今野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。まず、外に向けてというところでいけば、非常に大事な事業かと思えますので、引き続きお願いできればと思います。では、中から、塩竈市から発信するという意味からいくと、もう一つ、我々、私は議員でもあるんですけども、当然、一事業主という側面も持っていて、ずっと気になっているんですけども、商人塾というものの中身を教えてください。

○今野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 商人塾につきましては、主に中小の個店でしょうか、商店を営んでいる事業者向けの内容となっております、令和6年度ですと販売戦略とかイベントブースのつくり方、売れるブースづくりとか、また、スマホで撮る魅力的な写真とか、SN

S、マーケティングのショート動画の作り方とか、そういう実践的な勉強をしていって、すぐ使える技術を身につける講座となっております。

以上です。

○今野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。今の商工観光課長の答弁は、さっき新一委員の門前町のときに聞いたようなのと流れが同じなのかと思ひまして、これは、例えば、私が経験が浅いのかどうか分かんないんですけども、もう25年ぐらいこのまちに住んで、会社で勤めたりなんざりしているんですけども、商人塾に参加したという方を聞いたことがないんです。その効果とか、あと、いつからやっていてどのくらい費用を使ったのかとかというのを、もしお分かりになれば教えていただけますか。

○今野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 商人塾ですが、結構歴史が長く20年ぐらい実施しておりますが、ここ10年ぐらいでしょうか、塩釜商工会議所に委託するという形で実施しております、毎年50万円ほどの事業費で専門的な指導をしてくださる講師の方々のアレンジも含めて委託している状況です。会場も会議所の会議室を使ったりして夜の時間にやっております、メニューによっては40人ぐらい集まったりするというので、特にSNSの勉強会なども人気のようなんですが、割と毎回盛況に終わっているという状況です。

以上です。

○今野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。盛況に終わっているということで、すみません、恐らく私が無知なのかと思うんですけども、塩釜商工会議所とという話でいくとすると、ちょっと厳しい言い方をすると、じゃあ塩釜商工会議所にやってもらったらいんじゃないですか。あえてこのまちで産業振興として50万円を出してやるという話でいくのであれば、さっきの門前町とか、もっとこのまちに限定したマーケットに対して補助を出す、もしくは、このほかに企業支援というのが別にまたメニューとしてあるわけですね。そこに例えば中心街にぎわい創出事業もあれば小規模事業者チャレンジ事業も当然あるわけですし、そっちのメニューで40人も集まるのであれば、講演会をやるから講師を呼びたいんだとって申請を出してもらえばいい気がするんですけども、そんなことはないですか。

○今野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 商人塾は知識とか技術を身につける研修会でありまして、小規模事業者チャレンジ支援事業は、生産性向上とかに資する取組にお金を出して、直接販売促進につなげて利益を稼いでもらうという、また、対象者も、同じ部分もありますけれども、両方参加できる人もいますけれども、またそれぞれ要件があつたりしますので、市としては、小規模な事業者を育てるといふか、生き残っていただいて必要なスキルを身につけていただきたいという思いです。塩釜商工会議所でも似たようなことをやっているということも一部ありますが、委託になった時点で、塩釜商工会議所と一緒にやるのが効果的だろうという判断があつたようですので、そういった経過となっております。

以上です。

○今野委員長 志賀委員。

○志賀委員 予算の審議なので、必要性という部分に関しては、まず、必要だということで予算立てをしているということなので、こちら辺を、私も商人塾というものをもう一回調べて中身を確認させていただいて、この事業が50万円という費用を割いてやるべきなのかどうかというのは、また決算のときにお話ししたいと思います。

では、次の質疑に移ります。

次は、ごめんなさい、別に横田商工観光課長を狙い撃ちにしているわけじゃないんですけども、資料No.11の145ページ、おもてなし態勢充実事業についてご説明ください。

○今野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 こちらおもてなし態勢充実事業ということで、一見、分かりにくい名前になっていますけれども、市の観光施設、おもてなしを行う施設であります観光案内所と、あと亀井邸の運営経費となっております。

以上です。

○今野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。分かりました。

では、その次の147ページです。交流拠点おもてなし事業施設管理運営業務委託というところとの関係性というのがあれば教えてください。

○今野委員長 答弁。横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 こちら例えば亀井邸とか建物の設備の管理であつたり、そういった維持に係る経費です。

以上です。

○今野委員長 志賀委員。

○志賀委員 もし差し支えなければ、時間もないので、あと、また別途、詳しくお伺いしに行きます。

それでは、次に、同じ資料の181ページをお願いいたします。

教育費です。学校給食調理衛生対策事業に4,500万円ほど上がっているんですけども、これの内容を教えてください。

○今野委員長 いいの。学校給食、教育委員会でない。総務課。じゃあ櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 失礼いたしました。資料No.11、181ページの学校給食調理衛生対策事業についてでございます。こちら学校給食という名前がついておりまして教育委員会かと思われるところもございますが、こちらはそれに関わる人件費ということで、総務の予算ということになります。

以上でございます。

○今野委員長 総務人事課長、答弁をお願いします。総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 こちらについては、中学校の調理員の人件費かと思われます。

以上です。

○今野委員長 と思われます。志賀委員。

○志賀委員 思われますという。4,500万円。ということは、学校給食調理衛生対策事業というのは誰の人件費ですか。もし時間かかるようであれば、別途教えてください。大丈夫ですか。答えられます。（「いえ、答えられない」の声あり）答えられないですね。じゃあこれは、後ほど教えてください。

じゃあ次に進みます。よろしいですか。

○今野委員長 志賀委員、続けてください。

○志賀委員 同じく183ページ、給食等ごみ処理運搬業務委託料340万円、これは中学校の分ですか。同じく小学校にも同様の項目がありまして、このごみ処理の運搬業務に中学校の分は340万円、小学校は500万円ぐらいかかっているんですか。小学校は179ページです。ごめんなさい。失礼しました。給食等ごみ処理運搬事業委託料、510万円かかっています。これの中身を教えてください。

○今野委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 小学校、中学校ともに給食等ごみ処理運搬業務委託料ということで計上しております。こちら可燃ごみ、不燃ごみの処理業務の委託という内容になってございます。

○今野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。可燃ごみ、不燃ごみ、両方出るんですね。可燃ごみというと、食べ残しとか野菜くずとかそっちのほうですか。

○今野委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 給食で出るそういったもののごみになります。

○今野委員長 志賀委員。

○志賀委員 せっかく補助金も市で予算がついているみたいなので、学校にコンポストを置いてみるというのはいかがでしょう。

○今野委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 貴重なご意見ありがとうございます。そちらはご意見としていただいて、今後、検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○今野委員長 志賀委員。

○志賀委員 ありがとうございます。ぜひ検討してみてください。きっと効果があると思いますし、気をつけなきゃいけないのは、残飯というのは、堆肥化した場合に何が問題になるかということ、塩分が問題になります。塩分が入っている堆肥でも使える植物というものを、ある程度、どこが育てているのか確認してから堆肥化しないと、せっかく堆肥を作っても引取り手がないということ結局またごみ処理に回さなきゃなので、そこら辺、ご注意いただければという進言をしておきます。

それでは、最後に、時間もありませんけれども、195ページです。先ほど鈴木委員も質疑していたんですけれども、グラウンド管理費というところについて、このグラウンド管理費の中身について、もう一度、聞くと時間がないので用件だけ先に言います。

清水沢の野球のグラウンド、あと新浜の野球のグラウンド、これは両方とも野球場ですよ。正直、野球するに耐えられないグラウンドにそろそろなりそうです。私からご提案なんですけど、私は、このまちが財源というところで期待できるのってふるさと納税だと思うんです。せっかくグラウンドを使っている方々というのは、先ほど鈴木委員もおっしゃっていま

したけれども、いろんなまちから集まってきてこのまちで大会をしてくれる方がたくさんおられます。さっき言ったように52チームです。あとは、塩竈市にあるソフトボールチームもたくさんありますし、あと、シニアの野球チームもあります。小学校の野球のチームだけでも4チームある、その4チームには、OBが物すごい数います。この方々に、自分たちの後輩にいいグラウンドで野球をしてもらうために、ふるさと納税で塩竈市に納税してもらえませんかと呼びかけることって、それで、なおかつふるさと納税って、納税していただいた方に使い方を指定していただく項目ってできるんですよね。その中に、例えばグラウンド整備に特化した項目を設けていただくとかということでは財源をつくっていただくことはできないのかというお願いなんですけれども、いかがでしょうか。

○今野委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 ふるさと納税のPRでございます。今年度も塩竈と関わる、例えば包括連携協定を結んでいる企業様ですとか団体様にこのふるさと納税のPRをさせていただきました。そういった本市と関係性がある方々にどんどんPRするという事は大切だと思います。そういったスポーツチームのOBの方々に向けても、何かの形で発信することでより集まるかと思えます。なお、使途も、今は住みよさですとかそういった用途に合わせた大きくりの使途としておりますので、そういったグラウンドの整備にも活用可能かとは現時点で思われます。

以上でございます。

○今野委員長 志賀委員。

○志賀委員 SNSがあるのでSNSを使いましょう。

では、以上です。ありがとうございました。

○今野委員長 以上で志賀委員の質疑を終了いたします。

なお、先ほどの志賀委員の質疑に対し、商工観光課長より発言の申入れがありますので、これを許可いたします。

横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 先ほど志賀委員からご質疑いただきました交流拠点おもてなし事業の事業費についてご説明いたします。

資料No.11の147ページの先ほどはまちなか交流拠点機能強化業務委託事業の内容についてということでしたが、こちらが亀井邸の運営経費でございまして、その上でございます交流

拠点おもてなし事業施設管理運營業務委託、こちらが観光案内所の経費ということになります。ページがわたっておりまして分かりにくかったのですが、前のページの1,300万円というのが、一番右の列に記載がありまして、その合計金額が入っているということになりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○今野委員長 志賀委員、いいですね。（「はい」の声あり）

お諮りいたします。本日は、これで会議を閉じ、28日午前10時より再開し、審査区分1、一般会計についての質疑を続行したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野委員長 ご異議なしと認め、さよう取り計らってまいります。

本日の会議はこれで終了いたします。ご苦労さまでした。

午後3時32分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和7年2月27日

令和7年度予算特別委員会委員長 今野 恭 一

令和7年度予算特別委員会副委員長 佐藤 公 男

令和7年2月28日（金曜日）

令和7年度予算特別委員会

（第3日目）

令和7年度予算特別委員会第3日目

令和7年2月28日（金曜日）午前10時開会

出席委員（18名）

志賀 勝 委員	佐藤 公男 委員
鈴木 新一 委員	小野 幸男 委員
菅原 善幸 委員	浅野 敏江 委員
桑原 成典 委員	柏 恵美子 委員
西村 勝男 委員	今野 恭一 委員
志子田 吉晃 委員	鎌田 礼二 委員
伊勢 由典 委員	鈴木 悦代 委員
辻 畑 めぐみ 委員	小高 洋 委員
土見 大介 委員	伊藤 博章 委員

欠席委員（なし）

（一般会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤 光樹	副市長 千葉 幸太郎
技監 鈴木 昌寿	総務部長 本多 裕之
市民生活部長 高橋 五智美	福祉子ども未来部長 長 峯 清文
産業建設部長 草野 弘一	総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監 布施 由貴子
総務部次長兼 総務人事課長 高橋 数馬	福祉子ども未来部 次長 兼生活福祉課長 鈴木 睦奥男
産業建設部次長 兼まちづくり・ 建築課長 星 潤一	産業建設部 水産振興課長 平塚 博之
総務部 秘書広報課長 中村 成子	総務部 政策課長 引地 洋介

総務部
 管財契約課長 上 總 雅 裕
 市民生活部次長
 兼市民課長 小 倉 知 美
 市民生活部
 環境課長 千 葉 貴 幸
 市民生活部
 浦戸振興課長 菊 池 亮
 福祉子ども未来部
 保育課長 佐 藤 聡 志
 福祉子ども未来部
 健康づくり課長 阿 部 公 一
 産業建設部
 土木課長 鈴 木 英 仁
 総務部
 総務人事課総務係長 石 川 宏
 教育委員会
 教育部長 末 永 量 太
 教育委員会教育部
 学校教育課長 松 崎 和佳子
 選挙管理委員会
 事務局長 目々澤 恵 一

総務部
 財政課長 佐 藤 涉
 総務部
 危機管理課長 古 谷 勝 弘
 市民生活部
 税務課長 志 野 英 朗
 市民生活部
 保険年金課長 石 村 要
 福祉子ども未来部
 子ども未来課長 鈴 木 和賀子
 福祉子ども未来部
 高齢福祉課長 山 本 多佳子
 産業建設部
 商工観光課長 横 田 陽 子
 教育委員会
 教 育 長 黒 田 賢 一
 教育委員会教育部
 次長兼教育総務課長 櫻 下 真 子
 教育委員会教育部
 生涯学習課長 郷 古 勝 浩
 監 査 委 員 菅 原 靖 彦

事務局出席職員氏名

事務局長 相 澤 和 広
 議事調査係主査 工 藤 聡 美

議事調査係長 石 垣 聡
 議事調査係主査 梅 森 佑 介

午前10時00分 開会

○今野委員長 おはようございます。

ただいまから、令和7年度予算特別委員会3日目の会議を開きます。

本日の質疑に入ります前に、昨日の志賀委員の質疑に対し、答弁漏れがありました部分につきまして、総務人事課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 昨日の志賀委員の質疑の答弁に不手際がありましたことをおわび申し上げます。

ご質疑のありました学校給食調理衛生対策事業4,540万5,000円ですが、中学校に配置されております調理員等7名の職員人件費でございます。よろしく願いいたします。

○今野委員長 それでは、27日の会議に引き続き、審査区分1、一般会計の質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページなどをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

辻畑めぐみ委員。

○辻畑委員 日本共産党塩釜市議団の辻畑めぐみでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

昨日の発言と重なる内容が幾つかありますが、改めて答弁をお願いいたします。

まず一つ目です。資料No.15、152ページ、こんにちは赤ちゃん事業について伺います。

事業内容の(3)子育てカフェですが、まちぐるみで子育てを応援する環境の整備とあります。場所はどちらで、そして、行ってみようかなと思えるどんな工夫をされているか教えてください。

○今野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 ご質疑頂戴いたしました資料No.15の152ページ、子育てカフェについてでございます。

こちらの場所につきましては、当初はこころんを予定してございます。その後、カフェのコンセプトとしましては、昨日もちょっとお話しさせていただいたところだったんですけども、同じ月齢のお子様を持つ保護者さんですとか、同じ悩みを持つ保護者さんというところで、お話をしながらリフレッシュするという事業になってございます。

以上でございます。

○今野委員長 辻畑めぐみ委員。

○辻畑委員 座っていいんでしょうか。立ったほうが。

○今野委員長 立って、どうぞ、起立の上、ご発言願います。

○辻畑委員 失礼いたしました。

一緒に参加されたお母さんたちと悩みを共有できたり、ゆったりできる場となることを期待したいと思いますが、相談に乗ったりできる職員の関わりはあるのでしょうか。どんな職種の方が対応するか教えてください。

○今野委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 子育てカフェについての、どの職員が対応するかというご質疑でございました。

基本的には、子育てカフェ、ほかの相談事業は行っておりますので、相談という形ではなく、参加者の方々がお話をしていただくということをメインにしたいと思っていますんですけども、例えば、助産師ですとか、言葉の相談ですと言葉の言語聴覚士ですとか、そういった悩み悩みに応じた、アドバイスできる人を間に入れてということも想定はしてございます。

以上です。

○今野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。1人で悩まずに誰かに聞いてもらえる機会は本当に大切と思います。私も保育所で子育てをしてもらいました。とても親だけで子育てはできませんでした。町ぐるみで応援、また、必要によって、今のように専門家につなげる場になるよう期待いたします。どうぞよろしく願い申し上げます。

では、次に、資料No.15、153ページ、保育対策総合支援事業について伺います。

公立保育所における医療的ケア児や外国籍の児童の整備、民間保育事業者の業務効果の支援を行おうとするものとなっています。

事業内容を見ますと、医療的ケア児の受入れ体制、環境整備、公立保育所1施設、2では、外国籍等の児童保育者の対応向上、公立4施設となっています。

昨日の答弁では、医療的ケア児の受入れは藤倉保育所とお聞きいたしました。まず、医療的ケア児の対応とは、具体的にどれくらいの病気といえますか、重さの方のケアが必要な子供さんで、まずは1人から保育を始めるのでしょうか、状況によるかと思いますが、それから、

看護師の配置とありますが、1人の看護師では難しい、休みもあつたりするので複数体制なの
でしょうか、また、医師との連携はどうなっているのか、お聞かせください。

○今野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 医療的ケア児のご質疑いただきました。

まず、お子様の状況については、内容、症状等については、今回、回答は、個人のお子さんの
状況でございますので、そこは控えさせていただきます。

ただ、受け入れる人数としては1名を、今、予定をしております。

それで、看護師の配置が1人では難しいのではないかとということでございますが、こちらは
想定しておりまして、今、2名体制で受入れ。ただ、2名というのは、常時2名ということでは
なくて、受け入れる時間、最長だと11時間になりますが、短時間の7時間になるのか、その
あたり相談の上で受入れできるように配置していきたいと考えております。

あと、もう一つが、医師との関係ということでございますが、先日ちょっとかかりつけ医と
いうお話ししたかと思いますが、今回、医療的ケアの主治医ですね、つまりかかりつけ医とい
うのは、手術をして、その術後の経過とかそういったこともしっかり分かる、その病院の主治
医と連携して、主治医からの指示を受けて、集団保育が可能かですとか、集団保育に当たっ
てどのようなリスクがあり対応が必要なのか、そういったものを指示いただきながら、その上
で、丁寧に保護者と協議を進めて、安全性を一定確保していった上で進めていくということで、そ
ういった医師との連携を考えております。

以上でございます。

○今野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。やはり主治医との連携を密にしないと本当に大変な対応だと思いま
すので、どうぞそのところお願いいたします。

それから、先ほど外国籍などの児童さんの対応を4つの公立施設となっておりますが、今のと
ころ決まっていることはあるんですか。

○今野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 今ちょっと入所調整中でして、どちらのほうに外国籍の方と
いうことを、ちょっと来年度は、具体的には申し上げられませんが、今年度、ちょっとアジア
系の方ですけれども、公立保育所1か所にお預かりしているところがございますので、今後、
外国籍の方、全体としては増える傾向にあると思われまますので、今回、公立保育所に、今回の

翻訳機を設置して、少しでもコミュニケーションが円滑に図れるようにしていきたいと考えております。

○今野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ちょっと聞き逃してしまったんですが、今年度はお1人、アジア系の方が保育園を利用する、だったでしょうか。

○今野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 1名、公立保育所で利用しております。

○今野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。本当にこの新しい取組となりますが、看護師さんは医療的ケア児のことですが、看護師さんの関わりはありますけれども、その保育士さんとの関わり、何か研修とかそういうことはやっていますか。

○今野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 今回の対象となる方の看護する看護師の研修なんですけど、まだちょっと受入れの日数は4月1日すぐというわけではないので、これから研修を行って、先ほどの連携と併せて研修していきたいと思っています。

ただ、ちょっと補足としては、既に宮城県のこの医療的ケアを支援する「ちるふぁ」というところございますが、そちらのほうで全体的な受入れに当たってのアドバイスをいただきながら、保育所長の研修、あと我々職員の研修、そういったものは段階的に進めてきておりますので、これから現場の看護師の研修なども実践していきたいと考えております。

以上でございます。

○今野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 (2)の外国籍の保育についてですけれども、希望はあるということですが、この翻訳機、これは、私は見たことがないんですが、これであまり利用できればとてもいいことだと思いますが、今後、保育所1つだけでなく、2つ、3つと、こういう親御さん、子供さんを受けるとあって、そういう翻訳機、これは設置するというところでよろしいんですか。

○今野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 こちら、需要に応じてということになりますが、今回は最大で公立保育所全ての施設の一つずつは入れるような予算措置はさせていただいております。

○今野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。今、保育士の補充も一方では大変な状況になっています。

新しい事業も含め、何かほかに考えていらっしゃる事があればお聞かせください。

○今野委員長 佐藤保育課長。

○佐藤福祉子ども未来部保育課長 これからということですが、ちょっとすみません、具体的などころではございませんけれども、保育事業の方向性の中で、やはり公立保育所については、なかなか受入れの難しいお子様、そういったものをしっかり受入れていく体制をつくっていくと、そこが役割の一つであるということですので、そういった質的な向上につながるようなこと、今回、2つご提案させていただきましたが、こういったものを広げる、もしくは深化するような、そういう形の取組は今後考えていきたいと思っております。

○今野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

では、次に参ります。

同じ資料の154ページ、带状疱疹ワクチンの予防接種事業について伺います。

初めに、対象者は令和7年度内に65歳を迎える方、また①のような障がいのある方、70歳以上、5歳刻みの方が対象となっています。令和7年度から5年間の経過措置となっています。

6年目以降はどのようになっているか、何か決まっていることがありましたら教えてください。

○今野委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 带状疱疹ワクチンの定期接種、来年度から実施する対象の件ということで、66歳以降、70歳以上の方の経過措置以降はどうなっているのかというご質問かと思えます。

これについては、厚生科学審議会で今回決定して、5年間の見込みの経過措置ということで、今回5年間という形になっています。それ以降については、そのタイミングに合わせて、動向に合わせて決定する形になるかと思えますので、今のところは5年間というところがございます。

以上でございます。

○今野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。対象外の方は個人にて接種可能とあります。このワクチンは、2回接種の不活化ワクチンは2万円から3万円、生ワクチンでは5,000円程度となるようです。既に助成を実施している自治体もあります。塩竈市も早く助成してもらえないかなと、多くの

方から要望されてきました。専門医によれば、帯状疱疹は50歳を超えるとかかりやすいとも言われています。命にすぐ関わるものでもないですけれども、傷みがひどく、後遺症を残すこともある病気です。助成制度を経過措置5年間に、この対象以外に希望される方、そういう方も接種できるように、市として少し助成をすとか、そういうことは検討していただけないでしょうか。

○今野委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 今回、5歳刻み以外の方への、助成の対象にならないのかというご質問かとは思いますが。

今回、これまで任意接種だった帯状疱疹ワクチンについて、今回、定期接種化されたというところがございます。厚生科学審議会におきましても、対象者についてはかなり慎重に議論していただいた上でこういう接種対象という形になりましたので、まず、この対象の方々に接種をしていただくというところで進めていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○今野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。これから5年間、その動向を見ながら、やっぱりなという、助成もということが進めばありがたいなと思っています。

この資料の中の、最後の今後の予定として、令和7年4月から接種実施とありますが、この時期までの準備など、どのようにやっていくのか、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

○今野委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 4月の開始に向けての取組ということのご質問かと思えます。

こちらにつきましては、昨日も浅野委員にご説明させていただいたとおり、これ、今後、今、二市三町と医師会で、今後についての体制、これ議論させていただいています。そこが決定次第、今回対象になる方につきましては、予診票を送付させていただき準備をさせていただいて、4月までには送らせていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○今野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。あともう一つですが、2種類のワクチンがありますけれども、これも今、ほかの市町村と相談中ということですか。

○今野委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 ワクチン、今回、これまでの定期接種のワクチンと違
いまして、1種類でなく2種類から選択してできるという形になります。ですので、それが両
方とも使えるような形で接種できるよう話をしているところでございます。

以上でございます。

○今野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

では、次に参ります。

実施計画の39ページ、空き家利活用促進事業について伺います。

昨日もこの事業の質疑がありました。資料No.18、43ページにもありますが、令和2年度から
3年度の実態調査では389件の利活用可能空き家がありました。

次の44ページのこの事業の利用状況を見ますと、令和2年度から令和6年度1月時点まで空
き家バンクの空き家登録1件に対して利用者登録は13件、そして、交渉成立は1件、現登録で
の空き家登録はなく、利用者登録は6件となっています。

この事業を行うに当たって、もっと進めばいい事業だと思うんですが、何か支障があるの
でしょうか、お聞かせください。

○今野委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 それでは、お答えいたします。

こちらの空き家バンク登録制度でございますが、委員おっしゃるとおり、思うように登録者
数とか成約件数が伸びていないという状況でございます。

こちらにつきましては、我々のほうで分析しますと、登録カードを、所有者の方がその物件
を、例えば、構造とか階層とか、あと間取りとかにつきましてご自身で記入していただいて、
なおかつ現地の写真も添付していただいて登録するという形で、かなり記載項目が多いことで、
なかなか所有者の方が書類を作るのに戸惑っているというのが現状でございます。

それで、我々としましても、県北のほうで契約件数が伸びている自治体ございますので、そ
ちらに取材に行ったところ、媒介業者という不動産協会の方とか、そちらの方のご協力を得な
がら、そちらの先ほど言った登録カードの記載についてご支援していただく、代わりに調査し
て書いてもらうということをやっているということをちょっと聞きましたので、我々としまし
ても、そちらの制度ができるのではないかとということで、塩竈市の媒介業者と協議を重ね、去

年の11月から同様に媒介業者の協力を得ながら、必須項目、写真の添付、そちらの記載を、所有者の同意を得た場合、そういった取組に直しているところでございます。

それで、ちょっと周知が足りないところもあるので、今後、周知を図りながらこの制度に改めたということを、今後進めていきたいと考えています。

以上でございます。

○今野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。では、周知のところをぜひ積極的にお願いいたします。

改修工事費用として、1件当たり最大50万円までとあります。しかし、この物価高騰の影響で、この費用ではと思いとどまる方もいるのではないのでしょうか。どうお考えですか。

○今野委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 こちらの改修につきましては、制度上、補助率2分の1で、限度額50万円ということで、契約が成立した場合、例えば、所有者の方が改修する、あと、利用する人が改修、どちらでも利用するという立付けをしているところがございます。

それで、改修する住宅の規模にもよりますので、この辺は今後の伸び具合、契約件数の状況を見ながら検討していきたいと思っています。

以上でございます。

○今野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。今、500件以上の空き家、その中で100件くらいが耐震基準で建築されています。利活用が促進できるような手だてとして、今いろんなことを伺いましたが、ほかに何か考えていらっしゃることはあるのでしょうか。

先ほどの、専門家にいろいろ書類の書き方ということもありましたが、それは無料でお願いできるのでしょうか。

○今野委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 先ほどの空き家バンクの登録の記載、媒介業者からのお手伝いですが、ご本人様の、所有者の同意が得られれば、こちらは無料で協力させていただきます。

以上です。

○今野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。ありがとうございます。

では、次に参ります。

実施計画の45ページ、ごみ減量化普及促進事業について伺います。

家庭で使用する生ごみ処理機ありますけれども、この購入の助成がありますが、これまでの利用状況はどうなっているかお聞かせください。

○今野委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 生ごみ処理機についてのご質問でございます。

これまでの実績ということでございますが、今年度、令和6年度につきましては、29件の助成が現在のところございます。

○今野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。狭い室内でも利用しやすい処理機に助成している自治体もあります。処理機の種類をもう少し広げたり、また、助成額を増やしたりして、ごみを減らして、今あるごみ処理の建物も大事に使っていけるように、購入する方が増えるような考えはあるでしょうか。

○今野委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 ご質問のありましたごみの減量化にとっては、この生ごみ処理機というものはかなり有効だと考えております。今のところ、あくまで購入金額の2分の1、2万円を上限として助成をしているということでございまして、今年度につきましては、約30台分というところを想定しております。

今後、ごみの減量化を進めていく上で、予算の状況等を見ながら、拡大等々について検討を進めてまいります。

○今野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。先ほども申し上げましたように、いろんな種類のものがあるので、そういうこともちょっと見ていただきたいと思います。

このごみ処理場の現状とか、環境保全のためにも、ごみ減量化に向けた啓蒙をさらに進めていってほしいと考えますが、いかがでしょうか。

○今野委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 おっしゃるとおり、本市にとってごみの減量化というのは喫緊の課題と理解しております。

まず、ごみの可燃ごみを減らしていくという観点からしますと、食品の残渣ですね、生ごみ
がかなりウエートを占めておりますので、そういったものもきちんと水を切るですとか、この
ようなごみ処理機を活用するという形で、今後、ごみの減量化に向けた普及啓発活動を進めて
いきたいと考えております。

○今野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

では、最後になります。

資料No.18の89ページ、令和5年度、6年度の県内各市の生活保護率ですけれども、これを見
ますと、塩竈市が仙台市に次ぐ2番目の高さになっています。なぜこのような状況になってい
るのか、どんなことをお考えかお知らせください。

○今野委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 生活保護率についてご質問をいただいております。

近年、県内では仙台市に次ぐ第2位という状況になっておりますが、若干微増しております
が、これは率でございますので、分母である人口が300名ちょっと減っておりますので、率がコ
ンマ何%が上がっているというのが、まず実態としてあるということを認識しております。

一方で、このように高い数値につきましては、やはり市内には医療機関が多数あります。さ
らに交通の利便性もいい、そして、何よりも低廉の建物、いわゆるアパートですね、こういっ
たものがあることによって、生活保護を受給なさる方々が多くなってしまっているという状況
にあると認識しております。

以上です。

○今野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 この高さを決して批判はしていません。塩竈市の本当に対応しやすいという環境
があるのかと思っています。

相談や訪問のとき、担当されている職員は本当に丁寧に対応されていらっしゃると思います。かな
りの受持ち数がいらっしゃるということもお聞きしました。ほかの職場もそうですけれども、
残業時間も多い職場のようでした。

また、生活保護までいかないぎりぎりの生活、そういうところで生活している方も塩竈市に
少なからずいると思います。

生活に困っている方たちを支援するために、生活保護の受給を遠慮することなく勧奨する、

そうなる前でも安心して市のほうに行ける、そういう役所になるように、職場環境にも配慮しながら進めていただきたいと思います、どうでしょうか。

○今野委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 保護担当職員の職場環境についてご質疑をいただいております。

まず、我々生活福祉課といたしましては、ケースワーカーですね、きっちり仕事をしてもらうためにも、情報の共有化ということで定期的にみんなでいろんな困難ケース等について情報共有して、相談しながら課題解決に向けた取組というのをやらせていただいています。

また、計画行政を進める上で、係長が中心になりまして、それぞれケースワーカーが抱えるケースについての進捗状況についても点検確認をしながら適切な指導というものをやらせていただいております。

以上です。

○今野委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。これからも寄り添って支援をしていただきたいと思います。

これで質疑を終わります。ありがとうございました。

○今野委員長 以上で辻畑委員の質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は10時40分といたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○今野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

桑原成典委員。

○桑原委員 桑原でございます。

早速ですが、予算関係について質疑をさせていただきます。

まず、資料No.11の83ページお聞きください。

被災者見守り・相談支援事業について伺います。

この事業、1,900万円ぐらいの事業となっておりますが、仕組み的には国とか市、県が社会福祉協議会等をお願いをしてやるような事業なのかなと思っているんですけども、簡単に事

業内容と、また、その1,900万円の内訳を教えてください。

○今野委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 それでは、被災者見守り・相談支援事業についてご説明申し上げます。

事業概要でございますが、今、委員ご指摘のとおり、こちら厚生労働省の補助事業ということで、平成23年から着手させていただいた事業になっております。

こちらにつきましては、塩竈の社会福祉協議会に委託をさせていただいておりまして、人件費6名を含む内容が、この1,900万何がしとなっております。

事業の概要といたしましては、戸別訪問によります健康相談を中心としながらも、創作活動、講演会、映画鑑賞、音楽鑑賞などを実施いただいております。

以上です。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。委託業者は6名で回しているということなんですかね。また、この対象者というのは何人ぐらいいらっしゃるのか、お伺いできればと思います。

○今野委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答えいたします。

市内の市営住宅入居者648名が対象となっております。

以上です。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。健康だったり、映画鑑賞とか、そういった事業の委託をしている額が1,900万円ということになっていると思うんですが、同ページの下段にあります被災者日常生活支援相談事業というのがあると思うんですが、こちらも700万円ぐらいの予算規模でやっていると思うんですが、これは一体どういった事業なのか、教えてください。

○今野委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答えいたします。

被災者日常生活支援相談事業につきましては、こちらは復興庁の補助事業となっております。

こちらは、生活福祉課に2名の生活再建支援員を雇用させていただきまして、直営で実施し

ているものでございますが、対象は、同じく市営住宅でも5か所の市営住宅及び近隣住民の方々が対象となっております。

事業内容といたしましては、生活相談、それから触れ合いサロン、そして青空ラジオ体操などの実施、こういったものに取り組ませていただいております。

以上です。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。そうすると、事業内容はちょっと変わっていて、厚生労働省から復興庁とかと、もう変わってきているというところなんですけれども、これ例えば、事業内容は違うけれども、大体似ているような事業だと思うんですね。これというのは、一緒がちゃんこという形でできないのか、できるのかというのを伺いできればと思います。

○今野委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 それぞれの事業の今後の見通しという形でお答えさせていただきます。

まず、それぞれ国の補助事業となっております、令和7年度が最終年度となっております。

その事業につきましては、基本的には被災者の方々の健康相談であったり、生活相談ということで着手させていただいておりますが、対象となられる方々、震災から14年が経過いたしまして、高齢化が顕著となっております。ほぼほぼ、入居者の半分以上がもう高齢化となっている状況にあり、どちらかといいますと、今現在は高齢者特有の健康もしくは生活相談、いわゆる機能障害、機能低下であったり体調不良、または介護、経済困窮といったような相談内容が主となってきております。

こうしたことから、我々といたしましては、まず国のこの制度を令和7年度までは活用させていただきつつも、それ以降につきましては、やはり、財源も国の制度なくなりますので、高齢者で今実施している既存の事業などとの融合、こういった部分については検討しなければならないだろうという捉え方をさせていただいております。

以上です。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。では、この事業は令和7年度、それ以降は、高齢福祉課とタックを組むのか、それともそっちに渡すというか、引き継ぐのかということになってくると思うんですけれども、それで間違いないのか教えてください。

○今野委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 まず、令和7年度ですね、これまでどおり訪問させていただきながら、入居者の方々のニーズ捉まえまして、令和8年度以降の事業につきましては、まずは部内で検討させていただければと考えております。

以上です。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。それでは、生活福祉課でやるという形になってくるのかなと思うんですけども、震災から14年がたったというところで、被災者の心の傷というのは一生ものだろうなと思うんですけども、やっぱりどこかで線を引かなければいけないのかなとも考えていましたので、改めてそういった形で線を、線をというか、国の補助が終わるということで、一段落するのかなという、ちょっとここで区切りになるのかなと思っておりました。そしたら、引き続きこの事業でお願いしたいなと思っております。

続きまして、同資料の93ページ、この中で、説明の欄に、就労移行、就労継続と書かれています。こちらというのは、ハンディキャップがある方を就労するに当たって支援する事業であると思っているんですけども、就労継続を見ても4億2,500万円と、かなりの予算が積み残されているなと思っているんですけども、改めて、簡単に事業の内容、また、どれぐらいの人数がいるのか教えていただければと思います。

○今野委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 それでは、福祉サービスの中の就労事業関係のご質問でございます。

まず初めに、この立てつけといたしましては、2013年の4月に障害者総合支援法というものが施行されております。こうした中で、障がいのある方々が日常生活、社会生活を営む上で、福祉サービスが定められた法律に基づきまして支援をさせていただいているという状況でございます。

そうした中で、就労支援の関係では、今、ご指摘をいただきました就労継続支援、それから、就労移行支援というものがございます。

就労継続支援は2種類ございます。A型と呼ばれるものにつきましては、雇用型と言われ、すぐに一般企業への就労が困難な方々を対象に、まずはその事業所と雇用契約を結んでいただき、最低賃金を適用した給料が支払われる。そうした中で働く機会の提供をサービスとして提

供することによって、今後、一般企業への就職に向けた支援を行うというものがA型でございます。

続きまして、B型です。こちらは非雇用型と言われるもので、雇用契約は結びませんが、ここで実際に作業を行っていただきますので、作業に応じた工賃というものをお支払いいただくということになります。その後、一般企業、もしくは先ほどのA型に移行していく訓練を行うというものがB型でございます。

そして、最後に、就労移行支援でございますけれども、こちらは、一般企業に就職を希望なさる方々に対しまして、その必要な能力、知識を得るためのサービス、こういったものを提供するサービス内容となっております。

以上でございます。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 仕組みのほう、ありがとうございます。

こちらについて人数はどのぐらいいるのかお伺いできればと思います。

○今野委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 失礼いたしました、人数でございます。

申し訳ございません。就労移行につきましては、延べ15人で試算をさせていただいております。

就労継続につきましては、A型で約80人、そして、B型では約180人で予算を組ませていただいております。

以上です。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。この4億円という予算なんですけれども、これは就労者に払うのか、それとも事業所に払うのかがちょっと分からなくて、そこだけちょっともう一度教えてもらえますか。

○今野委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答えいたします。

最終的には受入れいただきます事業所のほうに利用者がお支払いする金額となっております。

以上です。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。事業所か何かに給付金という形なのか、形で払うと。最近、会社のほう、企業のほうでもハンディキャップがある方を積極的に採用していこうという動きが多くあると思うんですね。

私もちょっと調べさせていただいたんですけども、その中で、雇うほうも増えてきているのは現状あるんですけども、ただ、増える一方で、不正受給というのも多くあるんですね。これはいろいろ調べさせていただいたんですけども、全国でも各社、企業が不正受給しているところが多く見受けられるというところがありまして、それも本市でも当てはまってくるのかなと思っているんですが、そういった対策、あと、防ぐ確認、チェックとかどのようにやっているのかお伺いできたらなと思います。

○今野委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 福祉サービスの審査、支給の流れについてのご質疑かと存じます。

まず、この福祉サービスの流れでございまして、利用者の方が事業所をご利用いただいた際、事業所から最初に国民健康保険団体連合会のほうに請求情報が出されます。国民健康保険団体連合会では、その内容を点検するというのがまず一次審査になります。その次に、一次点検、審査したものを、国民健康保険団体連合会が各市町村に情報提供があります。そこで我々市町村は、利用者の事業計画と国民健康保険団体連合会から来た請求内容のすり合わせをすると、そこで点検をすると、そこがまず2次審査になります。そこで問題がなければ、改めて国民健康保険団体連合会に我々が2次審査の結果を報告することで、今度、国民健康保険団体連合会が我々市町村に給付金の請求がある。その請求に基づいて我々市町村が国民健康保険団体連合会に給付費の支払いの手続を行うというのが一連の流れとなっております。

さらに、不正受給のチェックという部分でございまして、今申し上げましたとおり、まず、国民健康保険団体連合会において一次審査、事業所から出された書類のチェックをする。それを、今度、市町村に提供いただいて、我々が、今度は利用者の方々がその事業所を使うための計画書というものを提出いただいておりますので、その計画書と利用実績を見比べて、点検して、不正がないかどうかという確認をさせていただいているというような状況でございまして。

以上です。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。その利用実績、どのような形で働いているかというところ

の実績だと思うんですけども、例えば、そこで虚偽があった場合、こういった場合はどうされるのかお伺いします。

○今野委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答えいたします。

委員、今、ご指摘の部分というのは、まさにその事業所から加算分であるとか、実際にはサービス提供していないにもかかわらず水増しといった部分についてのチェック、確認はどうかといった内容かと思われそうですが、実際、市町村としてこれを、今お話いただいたような加算であったり水増しという部分を書類上で確認するというのは事実上困難と我々は捉えております。

そのためにも、我々といたしましては、やはりこの事業所の指導監督は宮城県となっております。宮城県におかれましては、この事業所に対して定期監査を実施いただいておりますので、その中でご確認いただくというのが、まず第一義的にあるだろうと。

ただし、我々市町村といたしましても、こういった不正受給の情報提供があれば、該当事業所の協力を得た上で、我々市町村がヒアリングなどを実施させていただき、その結果を県に報告し、事業所への指導訪問などについて県に助言なり、情報提供させていただくという流れができておりますので、そうしたところで不正受給を防ぐ、もしくはそういった部分が判明するといった部分において対応させていただいているというのが現状でございます。

以上です。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

では、指導等は県がやるということで、なかなかそこに市が入っていけるものでもないという形なのかなと思うんですけども、ただ、相手方から何か連絡が来れば、コンタクトがあれば動けるということだと思うんですけども、これ、逆に、例えば、市から定期的にコンタクトを取ってみるとか、ちょっと人数が多いですけども、ということは可能なのかお伺いできればと思います。

○今野委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答え申し上げます。

先ほども触れさせていただきましたが、我々、そういった指導監督において、事業所の指導監督において権限がございませんので、まずは、その事業所の同意を取った上で、いろいろヒ

アリングですとか確認をさせていただくということは可能かという捉え方をさせていただいております。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。なかなかちょっと難しそうだなと思うんですけども、一応、ただ、4億2,500万円ぐらいの事業費を使っているのも、もし、これだけ仕事をやっているわけではないと思うんですけども、その辺、ヒアリング等をどこかの定期的なタイミングがあれば、やっていただきたいなと思っております。

これ、結局、不正とかとなった場合、報道とかではやっぱりずさんな体制とか、そんな形で報道されてしまうこともあると思いますので、それって不本意だと正直思いますので、ぜひ定期的にヒアリングしていただければなと思っております。

時間がないので次の質疑に参りたいと思います。

続きまして、実施計画の50ページ、門前町活性化事業についてお伺いさせていただきます。

昨日も浅野議員から質疑があったんですが、ちょっと重複してしまう部分もあるかと思うんですが、質疑させていただけたらなと思います。

事業費として104万3,000円という形になっていると思うんですが、昨年と同様の予算となっております。こちら、3年目ということで、この門前町ということに、活性化するというのは、やっぱり観光につながってくると思いますし、これも重点課題という形で置いているので、そこは非常に納得しているところであります。

これ、お伺いしたいんですが、今年も昨年同様の取組、事業という形で認識してよろしいのか、お伺いいたします。

○今野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 門前町活性化事業につきましては、ちょっと金額的には昨年とほぼ同様になっておりますが、令和6年度までは、ほこみちの指定ということ念頭に置いた道路活用実験などを地域の皆様と一緒に門前町ミーティングの中で議論したり、どうやったらにぎわうかということをお話ししたり、そういったことをやってきたんですが、それを続けるということではなく、また一区切りというか、次のフェーズに行きたいということを考えております。

ただ、これまで、仲間というか、まちづくりを一緒に考える仲間ができた、そのつながりを、ここで終わりですということではなくて、また集まる機会を設けながら、市としてはどうか、

全体としては宮町庁舎の跡地の活用方法について、ちょっと具体的な検討を進めていきたいということに、ちょっと今回は次の段階として動きを進めていきたいと考えております。

以上です。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 そうすると、やる内容は変わらないということですね。門前町ミーティングをやって、カフェで実証実験を行うというのは、これはそのまま行くという形でしょうか。

○今野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 このあたりは、ミーティングの中でも、今年度最後に行いました昨年のミーティングでも話し合われたところですけども、門前町のまちづくりを考える上で、イベントを目的にすることではないよねということを確認し合いました。

なので、カフェタイム、門前町カフェタイム自体は、試みとしては、実証事業としては有意義だったと思っておりますが、例えば、イベントを増やすことではなくて、ほかのイベントと同じ日に、別なそのメンバーが、今回集まったミーティングのメンバーなどが同じ日に、例えば連携してやるとか、もっと持続可能な方法はないかということを考えたいと思っております。

以上です。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。ちょっと率直にお伺いしたいんですけども、イベントをやればいいという話じゃないと思うんですが、担当課としてどんな門前町を目指しているのかというのが非常に気になりまして、ゴールがあつてプロセスを重ねていくのか、それとも、プロセスを順繰りやりながら、その分ゴールが見えてくるのか、これどっちなんだろうかと正直思っています、ゴールがもしあるのであれば、重点課題として非常に納得するんですけども、今、現状、門前町としてゴールがないのであれば、どういった門前町をイメージしているのか、その辺がちょっと全く分からないと、漠然的な感じなんです。その辺、何かあるのであれば教えていただきたいなと思います。

○今野委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 門前町のまちづくりにつきましては、ゴールというと、出来上がったら終わりということになってしまうかと思いますが、ゴールと設定まではまだできていませんが、やはり門前町らしい連続的なお店が並んでいたり、歩行者がもっと多く歩いていて、参道と神社への参拝と合わせた回遊性が確保できて、もっとにぎわいがつくられて、

商業も活性化するというのがゴールに近いような絵なのかなと思っております。

そのプロセスとして、ちょっと時間はかかっておりますけれども、3年間話してきたことから次に進まなければならないと考えていますので、この回遊性向上のための一つの目的地になり得る場所として、宮町庁舎跡地の、まずは具体的活用を考えていきたいと考えております。

以上です。

○今野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 すみません、目標がないというのは、ちょっと訂正させていただきたいと思っております。

私が市長選に立候補したときに、門前町の再生という言葉をしつかりと公約として掲げさせていただいております。その後、どういう形に持っていったら皆さんに納得していただけるような門前町の再生につながるかということは、庁内でずっと話をしてきたことでございます。

それと同時に、現在の高齢化の時代を見据えたときに、やはり多くの方々に安心して歩いていただくためにはどういう工夫が必要かということも、実は考えていて、その流れの中に、東屋をつくるとか、例えば100メートルあったら、休み休み歩けるようにするための、例えば、木の周りに座れるような空間をつくるとか、そういう発想から、実はその後、ほこみち制度というのが出てきました。

それで、国土交通省、東北地方整備局、県庁、そういった皆さんとも話す中で、県庁でも答弁あったと思いますけれども、宮城県の中でほこみち制度を活用するには、やはり塩竈の門前町、この考え方が非常に適しているのではないかということ、当時の千葉部長からもお答えをいただいたところでございます。

それと同時に、常に懇談会をしていると皆さんに言われるのは、本町の皆さんにも言われまじ、西町の方にも言われますが、トイレがないとか、駐車場をただで止めるスペースが少ないとか、そういうことをずっと言われ続けています。それと、鹽竈神社にお参りなされる方を、やっぱりもっと下の商店街に下りてきていただくための工夫はつくらなければいけない、こういうこともずっと言われてきています。

その僕なりのイメージは、昔、本町5番地の再生というのが途中で頓挫しましたけれども、やはり、昔、あの位置づけが、御釜神社の通り、あれはもともと県道だったんですけれども、あそこでやはり塩竈市民の多くの方々は、お祭りだったり、お店に買い物に行ったり、すごい人出があったと、そういうイメージも残っております。

今は、付け替えをさせていただいて、北浜沢乙線と本町通りの道路の位置づけが変わりました。ただ、あそこに新河岸川という川があって、今は道路の下になっていますけれども、その川の両側に柳の並木道があって、それが物すごくある年代の方々には、この通りはこの並木道があると、そういうイメージがある。でき得れば、そういう形にやっぱり持っていきたいというのが目標です。

ですから、何が足りないのかということ、やっぱり一歩ずつ詰めていかないとなかなかゴールには行かないとは思っていますが、僕らとすれば、やはり昔の名残を残しつつ、今の時代に合う形での現状認識をしっかりと踏まえつつ、あの通りが多くの方々に門前町として歩いていただけるようなまちづくり、再生をしていくのが塩竈市の大きな目標になると捉まえていただければありがたいと思っています。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。正直、率直に思ったことを言わせてもらうんですけども、今の市長のご答弁と、商工観光課長の答弁、結構熱量の差というのがすごいあるなと思っています。

これ、本当に本腰入れないと変わっていかないと思うんですね。私、市民の方からお話聞いていると、昭和40年代ぐらいから門前町云々と言いながら、何も進んでないとか、変わらないとかと聞いていたりするんですけども、昭和40年代、僕は生まれてもないので、ちょっとそのときが分からないんですけども、ただ、この事業、本腰入れないと、本当に前に進まない気がしております。

これ、本市の重点課題としている以上は、やっぱりもうちょっと本気というか、熱量の共有というのが必要だと思うんですけども、こちらについて、その点を踏まえて、市長どう思うかなと思っています。お伺いいたします。

○今野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 もうまさに現状が答えですので、それについて私としては、もう感じ取られる皆様方がそのように感じておられれば、もう反省すべきことしかないと考えています。

ただ、その一方で、市長として働かせていただいて常に思うのは、やはり外から見た塩竈市の現状と、中に入って感じている現状は全く違うなど、思っている以上に相当大変だという実情がございます。

ですから、それを一つずつどこから整理していくかというところで、7つの重点課題はつく

りましたが、その中でもまた優先順位をつけるためのごみ処理場、市役所、例えば市立病院、学校の再編、その他もろもろたくさんございますけれども、それが思うように行っていない、これは甘んじて責任を感じなければいけないだろうとも思っておりますが、そういった中にもあっても、無理して自分が建てたいから建てたとして、その後、多くの方々にご迷惑をかけるような判断だけは絶対できないだろうと。これだけは、様々な状況を今まで見させていただいて、感じているところでもございます。

ですから、建てるという決断も大きいけれども、建てるのをやめるという決断も、これまた同じように厳しく受け止めながら判断をしていかなければいけないだろう。それだけ切迫した状態である塩竈市のことは、皆様方もお感じになっている部分は、ぜひご理解をいただきながら、それを次どうするかというのが、多分、僕らに課せられた大きな課題でして、そのこともぜひご理解をいただきながら、皆様方と歩調を合わせて、合わせられる部分と合わせられない部分あるかもしれませんが、何とかこの苦難を乗り越えるためのお知恵を拝借させていただきたいと考えているところでございます。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。いろいろな内部のこともあったり、いろいろな外部のこともあったり、いろいろな決断をしなければいけないというのは、非常に重たいことなんだろうなどは感じているんですけども、ただ、この門前町に関しては、長年こういった話があって、なかなかやっぱり進んでいないという現状があると思いますので、このまま行くと、この次の10年とか20年とか、同じような状況なのかなと。正直、今のこの門前町活性化事業を見てもそう思うので、ぜひ本腰入れていただきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

次の質疑に移らせていただきます。

資料No.18の76ページをお開きください。

すみません、その前に、資料No.11の63ページですね、申し訳ありません。

防犯対策事業について質疑させていただきます。

これ、本事業2,300万円ぐらいの事業となっておりますが、前年の予算が2,000万円ぐらいなんですね。約、大体300万円ぐらいアップ、予算としてアップしているんですが、ここで伺いたいのが、予算が上がっている原因として物価高という影響もあるとは思いますが、これも、これというのは防犯意識が、例えば、高まっている傾向があるのか、その辺どのような

分析をしているのかお伺いできたらなと思っております。

○今野委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 防犯対策事業費についてご質疑をいただきました。

こちら、防犯対策事業、7事業ございます。この防犯対策事業の中にも、細かく7事業がございまして、防犯啓発事業ですとか、防犯協会に対する助成、それから、暴力団追放対策推進事業ですとか、それから、防犯灯の維持管理助成、防犯灯整備、それから、地域安全まちづくり基本計画進行管理事業、そして、安全安心まちづくり推進の事業がございまして。

その中でも大きいものとしたしましては、防犯灯維持管理助成事業ですとか、防犯灯の整備事業になっております。こちらについて、防犯灯整備につきましては、上限を今年度までは、防犯灯、町内会ですとか、防犯活動をする団体に助成をしております、上限が3万円のところを、今年度からは4万円と上げさせていただいております。それは物価高騰というところに対応するという内容になるものでございます。

以上になります。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。防犯灯のほうは予算が結構出ているということだと思うんですけども、先ほどの資料No.18の76ページ、見ていただきたいんですけども、防犯カメラについてちょっとお伺いしたいなと思っております。

今、いろいろと防犯カメラ設置されているんですけども、防犯カメラの機能というのはどのようにしているのか。例えば、録画機能が何日ぐらいとか、保存できるというのとかあると思うんですけども、その辺ちょっとお伺いできたらなと思います。

○今野委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 防犯カメラにつきましても、町内会等で防犯カメラ設置したいというところに助成をしているところでして、こちら、実は、単価のほうは来年度から上がるというものになります。今年度は30万円だったものが40万円の上限となります。

それで、そのカメラの機能につきましては、町内会につけたいというものを付けていただくので、どれぐらいの機能ということのお話、こちらでお願い、こういう機能ですというところの決まりはないかと思っております。

ただ、助成するだけでなく、市でもこちら設置するものもあります。その仕様につきましては、ちょっと今、詳しい仕様書を手元に持っておりませんので、後ほど回答させていただきます。

たいと思います。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。ありがとうございます。

市の設置分というところで、ちょっと知りたかったので、後で教えていただけたらと思うんですけども、ただ、ちょっと1回聞いたことがありまして、保存期間が3日という形で言われていまして、例えば、本線の駐輪場で防犯カメラいっぱいいつていると思うんですけども、最近、何か自転車が盗まれてしまうとかというのが多いという形で、市民の方からちょっと相談を受けまして、ちょっと見させていただいたんですけども、例えば、自転車を置いて仙台とかへ行って、泊まったり何だりとかしたときに、そのときに例えば盗まれてしまうということがもしあった場合、3日と保存聞いているんですけども、保存期間、録画の機能がですね、例えば、警察に被害届を出したとか、気づいた時点でもう2日とかたっているところで、防犯カメラ見させてもらうのに、警察の多分、関係と一緒に警察から申請が行くのか、見せてという形で行くのか、という感じだと思うんですが、そうなった場合、3日で果たして防犯カメラの機能としてちゃんと生きているのか、生きていないのかというところで、非常にちょっと疑問に思うことがありまして、結局、3日を過ぎてしまうと見られない、だから、写っていないという、削除されてしまっているの、写っていないということになると思うんですが、その辺、防犯カメラの機能としてなっているのか、ちょっと見解をお伺いできたらなと思います。

○今野委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 防犯カメラ、市でつけているものにつきまして、例えば、警察で事件等がありましたときに、市に設置している防犯カメラの記録を見せてほしいということで申請を受けております。そういったところで、警察に情報提供をしているんですが、いただいている申請の中で、事件を調べていく中で、この防犯カメラの情報が欲しいということの申請がありますので、すぐに、事件があつてその日のうちということはあるしなかったと思います。5日とか、1週間とか、その後に申請をいただいているというものだったと思います。

ですので、3日ということはないかと思うんですけども、ただちょっと、市で設置しているカメラが何日間保存、記録がされているのかというのをちょっと再度確認させていただきまして、ご報告させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。ぜひ、私は、そのときは3日と、電話して聞いたら3日と言われました。ちょっとその辺も踏まえて、調べていただけたらなと思います。

続きまして、時間がないので行きたいと思います。

資料No.18の73ページご覧ください。

備蓄についてお伺いいたします。

この中で、簡易トイレを見させていただくと、結構ある程度の回数のもが置いてあるんだなと、備蓄しているんだなと思ったんですけども、この簡易トイレがあるにもかかわらず、トイレットペーパー、全然備蓄をしていないとなっております。私も結構ボランティアとか参加させていただいて、このトイレットペーパーって非常に大事なものだなと思っているんですけども、これ何で備蓄していないのか、何か理由があったらお伺いできたらなと思います。

○今野委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 備蓄品のトイレットペーパーについてお答えいたします。

トイレットペーパー、ほかのものもそうなんですが、まずは東日本大震災を教訓に、こちらの備蓄品を整備しているところがございます。

なお、トイレットペーパーにおきましては、想定数というところをちょっと低く見ている部分もございます。実は、第5次被害想定、宮城県から出された分については、大体この倍以上を必要かというところで、今、出されていますので、それに向けた整備について検討を進めているところです。

以上です。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。この小学校関係にはゼロと書かれていますけれども、全部、小学校、中学校は。これは、あえてしていないのか、それとも、これからしようと思っているのか、想定していないのか、お伺いできたらと思います。

○今野委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 こちらの備蓄している場所については、備蓄倉庫の保存できる容量というか、そういったところもちょっとばらつきがございます。こういったところをもう少し整理した形で、指定避難所等には全て配置できるような整理も含めて検討を進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 トイレトペーパーの置く場所がないという感じなんですかね。ぜひ、これトイレだけじゃなくて、いろんなことにトイレトペーパーって使えると思いますので、ぜひ検討していただけたらなと思っております。

最後に、資料No.11の191ページ、すみません、30秒しかないんですけども、ちょっとふれあいエスプ塩竈についてお伺いいたします。

昨年より予算が700万円上がっているんですけども、見させていただくと、補修工事が結構上がっているのかなと思っております。1,000万円上がっているような感じだと思うんですけども、これどういった工事になるのか教えていただきたいなと思っております。

○今野委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 それでは、お答えします。

今回のふれあいエスプ塩竈、公民館に係るんですけども、電気設備がかなり老朽化しております、この部分がもう耐えられないという部分ございましたので、今回、令和7年度の予算に計上させていただきました。

以上になります。

○今野委員長 以上で桑原委員の質疑は終了いたしました。

志子田吉晃委員。

○志子田委員 おはようございます。

私も、予算特別委員会の一般会計、質疑させていただきます。

最初に、資料No.11の6ページです。

冊子になっているやつの6ページ、ここに、歳入歳出予算事項別明細書となっていて、総括で一覧表になっています。

それで、全体的なことを聞きたいんですけども、令和7年度予算ね、この一番下のところを見ると、歳入の合計が275億9,000万円なので、比較して24億2,000万円、去年より余計、9.6%増やしていただいたと。いっぱい増えたということなので、いっぱいこの市民サービスができるんじゃないかなと思っております。

それで、この合計で24億円増えたというのか、この辺のところの理由、まず理由、一言で、大まかでいいので、ぱっとその辺のところお願いします。

○今野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 では、この歳入の総括をご覧いただきながら、その増要因をちょっと、主たるものを述べさせていただきたいと思います。

まず、一番上にあります市税につきましては、前年度比較で3億7,000万円、ただ、このうち2億1,000万円は定額減税に関わる部分でして、その交付金の入繰りがありますので、実質的な市税としては1億6,000万円ぐらいの増と捉えております。

ほかにも、地方譲与税交付金も、今回、消費税交付金を含めて増えている部分ございますし、あと、塩竈市独自の部分ではないですけれども、今回、ふるさと納税が、昨日申し上げましたように、前年6億5,000万円だったのが、今回は11億5,000万円に組ませていただいているというのも数字の増減としては大きいところかと思えます。

あとは、国庫支出金も8億円ほど増えている、こちらのほうは国策といいますか、児童手当の財源ですとか、あるいは、施設型給付金の財源ですとか、扶助費の財源の増予想、増傾向を受ける形、ないしは普通建設事業でも国庫支出金財源としながら進める部分がありますので、こういった国庫支出金、県支出金については、歳出に連動して増えている部分もあるかと捉まえております。

大きいところになると、以上であります。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。一つずつ聞こうかなと思って。

まず、もう大まかに言ったらこうですということをお聞きしたかったので。

全体的に予算必要になったので増やしてもらったと、1割余計にね、そう言ってもらえね、それで1割余計に事業するので、その分予算増やしましたと言っただけならば、市民サービス1割増えるんだと、こういうふうに喜んでいただければなど、そういう説明を期待していたところでした。

この中身なんですけれども、それで、市税、ここの、今、6ページの話をしています。市税が61億1,600万円ということは、前年度予算に対して3億7,300万円も増えているからね、市税が増えたということは、景気がよくて増えたと考えたほうがいいのか、あるいは、市民からすると市税余計に、3億円も余計に今度取られるのかと、どちらのほうに考えた方がいいのかね。その辺の説明をお願いします。

○今野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 市税の増加の要因でございますけれども、まず、先ほど財政課長からお話しさせていただきましたとおり、まず、定額減税の分2億1,000万円というのがあります。これが元に戻ったということで、これは減税分が戻ったということです。

残り1億円の主な理由でございますけれども、まず、新型コロナ禍明けの、コロナが第5類に移行したのが令和5年5月からとなります。令和6年の経済社会動向を踏まえてこの予算編成しておりますけれども、令和6年は引き続き市内経済の堅調と私どもとしましては捉えておりまして、この分も増えているということが一つの要因でございます。

2つ目といたしましては、固定資産税のほうでございます。こちら、住宅、特に個別の場所は申し上げませんが、小さな面積といいますか、大規模な団地ではないんですけれども、数件、あるいはそういった規模の新築住宅が市内でも各所建てられているのはご承知かと思っておりますけれども、こういった部分の家屋が比較的堅調であるということと、あと、個別の店名は申し上げませんが、例えば、産業道路沿い、あるいは塩釜駅近郊でスーパーが新たに開店したり、建て替え等しておりますけれども、この点の償却資産等も増えているという要因もございまして、固定資産税も増えているという要因がございまして。

あと、3つ目といたしましては、軽自動車税が、税率が以前1台7,200円だったのが、今、1台1万800円となっておりますけれども、こういった買換えの後の税額が増えているというのも要因としてはございます。

一部、たばこ税、人口どうしても減っておりますので、その減少分ありますが、それを補う分だけの今申し上げた要因といたしまして、合計で3億7,300万円余りほど税増収要因となっておりますので、新たな負担というよりは経済動向が復帰したということで捉えておりますので、よろしく願いいたします。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。そうすると、一応この予算組む上では、景気がよくなっているという、数字的にはね、そういうことで予算増えたと、今理由を聞かせていただきました。定額減税のことも考えてもということでございますのでね。

それから、この表の、まだ6ページからね。同じように、地方消費税交付金が14億2,400万円1億8,000万円も増えているのね。これも同じように、日本の景気がよくてこうなっているという形で地方消費税交付金も増えているという理解でよろしいのかどうか、お願いします。

○今野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 この歳入のうち、地方消費税交付金の増の理由ですけれども、こちら、地方譲与税ですとか交付金は、基本、予算を編成する際に当たって県から試算値が提供される形で、その数字を採用させていただいております。

ただ、今回、その数字が伸びているというのは、どこら辺を根拠にしているかという中で、国、内閣府が毎年度つくります地方財政計画、令和7年度の地方財政がこうなっていくんじゃないかという推計、国があらかじめつくるんですけれども、その中でも地方消費税の伸びというのは込められていますので、そういった、先ほど、今の塩竈市の経済状況が堅調だということも説明ありましたけれども、国も、令和7年度を捉まえるに当たって、そのように緩やかではあるが回復傾向が見られるという文言が添えられていますので、そういった背景がある中で、地方消費税交付金も微増という形になっていると捉まえております。

ただ、物価高の影響も一方受けてはいるとも思うので、ちょっとそこの上がり幅がどれくらいかというのは、なお分析がちょっと必要な部分だとも同時に考えております。

以上になります。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。私は、景気がいいという実感は全然しないんですけれども、物価高はひしひしと感じるんですけれども、でも、市全体とか国全体では、そのように判断しているということは、この予算的には分かりました。

それから、国庫支出金が8億円も増えているのね。これの最大の原因は何か、ひとつお願いします。

○今野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 国庫支出金の増要因でございます。

先ほども扶助費、今回、児童手当の制度拡充、支給期間の延長ですとか、あるいは第3子以降の支給額が増額したということで、児童手当が大きく伸びておりますが、その財源として国庫支出金も入っておりますので、そこに比例して国庫支出金が増えたというのもあります。あとは、補助金を財源とした事業として、小中学校の児童生徒のタブレット更新、こちらのほうも補助対象事業費に対して3分の2の国庫補助金が入っておりますので、その影響も受けて、今回、国庫支出金増えております。

以上になります。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。タブレットの事業をやっていたので、国庫支出金も出してもらおうということで、それは、塩竈市でそういう事業を新しくつくって、そして国庫支出金も増やしていただいたということですので、いい予算の増やし方だなと思って説明を聞いていました。

それから、逆に、地方交付税はちょっとだけ、微妙に減ったのね。これはどういう原因か、お願いします。

○今野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 こちら、交付税についてです。

確かに今回、交付税はあまり伸びずに、むしろ少し減る形ということの予算計上になっておりますけれども、こちら、先ほど申し上げた国の地方財政計画では、この普通交付税も少し伸びるという試算出ていたんですが、ただ、一方、その交付税を試算するに当たって、その地方自治体の推計の財政の需要と収入を比べたその差に対して交付税が補填されるんですけども、今回、塩竈市、市税が伸びましたので、その分、交付税の、その調整分として頂く部分も少し交付税として頂く形が少し減ったというのが、まず影響の一つとして捉まえております。

あとは、個別の事業といたしましては、起債の償還などに対する交付税措置も今回この数字の中に含まれているんですが、下水関係の公債費が、今、塩竈市少し落ちてきているということで、そこで見られる部分が歳出に伴って落ちたということで、ここの取り分で交付税の減額の要因になったと捉まえております。

以上になります。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございました。いろいろあるんですね、市税増えたのはいいけど、交付税、そうすると影響して、計算上は減らされる、そういう関係になっていると。はい、分かりました。

それから、次のページの7ページを見て、今度、歳出面から令和7年度の予算、この表の比較というところ、前年度と本年度ね、これ見ると、総務費、民生費、衛生費、消防費、教育費、この辺のところが大きく増えて、合計で24億円の差が出ています。

だから、この5個、総務、民生、衛生、消防、教育、これの主な事業と言っていたら、令和7年度は主な事業が見えて、1年間こうなるなというのが大ざっぱに見えてくると思うので、その辺のところの説明をお願いします。

○今野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 では、次に、歳出の目的別で捉まえたときに、その増要因を主に述べさせていただきます。

まず、確かに増額幅が大きい総務費になるんですけども、こちら29億、失礼いたしました、7億8,000万円ですね、こちらの増予算なんですけれども、まずは、ふるさと納税6億5,000万円から11億5,000万円に増える、その経費、2分の1は経費として出てくる部分も総務費で抱えています予算ですので、そこも増要因としてここに含まれております。

あとは、本庁舎の耐震診断、壱番館の床の取得ですとか、あとは国の進めます、今、システムの標準化ですとかデジタル関係の予算も、今、大きく膨れているところなんですけれども、こちら目的別で見ますと総務費に含まれる事業費ですので、そういった状況を受けて総務費が増加していると考えております。

次に、民生費です。民生費につきましては、何度か申し上げています児童手当の今回の制度拡充の部分もありますし、施設給付を含めた扶助費の増も民生費で多く見られますので、そういった影響を受けて今回増えているところになります。今回、100億円を超えるということですので、予算規模としては相当に大きい費目になっているかと、併せて考えておりました。

次に、衛生費ですけれども、衛生費は、今回、先日の全員協議会で廃棄物処理施設については断念ということで、今回、方向転換とさせていただいているところですが、延命化経費、今回、予算に計上されていますので、そういった施設の延命化経費、清掃工場、中倉埋立処分場に係る延命化経費等も、今回、衛生費で見えておりますので、そういったものをこの増予算の中で考えております。

消防費につきましては、防災行政無線の更新費が4億8,000万円ほど歳出で今回出ておりますし、あとは消防事務組合に対する今回負担金も、こちら組合側で、今、人事院勧告の影響を受けて運営に係る部分の負担金がちょっと増額ということで、今回計上させていただいておりますので、それも含めて消防費が今回伸びております。

教育費につきましては、こちら大きい部分で塩釜ガス体育館の大規模改修もこちらになりますし、あとは杉村惇美術館に係る耐震対策、崩落対策もこちらになります。

あとはタブレットの、小中学校のタブレット更新も、今回、第10款の教育費で見ますので、そういった増要素を幾つか抱えていますので、今回、増数値としては大きく出ているものと考えております。

以上になります。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。今の話聞いたら、もう予算、今年予算の大体もう皆出たということなので、今年はそういうのでいくんだなど。だから、いろいろ、いろいろなものを考えて、いろいろつくっていただいたと、そう私は思いました。

それで、この7ページの右下のこの表の、一番右の下の方のところに、右の方、一般財源158億9,900万円。そうすると、この一般財源という考え方は、特定財源、全体の予算から特定財源を引いた単なる残りだという形でいいんでしょうか。ここに一般財源と書いてあるのは、どういう意味でここに、表に表しているか、この意味を教えてください。

○今野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 こちらは、表の中にあります一般財源ですけれども、まさに今、委員おっしゃっていただきましたように、この総括表でご覧いただけます歳出と歳入を関係づけたときに、特定財源として関係づけられているものは、当然、特定財源としてカウントされるんですけれども、その関係づけがされていなかったものが一般財源としてこちらに出る形になってございます。

以上になります。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございました。特定財源を、決まっているからね、それ以外は一般財源だと、こういうことですね。

それで、この特定財源の中のその他っていうところで、合計で21億円あるんですけれども、これは地方債でもない、国県支出金でもない、このその他の理由の主なもの、こういうやつ、こういうやつ、こうこうこういうものが合計で21億円ですよということになると思うんですけれども、この辺の主なる内訳はどのようになっているのでしょうか。

○今野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 その他の内訳になります。

こちらいろいろなものが入ってくるので、なかなか大まかに申し上げるのも難しい部分なんですけれども、左の歳入の表でご覧いただいたときの、例えば、使用料・手数料ですとか、分担金ですとか、分担金及び負担金、あるいは、市にとっての財産収入ですとか、あるいは、財政調整基金を含めました基金の繰入れもその他に所属する歳入になってまいります。こういっ

たものが積み重なることで21億円の財源として構成されるその他になっております。

以上になります。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。いっぱいあるからね、一概には言えないということね。

それで、6ページに戻ります。

それで、6ページの、款項目で1番の市税から22款の市債まで、これずっとあるんですけども、これ見て、今の話は一般財源ね。それで、こっち自主財源というのと、そうすると、自主財源は決まっていますので、これは37.6%ですよ、令和7年度予算はね。そうすると、残りは依存財源、この自主財源以外のところは依存財源という考えでよろしいかどうかお願いします。

○今野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 おっしゃるとおりで、自主財源以外のものについては依存財源となります。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。何でそんなことを聞いているかというのと、ここに、先ほど聞きました7款の地方消費税交付金というのは14億2,400万円ね、消費税交付金ね。そうすると、これは、右の表を見ても、特定財源のところにも一般財源のところ、どのように振り分けられているのかと思ったんですよ。決まっていないから。自由に使えるという考えでよろしいのでしょうか。それとも、この地方消費税交付金というのは福祉のために使うということであれば、どこかの特定財源のその他のところに振り分けされると思うんですけども、地方消費税交付金の使い道を教えてください。

○今野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 地方消費税交付金につきましては、一般財源扱いではあるんですけども、委員おっしゃったとおり、国から交付される際に、ミシン目というか内訳ついておりまして、予算書でも表記をさせていただいているんですが、通常部分、あとは制度が始まって以降の引上げ分に2つに分けられて交付されております。

今回、令和7年度の予算で見ますと、14億2,000万円のうち、通常分が6億円ほど、こちらはいわゆる純粹なというか普通に使える一般財源で、うち引上げ分が8億1,000万円ほどミシン

ン目がつく形で来ておりまして、こちらは、べき論として社会保障費の財源として使うということで、福祉サービス費ですとか老人保護措置費、あるいは健康増進事業ですとか、我が市におきましてはそういった事業に充てさせていただきながら使っているということです。

ただ、財源として一般財源として一応頂いている形になっております。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。通常分の6億円と引上げ分の8億円ね、社会保障費のね。

それで、この資料No.11のこれ見て、どのように見るとその引上げ分のところが、印なんかがついているかなんか、そんなのあるか、記号はないのか、ただお金だけで分けたのか、その辺の説明をお願いします。

○今野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 すみません、先ほど申し上げたその内訳についてなんですけれども、この資料No.11でご覧いただきますと、11ページから、中心的には12ページ、13ページにその内訳と充当先を記載させていただいております。こちら通常分、通常分がすみません、11ページに事業あるんですけれども、引上げ分として8億1,400万円が下にありますような事業に対して充てられているということで整理させていただいております。

以上になります。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございました。13ページの、そうですね、上にまとめてこのように入っていると8億1,000万円引上げ分だと分かりました。これが消費税から来たと。

そうすると、それは特定財源のところ、この7ページの表で言うと、消費税が行ったという形になるんですか。お願いします。

○今野委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 すみません、実態的には、このように充て先は国の指導もありまして、このように充てる方向にはさせていただいているんですけれども、財源区分としては一般財源として予算書で捉まえさせていただいております。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 だからね、そこなんですよ。特定財源のその他じゃないんだよね。だからと言って、どこに行ったか分からない、一般財源でもあるから。ということは、ここには、確かに13

ページの充当事業 8 億 1,400 万円となっているけれども、ただ数字上、集めてやっただけで、地方消費税交付金の中から出しているとは限らないんだよね。なぜかという、そのお金で果たして出したのか、一般財源から出したのか、全部の市税から出したのかがやっぱり分からないんですよ。お金に色がついていないところは、こういうことなんですよ。お金のナンバーをちゃんとデータ取っておいて、そのお札がここに行ったというなら追えるんですけども、そうじゃないので。だから、その辺のところは、消費税は社会保障のためと言うから、この 13 ページには書いてあるけれども、実際にそのとおりに使われているのかどうかは、全部収入を、全体の収入の中からやっているわけですから、そうも言い切れないというのが実態だと思います。そのことを聞きたくて、このややこしいことを聞いていました。

6 ページと 7 ページの話を終わりにします。

具体的に聞きたいと思います。資料 No.18-2 という横長の資料を出していただくといいんですけども、そのページの 13 ページ、14 ページ、15 ページに、人口推移のことが書いてあります。

開きながらやりたいと思いますけれども、資料 No.18-2 の 13 ページの人口推移、それから、14 ページの各月ごとの死亡者、それから、各月ごとの出生者、この 14 ページのことについてお聞きしますが、令和 6 年は死亡者は、塩竈市は 1 年間で 749 人、そして、出生者は 206 人という表だと思うんですけども、この辺の説明を、この表を見てどのように分析されているか、その辺のところを担当からお聞かせ願いたいと思います。

○今野委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 予算特別委員会資料 No.18-2 の 14 ページの各月ごとの死亡者数の推移と出生者数の推移について。令和 6 年の部分についてですけども、こちらにつきましては、1 月から 12 月までの総計ということで、出生者数は 206 名、死亡者数は 749 名、その差について 543 名のマイナスということになります。前年度に比較しますと、出生者数は減っている、同時に死亡者数も、前年度よりは減っているという状況になっているものになります。

以上です。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。前年並みぐらいにね。ただね、出生者が大分減ったなと思って見ていました。もう 200 人ぐらいしか、もう 1 年間で塩竈に生まれてくる方がいなくなったのかなと思うのは残念なところですよ。

それから、これに、令和7年の1月のところのまで付け加えていただきました、最新の情報。だから、今年の1月、何か葬儀多いなと私は思っていたんです。そうしたら、この数を見ると、死亡者が1か月で104人、これ多分、塩竈市の月間の新記録ではないでしょうか。震災のときに、たしか塩竈市では、2011年の3月は震災で亡くなった方は44人なんだよね、3月にね、市内で死んだ人と市外に行って死んだ人合せて。そうすると、そのときに1か月で亡くなった方が一番多い月かなと思ったんですけれども、それよりも多いんじゃないですか、104人死んだら。同じくらいか、そのデータはちょっとありませんが、大体、多分そのぐらいだと思うんですよ。44人に対してね、3月のそのとき、普通に死んだ人に、震災で死んだ人44人足しても104人なるかならないか分からないです。だからね、今年の1月、塩竈市では、月間、このデータを取ってから最大の人が亡くなったと考えてもいい、震災並みの事件が起きたと、私はこの104人という数字を見て思ったんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○今野委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 統計の関係ですので、政策課からご説明申し上げます。

平成23年の3月の死亡者数でございますが、今、手元の資料ですと103名ということとなっておりますので、やはりそれよりは若干、今年の1月の死亡者数の数が多いということでは言えると思います。

以上でございます。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 分かりました。私、大げさに言ったつもりだったんですけれども、そのときより1人多いんだよね。だからやっぱり最大なんです。だから、その最大のことが今、塩竈市で起きているんです。と言っても、寿命ですからどうしようもないんですけれども、ただ、そういうことを知っていただければ、それなりの健康対策をしていただかないと大変なことになるのではないかと、ますます人口が減ると思って、この表を見させていただいたところです。

それで、この表、それから、次のページの、その次のページの15ページ見たら、ちょっと違う数字が出ているのではないかなと思って聞くんですけれども、15ページの令和7年1月末のところを見ると、出生者が175人で、死亡者が656人、先ほど私聞いたのは、令和6年、749人が死亡して、206人が生まれた。これを見ると、今、15ページのこの表を見て言ったんだよ、令和7年1月末の表、ちょっと数字が人数的に1か月分ぐらい足りなく合計したような数字になっていると私は感じたんですけれども、この表は正しい表でしょうか。

○今野委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 14ページの出生、死亡の数字と、15ページの数字が違うというご質疑いただいています。

15ページに関しましては、年度での考え方になりますので、例えば、令和7年1月末となっているのは、令和6年度になりますので、令和6年4月から令和7年1月までの数字になります。そして、前ページにつきましては、1月から12月までの数字になりますので、そのところでの違いが出ているということでご理解いただければと思います。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 分かりました。年度でね。そうすると、1月で年度という2か月分、だから、その前の2か月分足してやらないと比較ができないんだよね、こういう表を出すのに。そうすると、令和7年のこの表で見たら、比較する対象でない表を、片方は12か月、片方は10か月の表を出されたということは理解しました。

そしたら、増えたのか減ったのか見当つかない。こういうときは、令和6年度末、まだ来ていないんですか。困りましたね。分かりました。2か月減ったということで、はい。

とにかく、そのくらい死ぬ人多くて、生まれる人少ないということだけは確認しましたので、この資料の関係は終わりにします。

続いて、議案のことをお聞きしたいと思うんですけども、資料No.15、塩竈市議会定例会議案資料その2というものの、議案資料の116ページに手数料条例と建築基準条例の一部を改正する条例ということで出ています。このことについて、令和7年度予算案の審議をして、これ議決しなければならないわけなので、この予算特別委員会が出さないと、中身検討したことにならないんですよ。

それで、このことについて、中身が分かればぜひとも賛成したので、どういう中身なのか、その辺をお願いします。

○今野委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 こちらの議案、塩竈市手数料条例及び塩竈市建築条例の一部改正でございますが、こちら、令和4年に省エネ法の改正、あとは、建築基準法の改正が行われたものでございます。

それで、こちらの施行につきましては、今年の4月1日からとなっております。

主な改正としましては、省エネ基準を満足するような建築物にして、それで、今後の建物に

つきましては、そういった形で建築許可を下ろすというような中身になっています。

具体的には、省エネということですので、例えば、太陽光パネルとか、あとはサッシとか、その辺が発電したり、あとは、断熱性を高めるということでの構造となりますので、その辺で建物が重量化してしまうということがございます。そのために、審査項目が今まで以上に多くなりますので、その辺で手数料の改正を行っていくというのが主な概要でございます。

以上でございます。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 分かりました。説明いただきましたので、それに伴う一部改正する条例ね、省エネ関係のということが分かりましたので、お聞きしました。

それから、議案の第23号については、このNo.15の135ページに、23号、デジタル基本法に伴う整理の条例というの出ているんですけども、135ページです。このことについて、担当課から中身の説明をお願いします。

○今野委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 こちらのページの概要にもございますが、今回このマイナンバー法が一部改正になります。その内容といいますのが、マイナンバーに記載されている氏名ですとか、年齢ですとか、あとはマイナンバーですね、そういった情報がスマホに登載できるようになるということで、それが番号法に規定されることになりまして、その関係で、本市で引用している条例、幾つか条項がありまして、その条項にずれが生じたために、今回、改正ということで提案しているものでございます。

以上でございます。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。そうすると、そういう法律用語の文言の整理に伴う条例と、そういうことですね。はい、分かりました。中身というよりも、それを合わせるということね。

議案の第16号は、この資料No.15の19ページに、職員給与の改正条例があるんですけども、これも、時間ないのでまとめて短く説明をお願いします。

○今野委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 職員の給与条例の改正についてですけども、まず一つは、給料表の改正を国に合わせるというもの、あと、通勤手当等について、これも人事院勧告に準

じて引上げをするものでありますとか、あと、児童手当の改正。あと、もう一つが、介護離職防止などで、そういうものを職員に周知徹底するというものになります。

以上でございます。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 人事院勧告でそのように合わせるということが説明に書いてありましたので、中身を述べさせていただきました。ありがとうございます。

最後になるかな。もうあと時間がありませんので。

最後、資料No.18の107ページ。予算特別委員会の資料No.18の107ページに、コロナワクチン接種の推移表があるんですけども、この表の、定期接種になってから5,416人ということでございますけれども、そうすると、5,416人ということが予定されている人についての接種率は何%ぐらいで、たしか予算も補正予算でつけたので、その補正予算で取ってある予算からすると、その消化率というか、何%ぐらいなのか、実際の実施された、その実態をお知らせください。

○今野委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 今回の定期接種に係る接種率という考え方でよろしかったですかね。

今回、今、接種しているところ、まだ、一応接種期間途中なんですけれども、27%程度でございます。実際、今回、高齢者のインフルエンザの予防接種と比べますと、半分ぐらいの接種率になっていますので、そこの部分と比べますと、大分予定よりも低いかと考えております。

以上でございます。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 実情聞きましたので、インフルエンザの半分ぐらいだという実情を聞きましたので、時間になりましたので終わります。ありがとうございました。

○今野委員長 以上で志子田委員の質疑は終了いたしました。

先ほどの桑原委員の質疑に対し、答弁漏れがありました部分につきまして、小倉市民課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 答弁に不足がありまして、申し訳ございませんでした。

防犯カメラの設置の保存期間についてでございます。こちら、市で設置しているものは30日

以上となっています。また、先ほど、助成金を交付する団体で設置するものにつきましては、特に、お願いはしていないという話をしましたが、やはり30日以上保存できるものということをお願いしております。

その30日というところの根拠でございますが、塩竈市の塩竈市防犯カメラの設置及び運用に関する条例、また、施行規則というものがございまして、施行規則の9条に画像データの保存期間の規定がございます。そちらのほうで、30日の範囲内において設置者が定める期間とするとなっております。ですので、30日は保存するということを考えておりまして、30日以上は保存できるものということのカメラを設置しておりましたので、よろしく願いいたします。

○今野委員長 暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどといたします。

午後 0時03分 休憩

午後 1時00分 再開

○佐藤副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

小高委員。

○小高委員 それでは、改めまして午後1番目ということで質疑させていただきます小高でございます。

まず、資料No.11の55ページのところからお伺いしたいと思います。

この間、重点課題として検討されてきました庁舎建設事業におきまして、先日の全員協議会、凍結ということの方針も明らかとなったわけであります。

理由としては、単独整備断念となった、より優先される廃棄物処理施設整備の方向性との関係、あとは、この間の物価高騰等の理由によって建設に係る財源の見通しは大変厳しいというあたりでの理由で凍結ということございました。

それで、先立って、12月定例会におきまして、一般質問の中で現庁舎の安全性の確認調査といたったところについて述べましたところ、来年度に検討ということのご答弁をいただいた中で、当初予算としては、このページにあります委託料、耐震診断調査委託料ということでまずよかったのかどうか、その点確認をさせていただきたいと思っております。

○佐藤副委員長 上総管財契約課長。

○上総総務部管財契約課長 お答えいたします。

資料No.11の55ページの中にございます第12節委託料の中の下から2段目の耐震診断調査委託料981万4,000円ということで計上させていただいております。

中身につきましては、耐震補強材を含む躯体の劣化調査ということで、まず、外観調査、現地調査を実施しながら外観の状況、あとは、ひび割れ調査などを行ってまいります。あとは、材料試験といたしまして、検体のコアですね、役所の躯体から何か所か抜き取りまして、コンクリートの中性化試験や圧縮試験などを行い、あとは、外観調査に基づく指摘事項を修復するための概算費用の算出などを行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○佐藤副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。

なかなか感覚的には難しいような中身で、今お話しされたんですけれども、一つ気になるのは、この調査をもって、例えば、今後、一定程度現庁舎というものがどの程度もつといますか、あるいは、先行予定、予定ではないですね、予想される大きな地震、そういったものに耐え得るかどうかというあたりが判明するような、そういった調査となるということでよろしいんでしょうか。

○佐藤副委員長 上総管財契約課長。

○上総総務部管財契約課長 そうですね、この調査におきまして、現庁舎を使い続けられるかどうかという調査を行う予定でございます。

以上です。

○佐藤副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。ありがとうございます。

となりますと、今回のこの調査結果をもって、ある意味では、この凍結というところについて、どういう方向性でいくのかの一つの考え方にもなるのかなとも思っておりますが、そういった点で調査と今後というあたりの考え方といたしますか、そのあたりの関係性といたしますか、そのあたりちょっと整理させていただければと思います。

○佐藤副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 一時立ち止まるということで凍結とさせていただきました。

委員おっしゃいますとおり、まずは調査をさせていただいて、具体的に何年程度もつのか。他の自治体でも同じような調査をやっている自治体があります。それに伴いまして、今後、本庁舎、どのように併せて利活用していくのかということも、併せて今後検討していくということとしております。

以上でございます。

○佐藤副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 大事なことなので補足をさせていただきます。

凍結という形で一つの結論というか、途中段階させていただきましたけれども、その先にあるものとして何かとなったときに、やはり、今回、皆様方をお願いをしています壺番館の場所を購入でしょうかね、させていただくことにも相なります。あと、最近、緊急防災・減災事業債、延長はまだ決まっていないますけれども、設計単価とかの計算が上がっているんですね。だから、この辺の動向も見定めなければいけない。

仮定の話で言えば、壺番館の3か所の場所を、皆様方にお認めをいただいた場合に、その後の活用だって、当然考えた上でこういうことをご提案させていただいているということにもつながります。ですから、あの場所についての使い方も当然関わってくるし、本庁舎の耐震がどうなっているかということもしっかり調べなければいけないし、緊急防災・減災対策債がどのような形で、今後、実態に合わせた形での積算単価をはじめとする考え方、延長があるのかないのかも含めて、これはしっかり見極めていかないといけないだろうということになります。

ですから、今回は凍結という形の決断をさせていただきましたが、逆に考えれば、その間何をすべきか、何をしなければいけないのか、どういう形がより、建てられないのであれば、ベターよりベターなものが発想として出てくるのかというのを総合的にやっぱり考えなければいけないだろうと。それは全ての公共施設を考えた上で判断することも出てくるだろうし、そういった考え方、ある意味、分かりやすく言えば、前向きな考え方で捉まえるしか、今の現状としてははないのかなと受け止めております。

○佐藤副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。そういった点では、壺番館も含めて、いわゆる行政庁舎としての今後といたしますか、そういった総合的な観点から、そういったものの見方の中で、一つの指針といたしますか考えるポイントというか、そういったところでの、今回の調査にもなるのかなと思っております。

そういった点で、大変関心の大きい事業でありますので、そういった点では市民説明会のご案内も先日いただきました。そういった点で、国民健康保険税の改定の説明会と併せて3月に都合4回ほどですか、行われるということだったので、そういった中で、そこに限らず、意見の聴取等も行いながら、ぜひ様々な形でご検討をしていただきたいということで、次に参りたいと思います。

続いて、資料No.18の6ページ、また、45ページのところでちょっと見ていただきたいと思います。いわゆる職員の皆さんの働き方、あるいは配置の関係でちょっとお伺いをしたいと思います。

それで、会計年度任用職員の方、あるいは常勤の職員の方、どちらも昨年度と比較して一定数増ということになっておるんですが、これはどういった考え方に基づくものか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○佐藤副委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 職員配置数の増減についてお答えいたします。

令和7年度、増えている部分につきましては、来年の組織を見たときの話もありますし、あと職員、会計年度任用職員の定員管理目標に対して少し、今どちらでも人数が上回っているんですけども、こちら第5次行政改革推進計画との兼ね合いで申し上げますと、令和7年度に予定されていましたが魚市場のアウトソーシングが、ちょっと令和7年度に実行ができないという部分で、人員の振り替わりが生じなかったことによる、ちょっと乖離が出ております。以上になります。

○佐藤副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。ごめんなさい、魚市場のアウトソーシングの関係で、令和7年度に遅れということでした。はい、分かりました。

それで、行政改革等の関係でどういった中身なのかということでお聞きをしようと思ったんですが、ただいまご答弁いただいたようで、いわゆるアウトソーシングとの関係での進捗に関わっての増だというお話でございました。

それで、これまでも、この行財政改革については職員の皆さんの働き方ですとか、あるいは、ワークライフバランス、あるいは、行政サービスの充実の観点、こういったところを中心として、ぜひ進めるべきだろうということで申し上げてきたわけでありまして、一方、行き過ぎた抑制というものが何につながるのかということでは、いろいろと申し上げてきたところであ

ります。

そういった中で、直接、行財政改革の考え方からの抑制ということにはならないんだろうとは思いますが、資料No.18の45ページのところで、各課の配置数のところについて出していたきました。

ちょっと働き方ですとか行政サービスの関係でお伺いしたいんですが、例えば、生活福祉課のところでは22名というところでの数も載っておりますけれども、そういった中で、例えば、生活困窮者支援事業、様々暮らしに直結するような事業を行われているわけでありましたが、先ほど、午前中、辻畑委員の質疑の中で、いわゆる生活保護の関係でもありましたけれども、この22名というのは、ケースワーカーさんも含めてトータルでの22名ということなのか、ちょっとその辺、最初に確認したいと思います。

○佐藤副委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 保護係にいるケースワーカーも含めての22名でございます。

以上です。

○佐藤副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。含めての22名ということでございます。実際にケースワーカーさんがこの中で何人、実際そういった業務に当たられていて、その中で1人当たり大体どのぐらいの世帯数を担当されておられるのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○佐藤副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答えいたします。

ケースワーカー1人当たり、平均で80件のケースを保有しております。

以上です。

○佐藤副委員長 小高委員。

○小高委員 何名の方で。ケースワーカーさんの数。

○佐藤副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 失礼しました、お答えいたします。

指導監査含めまして12名体制で業務を行っております。

○佐藤副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。12名の方で80件と、1人当たり世帯数として80件というお答えでございました。

それで、この80件、80世帯という数字なんですけど、実は、社会福祉法における標準数というところで、市町段階で、市の部分において80世帯に1人というところの標準数になっているかなとも思うんですけども、なかなかこの数字がそもそも実態に見合っていないのかなという思いもありまして、そういった点で、標準数というところではあるにせよ、一人一人の業務に係る責任の重大さといいますか、そういったところを踏まえたときに、ケースワーカーさんご自身の働き方というところを含めてちょっと心配になるかなと思っているところでもあります。

そうした中で、いわゆる福祉の分野そのものが、この行政改革における抑制の対象となっていないんだろうと思うんですけど、そうは言っても、行政サービス全体で見ても、この抑制、行き過ぎた抑制というのが、職員の皆さんの働き方、あるいは市民の皆さんの生活、産業振興とかそういった観点から見ても、逆行する結果を招きかねないのではないかと危惧をするものがあります。

そういった点では、総務省の主導で全国的に自治体職員というものが減ってきた経過もあるかと思えます。2000年代に入って特に顕著にその数が減ってきたということが言われておりますが、そうした中で充足率が下がると、過重負担、あるいは早期の離職ということで、まさにこれちょっと悪循環になってしまっているのかなという思いもあります。

そういった意味で、この行政改革路線前提の予算編成の考え方については、これまでも申し上げてきたとおりでありますし、そういった意味では、行政サービスを守ると同時に職員の皆さんの働き方、ワークライフバランスも守るという意味で、国に対してもぜひ強力でそういった中身の働きかけを行っていただきたいなと思うところでもあります。

時間があれなので、ちょっと次に移りたいと思います。

教育の分野で、資料No.18の260ページ以降のところでお伺いをしたいと思えます。

学校規模適正化等検討委員会会議録、また、答申書の写し等について出していただきました。読ませていただくと、非常に様々なご意見出されておるなと思っておりますが、この意見について、方針案との関係でどのように反映してきたのかと、その適正化の考え方の大前提というものがやっぱり学習環境の充実にあったかなと思っておりますが、そういったところをどのように進められてきたのか、ちょっと簡単にお伺いしたいと思います。

○佐藤副委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 学校規模の適正化につきましてご質疑いただきました。

これまでの取組についてでよろしかったでしょうか。はい、ありがとうございます。

これまでの取組でございますけれども、資料を基に説明させていただきます。

まず、令和3年度、4年度までは、有識者、PTA会長、校長会等で構成する教育の専門家と申しますかそういったメンバーで構成された検討会を立ち上げまして、学校の在り方ということで、やり方検討会を3回、そして、PTAの役員と意見交換会を各校2回ずつ開催いたしまして、たくさんの意見を頂戴いたしました。令和5年度は、先行事例の視察であるとか、基本的な考え方であるとか、いろいろと内部で検討いたしまして、児童生徒数、学級数の将来推計、通学距離の机上での計算等を行いました。

それをもって今年度、今度は教育関係者だけではなくて、様々な分野から、附属機関として委員の方々推薦いただきまして、検討委員会を設置いたしまして、1年間かけて7回にわたって今回の学校規模の適正化に関する方針案のたたき台の議論を行っていただいたところでした。

先月答申いただきまして、現在、まさに市民の方々からご意見を募っているところでございます。3月末にはたたき台となります具体案をもって策定ということで、来年度4月以降、今度は実際に学校であるとか、地域の皆様方の元にご説明にあがりまして、多くのご意見を改めて頂戴いたしまして、さらに検討をしていく方向と考えております。

以上でございます。

○佐藤副委員長 小高委員。

○小高委員 この間の経過、進め方についてご答弁いただきました。

それで、これまで、例えばこれが始まる際には、子供たちの学習環境の充実ということをおっしゃると、いわゆる子供が今後、少子化の下で減っていくということを前提にした場合に、例えば財政的側面からだけ検討してしまうと、それは子供たちの学習環境の充実には逆行するのではないかと、こういったことも様々述べさせていただいた中で、確かにご議論を拝見させていただくと、子供たちの学習環境にフォーカスしたご発言というのも多くあったかなと思っておりますが、一方で、統合というところが、あまりにもちょっと前に出過ぎたのかなという思いも、ちょっとしなくはない、ここちょっと正直な思いで述べさせていただきたいと思っております。

それで、あと、同時にちょっと1点気になったのが、気になったと申しますか、進め方の考え方として、学校というものを踏まえたときに、一つにはいろんな意味で地域の拠点になってきたこれまでの経過もあるかなと思っております、そういった点で、人口との関係ですとか、まちづくり、そういった観点も踏まえた学校の在り方の議論というのものも、どこでするかは別にして、これも必要なことなのかなと思っております、そうした中で、今回の検討委員会、

この経過との方針案の考え方の中で、人口の増加だとかそういったことも含めての検討というのも要るのではないかというご発言もあったようですが、そうした中では市長部局との検討が必要だということで、その後ちょっとトーンダウンという失礼なんですけれども、そっちの観点というのがあまりなくなってしまったというか、その検討委員会の議論の範囲の考え方もあるのかなと思うんですけれども、一方で、学校が地域の拠点となってきた経過を踏まえると、そのまちづくりという視点と、学校の在り方、こういった考え方も必要かなと思うんですが、そのあたりはどのように今後進めていくのでしょうか。

○佐藤副委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 お答えいたします。

今、お話しいただきましたまちづくりという観点ということで、非常に大切な観点だと、こちらの会議でも多く意見として出されましたし、我々もそのように考えております。

今後、様々な関係機関と連絡、連携取りながら、必要のご意見をたくさん頂戴いたしながら、また、ご指導もいただきながら検討してまいりたいと考えております。

今回の答申で学校の統合が効果的であるという結論を一つ大きく出されましたけれども、これは一つの大きなご意見でありまして、これも踏まえてたたき台となるものがなければ何も話し合いになりませんので、たくさんのご意見をいただきたいと考えているところです。

その中で、多くの関係機関と連携を取りながら、様々なご意見を頂戴したいと考えております。

以上でございます。

○佐藤副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 ちょっとこれ見解が分かれるかもしれませんが、僕がお願いしたのは、まず、学校というのは、これから学ぶべき子供たちにとって、まず市としてどういう子供たちを育てたいのかというのが大きな視点だと思っています。それがあって、まずはこれから学ぶべき子供たちをどのように育てていきたいのかと。僕はそれを最優先にすべきだということは教育委員会に何度も申し上げているところでございます。

その次とは言いませんけれども、同じレベルとも言いませんが、地域とかPTAの皆様方とか、そういった考え方で、分かりやすく言うと、順位づけをちゃんとすべきじゃないかと。僕にとっては、塩竈市のこれからの学校の在り方については、どういう子供を市が育てたいのか、その次に、子供たちにとってどういう環境が一番いいのかということ、まずは考えて議論し

てほしいということをお願いしております。

それから先のいろんな検討会については、僕は一切、報告は聞いていますけれども、皆さんに自由に発言していただいて、その答申を受け取ったというのが今の現状でございます、まちづくりにとっても当然、結果的には大変重要な学校の位置づけというのはありますけれども、ここ二、三年、PTAの皆様と話してよく言われたことは、やはりもうこの状況にあって、市としてはどうしたいんですかということ、まずやっぱり言われております。ほとんどの学校で言われております。たたき台をやはりしっかり出していただいてということも、ほとんどの学校で言われております。

その中で僕が発言させていただいているのは、市としてどういう子供さんを育てたいか、そして、第一義的には、子供さんにとってどういう環境が一番いいのか、そのことを中心に考えさせていただきたいということを申し上げましたら、ほとんどの親御さんは、PTAの役員の方々になりますけれども、その答えに対しては、ほぼおおむねそれなら結構ですということのお返事をいただいたと思っていますが、それが第三者の諮問させていただいた、高橋委員長をはじめとする皆様方には、そこまでの話は言っておりませんので、フラットに考えていただいて提案していただいたものに、これからまた市としての肉づけを入れさせていただきながら、多くの方々にこれからご議論いただいて、それをたたき台としてそこからどのように成長していくか、どういう形であれば多くの方々により納得をしていただけるような学校の再編につながるか、そういった形で持っていっているというのが今の現状かなと思っています。

○佐藤副委員長 小高委員。

○小高委員 ありがとうございます。あくまでも、私のほうで申し上げましたのは、例えば子供たちの数が減っていく、そうした中で、子供たちの学習環境を考える際の学校の在り方、これに対して、地域の拠点となっているから子供たちは減るけれどもこの学校を残すべきだ、そういった意味での議論をしてほしいということでは、これは違います。まちづくりの視点と申し上げましたのは、子供たちも含めてのまちということでありますので、そういった観点なしに議論というのが進むというのも、またこれは違うのかなということでございます、そういった点で、今回の検討委員会で議論する範囲かどうかはまた別の話として、例えば、今後、幅広く意見を聴取していく中で、そういったところのご意見についても、ぜひこれは耳を傾けてほしいということの意味合いで申し上げたつもりであります。

そういった点で、これからパブリックコメント、これからといいますかパブリックコメント

等も始まっておりますけれども、今回のことについてということではなくて、一般論的になかなかパブリックコメント、なかなか募集しても応募、応募といえますか数がなかなかそろわないですとか、そういったことも見受けられるかなと思っておりますので、そういった点で、当然ながら、学校、主役は子供たちですので、子供たちの学習環境をこのようにどうしていくのかと、その議論の中に、一つの観点として地域あるいはまち、地域ぐるみでの教育というのを進められておりますので、そういった意味で、そうした議論というのも一定程度必要なのではないかとこの趣旨で申し上げさせていただきました。

それで、先ほど、たたき台として、今後幅広い意見集約をもってということでの話ございましたので、パブリックコメントを今回やりますけれども、これをもって、一つの意見集約としたということだけではなくて、ぜひ幅広くそこはやっていただきたいかなと思います。

そうした中で、3年間という一つの目安の期限もございましたけれども、その3年間という中で、何をどこまで進めて、その後はどのようにしていくのか、その一定、ふわっとした形でも構わないんですが、ビジョンというか、進め方というか、そういったところがあればちょっとお聞きしたいと思います。

○佐藤副委員長 黒田教育長。

○黒田教育委員会教育長 ご意見ありがとうございます。

この前、3年間ということでお話をさせていただきました。まだふわっとしたと、ビジョンというか、漠然とはしているんですけども、まずは、今回のパブリックコメントに関しては、答申に対しての市の案を入れたものをちょっとパブリックコメントをもらって、この後は、より具体的な、今後の人口推計とか見ながら、市に子供たちにとってどの程度の規模の学校がいいのかという議論を、各学校に学校運営協議会がありますので、学校運営協議会とか、あと当然児童生徒の、全児童生徒というわけにはいきませんが、状況によってはアンケートを取ったり、あと教職員とか、それを早急により具体的にまとめながら、意見を聞きながらやっていきたいなと思っております。

3年たって、そのときに、実は4年目からこうなりますというふうには、多分、今の人口の緩やかな減少だとならないかなと思っておりますが、その後、5年、10年、15年とたつたときには、15年ぐらいたって、そうすると多分市制100年ぐらいになると思うんですけども、今のままですと、推計だともう人口はもう半分ぐらいに、子供たちの数は半分ぐらい減っていますので、今の現状では行かないかなという段階で、まだより具体的には決まっていますので、

今後の皆様のご意見を集約しながら考えていきたいと思ひます。

○佐藤副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。時間もあれなんです、とにかく丁寧にといいますか、合意を前提にといいるところでお願いしたいと思ひます。

続いて、発達支援の関係でちょっとお伺いしたいと思ひます。

それで、これまで児童生徒の発達支援というところにつきましては、それぞれの特性に応じた支援メニュー、こうしたものをいかに充実させていくのかという観点でお伺いをしてきた中で、実施計画18ページ以降にも、コラソンをはじめ様々な事業ということで載っております。

あとは、本市の取組に限らず、県で、県を主体として行う取組ですとか、あるいは民間も含めて、一定程度拡充発展もされてきたのかなと思っておりますが、まだ、ちょっとその現状に照らして十分かという、決してそんなことはないかなと思っております、そういった意味合いでは、国においてもさらに強力で予算編成も必要かなと考えているんですが、今回お伺いしたいのは、そういった形で様々施策としては展開をされていると、支援メニューとしては一定程度出てきていると、そうしたものについて、いかに知っていただいて活用していただくかというところについてもやっぱり課題があるのかなと思っております、そういう意味で、広くお知らせし、広く知っていただく、活用していただく、じゃあどこに聞けばいいのか、相談先ですとか、窓口になる、例えば担任の先生に対する周知徹底といひますか、そういったところについて、これは福祉の分野、教育の分野またいでのかえ方もどうしても必要になるかなと思ひますが、そのあたりについてちょっとお考えをお聞かせ願えればと思ひます。

○佐藤副委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 ご質疑ありがとうございます。

お悩みをお抱えのご家庭、保護者の方への周知の仕方ということでございますが、お一人お一人のお悩みであるとか、状況に応じてお答えをさせていただいて、どのようにサポートしていけばいいのかというのを考えていく必要があると考えております。

一番は、担任の先生を通じて様々相談していただいたり、紹介していただいたり、一番いい方法を一緒に考えていくのがよいかと思ひものの、なかなかそうはいかない場合もあるかと思ひます。そういったときに、例えば、相談をするところが学校の中でもスクールカウンセラーがいますよとか、学校の外でもコラソンにスクールソーシャルワーカーという存在の人がいますよ、教育委員会にも青少年相談センターの中で専門の先生が相談してくれますよという紹

介であるとか、そういったことを学校便りであるとかホームページ、また、県からの、先ほどいろいろな行っている事業があるということ、たくさん通知は来ているんですけども、それらを学校から丁寧にお伝えしていただく、また、教育委員会といたしましても、ホームページであるとか学校を通じて様々な方法で、より必要な方にしっかり届けられるような方法でお伝えする必要があると感じております。

このあたりは、関係する機関とも連携しながら、丁寧に対応していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○佐藤副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。その点につきましては、ちょっとお願いをしておきたいと思います。

そして、一方でなんです、我が子について生活の様子ですとか、学校での様子なんかを見ていく中で、一定何らかの支援が必要なのかなと仮に保護者の方が思われたとすると、次のハードルというのが、一つには担任の先生というものもあるんだと思うんですけども、一定程度専門性のあるところ、そういったところに相談をしようと思ったときに、果たしてどこだというあたりのハードルが一つあるのかなと思っております。

先ほど様々な連絡先というか相談先、ご紹介いただいたんですけども、逆に自分の中でこれがここのかというのを判断するというの、これもまたなかなか難しい。そういった点で、その担任の先生の情報の集約、徹底というのも一つにはあるんですけども、もう一つの考え方として、そういったものをコンシェルジュ的に交通整理といいますか、そういったところのできる部分というのがあるのかどうかというあたりのところについてちょっとお聞かせ願えればと思います。

○佐藤副委員長 松崎学校教育課長。

○松崎教育委員会教育部学校教育課長 答えさせていただきます。

先ほど委員から、福祉との連携というお話もございましたけれども、未就学児のお子さんもいらっしゃいますし、様々な関係するところと協力しなければならない部分もございますし、教えていただく必要があろうかと思っておりますので、教育委員会といたしましては青少年相談センター、そして、にこサポでいろいろな関係機関とつないでいただくという役目も果たしていただいておりますので、そちらとも丁寧に連携を取らせていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○佐藤副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

そういった意味では、迷ったらこちらへというところが一つあると、ある意味では分かりやすいかなと思いますので、そういった意味で相談すること、このハードルをちょっと下げてくださいという取組についても、ぜひお力をいただければなと思っております。

続いて、ちょっと学童保育、いわゆる放課後児童クラブ等の関係でちょっと伺います。

資料No.18の92ページのところで、利用者数と定員との関係で出していただきました。第一小学校、第三小学校を除いて定員を上回る利用登録ということで、これまで果たしてこういった形で大丈夫なんですかということでお伺いをしてきた際には、実際の利用、日常的な利用ということ言えば、7割程度ということで、基準等から考えれば満たしているんですということでのご答弁いただいていたんですけども、実際にお話を伺ったりなんかすると、例えば、長期休暇、利用が集中するようなタイミングで、やはり現場として課題が残っているということでの話をお聞きをしたわけなんですけど、そういった点で何か捉えていらっしゃる、あるいは対応といった点で何かあればちょっとお聞きしたいと思います。

○佐藤副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 放課後児童クラブについての長期休暇についてのご質問を頂戴いたしました。

今、委員からお話ありまして、平日につきましては、登録されているお子様の7割程度の登級、あとは、長期休暇につきましては、5割程度の登級になってございます。ただし、長期休暇となりますと8時から6時までという保育になっておりますので、長い時間お子さんたちについても、従事する職員についても、その課題があるかと考えております。

○佐藤副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。そうですね、その長時間お預かりをするというところで、これちょっと、どこの学校がとかそういったことではないんですけども、例えば、実際にお預かりをしている時間の中で、例えば校庭ですとか、体育館ですとか、そういったところで活動を行おうとする際に、クラブと学校とのやり取りの関係で、どこがどうということではないんですけども、一定難しさがあるということでも聞いておりまして、そういった意味で、当然、管理上の課題というものもありますので、そのあたりを理解するところなんですけど、一方で、児童の健全な活動、活発な活動を保障するという意味で、そういったところも一定活用できること

も望ましいのかなと思うんですけども、そのあたりやり取りというか、そのあたりどのようにお考えでしょうか。

○佐藤副委員長 鈴木子ども未来課長。

○鈴木福祉子ども未来部子ども未来課長 本市の児童クラブに関しては、全て学校の敷地内、あと一部ふれあいエスブ塩竈もお借りしておりますが、ほとんど学校の敷地内で、あとは、やはり子供の数も定員に対して多く受け入れているというところもございまして、校庭ですとか、あと体育館のほう、快く貸していただいている学校が多いところもございまして、一部、やはりスポーツ少年団ですとか、野球チームですとか、体育館で活動するところとの兼ね合いで使えない日もあるというところは承知しながら、学校とやり取りしながら進めさせていただいております。

以上です。

○佐藤副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。そのあたり、実際に保護者の方、アンケートにもいろいろあったと思いますけれども、あるいは、実際に指定管理を受けられている現場のお声ですとか、そういったあたりもぜひ、よりお聞きをいただきながら、最大限そうしたところが活用できるような方策についてもぜひこれはご検討いただければなと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

残り5分というところになりました。資料No.15の163ページのところで、第二中学校長寿命化改良工事の関係が載っております。

いわゆる屋内運動施設ということで、体育館の部分ということではありますが、この中で一つこれまでと違うのが、断熱工事、あるいは空調設備の導入ということも含めた予算となっているということがあるかなと思います。

それで、これまで熱中症対策ですとか学習環境の整備の観点から、空調設備導入を求めてきた中で、体育館への導入となるということなんですが、稼働開始の時期ですとか、そういったものの関係ですとか、あるいはその財源構成も含めてちょっと教えていただければと思います。

○佐藤副委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 第二中学校長寿命化改良工事第3期の内容についてのご質疑でした。

まずは、この体育館、第3期に行うというところで、この空調設備の稼働開始についてのご

質疑なんですけれども、こちら、次のページ、164ページをご覧くださいますと、4番、今後の予定で、令和9年1月竣工となっております。この竣工後に、空調設備稼働という予定となっております。

また、続いての質疑、財源構成ですけれども、同じページの3、事業費及び財源内訳という中で、事業費4,748万7,000円の中で、国の学校施設環境改善交付金が1,093万2,000円、そして、地方債は学校教育施設等整備事業債3,050万円、そして、一般財源が605万5,000円という財源構成となっております。

以上でございます。

○佐藤副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。これまで国の補助メニューにつきましては、あんなのも使えますよ、こんなのも使えますよなんてことでお話もさせていただきましたが、そういった中で様々な観点から選ばれたのかなと思っておりますけれども、そういった意味で、一定程度導入に向けてのハードルというの、だんだん下がってきているとは言いませんが、進めやすくなっているのかなと思いますので、じゃあ、ほかの学校どうするのというあたりも含めて、これはご検討願えればなと思っております。

最後になりますが、社会教育施設について何点か伺います。

資料No.11の189ページ、また、191ページ、公民館、市民図書館、市民交流センター、ふれあいエスプ塩竈、そういったところへの委託料というところで載っております。

債務負担行為で見ますと、年度当たり約3億2,000万円ということで、足し合わせるとそのぐらいの額になるのかなと思っておりますが、この指定管理の導入にあつては、昨年、予算特別委員会の際に、社会教育施設において催されてきた様々な文化的事業、各種団体の活発な取組について、指定管理に移行したことをもって事業の中止等にはぜひならないようにしてほしいということで求めた経過もございましたけれども、そのあたり、この間、そうした状況が生まれたのかどうか、それとも、逆に活発に取り組まれるようになったのか、その辺お分かりになりますればお聞きしたいと思います。

○佐藤副委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 お答えします。

令和6年4月から社会教育施設4つが指定管理制度になったことによりまして、これまでにない事業という形で、デジタルサイネージを受付のところに置いて、その日の事業を皆様に分

かりやすく提示したほか、あとは、窓口の対応が今までになく、制服だけでなく、来た皆様に対しての接客とか、そういった部分も民間の方の手腕というか、そういった部分ではかなり評価が出ているという部分では、私たちも認識していきまして、問題点については、毎月定例会開いておきまして、そこで問題解決に向けてともに進んでいるような状況にありますので、おむね有効にというか、いい方向で良好に進んでいると思っております。

以上になります。

○佐藤副委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。そういったことに加えて、社会教育施設としての役割といいますか、そういったところを踏まえた上で、ぜひ継続、発展していただければいいのかなと思います。

最後ちょっと、余談ではないんですが、塩竈夢ミュージカル、今年も無事開催をしていただきまして、観劇もさせていただきました。ミュージカル冒頭から教育部長の大変熱の籠った演技もあったなと思っておりますけれども、そういった貴重な取組、これをぜひ、引き続きこういったところについて継続、発展の方向で頑張っていただければということで、質疑を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○佐藤副委員長 以上で小高委員の質疑は終了いたしました。

続きまして、土見大介委員。

○土見委員 それでは、私からも何点か質疑させていただきます。

ちょっと大小合わせて結構、ちょっと量がありまして、なので、端的に分からないところを質疑させていただきたいと思っておりますので、ご協力よろしく願いいたします。

まず初めに、社会福祉協議会について伺いたいと思っております。

資料No.11の84ページ、85ページから伺いたいと思っております。

まず、この85ページの中ほどに、社会福祉協議会地域福祉活動推進事業費補助金というものがあります。昨年、前年度から1,000万円増額で1,900万円という形で予算がなされているわけなんですけれども、まずちょっと確認として聞きたいんですが、この資料には、この地域福祉活動推進事業費補助金と書いてあるんですが、ほかの資料を見ると、単に事業費補助金と書いてあったり、もしくは運営補助金と書いてあったりということで、資料によってちょっと表記のぶれが見えるんですけれども、内容によっては、例えば、運営なのか事業費なのか、結構大切なところもあるので、まずどのように呼ばばいいのか、もしくは、ものによって実は呼び方

が違うんだよとなれば、その部分、ご説明いただければと思います。

○佐藤副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答え申し上げます。

今、ご指摘いただいた部分でございますが、資料No.11、85ページに説明書で記載しております社会福祉協議会地域福祉活動推進事業費補助金、補助金名としてはこれ1本でございます。

以上でございます。

○佐藤副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。では、事業費補助金というのが主な名称ですということですね。分かりました。

この社会福祉協議会に関して言えば、先日ニュースにもなりましたけれども、塩竈市の指導監督の下、収益事業を民間の事業者は無償譲渡してスリム化を図って、今、経営の改善に向けてまた頑張っているというところだと思います。

その結果、法人全体として、大体事業規模が8億2,000万円ぐらいから大体2億円弱ぐらいまでスリムになって、収益の部分切離したことで、ある程度収支の見通しも立ちやすくなった状況の中で、今、また改善をどんどん進めているんだと思います。

一方、ちょっと気になった部分として、収益事業を手放してしまったということもあって、管理費の捻出というのは、非常に多分苦労されるんだろうなと。なかなか残った事業が収益を生むような事業でもないというのもあるので、その部分考えていたわけなんですけれども、その中で今回、塩竈市から1,000万円のプラスでの補助金が出ているということです。

先ほど、名称は事業費補助金ですという話だったんですけれども、この1,000万円というのは、具体的にどのように使われることを狙っているというか、使途としてはどういうものなのか、ちょっと重複になるかもしれませんが、ご説明をお願いいたします。

○佐藤副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答えいたします。

昨日の菅原委員にもご答弁申し上げておりますが、我々としては、この事業費補助金につきましては、4月から社会福祉協議会が円滑に運営するために必要な経費を計上させていただいたつもりでございます。そうした中で、現状におきまして、4月1日現在で事務局定数が定数に対して4名の欠員が発生している。事業を行う際には、時間とお金と人が伴います。そうした中で、今後やっていただきたい地域福祉事業を進めていくときに、そもそも人員が足りない

といったところがございますので、こういった部分の確保に係る費用を含めまして、我々は地域福祉事業の担い手、パートナーとして社会福祉協議会を位置づけておりますことから、今後、民生委員児童委員協議会の方々、民生委員の方々が、安心して継続して活動いただくような工夫が必要になってくるだろうと、そういった部分の費用、さらには、本来その指針となるべき地域福祉活動計画を策定しなければならないところではあるんですが、残念ながら5年以上放置されている、やはりそういった指針をまず、まずは令和7年度中に作成いただきたいということで、そういった部分に係る費用を含めまして、今回1,000万円増額という形でご提案申し上げているという状況でございます。

以上です。

○佐藤副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。4名欠員ということなんですけれども、言ってしまうと、今までの事業規模からしたら4名足りないという話なんですよね。そのこのところ、これから社会福祉協議会がどういう事業をするかちょっと分からないところもあるんですけれども、この4名というのは必ず必要な4名なのか、その部分を確認したいと思います。

○佐藤副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答えします。言葉足らずで申し訳ございません。

令和6年度当初の定数に対して4名の欠員ということでご答弁申し上げたつもりでございます。令和7年度当初においてやはり精査が必要でございます。今まさに精査をいただいております。我々、指導監督者としても、4名までは不要であろうという捉え方をさせていただいております。

以上です。

○佐藤副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。昨日のご答弁の中でも、これからどういう事業をやっていくか、その部分の精査はこれからですという話もあったので、なぜ先に人員が来るんだろうかと、ちょっと妙に思ったので質疑させていただきました。

あくまでこれからの立て直しも含めた上で、取りあえずまずは必要だろうということで1,000万円ということだと認識したいと思っています。

とすると、半分はもしかすると運営費に近いものになってくるんですよね、これは。この今の状況としては、だと思っんですけれども、これはどうなっているのか伺いたいと思います。

○佐藤副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答え申し上げます。

地域福祉事業を担うために必要な人員の部分、事業を進める上で、やはり時間とお金と人という部分が伴いますので、地域福祉事業に関わっていただく人材が足りていないということは事実でございますので、その人材確保の部分もこの1,000万円の中で我々は見させていただいているという状況でございます。

○佐藤副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。今回、そこを見て、いずれ具体的な、今後、社会福祉協議会がやるべき事業というのが固まっていった中で、またどうなるかというのは、今後のことになるんだと認識をしました。

ちなみに、確認なんですけれども、現在、この1,000万円を除いて900万円という額がもう何年も補助として出されていると思いますが、こちらの900万円、実際に社会福祉協議会のどの事業に充てられているものなのか、具体的なところを教えてくださいと思います。

○佐藤副委員長 鈴木生活福祉課長。

○鈴木福祉子ども未来部次長兼生活福祉課長 お答え申し上げます。

社会福祉協議会で取り組んでいただいている約30の事業のうち、生活相談運営事業、ボランティア活動推進事業、福祉サービス利用援助事業、老人福祉活動事業、見守り事業、生活福祉資金貸付事業、生活安定資金貸付事業、敬老事業、共同募金事業等の9事業が、我々地域福祉事業という位置づけで捉えさせていただいております。

以上です。

○佐藤副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。今、社会福祉協議会の事業一覧見ながらやらせていただいていたんですけれども、大体、保育と介護のところを除いた部分の大まかなところが、多分この事業に当たるんだろうなと拝見させていただきました。了解しました。ありがとうございます。引き続き改善のご指導、よろしく願いいたします。

続きまして、旅客ターミナル施設ブランディング事業について伺いたいと思います。

資料はNo.15の156ページです。

非常に言わんとしているところは分かるんですけれども、思いも非常に分かるんですけれども、率直な感想としてちょっと言いたいんですが、この事業って市が直接やるべきものなのか、

その部分を伺いたいと思います。

○佐藤副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 市が直接行うべきかというご質疑です。

ご指摘のとおり、本来ならば指定管理者が全て、旅客ターミナルの運営について、ソフト的な部分というんでしょうか、民間の創意工夫が活かされるべきな関わりかと思えます。

市も建物の所有者として維持管理を行うとか、そういった役割分担を明確に行うのも一つの考えですが、今置かれている旅客ターミナルの状況におきましては、やはり赤字が2年、2期連続で続いているということと、ただこのままずっと同じ体制で実施してきたことを、ちょっと今、変革させる時期ではないかということで、一緒になってずっと考えてきているんですけども、ここでこ入れというんでしょうか、市としても積極的に関わることで、ちょっと時代に合った仕組みなり、また、市としても在り方をこのように示していきながら、一緒にやれることをやっていきたいと。少しでも、1個ずつでもやっていきたいという思いでこの事業を提案しております。

以上です。

○佐藤副委員長 土見委員。

○土見委員 そうですね、市としても、何でしょうね、非常につらいところというか、苦しいところではあるというのは何となく察してはいたところでもあります。というのは、この団体自体、プロポーザルで、昨年でしょうか、また新しく採択されたばかりなんですよね。その際に、評価項目とか再度拝見すると、今回のこのブランディング事業でやるようなことをやりますと書いてあって、それに対しての評価がある程度高いんですよね。7割、7割5分の評価をこちらの評価者の側としてもつけている。それに対して、今回、いやでもちょっとということで、市が直接このように介入するということになると、果たしてこの、まず指定管理者の評価というか、審査の基準自体がちょっとどうなりましたという話にもなりかねないようなことであって、非常に注意してやらなければいけないことだろうなと思っております。

現状を見たら分るので、それは仕方ないと思うんですけども、その部分も非常に気になる場所でありましたので、今後の課題として、ぜひちゃんとした評価基準で事業を選んでいただけたらなと思っています。

そして、今回、ブランディング事業ということで、その内容を見ていったときに、ふと気になったのが、例えば、委託先の業者からこういう色の施設にしたいから、じゃあちょっと店舗

を入れ替えますかと、総入れ替えますかなんていう提案が出てきてしまった場合、そういうことって可能なのか。その部分、どういう枠をはめてその提案をしてもらうようにしているのか、そのあたりどういう考えがあるのか伺いたいと思います。

○佐藤副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 そうですね、指定管理者からの事業提案等につきましては、やはり事前に協議をする必要があると思っております、必要性とか貢献度というんでしょうか、効果とかいろいろそのあたりを慎重に判断した上で検討されるべきことではないかと思いますが、ただ、既に入っているテナントがもしいる場合とか、そういった状況の中で判断していくことになるかと思えます。

以上です。

○佐藤副委員長 土見委員。

○土見委員 すみません、聞き方が悪かったかもしれません。

今回のブランディング事業をお願いする先というのは、指定管理者の事業者ではないんですよね。

○佐藤副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 失礼いたしました。

ブランディング事業につきましては、もう第三者といいますか、例えば、マーケティングの技術がある方、商業部門での知見のある方ですとか、また、やっぱり素人が考えることではなくて、ちゃんとしたおしゃれな空間づくりができるとか、例えばそういったような専門性を求めて第三者に委託したいと考えております。

○佐藤副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そのときに、現状、マリゲート塩釜、旅客ターミナルが、なかなかお客さんが来てもらえないような状況があると。その中でブランディングを、ほかの事業者をお願いをするとしたときに、必ずしも今店舗として入っている事業者さんたちの思いと、プランニングを請け負った会社との思いというか、提案してくるものが一致するというか、ずれが絶対に生じてくる可能性ってあると思うんですよ。そういうときに、今回、この事業を委託した市としては、その間に入ってどのようにすり合わせをしていくというか、そういうことをやるのか、ある程度、あまりもともとの店舗に寄り添い過ぎても、せつかく事業をお願いしたのに生きてこないということにもなるし、そのあたり市として絶対出てくる摩擦の部分

どうやって解消するのか伺いたいと思います。

○佐藤副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 そうですね、既に長年入っていただいているテナントの方々には、やはりそれなりの立場はありますけれども、既得権とかそういうことにならないような公平な関係を築いていきたいとは考えておりますし、また、もし考え方がちょっと違うというような場合であっても、やはり全体として効果が期待できるのかとか、例えば市民ニーズといたしますか、観光客にとって必要と、ほかのデータというか、説得力あるデータであれば、必要に応じ、そこは転換を期待して説得していくということもあり得ると考えております。

○佐藤副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。この事業を請け負った事業者の手腕というのものもあるんですけども、中に入る市としても、多分大変になってくる事業だと思うので、ぜひその部分よろしく願いいたします。

ちょっと社会福祉協議会とこの事業と見ていたときに、ふとちょっと思い出したんですけれども、先日、昨年6月か、僕、一般質問の中でちょっと社会福祉協議会の件を取り上げさせていただいたところがあるんですが、その際、市長から社会福祉協議会の中に理事が、塩竈市から理事として入っているのはちょっとどうなのかなんていうお話もいただいたかと思います。そこでちょっと、ふと気になったので、ご説明だけいただければと思うんですけれども、マリゲート塩釜のほう、代表取締役、社外代表取締役として副市長が入っていらっしゃって、監査役に市から総務部の政策課の方も入っているということで、このあたりってどのように、法律上はセーフなんだとは思いますが、どう解釈をすればいいのか。

先ほど市長、前の市長のご答弁だと、こういう状況ってあまりうまくないのかなと、ちょっと考えたりもするんですが、その部分お願いいたします。

○佐藤副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 基本、これ第三セクターという流れがあります。分かりやすく言えば、市は4分の1の株を持っていると、県も同じようにそれに近い形を持っていると、過半数は県と市で持っている、基本、旅客ターミナルです。ですから、その運営をどうしていくか。今までは市役所の副市長とかが副社長として入って、前任の社長は、市役所の元副市長がやられていてという流れがあったかと思います。

その状態で、今、結果このような状況になっているときに、じゃあ次の段階どういう運営を

したらお客様に来ていただけるような施設に生まれ変わることができるのかと。これについては、もう何十年このような状態の中で、テナントさんにもある意味で最初から入っていた皆さんがここ一、二年で抜けましたですね。ですから、そういったことを、現実を踏まえたときに、やっぱり切替えがいろんなことで必要だろうと思っています。

ただ、つくられた当初の動き方が全部変わったわけではございません。株主構成とか、資本金も10分の1まで減額をして、今、何とかやっている状態。または、今、3階にはどういうわけか、僕から言わせればどういうわけか、ハローワークが入っていると。これが旅客ターミナルとして、ハローワークが悪いわけじゃありません、どういう質の考え方なのかということについては、僕は分かりません。僕が市長になったときにはもうハローワークが入っていました。

ですから、安定した家賃を、80万円でしょうかね、入れるために入れられたと言われれば、そうなのかなと思うだろうし、旅客ターミナルとしてどうなんですかと言われたら、ちょっとなと思うし、やっぱりこういった方針の齟齬、ずれが、多分、今のような経営状態にまで波及しているのかなと。初期から始まってきたもろもろのずれと、ここ最近でも感じられるずれというのが、どんどんどんどん大きくなっちゃって、それでマイナス面しか出てこないですね。モニュメントを外したりとか、階段が壊れちゃったから直してくれとか、船のデッキにした木の階段がもう壊れちゃって、今、コンクリートの階段にしたとか、結局そういったずれを大きく変えることはなかなかできない現状が今あるわけですから、それをどう改善するかについては、やっぱり今までの考え方ではちょっと相当難しい、厳しいだろうと踏まえています。

ですから、その一環として、ブランディングというのは、第三者の目でということ、できることから始めてみる、それをチャレンジさせていただくとしたほうがもしかすると土見議員にも伝わりやすい話になっていくのかなと。

ですから、今までは成功か失敗かと言われたら、こういう現状になったんですから反省すべき点がたくさんあると認識しているのが今の現状ということになるかなと。

○佐藤副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。すごい思いは分かります。

では、副市長、人事の部分についてご回答をお願いいたします。

○佐藤副委員長 千葉副市長。

○千葉副市長 今、市長ご答弁いたしましたけれども、本市が筆頭株主として参画しております。筆頭株主として、会社の経営に対して責任を持って果たし得る会議の立場とはどういったもの

があるか。例えば、役員に入らずに、外部からという場合もあります。その場合には、塩釜港開発株式会社の場合、75名の株主おりますけれども、その株主の構成の中で、筆頭株主の意見が反映される株主資本構成であれば、役員を入れずにというケースも考えられるかもしれませんが、基本的には役員会、取締役会において意思決定されていきますので、市民の大切な血税で、平成13年ですか、会社を取得して運営してまいりましたので、そういった中では、市の意向を反映するためには、取締役として入るべきであるということだと認識しています。

また、監査役として会計管理者、現在入っておりますけれども、ここについては、もう1人監査役いらっしゃいますが、その方は金融機関のOBでもあり、非常に経理、そういった部分に精通しております、運営部分ですね、一方で、支出の細かな部分、そういった部分については、やはり本市において会計部門のトップを務めている人間が監査役で入ったほうがいいだろうということで、これまでも入っておりますし、現時点でも入っていると認識しております。基本的には、本市が筆頭株主として責任を果たす上で必要な人事と認識しております。

以上です。

○佐藤副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

今回、どちらも社外という形になっていて、そこが少しいまいことになってるんだと思うんですけれども、一般的に会社法の中では、内部であれば特に、執り行う側と、それをチェックする側が同じ所属先というのはまずあり得ない話、会社法上も明示されている内容ですよ。

なので、あまりよろしくない状況であるということは分かると思います。なので、ぜひその部分もちょっと改善の一つとして挙げてやっていただきたいと考えております。

すみません、続いて行きたいと思います。

続いて、門前町活性化事業を伺いたいと思います。

実施計画の50ページです。

実施計画の50ページ、こちらも、ほかの委員からも様々質疑あったので、ちょっと簡単にだけ質疑させていただきたいと思うんですけれども、まず1点目、もうこの事業、3年ですかね、行って、何回も何回も、もちろんミーティングも含めて実施されたと思います。

長年やっていくこういう事業の中で、よくありがちな例として、もう昔からやっている人と新しく入ってきた人の中で、知識とか経験の差がどんどん出てきてしまう。昔の人は、昔というか、最初からやっていた人はこういうことやりたいけれども、今入ってきた人は新しいこと

を、まず勉強するとかやりたいとかということで、実は方向同じでもやり方というかアプローチ方法が変わってくるという可能性があるわけなんです。というときに、今回、少し趣向を変えてやるという話は伺っているんですけども、今まで参加してくれた、長く参加してくれた人たちの気持ちもしっかりつかんでおいて、かつ新しい人たちの気持ちもつかむとなると、ちょっと再編難しいなと思っております。

その中で、あまり一つの事業でそれを実現するというのは結構難度なことだと思っていて、その部分、どのようにお考えか。もしくはミーティングの中でそういう話とか出ていたのか、そのあたり伺いたいと思います。

○佐藤副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 まさにミーティングの中では、おっしゃるような状況ということも発生しまして、すごく思いがあふれているけれども塩竈のことをあまり分からないとか、長くやってこられても、そういうことも既にやってきたよという方もいらっしゃったかと思うんですが、ただ、議論自体はすごくお互いに尊重し合っていて、活発ないいミーティングだったと思っておりますので、今後はその人たちが何かをやるとか、それお願いしてしまうとかいう関係性ではなくて、やはり一緒に考えていただいて、自分たちにできることを、あれば提案していただいて、それを私たちもサポートするといったような関係性で、それぞれが発揮できるような、担い手育成みたいな形につなげていければと考えております。

○佐藤副委員長 土見委員。

○土見委員 参加されている方々、僕も存じ上げていますけれども、非常に皆さん大人な方々なので、そこで何かけんかになったりとかということはないとは思いますが、市として、今年、令和7年度はこっちの方向性で行きますと言った後に、ずっと離れてしまう可能性ってすごい考えられます。なので、ぜひ、今まで一緒にやってきてくれた人も新しい人も取り組めるような、もしかしたら分科会のような形で分かれる可能性もあるのかもしれないんですが、そういうところを検討して、せっかく時間つくって来てくれた方々の気持ちというのを離さないようにやっていただきたいと思います。

あと、イベントをやるような事業ではないという話もあったんですけども、ミーティングの中でこういう意見が出たからというの伺いたいんですけども。例えば、議会の中でもよく、あそこ辺の草刈りしてくれとか、ごみ拾いしてくれという話出てくると思います。ミーティングの中で、あそこら辺の景観維持の部分に関しては、お話というのは出てきたんでしょうか。

○佐藤副委員長 横田商工観光課長。

○横田産業建設部商工観光課長 そうですね、景観維持に、3年間何回もお話ししてきた中では、それぞれが絵を描くといった機会、回もありまして、例えば、緑が生えていて、子供たちが安心して歩けるだとか、そういうイメージの、皆さんそれぞれ言葉だけでなく絵にしたといった部分もありましたので、いろいろな意見をいただいております。

以上です。

○佐藤副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。365日イベントするわけにもいなくて、ふだん来てくれるお客さんにどうあの地域を見てもらうかというのも大切なことだと思っています。

なので、ぜひ、次回以降は、理想のあの場所をみんなで描いていくというのも必要なんだけど、現実を見た上で、それをいかに理想に近づけるか、そのために地域の人として、役所も合わせてどういうことを自分たちやっつけていけるのかということ、ふだんのおもてなしの心とかをちゃんとみんなで醸成できるようにしていただけたら、より現実に沿ってちゃんと町のためになる活動になるのかなと思っていますので、その部分よろしく願いいたします。

続きまして、同じく実施計画の58ページです。

ふるさとの文化財等標識設置事業です。

こちら、島づくり、島そのものを博物館というコンセプトは非常にすばらしいなと思っています、ここ数年、三、四年ですかね、実施されている事業だと思って、僕もこんな看板できたんだなど見させていただいていた部分があります。

ちょっと気になったところとしてお伺いしたいんですけれども、まず、看板をつくりました。その看板をどう生かしていくかとか、その看板を使った何かしらの事業化というところって、市としてどういう取組があるのか。ちょっと課がずれるかもしれないんですけれども、そのあたりどうお考えなのか伺いたいと思います。

○佐藤副委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 それでは、文化財標識設置についてご説明させていただきます。

こちら、浦戸地区に本市の重要な観光資源多くありますので、こちらをPRするという部分でも、この事業を活用して、市民のみならず、観光で訪れる方などに認識していただいて、塩竈市のよさを皆さんにPRできればと思ひまして、こちらの事業を始めております。

なお、ホームページ、文化の港シオーモでこちらPRさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○佐藤副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そこが聞きたかったところで、三、四年やるといろいろフィードバックも来ると思うんですよ、シオーモにQRで飛んでという話もありますし、看板、実際見て、ここをこうしたらいいねなんていうこともあると思うんですけども、この三、四年、同じ事業繰り返していく中での改善点ってどのようなものがありますか。

○佐藤副委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 お答えします。

令和2年度から始めている事業でございまして、今6基ほどですね、浦戸地区に置いてあるんですけども、なかなか場所が、ほぼ寒風沢地区という部分が多くて、桂島とかそっちの別の島にも点在するような形で、偏らない形で進めていければいいのかなとは考えてございます。

以上です。

○佐藤副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

設置する場所もそうなんですけれども、実際、じゃどういうものを設置したらいいか、どういう情報を載せたらいいか、シオーモにリンクで飛んでどうしたらいいか、その部分、ある程度フィードバックも市として得られると思いますので、少しずつ改善、今後も長く続くんだと思いますので、そこは改善を日々繰り返して行ってほしいなと思います。

続きまして、実施計画の64ページです。

協働まちづくり提案事業です。

こちらもちよっと何点かだけ伺いたいと思います。

こちら、最大3年間の補助を受けられますよという事業なんですけれども、その中でちよっと気になった点として、今まで採択された事業者さんたち拝見していると、このお金があるときだけだったりとか、もしくは、あとは、ふだんもともとやられていた事業にこのお金を充ててやっているとかっていうところで、実は、この事業の目的ってそこなのかなというところにちよっと疑問に思うところが多くありました。なので、ぜひこの事業を通して、今後、例えば、そのご自身たちがやられている事業をスケールさせるとか、もしくは、新しいことを起こして、その後も続けていくというように、この事業が終わった後、事業の助成期間が終わった後の在

り方というところに焦点を置いた助成の仕方、評価基準というのを取り入れてほしいなというところが一つ、お願いとしてであります。

あと、この事業自身も、塩竈市も財政非常に厳しいところもあるので、これが恒久的な財源ということになるとは全然思えません、ならないと思っています。その中で、市民の方々には自分たちで何とかして活動をやりくりするということをしてもらわなければいけないときというのが必ず来ると思っているんですが、例えば、昨日、志賀委員からのご説明の中で、スポーツ少年団の方々、OB・OGからお金を寄附してもらってなんていうふるさと納税の話もあったかと思いますが、このまちづくりの提案事業を通して、市民団体の皆さんにお金を集められるようなスキームをつくっていくということはできないものなのか。

例えばですけれども、市に対して各団体から、自分たちがやりたい事業というのを申請してもらって、それが認められるのであれば、例えばふるさと納税という仕組みをつくって、その団体にお金、資金調達ができるようなスキームをつくるか、そういう形で、市民団体が自分たちの創意工夫でお金を集めて運営していくという形ができるとすばらしいと思うんですけれども、このまちづくり提案事業、もう少し進化させて、そういうことも要件に入れていくことというのはできないのか、伺いたいと思います。

○佐藤副委員長 小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 塩竈市協働まちづくり提案事業についてのご質疑をいただきまして、まず、助成金が終わっても継続していけるような仕組みづくり、また評価ができないかというご質疑だったかと思います。

この事業の趣旨といたしましては、町内会などが共同で実施するまちづくりや地域課題の解決、そして、地域の自治向上に向けた取組ですとか、地域の特色を生かした塩竈の魅力を高める事業に対して助成をするというものになっております。

ですので、ふだん町内会ですとか地域活動で、こういったこと困っているとか、課題だと感じていることがあれば、この助成金を使って活動をしていただくということになりますので、課題を解決するために行う事業ということで、それは継続していくべきものなのかなと思います。

そのためには、財源、資金、そういったものが必要だということにはなりますので、事業終了後に、そういった資金、そういったものが調達できるような仕組み、何かできないかということも検討しつつ、それからふるさと納税など充てられないのかというご提案もありましたけ

れども、そういったところ検討はしていきたいと思います。

○佐藤副委員長 土見委員。

○土見委員 予算が1億円でも2億円でもあれば、このお金で、使って頑張ってくださいと言えるんですけども、市としても厳しいと思うんですよ。なので、このお金を使って運営できる力をつけてもらうというのが目的ですよ。特に、でなければ、3年後まで予算、助成額を減額していく意味というのはないわけであって、自立をあくまで促すためのものです。なので、その部分、しっかり要綱などで定めていただいて、運営していただければと思います。

すみません、あつという間にあと5分で、聞きたいのが15問ぐらいあるんですけども、ここから端的に細かいところだけ聞いていきます。

まず、資料No.11の16ページ、中ほど下に商工使用料というのがあるんですけども、こちら廃目になった理由をお伺いしたいと思います。

○佐藤副委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 こちら商工使用料の内容ですけども、昨年度まで駐車場の使用料を計上させていただいておりましたが、こちら、今年度に指定管理者制度の導入、アウトソーシングをしていますので、今、使用料が令和7年度は見込まれないということで廃目とさせていただいております。

○佐藤副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

続いて、同じ資料の34、35ページ、諸収入の部分です。

貸付金元利収入というところなんですけれども、民生費貸付金元利収入が前年度と比べてマイナスの4億5,000万円ですか、じゃないや、4,500万円というところなんですけれども、これは、これをどう読み解けばいいのか、貸付金の回収が進んでいると見たほうがいいのか、その部分を伺いたいと思います。

○佐藤副委員長 佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 この貸付金元利収入は、その収入あったものを基金を活用しながら翌年度の償還に回したりはしているんですけども、すみません、償還が減っているかどうかということについては、すみません、ちょっとおぼつかないところがありますので、確認をさせていただければと思います。

○佐藤副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。同じところの雑入の部分で、今度、資源物払下料、この部分、この金額が4,459万何がしとあるんですけども、この部分、具体的にどう見込んでこの金額出しているのか、伺いたいと思います。

○佐藤副委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 こちら雑入の部分になります。4,459万7,000円、こちらの内訳としては、資源物の払下げですとか、あと金属、磁性くず、あとはペットボトルの売払料、こういったものを見込んでおります。

○佐藤副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。ちょっとだんだんと深く突っ込めなくなってきましたんですが、同じ資料の三十六、七ページ、翌ページ、次のページのところの諸収入・雑入の部分です。派遣職員負担金というのがあるんですけども、実際、これ何なのかと、あと、派遣職員ってどういう方々がどこに行って活動されているのか伺いたいと思います。

○佐藤副委員長 高橋総務人事課長。

○高橋総務部次長兼総務人事課長 こちらについては、塩釜地区の消防事務組合や宮城県後期高齢者医療広域連合の派遣を、本市で支払いしている分を負担金としていただくというものでございます。

以上でございます。

○佐藤副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

続きまして、同じ資料の57ページです。

総務費総務管理費の企画費の部分、実は、今回の予算書を見ていくと、あまりDXとかICTという言葉出てこなくなったんですよね。それだけ浸透したのなら、それはそれでいいんですが、アクションプランとか見ても、まだまだやることってあるんだろうなと感じています。

そこで、このページに書かれているシステム関係の費用というのが、実際その部分に当たるのかなと考えているんですけども、今年度、業務の効率化とか、その部分、どのようなことをやっていくおつもりなのか伺いたいと思います。

○佐藤副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 まず、デジタル関係で業務効率化を図る取組でございます。

1点目が、RPAの導入でございます。こちらは、OCRを使って画像を読み込んで、それ

をテキスト化するというごさいまして、それが、このページでいいますと、資料No.11の57ページの電算業務委託料の中で約336万円ということで計上しているのが、まず1点でございいます。

あと、主なものとして議事録の作成ということで、録音した音声を議事録の形式で自動的にテキスト化するというごさいまして、これも資料No.11の59ページの中にシステム使用料として174万9,000円でございます。

あとは、本日の定例会でも活用しておりますが、ペーパーレス会議の関係で、費用としては26万4,000円、これも同じく59ページのシステム使用料の中に含まれている内容となっております。

主なものは以上でございます。

○佐藤副委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。足りない予算とかマンパワーを補うための大切な事業だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、資料No.15の148ページ、防災無線のところでは。

簡単に2つだけ伺います。

塩竈の防災無線の聞こえない一つ理由として、反響がすごいというのがあったと思います。地形の関係もあって非常に音が反響して、あっちの無線とこっちの無線でもうわけわからんなんていうことがよくあるんですけれども、そのようなことは、今回の新しい高性能なスピーカーで解消できるものなのかということと、あと、今回、予算として緊急防災・減災事業債のほう入っているかと思うんですが、今後、次回もあるとは分からないので、その部分の更新費用についてはどうお考えなのか、最後に伺います。

○佐藤副委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 防災無線の音域の件についてご質疑ありました。

これについては、高性能スピーカーを今回整備することによって、今よりは断然改善がされるかと期待しているところでございます。

また、昨年度ちょっと音域調査をいたしまして、そこら辺、地形とかそういった部分の重なる部分、あとは天候による部分、地形による部分、そういったところを調査して、スピーカーの角度とかの調整を図るつもりでございます。

また、次回の、今回は緊急防災・減災事業債という事業債の活用ができる形で整備を進めて

いきますが、今後はそういったものが活用できるとは限りませんので、今現在、まだそういった財源については確認しておりませんが、今後確認しまして、対応していきたいと考えてございます。

以上です。（「ありがとうございます」の声あり）

○佐藤副委員長 先ほどの土見委員の質疑に対し、答弁漏れがありました部分につきまして、財政課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

佐藤財政課長。

○佐藤総務部財政課長 先ほどは大変失礼いたしました。

資料No.11の34ページ、歳入の中の民生費貸付金の元利収入が今回減になっているということについてなんですけれども、こちら援護資金貸付金の回収の額が減ったということで、その要因としては償還が一定程度進んだと捉まえることができると考えております。

以上になります。

○佐藤副委員長 以上で土見委員の質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は14時35分といたします。

午後2時23分 休憩

午後2時35分 再開

○佐藤副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 日本共産党塩釜市議団、鈴木悦代でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私からは、初めに、実施計画60ページです、資料No、スポーツパーク事業、それと関連して、生涯スポーツの振興についてお聞きしたいと思います。

このたび、中の島公園スポーツ整備として予算が組まれています。市民の皆さんが集まって、楽しめる環境がよくなっていくというのはとてもうれしいことでもあります。今回の事業は、どのような整備がされて、いつ頃使えるようになるのでしょうか、お尋ねします。

○佐藤副委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 お答えします。

令和7年度の事業内容につきましては、現状の砂利の遊歩道、こちらの部分、歩行者ちょっと危ないということで、こちら舗装させていただきまして、安全を確保するという部分での事業になっております。

まず、国道沿いの100メートルを舗装させていただきたいと考えてございます。

以上です。

○佐藤副委員長 鈴木（悦）委員。

○鈴木（悦）委員 ありがとうございます。分かりました。

徐々にではありますけれども、スポーツ公園ですね、よくなっていけばいいと思います。

また、今後さらに、当スポーツ公園とつながっている中の島中央公園がありますけれども、その緑地両辺の砂利道も散歩など楽しめるような公園になるように、どうぞよろしくお願いたいと思います。

続きまして、実施計画56ページ、57ページであります。

第6次本市長期総合計画、第6章第2節生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりについてです。

成果指標として、令和8年度までの目標として、基準値、週1回以上スポーツを行った割合を上回ることを目指すとしています。目標達成に向けてはどのような方針づくり、どのように進めるご計画があるでしょうか。

○佐藤副委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 お答えします。

皆さんにスポーツに関わっていただきたいという部分ございまして、例えば、全国大会の奨励金を、個人だと2万円、団体だと10万円という部分だったり、あとは、今年度開催したんですけれども、一流アスリートの方、お呼びしまして、今回、楽天の銀次アンバサダーに来ていただいたんですが、そういった部分でスポーツになじんでいただいて、スポーツを自らやってみようというところに結びつけるような進め方をしているところでございます。

以上になります。

○佐藤副委員長 鈴木（悦）委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。私、今回取上げたの、競技ということもあるんですが、子供

から高齢者まで全市民的にスポーツを楽しめる環境づくりということでお聞きいたします。

いろんな課題を整理する上で、例えば、先ほどの目標値、週1回以上スポーツを行う割合を上げるということで、生涯学習アンケートというのが備考のほうにありますけれども、そういうアンケートで課題を洗い出すとか、そういうことも考えられるのでしょうか。

○佐藤副委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 アンケートにつきましては体育施設等に置かせていただきまして、スポーツに来ていただいた方に、こういった施設になればいいとか、こういったイベントがあればいいとか、そういった部分をアンケートを取りまして、それを取りまとめまして、あと指定管理者とともに新たな事業を開催する方向に進めていっているところでございます。

以上です。

○佐藤副委員長 鈴木（悦）委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。スポーツに来場した方とかを中心に取りまとめてという回答をいただきました。

それで、課題とか現状がどうかということをもとめていく上でなんですが、ステージ別といいますが、年齢層別に整理してみるというやり方もあるのかなと考えます。

例えば、ゼロ歳児であれば、乳児健診のときに赤ちゃん体操を普及しているとか、しないとか、そういった現状、そういうゼロ歳児から幼児、小中学校、成人から老年期といったライフステージごとの現状がどうで、課題がということも、市民みんなで取り組むという方向づけには必要かなと考えるところです。

また、アンケートだけでなく、市民ぐるみでワークショップとかという形で市民のスポーツに関する意識であるとか、アイデアであるとか、まちづくりという観点で、そういうアイデアを聞くとか、そういう取組もよろしいのではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

○佐藤副委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 お答えします。委員から貴重なご意見いただきましたので、今後の参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○佐藤副委員長 鈴木（悦）委員。

○鈴木（悦）委員 続いて、同じページ、60ページ、先ほど指定管理ということが出ていたのですが、体育協会補助事業というのが、同じ60ページに、スポーツパーク事業の下にあります。先

ほど、総合体育大会の参加団体等に助成をしたりという競技スポーツの面での関わりが出ていましたけれども、市の関わり方、例えば、スポーツ環境を振興していくというところで、市との体育協会との関わり方というのは、現在どのようでしょうか。

○佐藤副委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 体育協会は指定管理者という部分で、運営と体育館のほうのお願いしているところなんですけれども、全部指定管理者に任せるということだけではなくて、本市としても、何かイベントがあったときに一緒になってお手伝いしたりとか、あとは、どういったメニューがいいとか、一緒に考えたりということで、ともに進んでいるような状況でございます。

以上になります。

○佐藤副委員長 鈴木（悦）委員。

○鈴木（悦）委員 やはり、行政としても、市としても関わって、スポーツ振興を進めていくということが大切かなと感じます。

スポーツは、競技スポーツということだけでなく、体を動かすことで健康づくりにつなげたり、また、交流する中で、コミュニティーの活性化、そういうことにもつながるよい影響を波及させる力を持っているものだと思います。それにしても、習慣的に週1であったり、二、三回であったりという体にいいことに取り組もうといっても、なかなか、関心はあるけれども取組、取っかかりができないとか、やっちはいるけれども、いろんなことで長続きしないとか、そういった状況は、ままあることだと思います。

市民ぐるみで、みんなが参加しやすい取組というものをどうつくっていくかということも考えるところです。ほかの事例ですけれども、例えば、毎月アクティブデイをつくって、誰でも、障がいがあっても、なくても、どこでも、地域で、学校で、職場でも、自宅でも、自分なりの体力に応じた形で身体活動を行う日にしましょうという取組をしている先進事例もあります。

ちょっと余談ですけれども、イメージで、市役所でも、部署ごとで、可能であれば、その日はストレッチをしましょうとか、そういったようなことはいかがかなと思います。

そういった、そうですね、先進事例とかも参考にしながら、市民ぐるみで参加しやすい取組、そういったところではどのようにお考えあるでしょうか。

○佐藤副委員長 郷古生涯学習課長。

○郷古教育委員会教育部生涯学習課長 委員からの、今、ご意見を参考にしたいと思いますが、

本市でも、先ほどお伝え忘れたんですが、10月に毎年、スポーツフェスティバルということで、障がい者の方とともにやっているイベントがございまして、こちら200人近く参加していただいているというのもありますので、こちらも毎年、ブラッシュアップして進めていければと考えてございます。

以上です。

○佐藤副委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 今、鈴木委員からもお話あったように、簡単に言えば、イベントだけじゃなくて、ふだんから楽しんで気軽に行きたいなと思っていただけるような工夫、仕組みは絶対に必要だろうと常に思っています。

ですから、今、例えば、公園一つ取っても、私どもの完全なこれはミスですけども、管理できていない公園がたくさんあってという、そういった悪循環につながっていくわけですから、そういった工夫をさせていただくことで、悪循環から好循環へ、そしてまた、本当に皆様方のお住まいの近くにちょっとした工夫ができる遊び場だったり、散歩できる場所だったり、先ほど中の島公園も、実は地域の懇談会とか、道すがらお会いした皆さんに、砂利は危ないんだと、あそこをちょっと舗装してもらえば我々でも散歩できるんだよねということ、実は言われていたというきっかけもございましたので、ぜひ、地域全体を、少しずつになるかもしれませんが、皆さんの近くでふだん使いで散歩していただいたり、景色を眺めていただいたり、そういう工夫をさせていただくことで、健康づくりにつながっていくような仕組みづくりは、市役所として責任を持ってつくらせていただきたいと思いますと考えてございます。

○佐藤副委員長 鈴木（悦）委員。

○鈴木（悦）委員 市長から丁寧なご答弁いただきまして、ありがとうございます。

私も、以前の一般質疑でも、地域の皆さんの声を届けたいなと思って取上げたことがありました。少しずつでもそういう環境が整っていけばいいなと思っております。

続きまして、実施計画の29ページになります。

高齢者あんしん見守りの訪問相談事業についてです。

令和6年度から新規事業として取り組まれているものです。2年目に入ります。

改めて、訪問実施体制と、それから、訪問実績、対象者数に対しての達成度も含めて教えていただければと思います。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 高齢者あんしん見守り支援事業の中の高齢者等見守り相談支援事業についてのご質疑でございます。

まず、体制でございますが、塩釜市社会福祉協議会に委託をしまして実施をしております。

具体的には、令和6年の5月中旬から訪問を開始している状況です。主に訪問での市営住宅、災害公営住宅を除く市営住宅、市内の市営住宅9か所を週2回の訪問で各戸を回っていき、大体、月1回ぐらいの頻度で各戸を回るような感じで実施しています。

そうしまして、実施の状況でございますが、実際の対象世帯数ですが、高齢者世帯数336に對しまして、現在、複数回会えているところもあれば、1回会えたところもあるんですが、お会いできて訪問できた世帯309ということで、訪問の実施率、お会いできた達成率は92%ということになっております。

以上でございます。

○佐藤副委員長 鈴木（悦）委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。92%程度、ほぼですね、会えている、訪問実績があるということでした。

その中で、高齢者で独り暮らしとはいえども、個人として自立して生活していらっしゃると思います。とは言っても、そういった環境で、潜在的な問題が複合的に顕在化されてきているとかということはあるかと思うんですが、これまで取り組まれて、手応えといいますか、生活にも関わることなので、お話しできる範囲で教えていただければと思います。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 訪問を複数回重ねる中で、だんだんに率直なお気持ちを聞かせていただけるようになったと聞いております。

その中で、相談の中では、お変わりないですかというような、体調どうですかというような健康相談が多いんですが、お独り暮らしの方などは、お話を聞いてほしいと、ご自分の話を話したいというところが見えてきたりとかしています。

健康相談のほかに、健康相談が一番多いんですが、そのほかの生活相談としては、住宅ですので、近隣の関係性であったりとか、ご家族の相談、そういったところも少しずつ相談を受けているという状況でございます。

回っております社会福祉協議会のサポートセンターですが、経験を積んでいるというのもあって、必要なサービスに随時つなげる取組をしております、介護の相談とか、そういった生

活支援の相談に関しましては、地域包括支援センターにスムーズにつなげるほかに、ほかの市の福祉サービスにも、必要事項つなげていただいているような状況でございます。

そういう福祉サービスであったり、社会福祉協議会のサービスであったりということで、個別の相談等には対応していただいている状況でございます。

そのほかに、地域によって買物が困難というところも、複数名出たところでは、移動販売なども地域包括支援センターと相談しながら誘致できたところもございますので、そういった取組をしている状況でございます。

以上です。

○佐藤副委員長 鈴木（悦）委員。

○鈴木（悦）委員 どうもありがとうございます。

待たれていた、望まれていた取組だと思います。

今のお話聞いて、高齢者であったり、独り暮らしの方の安心につながっているのかなと感じました。

様々な生活相談であったり、そういう課題解決に取り組む中でネットワークをつなげているというお話がありましたけれども、ますます福祉の向上につながっていくようにお願いしたいと思います。

最後になります。実施計画の43ページ、公共交通に関してです。

しおナビ、NEWしおナビですけれども、市民の足として、通院であったり、買物であったり、多くの市民の皆様にご利用されています。利便性向上のためにルートの変更も検討されたところでは。

一方で、丘陵地など路線から離れた地区で、私の地元ですけども、そういったところでも外出はタクシーでないとできないとかというお話を聞きます。市内でも幾つかそういう地区があるかと思いますが、そういったバス空白地区の課題、バス運行だけでは解決できない市民、とりわけ高齢者の足の保障を考慮する必要があるなど考えておりますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○佐藤副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 経過からご説明しますと、一番初めに宮城交通株式会社で運行しておりますしおナビ100円バスが平成16年に走りまして、その後、その空白地区を埋めるためにNEWしおナビバスを走らせております。

今回、ですので、できるだけ細い道、狭い道が多い本市でございますけれども、そういったところに対応できるように、このNEWしおナビバスを、現在、運行しているところでございます。

さらに利便性を高めるために、来年度からでございますが、スーパーマーケットなどに乗り入れということで、利用者をより増やそうという取組を、現在、行っているところでございます。

以上でございます。

○佐藤副委員長 鈴木（悦）委員。

○鈴木（悦）委員 そうですね、さらに、今、何て言いますか、バスまでは行けないとか、丘陵地だったり、そういう空白地区も存在するというあたりの課題をちょっと認識するところなんですけれども、そういったバスだけでない、そういう足の保障というあたりの考え方について伺いましたが、いかがでしょうか。

○佐藤副委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 バス以外ですと、例えばデマンドタクシーとかそういったものもあると思うんですけれども、他市町村の事例を見ますと、かなり費用がかかるということで、費用対効果も慎重に検証しなければいけないという課題はあると認識しております。

以上でございます。

○佐藤副委員長 鈴木（悦）委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。

以上で私の質疑は終わります。

○佐藤副委員長 以上で鈴木（悦）委員の質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時10分といたします。

午後2時56分 休憩

午後3時10分 再開

○今野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの桑原委員の質疑に対する答弁につきまして、小倉市民課長より発言の申出がありますので、発言を許可いたします。

小倉市民課長。

○小倉市民生活部次長兼市民課長 何度も答弁の修正させていただいて申し訳ありません。

先ほど防犯カメラの画像データについての答弁をさせていただいたところです。期間が30日以上保存ということで答弁申し上げたところですが、正しくは30日間の保存となります。保存期間30日が経過しましたら、こちら上書きにより消去することとなりますので、30日間の保存というところで訂正させていただきます。よろしく願いいたします。

また、こちらの30日間ということにつきましては、あくまでも市民課で設置した防犯カメラ、あとは助成した町内会が設置した防犯カメラの期間ということになります。それ以外は30日以内のところでは設置者が定めるということになっております。

先ほど、駐輪場についてのお尋ねをいただいていたところです。それで、駐輪場の防犯カメラにつきましては、土木課で所管するものになっておりますが、本塩釜駅の保存期間は5日間、それから、塩釜駅などの保存期間は7日間ということのお話がありましたので、そちらについても追加させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○今野委員長 それでは、質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページなどをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

小野幸男委員。

○小野委員 それでは、私からも予算質疑をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

私は、資料No.11の中から全て質疑をさせていただきます。実施計画、あとは説明資料等はきちっと勉強させていただいておりますので、この資料No.11からの質疑とさせていただきます。

それでは、初めに、市債のところでは、41ページ、公営住宅債6,890万円とあります。その中で、市営住宅維持補修工事、そして、風呂釜更新工事ということで書かれておりますけれども、この点について内容をお聞きいたします。

○今野委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 資料No.11の41ページの市営住宅債の説明欄にございます事業の内容でございますが、内容については4項目ございまして、一つは、市営住宅維持補修工事としまして、3工事を行う予定となっております。

一つは、貞山通住宅1号、2号、3号棟の電気容量の改修工事を行います。こちらにつきま

しては、昨今の猛暑に対応するために、今現在、一戸当たり15アンペアのものを30アンペアに強化するものでございます。

次に、もう一つが、清水沢住宅1号棟のガス管の更新です。こちらは、各戸のガス管供給管の更新を行います。

あと、3番目が大日向住宅1号棟の給湯設備の更新工事を行います。

次に、屋上防水改修工事でございますが、こちらは、今年度も実施しておりますが、来年度につきましては貞山通3号棟の屋上防水工事を行います。

あと、風呂釜更新工事ということで、こちらは新玉川住宅4号棟の風呂釜の更新を行い、これまで新玉川住宅1号棟から4号棟ございますが、こちら全て更新工事が完了いたします。

ここまでの、塩竈市公営住宅等長寿命化計画に基づく工事となっております。

最後の4番目の災害公営住宅集会所施設整備でございますが、こちらは令和6年度に予算計上し、錦町東の住宅に集会所建設を予定しておりましたが、国との国費返還の協議が整わない状態となっておりますので、令和7年度に改めて予算計上するものでございます。こちらにつきましては、工事費と工事の施工管理費などの予算を計上しているところでございます。

以上でございます。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。それで、これはいいんですけれども、前から質問しておりますけれども、今の市営住宅、新しいところはいいんですけれども、古いところはやっぱり生活環境に合っていないというところで、そういったところ、もう大分なりますけれども、どのように考えられるかお聞きいたします。

○今野委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 以前からも委員からご質問を受けている件でございますが、例えば、先ほど申した長寿命化計画を策定する際に、入居者の方から入居に関する意識調査、アンケート調査を行っております。そのうち、例えば、風呂釜、バスタブのない7つの住宅の方々からのアンケート調査によりますと、「満足」「やや満足」「普通」が38%という回答で、約6割の方に不満があるという結果となっております。また、和式トイレのある住宅4つございまして、こちらにつきましては、トイレに関する満足度については、「満足」「やや満足」「普通」が46%で、約5割強の方が不満をお持ちということとなっております。

その一方、家賃についての回答ですが、約9割の方が満足しているという回答でございます

ので、例えば、設備のグレードを上げると、家賃算定に係る利便性係数が向上し、家賃の上昇につながります。このため、今後、長寿命化計画、10か年計画でございますが、中間見直しの際に、再度、住民の方から意識調査を行いまして、今後の設備の在り方について検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。次の長寿命化計画で考えていくと。またそのときにお話をさせていただきましても、家賃が上がるとか言いましたけれども、風呂釜というのは、入る際というのは20万円、30万円取られるんですね。だから、家賃で分割というか、安くすると、やっぱり風呂釜を設置して30万円、40万円と取られるの、全然違うんですね。生活困窮とか住宅困窮のために市営住宅に移るわけですから、そういう状況なのに何で入居するときに30万円、40万円って、お金ない中、出させるんですかという、そういった趣旨ですので、よろしく願います。トイレとかも一緒ですので。

あと、災害公営住宅、集会所をつくると言って、ずっと止まっているんですね。ですから、こういった点、しっかり住民というか入居者の方にお知らせをしていただきたいという、この点だけお聞きをしたいと。

○今野委員長 星まちづくり・建築課長。

○星産業建設部次長兼まちづくり・建築課長 それでは、住民とのやり取りでございますが、昨年、年末に、具体的な設計がまとまりまして、それで、住民の方に最終案をお示しさせていただき、ご了解いただくことがございます。

それで、それをもちまして国との協議に入って、今現在、県通じてやっていただいているんですけども、まだ正式な回答をいただいている状況でございます。

その旨は、住民の代表の方に伝えまして、申し訳ないですけども令和6年度の完成はちょっと難しいというお話をさせていただき、ご理解をいただいているという状況でございます。

以上でございます。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。代表の方は分かっているけども、入居されている方でも、やっぱりどうなったんだろうとかね、もう駄目になったのかとか、そういうことがあるので、しっかり入居者の人にもきちっと伝わるような、そういう取組をしっかりと、集会所も、私は当初から

できて、本当は設置されるはずだったのが設置されていなかったわけで、当初から要望あって、当局に働きかけてきましたけれども、しっかりその点、不安というか、どうなったんだろうと心配されている方もいるので、しっかりそういったことも確認しながら、何事もやるのにね、進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に行かせていただきますけれども、同じページ、緊急防災・減災事業債ということで、防災行政情報伝達システムの整備業務4億7,720万円、これ何人か質疑いたしましたけれども、内容は資料等を見させていただいて分かりました。

イメージ的には、スピーカーが高性能で縦型になって、手前は静かに遠くは鮮明にということとか、AIを使った音声とかSNSとかね、どこからでも発信ができる体制とか、そういったことだと思いますけれども、要するに、真っすぐ広がっていく、遠くに響いていくという、そういうイメージだと思うんですけれども、これ4億円、内容は前にも聞きましたからあれですけれども、これ4億7,720万円の中に、一応、設置されて終わりじゃなくて、しっかり微調整なり何らかのそういったメンテナンスみたいなものも、この4億円の中に入っているんでしょうか。その点お聞きしたいと思います。

○今野委員長 古谷危機管理課長。

○古谷総務部危機管理課長 防災行政無線の整備についてでございます。

今回の整備の中には、議員おっしゃいますとおり、スピーカーの設置、また、その調整も含まれております。そのほかに、あとはJアラートの受信機器の調整、そういったものももちろん含まれた形の整備となっておりますので、保守業務一切入った整備になります。

以上です。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。今の状況だと、例えば、私のうちに、防災無線聞こえますよという、もう二、三件のそこいらは聞こえないという、そういった状況もございますので、しっかりそういった地域の部分もしっかり、完全にとはいかないと思いますけれども、ある程度ちゃんと把握して取り組んでいただきたい。

これ、13年前もかなりのお金をかけてデジタル化関係で直していますので、その辺、さらによくするようにお願いしたいと思います。

それでは次に行きますけれども、同じ資料No.11で総務費で51ページで、委託料で809万4,000円ということになっておりまして、その中で法律相談委託料ということで46万2,000円という、

これ無料の市民相談の事業だと思いますけれども、これ予約して受付から弁護士のところに行くまでの、そういった流れについてお聞きをしたいと。

○今野委員長 中村秘書広報課長。

○中村総務部秘書広報課長 無料法律相談ということでご質疑いただいております。

市民相談ということで、市役所に市民相談室、こちら毎日開設しておりますけれども、そちらのほうでご相談をいただきまして、そこからより専門的に法律上の助言をいただいたほうがいだろうということで、月に1回の法律相談につなげるケースもございます。

それから、私どもでホームページですとか広報紙、それから、最近ですとSNSを使いまして、このご案内も、周知もさせていただいておりますので、直接予約ということでご相談をいただいて、法律相談につなぐという場合がございます。

以上です。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 そこで、これ、どれだけその担当の弁護士が相談にこられる方に寄り添って、ある程度しっかりと先が見えるまで関わっていくかということなんですけれども、相談を受けて、そこで弁護士が法テラスです、こうです、そっちに行ってくださいというのではなくて、きちっとした形でしっかりと相談に乗り、また、解決に向けて一緒に取り組んでほしいというのが、今回質疑させていただいたんですが、弁護士の中には、法テラスに登録を行って、相談者が金銭とかそういった生活の大変な方へは、そういった法テラスのところで自分が担当になって、そして弁護士料も分割というか、ある程度割って支払いやすいような、そういったこともしているんですね。ですので、そういった点、しっかり本市としても取り組んでほしいなと思っているのね。ですので、顧問弁護士というか、その担当弁護士忙しいのであれば、しっかりとした別な弁護士を、しっかりと法律相談にぶつけていただいて、しっかり寄り添った、こういった法律相談にさせていただきたいと思っておりますけれども、意見をお聞きいたします。

○今野委員長 中村秘書広報課長。

○中村総務部秘書広報課長 ご答弁いたします。

この無料法律相談ですけれども、開催が毎月1回、最終木曜日に行っております。最大5枠、5名までということでやっております。相談の時間も1件当たり30分という限られた時間の中で行っているのが現状でございます。

ですので、私どもといたしましても、相談の中身につきましては個人情報ですので立ち入る

ことはございませんけれども、こういった内容についてのご相談ですというところまでは弁護士の方におつなぎして、相談を受けていただくという内容になっておりますので、本来目的といたしましては、市民の方が抱える問題というんでしょうか、それが解決すること、それが一番の目的でございますので、そうなれるように、30分という限られた時間ですので、ぜひ有効に解決に向かえるように、そういったあたりはしっかりサポートをしながら、毎回の相談業務を行ってまいりたいと思います。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。とにかくそこで相談を受けて、じゃあもっと詳しくちょっと進めて、ちょっとお話をまた深くお聞きしましょうということで、弁護士は自分の事務所とかに呼んだりして、そして、またさらに深くお話をして、解決に向けていくというのが、この市民相談なんですよ。こっちに来てもらって、そこで終わりというのであれば、お金かけて法律相談とか費用をつけなくてもいいと思うんですね。ですから、きちっと相談に来た方が解決できるように、行政としてしっかりやってほしいと思いますので、市長部局というか、あれですけども、そういったところでもしっかりこういった部分も、小さなことですけども、しっかり検討して実のあるものにしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、同じようでも、55ページですけども、先ほどもお話ありました耐震診断調査委託料981万4,000円ということで、これ庁舎ですけども、これいつ始まって、いつ終わって、その後、いつからさらに庁舎についてお話をするんでしょうか。そういった工期についてお話を伺いいたします。

○今野委員長 上総管財契約課長。

○上総総務部管財契約課長 調査の期間についてお答えいたします。

実際の調査に三、四か月、それに併せまして報告書の作成や、あとは修繕が必要な場合の概算費用の提案もいただきますので、まず調査の全体の期間としては半年ほど、今の段階では見込んでいる状況でございます。

以上です。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。これ1回耐震対策をしていますけれども、1回の地震で力が、力というか、落ちているというお話を、庁舎の協議の中でお話聞きましたけれども、それでは、それと同じく、こういった時期に、ほかの施設で耐震対策というのは何か所ぐらいやっております。

すか。

○今野委員長 本多総務部長。

○本多総務部長 全庁的な話なので、私から答弁いたしますが、同じ震災前の耐震、これ昭和56年の旧耐震基準以前の建物が、この耐震の調査の対象になって、併せて問題が、耐震性が少ないものについては改修工事をやるということで、塩竈市の場合だと多くは学校関係がこれに該当していたということで、主に市内の学校全て、大体校舎と分けて建てている部分あるので、全てではないにしても、一部の調査が該当したということで、学校関係が当たっています。という状況でございます。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。そうすると、学校の耐震においても、耐震性が少なくなってきているというのであれば、しっかりそういった部分もきちっと予算化して、きちっと安全安心、そういったところは取り組むべきではないかと思えますけれども、ご意見をお伺いいたします。

○今野委員長 本多総務部長。

○本多総務部長 ちょっとこれも全庁的なことなので、私から答弁を。

一応、学校については、震災前に耐震全て終わったということですが、その後、学校結構被害がありました。それで、学校につきましては、災害復旧工事というものを積極的に入れさせていただいた。やはり原状復旧が基本でございますので、基本的には壁をはじめ一定の強度が保たれるような補強を復興作業の中で行っているということで、現段階では一定程度の耐震性は保たれているという認識を持っております。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。それなりに、今、補修なりなんなりしてきて、耐震性は保たれていると。分かりました。

そういったことで、やっぱりこういった耐震対策も、庁舎の件で進められて、そこだけというのではなくて、そういったときにはほかの部分もしっかりと把握しながら、やっぱりこういったことも進めていただきたいという、そういうお話をさせていただきます。

それでは、次に行きますけれども、61ページで、宮城青年婚活サポートセンター負担金80万円ということで、これ宮城県のみやマリ！でしたっけ、その登録だと思うんですけども、そこで、どれくらい現在そういった登録をしていて、分かるかどうか分かりませんが、何組の方がカップルとなって、何組の方が結婚されたとか、そういった状況的なところを分か

る範囲で教えていただきたいと思います。

○今野委員長 引地政策課長。

○引地総務部政策課長 現在、みやまり！の市民の方の登録者数が18名いらっしゃいます。現時点です。これまでご成婚されて退会された方の人数でございますが、これまで14名でございます。

以上でございます。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。結構よい成績かなという、何か感覚は持つんですけども、やっぱり、今年度もこの辺、行政というのは、最初は一生懸命取り組むんですけども、だんだん慣れてくると、この周知とか取組がちょっと弱ってきて、忘れた頃にまた何か復活するみたいな、そういうこともあるんですけども、しっかりこの辺、しっかり大事なところだと思いますので、取り組んでほしいなと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それで、次に、いろいろあるので、とんとん行かせていただきますので、よろしくお願います。

民生費に行かせていただきますけれども、同じ資料の89ページ、高齢者あんしん見守り支援事業助成金64万8,000円ということで、これ見守りの機器設置の助成金だと思うんですね。

それで、資料を見させていただくと、利用者も令和3年の途中から始まった、ちょっと記憶があるんですけども、そこからずっと20件、または十四、五件のペースだと思うんですけども、そういったところで、その状況を見て、当局でどのように捉えているか。または、この取組は安否確認という目的だと思うんですけども、その辺も聞かせていただければと思います。

○今野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 高齢者あんしん見守り支援事業の実績について、どう考えるかについてのご質疑でございます。

恐れ入ります、資料No.18の102ページに利用者数、利用内容ございますので、ご覧いただきながらと思います。

委員おっしゃるとおり、多くて各年ごとに10件、去年は14件ということでございました。今年でいいますと、38件を目標にしておりますので、そういったところからいうと、もう一歩、ご利用いただきたいというところでございます。

そういった中で、今、周知を図る中で、ご利用いただいている方の状況を見ますと、やはり個別にいろいろな方法で周知させていただくんですが、個別に通知をさせていただいた方や、地域包括支援センターやケアマネジャー、そういった方から声をかけた方、サポートセンターも含めてというところがありますので、ひとつ、一歩声がけというところが、このご利用には必要であるのかなと思っています。

また、ご利用された方の状況ですね、令和5年度に後追いで状況を聞かせていただくところを試行的にさせていただいております。そういった中では、ご家族がご高齢者を心配されて、設置を働きかけていって、子供たちから安心だと言われるということで、そういった声もございまして、こういった形でご家族に個別に届けられるかというところを模索しているところでございまして、そういった部分が必要であると認識してございます。

以上です。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。これ、初期設置費用は助成して、あとは月の利用料、月の利用無料でも、1年後には1,000円とかちょっとかかってくるという、そういった事業なんですけれども、対象者は高齢者1人、2人世帯で、介護認定、2人だったらどちらか介護認定の要支援とか、そういった条件、障がい者とかね、あるんですけれども、やっぱりその状態になってくると、利用料、2,000円でも1,000円でも、いろんなものが重なってくる状況が出てくるので大変なんです。ですので、こういったものは幾らかの負担金は頂くとしても、市で面倒見ていかなければいけないんじゃないかなと思うんですね。2,000円とか3,000円で駄目なので、利用料2,000円だったら200円とか300円の負担とか、初期費用1万円だったら1,000円の負担とか2,000円の負担とか、そういったことを考えながらきちっと取り組んでいかないと、これが生きてこないと思うんですよ。

ですので、その辺も、今後しっかりと考えて、まだ庁内でちょっとみんなで話し合っただけで検討して、こういった施策を進めてほしいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本当は突っ込みたいんですけども、時間の都合上あれですけども。

それで、87ページの緊急通報体制整備事業ってあるんですね。こういった中にも、多分、市営住宅大日向とかのハウジングのところと、あと、この緊急通報システムの設置費用、十数件、あんまり協力金の1万2,000円というところを見ると、そんなに数はないと思いますけれども、こういったところも、これは終わりだよと当局でも言っているんですから、もうしっかりとこ

つちの高齢者あんしんの見守り事業の機器のやつで、もうしっかり切り替えて、もう一本でやっているとしますけれども、どう思いますか。

○今野委員長 何とか言ってください。（「早く指してください、時間ないんですから」の声あり）はいとか、おいとか言ってくれ。黙って手挙げたら駄目だよ。はい、言って。山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 大変失礼いたしました。（「失礼だよ」の声あり）はい。

緊急通報システムのアんしん見守り支援事業への移行についてでございますが、現在、大日向シルバーハウジング、大日向の1、2号棟に設置していますシルバーハウジングの緊急通報、夜間の部分等もありますので、そういった部分での活用のほかに、旧ですね、あんしん見守り支援事業に移行する前の利用者の方の新規設置はもう終わっているんですが、ご利用者の方の部分で、まだご利用いただいている部分があります。

委員おっしゃるとおり、新たなシステムへの移行ということが大変必要であるという認識を持ってございますので、丁寧なご説明をしながら、新たな利用についてしていくというところで、課内でも話し合っておりますので、そういったものを進めていきたいと考えてございます。よろしく願います。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 では、分かりました。そのようにちょっと話し合ってみていただいて、より生きるような施策となるように取り組んでほしいなと思いますので、よろしく願います。

それで、117ページ、委託料で書かれていて、その中で带状疱疹予防接種委託料ということで634万5,000円ということで、いろいろ資料にも書かれてはいますが、これは決まっていない部分ありますけれども、確認ですけれども、二市三町で、広域でしっかり話し合った上で、今後、全て二市三町同じ負担料で金額で、取組もということで、そういった流れでよろしいんでしょうか、お聞きします。

○今野委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 带状疱疹ワクチンの助成についてのご質疑でございます。

これにつきましては、委員おっしゃるとおり、二市三町合わせた形で取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 これ午前中もお話ありましたけれども、これ発症が50歳代なんですね。それで、50歳なのか55歳なのか、その辺は、55歳あたりがいいのかなとも思っていますけれども、そのあたりも、この今回の議案でスタートするわけですが、その後、しっかりと塩竈市で独自にそういった55歳だったり、50歳だったり、その部分の方の接種の助成について、しっかりと考えてほしいんですね。市独自でできるものなのか、それとも、やっぱり広域で、こっちで働きかけて、二市三町一緒にそういった取組をするのか、そういったところをしっかりと検討しながらこれをスタートしていただきたいと思っておりますけれども、その点お伺いさせていただきます。

○今野委員長 阿部健康づくり課長。

○阿部福祉子ども未来部健康づくり課長 今回の带状疱疹ワクチン、こちら、来年度から定期接種ということで、結構時間はかかりましたが、こういう形で進めることになりました。

それ以外の方というのは、結局、任意接種という形になります。となると、なかなかやはり副反応が起きたときの救済制度の問題ですとか、様々な課題とかがございます。ですので、まずそういうところも踏まえながら、あと、今、医師会の管轄である二市三町、そういうところとも相談をしながら、いろいろなところ、あと、国でもいろいろなエビデンスとか出てくるでしょうから、そういうところを踏まえた上で、国の定期接種の動きとかそういうところを見極めながら考えていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。今、救済制度と言いましたけれども、必ずそういうことを言いますけれども、任意接種でも救済制度はありますからね。だから、そういったこともしっかりと、まずどこまでの救済の部分って、違ってはくるんでしょうけれども、あるので、そういったものを基に、これまでほかの自治体できちっと任意接種のときも助成の接種という、そういったことをやってきたわけですから、だから、今後、救済制度って、そういう答弁の仕方も、いろいろやっぱり、それで逃げるんですけれども、そういったことだけでできないということではないですので、やっぱり当局の判断の一つだと思いますので、その辺もしっかりわきまえていただいて、事をしっかりと進めていただきたい。この点お願いをしたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

それでは、ちょっと時間ないので、教育のほうでちょっとお話をさせていただきます。

これ、179ページに、小学校の情報機器整備事業で2億1,000万何がしと、あと中学校でも1

億1,600万何がしということで、これタブレット端末の更新だと思えますけれども、これはGIGAスクール構想の下で整備された端末の更新だということでありまして、これは新型コロナウイルスの拡大で急速に進められたものですが、全国で950万台ということでございます。

このGIGAスクール構想第2期ということで、都道府県に基金を創設しながら、一括県でそういった共通仕様書的なもの下で共同調達をすると、そういうことも資料に書かれておりましたけれども、塩竈市では何台ぐらいの新端末、そして、新端末に買い換えて、旧端末をどれぐらい処分するか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○今野委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 1人1台端末についてのご質疑を頂戴いたしました。

これから第2期に当たりまして整備する予定台数は、3,414台となっております。

また、1期で整備して、今後、令和8年度、4月以降処分をしようと考えている台数は3,802台という予定でございます。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。それで、ここで大事になってくるのが、子供の大事な情報等が漏えいしないように、適正なデータ消去ということになってくるわけですが、そういったところで処分計画の策定とか、あと、公表の義務化というものも、国から来ていると思うんですが、そういった適正な端末処分の予算化など、具体的なそういった取組というのは、どういった流れなんでしょうか。

○今野委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 旧端末の適正なデータ消去等についてのご質疑いただきました。

まずは、こちら処分計画の策定、そして公表の義務づけというところで、市でもこちら計画を策定しておりまして、市のホームページ上で公表しております。

また、その中で、データの消去方法などについても少し記載をしております。こちらにつきましては、国でもガイドラインで情報を復元困難な状態にするということが望ましいという記載がございますので、そちらのほうにのっとりまして、今後、端末処分の際、委託を行う場合は、仕様書に定めて行っていきたいと思っております。

また、そちらにつきましては、新しい端末が供給されて、使い始めてからということになりますので、そちらは令和8年度での予算化になろうと考えてございます。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 分かりました。そういった使用済み端末の再使用、リサイクルというのありますけれども、数だけでいいので、このくらい考えているみたいな、そういったところをちょっと、数だけ教えてください。

○今野委員長 櫻下教育総務課長。

○櫻下教育委員会教育部次長兼教育総務課長 処分をする端末の台数、こちらが1期で整備を行いました3,802台を処分する予定でございます。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 リサイクルとか再使用とかも、これは何かの機会に聞かせていただきます。

あと、この点、3省で合同通知されているということで、文部科学省、経済産業省、環境省ということでもありますけれども、こういったところで使用済み端末にレアメタル等の有用な、そういった金属が多く含まれているということで、しっかりと国が認定した、そういったリサイクル業者というか、そういった再資源化に対して、環境課での推進が、多分通知がされていると思うんですけれども、こういった点、非常に大事なところだと思うんですけれども、そういったところで教育委員会、そういった業者との連携について、環境課ではどういった考えでいるか、お聞きをさせていただきます。

○今野委員長 千葉環境課長。

○千葉市民生活部環境課長 小型家電の売払いということでございます。

まず、環境課で実施しています使用済み小型家電の売払いということですが、こちらは、原則としまして、廃棄されたタブレットまたはスマホなど多くの家電をまず対象にしているということでございます。

そういった廃棄物の中には、希少なレアメタルというものがありますので、それをリサイクルをするという目的で、小型家電リサイクル法という法律に基づきまして、認定事業者等々に適切に売り払うという流れになっております。

一方、今回の教育委員会のケースということでございますけれども、更新を迎えた端末につきましては、通常使用できる状態ということでございますので、あくまでその残存価値があるということで、再利用を前提とした下取りという手法を国のガイドラインにのっとり採用し

たものと捉えております。

○今野委員長 小野委員。

○小野委員 では、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○今野委員長 以上で小野委員の質疑は終了いたしました。

お諮りいたします。

これまで審査を行ってまいりました審査区分1、一般会計については、これで質疑を一応終了したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野委員長 異議なしと認め、審査区分1、一般会計についての質疑は一応終了いたしました。

さらに、お諮りいたします。

本日は、これで会議を閉じ、3月3日午前10時より再開し、審査区分2、特別・企業会計についての質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、3月3日の審査区分2、特別・企業会計の審査については、所管の部課長の出席をお願いいたします。

本日の会議はこれで終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時53分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和7年2月28日

令和7年度予算特別委員会委員長 今野 恭一

令和7年度予算特別委員会副委員長 佐藤 公男

令和7年3月3日（月曜日）

令和7年度予算特別委員会

（第4日目）

令和7年度予算特別委員会第4日目

令和7年3月3日（月曜日）午前10時開会

出席委員（18名）

志賀 勝 委員	佐藤 公男 委員
鈴木 新一 委員	小野 幸男 委員
菅原 善幸 委員	浅野 敏江 委員
桑原 成典 委員	柏 恵美子 委員
西村 勝男 委員	今野 恭一 委員
志子田 吉晃 委員	鎌田 礼二 委員
伊勢 由典 委員	鈴木 悦代 委員
辻 畑 めぐみ 委員	小高 洋 委員
土見 大介 委員	伊藤 博章 委員

欠席委員（なし）

（特別会計・企業会計）

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤 光樹	副市長	千葉 幸太郎
病院事業管理者	福原 賢治	技 監	鈴木 昌寿
総務部長	本多 裕之	市民生活部長	高橋 五智美
福祉子ども未来部長	長峯 清文	産業建設部長	草野 弘一
上下水道部長	鈴木 良夫	市立病院事務部長	鈴木 康弘
総務部 政策調整管理監兼 公民共創推進専門監	布施 由貴子	産業建設部 水産振興課長	平塚 博之
総務部 財政課長	佐藤 涉	市民生活部 税務課長	志野 英朗
市民生活部 浦戸振興課長	菊池 亮	市民生活部 保険年金課長	石村 要

福祉子ども未来部
健康づくり課長 阿部 公一
上下水道部
次長兼業務課長 並木 新司
上下水道部
下水道課長 佐藤 寛之
市立病院事務部
医事課長 庄司 晃
監査委員 菅原 靖彦

福祉子ども未来部
高齢福祉課長 山本 多佳子
上下水道部
上水道課長 熊谷 孝行
市立病院事務部
業務課長 渡辺 敏弘
総務部
総務人事課総務係長 石川 宏

事務局出席職員氏名

事務局 局長 相澤 和広
議事調査係 主査 工藤 聡美

議事調査係 係長 石垣 聡
議事調査係 主査 梅森 佑介

午前10時00分 開会

○今野委員長 おはようございます。

ただいまから、令和7年度予算特別委員会4日目の会議を開きます。

これより、審査区分2、特別会計、企業会計の審査を行います。

ご発言のお一人の持ち時間は、答弁を含めて、おおむね30分以内となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページなどをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

それでは、質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。

伊勢由典委員。

○伊勢委員 それでは、4日目の1番、トップバッターで質疑をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

最初に、下水道事業会計について、お尋ねをしたいと思います。

今回、資料No.12のところですね、使いながら、質疑展開していきたいと思います。

それで、まず、ひとつは資料No.12の24ページですね。24ページのところに委託料、令和7年度の委託料が載せられております。そこで、お尋ねはですね、私もちょっといろいろ新しい項目なので調べましたが、令和6年度の関係でいうと、雨水管の総合管理計画というのが、令和6年度の委託料になっておりました。で、今般、令和7年度については、下水道施設等維持管理包括的民間委託ということで、1億1,299万1,000円というのが、予算上、委託料として計上されております。その中身、内容について、何点かお尋ねをしたいと思います。

実施計画の中では、41ページに、ちょっと金額がちょっとそちらのほうとの関係で違うんですが、1億439万円とこういうことになっております。

そこで、お尋ねは3点でございます。

1つは、令和7年度の下水道包括管理委託の1億円かな、1億2,999万円何がしの事業の内訳について、お尋ねをしたいと思います。

○今野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらの事業の内訳について、ご説明いたします。

予算書の24ページの1億1,200万円は、他の委託業務入っておりますので、こちらの金額ということで、包括業務だけで取りますと、実施計画の金額だけということになります。

こちらの事業の内容でございますけれども、下水道の部分、当然ながら住民に不可欠な業務ということで、こちらにつきましては、第5次の行財政推進改革に基づきまして、下水道の管理全般を、包括的に民間に委託をするという中身でございます。こちらの点検の業務なんですけれども、汚水施設、雨水施設、あとはポンプ場、処理場関係となっております。

対象の業務は保守点検、定期点検、あとは修繕業務、簡易的な修繕、あとは運転の管理、水質であるとか、水道の管理も入っております。あとは清掃ということで、草刈りであるとか、汚泥の処理ですね、そういったものを行ってまいります。あとは、館内のテレビカメラ調査であるとか、緊急時の対応というのを業務に含めております。

以上でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうしますと、その第5次行財政改革推進計画かな、それに基づいて、今般のですね、その下水道施設等維持管理包括的民間委託というものを行いますよということですよ、簡単に言うとな。

そうすると、ちょっと比較をしたいんですが、今までの、例えば、そういった委託というのは、今回は全体にまたがっての管理委託をしますということですが、今まではどうだったのかな。

○今野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 今までは各業務、点検なら点検、調査なら調査、草刈りなら草刈り、汚泥なら汚泥というか、単発でおのおのその都度、発注をしておりました。今回、それらを一括して、包括的に業務を発注すると。点検でちょっと交換が必要な場所が見つければ交換をする、修繕が必要な場所が見つければ、すぐ修繕を図る形で、一連の業務ができるような形で、今回、取り組む予定としております。

以上でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 今まではね、それぞれ事業ごとに委託、発注してきたということですよ。

そうしますと、これは1億1,200万円かな、何がしは、これは当然ながら、例えば、入札の関係でいうと、どんな形態になるのでしょうか。

○今野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらは、委託業務の一般競争入札という形でやっております。

総合評価でやっております。

以上でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。総合評価で。

そうすると、当然ながらその公告をして、そして業者での様々なこのことでの対応を、一般競争入札の対象として事業を行っていくということですよ。分かりました。

そうしますと、こういった、その新たな事業ですよ、今回、出てきたのはね。その点でいいますと、今まで下水道課の方々がやってきた関係で、それぞれ業務ごとの関係で発注したものを一括で発注すると、こういう中身だということを確認させていただきました。

それで、今回のこの下水道施設等維持管理包括的民間委託というのは、今回、やっぱり改めて出てきたものでして、それは何らかの指示があつての、あるいは、そういうものがあつての関係なのかなと思うんですが、こういった業務、包括管理委託についての国の関係、あるいは、県の関係、その辺について、お尋ねしたいと思います。

○今野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらにつきましては、国の内閣府から、公共施設等の全般ですけれども、建設、維持管理、運営等につきまして、民間と連携して行うということで、民間の創意工夫等生かしながら、資金の有効的使用であるとか、効率化を図るという、新たな事業機会を創出しながら、民間と協力し合っていくという形が出ております。

これにつきましては、下水道関連でいいますと、国土交通省ということになるんですけれども、国土交通省では水道、工業水、下水につきまして、こういった、その官民連携の方式ですね、こちらを施設の運営と併せて、導入を進めていくという国からの通知が出ております。

以上でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 内閣府の通知ということですね。それと、国土交通省も絡んでの関係で、こういったことでの事業の進め方を、国の指示の下で、通知の下でやろうとしているということですね、今回の予算化。

そこで、ちょっと確認までなんですが、1月30日に産業建設常任委員協議会が開かれております。そこで、2つの案件ですね、水道事業経営戦略の改定について、並びに下水道事業の経営戦略の改定についてということで載っておって、ここで様々書かれているんですけれど

も、結論から言うと、この中で改めて事業の主な視点と、今回の改定における新たな視点ということで、今後10年間これをやりますよと、途中で前期、後期になって、間を取って総括というものもあるようですが、そうしますと、新たな言葉が出てきているんですね。第三者による事業や経営に対する客観的な評価と併せて、PPPの導入となっているようですが、そのPPPというのはどういう言葉なのか。この概念について、お尋ねしたいと思います。

○今野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらのウオーターPPPという形で、国は言っているんですけども、こちらは、先ほどご説明しました管理、更新的なものを一体的にマネジメントしていきますよというような方式という形でございます。その中には、当然、コンセッション方式も入っていますけれども、コンセッションと、その下の部分も合わせまして、ウオーターPPPという、3つのPを合わせているという形でございます。

以上でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

これは県でもコンセッション方式ということでね、2年か、三、四年前かな、示された方式ですよ。

それで、例えば、今後、問題、課題になるという点でいいますと、言わばPFIのそうしたプライベートファイナンスかな、そういった民間の資金を活用するような、そういったものもくみした中身なのかどうか、確認をさせてください。

○今野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 今回の下水道の包括業務委託というのは、まだそこまで行っていない、管理業務を一体的にまとめたものという形になります。

国が求めているのが、最終的には宮城型のようなコンセッション方式を求めているんですけども、塩竈市はまだ、その部分のまだ下という形の包括業務となっております。

その間の業務というのが、今度はあるんです。間のそのものが新しくできているんですけども、そちらのコンセッション方式の一步手前というのを、国の新たな制度としてつくっている状況でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 宮城型ですね、コンセッション方式ということで。本来はね、こういう様々なこう

いった下水道も、水道も可能かもしれませんが、いずれにしても、私ども、このある意味、民間に委託を委ねていく、言わば最初の導入部分ということで捉えましたので、それも含めて確認をさせていただきました。これはやっぱり私どもとしては、問題点もあるのかなと思っておりますので、そこら辺も含めて、今後、注視しながら、今後の5年、10年の関係で下水道事業、水道事業について、対応を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

資料No.12のところの11ページのところにですね、職員の関係ちょっと確認させてください。下水道課の職員のところでございますと、前年、つまり令和6年は職員が16人だったものが、新年度、つまり令和7年は14人と、2人減になっておりますが、下水道事業そのものでいうと、ちょっと前段お聞きしましたら、全部で例えば、汚水関係でいうと、下水道の管渠が264キロメートル、雨水管が110キロメートル、ポンプ場が雨水で7か所、汚水ポンプ場で4か所と、かなりそういった点でも管理は大変かなとちょっと感じております。

そこでお尋ねは、この今年度、新年度でマイナスになった2名ですね、減になった理由について、お尋ねをいたします。

○今野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらにつきましては、先ほどご説明いたしました、第5次行財政改革推進計画、こちらに基づきまして、下水道の包括的業務委託を進めておりますので、これらの業務委託に伴いまして、これまで一部職員が行っていた業務をこの業務に含めていくということになっておりますので、その分として2名の減という形でございます。

以上でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 退職者不補充という形なんでしょうね。それでいいのかな。

○今野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちら維持管理業務ということでございますので、現業職が行っている業務が維持管理業務になるんですけれども、こちらが包括的業務委託ということになりますので、その分が減という形でございます。

以上でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

そうすると、技術職の方、お二人が別なほうに配置されるということで、確認してよろしいのかな。

○今野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらにつきましては、下水道としては2名減という形で、市全体として見れば、ちょっと私のほうではないということでございますので、下水道として2名減という形でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。

あと、その点も含めながらですね、下水道の職員の減ということですね。分かりました。

そこで、水道にちょっと目を通しました、私もね。そうしますと、資料No.14の11ページのところで水道の職員、一般職の関係で前年33名が令和7年度34名と、お一人ね、増えるような形で予算組みになっておりますが、これはどういうところに理由があるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○今野委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 今、給与の明細をご覧いただいているかと思います。令和6年度、産休でずっと休んでいた職員とかもおりましたので、それが復帰してくるということでの増という形になってございます。

以上です。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。じゃ、職場に復帰しての関係ですね。分かりました、要因はね。

そこで、水道の事業もやっぱり多岐にわたって、事業としては、市内全般の水道の管理ということをやっているというのは、私もいろいろ聞いております。

例えば、実際に、その水道管の管渠が330キロメートルかな、導水管がね。配水池と言われているものは13か所と、そういうことになっていて、やっぱり市民の毎日飲む、安心、安全なね、水をやっぱり維持管理するというのは大変かなと、本当に頭の下がる思いです。

そこでお尋ねしたいのは、資料No.14の3ページのところにですね、第7次配水管整備事業、あるいは、第2次老朽管更新事業というのが載っております。ほかの自治体でも、水道管が破裂したたのですね、老朽化して、いろいろテレビでね、ニュース報道なんかがあるわけですよ。やはり1950年代ぐらいかな、40年代、50年代ぐらいに造られた管渠、あれは相当古

くなっていて、更新しないと、ああいうことが起きるやもしれません。

そこで、第7次配水管整備事業と第2次老朽管更新事業との関係で、市内全体のその水道管の更新整備は、どんなふうになっているのか。到達率なりを、お尋ねしたいと思います。

○今野委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 お答えいたします。

事業の進捗でございますが、第2次老朽管更新事業としましては、資料No.14の32ページに工事概要を記載しておりまして、こちらの現在の事業計画ベースで申し上げますと、約95%進捗となっております。第7次配水管整備事業につきましては、約79%の事業の進捗となっております。

こちらの管路の更新につきましては、今後も継続していく事業となります。今回、令和8年度以降の計画についても、宮城県と相談をしながら、今、策定中でありまして、できるだけ国の補助金とかですね、そういった手当できるような形で、今、取り組んでいるところでございます。

よろしく申し上げます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、第2次老朽管更新事業は、分かりやすく言うのですね、先ほど言った、その330キロメートルのそういった水道管、導水管ですよ、導水管そのものの関係でいうと95%まで行っていると。そして、あと、その第7次配水管整備事業は、もう330キロメートルのうち、79%かなということですので、かなり更新されているのかなと思うんですが、そうすると残りですね、残っているものの関係で、今後どういう進め方、令和7年度も含めて、どんなふうに進めようとしているのか、確認させてください。

○今野委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 すみません、お答えいたします。

先ほどの進捗率の95%何がしだったんですけれども、こちらは現在の計画を分母にした事業の進捗になっておりまして、令和元年から令和7年度までの事業計画の中の進捗という形になっております。

以上でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、実際、その分母にしていると、計画上の分母だよということになると、

実際の進み具合は7次にしろ、2次にしろ、どこまでいっているんですかね。ざっくりでいいです。

○今野委員長 熊谷上水道課長。

○熊谷上下水道部上水道課長 お答えいたします。

全体の経年化率を一つのベースにお答えさせていただきますと、全体約330キロメートルの市内の配水管あるうち、約4割がまだちょっと経年化に達している管となりますので、この4割を限りなくゼロに近づけるため、毎年更新をさせていただいております。

以上でございます。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。ひとつなかなかね、国の補助も採択する、あるいは、その様々、その事業についても、市の起債かな、水道事業の起債なんかを使つての事業ですので、一気に進まないかなと思いますが、いずれにしても、令和7年度の予算を執行させていただいて、更新をしっかりやっていただきたいと思います。そういった対応を、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、議案について、お尋ねをしたいと思います。

議案第21号ですね、上下水道事業経営審議会設置条例の制定についてということで、お尋ねしたいと思います。

これはこちらのほうのタブレットに載っていますが、そこでお尋ねは、今回、上下水道事業経営審議会設置条例ということで、議案が出されております。

今までは水道、下水道ともに懇談会という位置づけでした。それを上下水道事業経営審議会というものにすると。あわせて、その際ですね、この設置された際には、その後、諮問と答申と、令和7年4月以降の10年間の経営戦略を双方立てていくということ、上下水道のですね、立てていくということのようですが、そこで、言わばこういった新たに正式な機関として審議会を設けることでの対応で、国の指導なり、あるいは、県の指導で、どういったことを今後この審議会の中で議題にして答申を出すのか、その辺ちょっとお尋ねしたいと思います。

○今野委員長 並木業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 塩竈市上下水道事業経営審議会のことについて、ご質疑をいただきました。

資料No.15の118ページにも書かせていただいておりますが、こちらのほうで審議する内容としては、簡単に言ってしまうと、水道事業、下水道事業の経営に係る重要事項ということになるんですが、まず、今回設置した大きな役割というか、やっていただきたいこととしましては、せつかくこれからつくります経営戦略、こちらについて、その進捗状況等を毎年度、きちんと評価をしていただくための組織として、まずは機能していただきたいと考えております。

今まで前につくった部分の評価というのが、外部で全くしておりませんでしたので、やはりきちっと民間の方とか、そういった外部の方たちのご意見を頂戴して、それを次の経営に反映していくということを、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

そのほか決算とか、そういった事業の進捗などをご意見いただきながらですね、必要に応じて、こちらから審議会にご意見いただきたい部分、諮問をしていくという形を考えてございます。

以上です。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それで過般開かれた、その産業建設常任委員会、議案のほうは、さほどそんなに概括しか書いていないものですから、改めてさきに関いた産業建設常任委員会の協議会、1月30日のやつをちょっと見てみましたが、そこで例えば、先ほど前段の議論になりましたPPPの導入、あるいは、そのウオーターかな、行く行くその行き着くところは、コンセッション方式の方向ですと、お話のその入り口だと、こういう話でしたよね。

そこで、この産業建設常任委員協議会の18ページないしは21ページのところをちょっと読ませていただいたんですが、この審議会の中での主なる視点ということで、1つは先ほど言ったウオーターPPPかなということ。それから、2つ目は水道事業、下水道もそうなんでしょうけれども、施設整備計画や更新、あるいは、水道料金、下水道料金の見直しの検討ということも含まれているようです。そうしますと、こういう現行の料金を今維持しているものも含めながら、この審議会の中で、市民にとって、やっぱり水道、下水道料金ですね、あれこれとなると大事なことですので、そこも含めた議論の場、結論の場ということですか。

○今野委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 経営上の重要事項ですので、例えば、今、委員おっしゃったように、水道料金の今後の考え方などを整理するとき、こちらの審議会でご意見をいただく

のは、当然そういうことになるかと思えます。ただ、それで決定するのかということにつきましては、あくまで諮問、答申をいただいた後に、市として、きちんとその内容を精査し、議論した上で、どうするか判断というのは、また、別なものと考えてございます。

以上です。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 重要な機関なのかなという、今般の設置条例について、注視をしていきたいと思えますし、当然ながら、先ほど言った水道料金の在り方の諮問、あるいは、答申も出てくるのかなと思えますので、これについては、そういうことも含めた審議会というのを確認させていただきたいと思えます。

資料No.11の275ページから279ページ、魚市場事業特別会計というのが示されております。1つ、2つ聞きます。

92億円の水揚げということで、前段、説明があったかと思えますが、水揚げ本来は120億円がたしか目標値ではなかったかと思えますが、そのちょっと今回92億円になったのか、理由、あるいは、本来はどうか、ちょっとその辺の確認だけさせてください。

○今野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 水揚げの金額が92億円ということで、それがどうかというところのお聞きということになります。

以前は、確かに120億円を目標として策定をしていた状況でございますけれども、令和3年に魚市場の経営戦略を策定させていただいたときに、やはりこの今後の魚市場の経営の健全化、健全な経営をするためには、やはり現実的な数字というところが必要となってきますので、今回この92億円、過去5年間の平均を取らせていただいております。92億円ということで、やはり現実的な数値として、目標を立てさせていただいたところでございますので、よろしく願いいたします。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。そういう経営戦略を踏まえたというところでね、ぜひ、水揚げ等については、努力、後押しをね、塩竈市としてもやっていただいとということで、捉えております。

2つ目、職員が市場の関係で2名なんですかね、今ね。令和7年度も、2名体制なんですかね。何を言わんとしているかという、例の不適切な取引という問題がね、やっぱり、その

マスコミ等々で報じられております。いろいろなチェック機能、水揚げの仕切り伝票のチェック等々についてということでやっていきますということは、もう既に議会にも示されておりますが、そうすると、その魚市場事業特別会計で2名としての職員、先ほど言った仕切り伝票等のチェック体制がね、万全なのかどうか、ちょっとその辺のくだり心配なものですから、改めてお尋ねしたいと思います。

○今野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 それでは、資料No.11の289ページに、魚市場事業特別会計の職員数が記載されております。職員として2名、会計年度任用職員として1名という状況でございますけれども、こちらはあくまでも魚市場事業特別会計として見ている現実的な2名という数字で、そのほかに一般会計として見ている数字がございます。一般会計として職員2名、会計年度任用職員1名、合わせますと6名という体制で、魚市場の管理をさせていただいている状況ですので、よろしく願いいたします。

○今野委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 分かりました。そういったことも含めて、さきの事案等も会計ちゃんと対処できるということで、捉えてよろしいわけですね。分かりました。

以上で、確認をさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

私の質疑は、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○今野委員長 以上で、伊勢委員の質疑は終了いたしました。

桑原成典委員。

○桑原委員 私からも質疑をさせていただきます。

私、1点だけ質疑をさせていただきたいんですけれども、そこを深く聞いていきたいと思っております。

資料No.18の78ページ、79ページで、国民健康保険税の滞納について、質疑をさせていただきます。

79ページを見ていただくと、令和5年度の滞納額というのが、約5,400万円に上っております。かなり大きい金額だなと思っているんですけれども、これ令和5年度なので、令和6年度はもっとあるのではないかなと思っているところであるんですが、78ページを見ていただくと、所得階層別で載っているんですけれども、担当課で年齢層と所得階層を詳しく分析されているんだろうなと思っているんですが、ちょっと今回いろいろ調べさせていただきまし

て、国民健康保険税の滞納分、企業のように損金扱いにはならないと。損金処理することができず、債権として扱われているような感じだと思うんですけども、なかなかちょっと見えてこないお金なのかなと思っております。

期限の翌日から3か月を経過するまでは7.3%、その後、年14.6%の滞納金がついてくると思うんですが、これの徴収方法というのを教えていただきたいなと思っております。

○今野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 ご質疑の、滞納分についての徴収についてのご質疑でございます。

こちら当然、本税が滞納しているからこそその滞納が生じるということがございますので、これは本税と同一で徴税させていただいているという現状がございます。

よろしく願いいたします。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。

その徴収の方法というのは、例えば、郵送だったり、何か通知が行ったりとかで、その滞納者の方にお知らせをするのでしょうか。

○今野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 まず、納期を過ぎた場合ですけれども、即日、督促状等は送りませんで、一定の期間、大体1週間か、2週間程度の猶予を持ちまして、期限から一定期間後に、督促状を送付させていただいております。この手段を用いまして、本市には、納税推進室というところがございますので、納付書とともに延滞金がかかる場合には、その督促料と延滞金を合わせて、お納めいただいているという現状でございます。

よろしく願いします。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。ありがとうございます。

これ、まず債権、滞納となっている状態で、改めて保険証が使えるのか、それとも、滞納が滞っている場合でも使えるのか、その辺もお伺いできたらなと思います。

○今野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 保険の利用、いわゆる保険証の利用でございますけれども、滞納したからといって、すぐに使えなくなるというものではございません。

まず、そういった一定の滞納がある場合、あるいは、その一定の期間納めていただけないと

いう場合、基本的に1年超えた場合ですけれども、ご質疑の趣旨からしますと、1年を過ぎて何らその応答がない場合、こちらから何度か督促、照会させていただきますが、1年以上応答がない場合には、昨年までは資格証と申しまして、病院は受けられますけれども、窓口負担は全額一旦ご負担いただいて、なお、市役所にお越しいただいて、残りの公費分を還付といたしますか、お支払いするという制度がございました。

以上でございます。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

1年以上滞納していて、何もない場合は、そういった仕組みがあるということだと思うんですけれども、例えば、これ一定期間回収できない場合というのは、不納欠損という形になると思うんですけれども、こうなった場合、市としてどのような対応を取っているのか、教えていただければと思います。

○今野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 まず、不納欠損に至る状況でございますけれども、まず、滞納があった場合には、先ほどのとおり、督促状等をお送りさせていただきますけれども、それと並行しまして、財産調査等についても、当然させていただくという流れになります。そういった財産調査の結果、財産がない、あるいは、その生活に困窮されていると。あるいは、もう一つ所在不明とか、外国人の場合ですと、そのまま外国に帰国されまして、徴収なかなかできないということがございます。そういったことを執行停止判定会議というものを開催しておりまして、これを踏まえて、滞納処分の執行停止、いわゆる、そういったお金を集めるのを中止しますということを検討、実施しているところでございます。これが原則3年経過した場合には、即ではなくて、3年経過した場合には、今、ご指摘いただきましたとおり、欠損処分を実施しているという現状がございます。

よろしく願いいたします。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

要は、不納欠損となった場合は、なかなかやっぱり滞納したり、消えてしまうという感じになってしまうのかなというところなんですけれども、その財産状態の確認と言ったんですけれども、これはどのように確認しているのか、教えていただければと思います。

○今野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 財産調査につきましては、例えばの話ですが、事例としましては、その人物がお持ちの銀行口座等につきましても調査権限がございますので、そういったものを金融機関に調査、照会かけるといったことも、実施しているところでございます。

以上でございます。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

不納欠損まで、3年経過したら不納欠損になるとおっしゃっていたんですけれども、それまでなかなかやっぱり年月がたってしまう、致し方ないところなのかなというところもあると思うんですけれども、その不納欠損となった場合、こういうのって、時効というのはあるんですか。お伺いいたします。

○今野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 不納欠損と時効ちょっと分かれておりまして、不納欠損は先ほどのとおり、幾つかの条件を満たした、満たすという言い方は妙でございますけれども、いわゆる税金がなかなかお納めできないという場合には、先ほどの条件下のところで停止をしまして、欠損処分となります。

もう一つ、時効につきましては、どうしても、その徴収活動をしている上で、その期限が来てしまって、どうしても時効が生じたというところもございます。

この2種類ございます。

以上でございます。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 その不納欠損と、また時効は別だということになるんですかね。

○今野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 欠損額としては、同一で表記されておりますけれども、そういった内訳がございまして、決算の資料でも、今、手元にはございませんが、決算の資料でも、そういった形で分けて記載を、毎年報告させていただいております。

以上でございます。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

例えば、その不納欠損になって、いろいろ時効別だということだったんですけれども、この時効が過ぎてから、また、保険に入るということは可能なのか、お伺いします。

○今野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 引き続き、国民健康保険にいう趣旨、もちろん社会保険もでございますけれども、基本的には当然、法律の立てつけとしまして、国民健康保険は、基本的に実際住んでいる方々、全てが被保険者となります。ただ、社会保険、共済とか、企業組合の健康保険組合とか、これの方々を除外するという構造になっておりますので、仮にその欠損処分なされた方であっても、当然、その社会保険等に入られていない方であれば、国民健康保険の被保険者として、あるいは、被保険者証を送付しているという現状がございます。

よろしくお祈いします。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ありがとうございます。分かりました。

ちょっとお伺いしたいんですが、例えば、債権となった場合、滞納している状態から完済する、それを解消するために全部金額を払っていくという人だと思うんですが、そういった世帯、人でもいいんですが、実際何人ぐらい復活したといひますか、完済した人がいるのか、教えていただければと思ひます。

○今野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 具体的に年度内に完済した場合には、そういった統計資料を持ち合わせておりませんので、具体の数字というのは、現在、申し上げられる状況はございません。

以上でございます。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

実際、滞納している、そこからどうだ、こうだという人数は、全く把握していないということになるんでしょうか。

○今野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 具体には、年度を越えた場合には決算書等で、件数等については報告させていただいているという現状でございます。

例えば、令和5年度決算の状況から申し上げますと、滞納繰越しになった件数については、996件という具合でございます。

よろしく申し上げます。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

ちょっと資料No.18-2を見ていただきたいんですが、何ページだ、ちょっとお待ちください。すみません、資料No.18-2の16ページですね。

滞納率と、あとはその年齢別が書いてあるんですけども、先ほど冒頭でも言ったんですが、約5,400万円の滞納額と、滞納率としては10.4%となっておりますが、ちょっとこれを見させていただくと、40代、50代、働き盛りの人たちが結構滞納しているんだなと思っているんですけども、これについて、何か当局でどう思っているか、お考えがあるか、分析しているのか、教えていただければと思います。

○今野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 40代、50代、この表ですと、30、40、50代が大体30%か、20%程度の率ということでございます。この理由でございますが、例えば、60代以上の方々につきましては、国民健康保険税、年金からの天引き構造もございまして、自主納付ではない形になりますので、そういった形で、60代が急に下がっているという現状がございます。また、30代、40代、50代につきましては、やはりここは想像の域は出ないんですけども、社会保険から何らかの形で離脱した、例えば、何らかの形で企業から退職された方が来ると、蓄えがない場合には、どうしても滞納する傾向が出てくるのではないかと推測しております。

以上でございます。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

先ほどの資料No.18の78ページ、ちょっと行ったり来たりで大変恐縮なんですけれども、こっちで78ページですね、こちらは年収ベースで書かれておりまして、大体、その恐らく300万円以上から500万円以上が、結構こちらも10%以上という形で割合としてはいるんですけども、こういった世帯は、逆にどのような形で分析しているのか、お伺いします。

○今野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 国民健康保険税の課税構造といたしまして、低所得者の方々につきましては、例えば、平等割、均等割につきましては、7割、5割、2割の軽減制度というものがございます。こちら所得とちょっと一部かぶっている部分もあるんですけども、いわ

ゆる総所得金額が低い方々については、このような軽減制度があるという傾向がございます。

また、500万円以上といったような方々につきまして、今現在ですと、数百万円か、1,000万円ぐらいかと思うんですが、この方々につきましては限度額、いわゆる課税は無限に増えていくものではなくて、一定の歯止めといいますか、上限ございまして、これ以上の金額については課税されないという部分がございますので、その部分も低くなっている。

一方で、いわゆる、俗に言う中間所得層の方々につきましては、先ほどの軽減制度、あるいは、限度額もないという部分がありますと、どうしても、ここはちょっと統計取っていないんですけども、所得に対する課税の金額、あるいは、割合が多少高い傾向が出ているのかなと。そういった側面が、このような形で滞納率ということで、影響しているのではないかと推測しているところでございます。

以上でございます。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 分かりました。

仕組みとかをどうこう言うつもりは全くないんですけども、ただ、その5,400万円の滞納金があるというのは事実でありまして、やっぱりこれをしっかり回収というか、やはり無駄なお金にしないほうがいいのかと思っています。これ結局見えないお金で、時効なり、不納欠損なり起こってしまうと、消えてしまうわけです。外国の方も帰ってしまったら、消えちゃうということをさっきおっしゃっていましたがけれども、なかなかこの5,400万円回収するのって、なかなか大変だと思うんですけども、ただ、しっかりとその辺をどう回収していくのかというのを、もうちょっと考えてもらわなくちゃいけないのかなと思っていますけれども、それ自体、回収なかなか多分難しいと思うんですけども、その辺の何かお考えは、今後どうしていくかとか、あるんでしょうか。

○今野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 幾つか、手段ございます。

まず、納税環境の整備という面でございます。ごく最近とは申しませんが、これまで銀行の口座振替だけとかという時代も続いたんですけども、最近コンビニでまず収納できるようになったということ。あと、インターネット関係、いわゆる在宅でも納付できるような環境を整えているという状況がございます。こういった形で、例えば、金融機関のとても混雑している日、例えば、年金受給日というのは大変混雑しておりますので、そういったと

ころで時間を取らせない形で、納税の環境向上に努めているというところでございます。

一方で、徴収する側、我々の努力としましては、次年度収納課というのを新設する部分もございますけれども、さらに、それ以前の内容としましては、宮城県地方税滞納整理機構に職員を派遣、現在もしておりますけれども、こういったところで徴収技術の向上、あと、あるいは、宮城県地方税滞納整理機構に職員を派遣しますと、その滞納整理機構への技術の伝承というのももちろんでございますけれども、徴収困難案件を預けるということもできます。これが職員派遣しますと40件、従来ですと5件ですけれども、40件をお預けすることができると。結果として、国民健康保険税ですと、去年、令和5年度実績で、今、手元詳しい資料ございませんが、決算にも記載されておりますが、約1,000万円程度、なかなか徴収困難などが収入に入っているというところもございますので、その両面から、収納率の向上と不納欠損の減少につなげてまいればと考えているところでございます。

以上でございます。

○今野委員長 桑原委員。

○桑原委員 ぜひ実践していただいて、お願いできたらなと思います。

私の質疑は終わります。ありがとうございました。

○今野委員長 暫時休憩いたします。再開は11時といたします。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

○今野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページなどをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

小高 洋委員。

○小高委員 それでは、引き続きまして、国民健康保険事業特別会計から、ちょっと何点かお伺いしていきたいと思います。

それで、国民健康保険事業特別会計につきまして、資料No.11の242ページの総括の歳入歳出の部分から、ちょっと見ていきたいと思うんですが、昨年度と比較をいたしまして、歳入の部分で、まず、国民健康保険税で前年度と比較して、4,602万9,000円の増ということになっ

ております。県支出金におきまして、1億1,500万円ほどの増。一方、繰入金というところでは、1億円ほどの減ということになってございます。

次のページ見ますと、歳出におきましては、保険給付費において、1億2,000万円ほどの増。県に対する納付金が、9,800万円ほどの減ということになってございます。

それで、1つずつ順にお伺いしたいんですが、さきの臨時会におきまして、国民健康保険税、税率の引上げというところが決まったわけでありましてけれども、当時の説明においては、全額平均で1人当たり8,665円と、世帯当たりで1万3,034円、改定率11.2%の引上げということでしたが、今回の歳入増、保険税の増分4,600万円のうち、この税額の引上げによる影響というのは、どの程度になるのでしょうか。

○今野委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 国民健康保険税額の令和7年度の予算額の部分でございます。

前年度と比較いたしまして、4,602万9,000円の増、率として5.87%でございます。低所得者の保険税の軽減等もございますので、このパーセンテージになっております。

以上でございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 となりますと、この4,600万円というのは、ある意味では、そのまま税率引上げ分によって増えた税収そのものということによろしいんですか。

○今野委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 おっしゃるとおり、令和7年度税率改定により引き上げられる数字でございます。

以上でございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

4,600万円という額でありますけれども、そういった意味では、本市の国民健康保険の被保険者の負担がこれだけ増えるということが、これ厳然たる事実かなと思っております。

そういった中で、先ほど滞納の関係のお話もございましたけれども、いわゆる、この国民健康保険、非正規労働者の方ですとか、年金生活者の方も非常に多いわけでありましてけれども、そういった方々についても、今回、こういった形で負担増ということでの税額の増収ということは、これは事実としてあるかなと捉えております。

続きまして、県支出金、1億1,500万円ほど増えているわけでありましてけれども、この要因というのは、何かございますでしょうか。

○今野委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 県支出金が、1億1,500万円増でございます。

こちらの県の支出金の内容でございますが、恐れ入ります、議案資料No.11の244ページないし245ページをご覧ください。244ページ、245ページでございます。

第4款県支出金の箇所になってまいります。

県支出金は、普通交付金と特別交付金の2つがございます。

第1節の普通交付金、45億2,800万とございます。こちらは、加入者の方の医療費に充てられる額でございます。医療費に充てられるものとして、県から交付されるものでございます。

一方で、第2節の特別交付金なるものは、保険者の経営努力に応じて交付されるもの、例えば、国民健康保険税の収納率ですとか、保健事業、医療費適正化の取組、そういったもので交付されるものでございます。

大きいものとしては、やはり第1節の普通交付金、加入者の方々の人数は若干微減をしますが、1人当たりの医療費、特に高額療養費、今、増加傾向でございますので、そういった部分で県から交付される金額も上がるというところでございます。

以上でございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。医療費がかかる分、そのまま一定増えるということなのかなと思っております。

続きまして、歳出の関係でございますが、保険給付費、先ほどお答えございましたとおり、保険給付費が上がるということもあるのと、あとですね、事業費納付金、県から頂く分であれば、先ほど増えるということだったんですが、事業費納付金というものについては、これ減っていると。県に納めるお金については、減っているということでございますが、これはどういった理由によるものでしょうか。

○今野委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 議案資料No.11のページが246、247ページをご覧ください。246ページないし247ページでございます。

大変失礼いたしました。間違いを訂正いたします。

256ページ、257ページでございました。申し訳ございません。

資料No.11の256ページ、257ページ、こちらに事業費納付金の内容を記載しております。こちらの減の要因でございますが、まずは対前年比、およそ9,800万円の減でございます。理由としては、県への事業費納付金の引下げの効果を持つ、前期高齢者交付金の増加が見込まれます。

前期高齢者交付金とはいかなるものかというのをお話しいたしますと、これは会社に入っている方々の被用者保険、また国民健康保険、そういった全ての保険、健康保険の中で、65歳から74歳の前期高齢者の方々の医療費の不均衡を調整する仕組みでございます。

国民健康保険の場合は、会社を退職した方が多く加入していらっしゃいますので、その分、被用者保険から国民健康保険のほうに交付金が交付される。それが前年、これまでと比べて多くなるというところから、その交付金の増加が見込まれるということから、県のほうで積算をいたしまして、この事業費納付金が低い額で済んだと、市から県に納付する額が低くなったというところが理由でございます。

以上でございます。

○今野委員長 小高委員。小高委員、資料番号とページ数変わったときは、おっしゃってください。

○小高委員 同じところから、質疑していますので。

○今野委員長 ええ。

○小高委員 分かりました。

ではですね、先ほどそういった形での納付金の減の理由について、お答えをいただきました。理解をいたしました。

それで、納付金ベースということで、今、まさにこの県の税率一本化に向けて、様々お話もされておるかと思いますが、この事業費納付金との関係で、いわゆる医療費係数アルファが令和7年度で0.2から0.1ということでのお話もありましたけれども、そういったところが、この納付金の減に関係あるのかなと思っていたんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○今野委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 医療費係数、市町村ごとによって医療費に差があると、それを事業費納付金に反映するケースでございますが、令和7年度においても、その医療費係数は適用されます。率としては適用されますが、その減少というよりも、やはり先ほど申し上げ

た前期高齢者の納付金がかなり大きいウエートを占めるというのは、県からのご説明いただいている内容でございます。

以上でございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。そうなんです、その割合としては、その前期高齢者の関係が大きいということで、理解をいたしました

そういった形で税率の統一というのも進んでいるわけでありまして、令和12年度、5年後を目標に統一を目指すということで進められておるわけでありましたが、県と市町村との関係では、そこに対してどういった議論の場が形成されておるのかなというところで、ちょっと参考までにお伺いしたいと思います。

○今野委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 将来の保険税水準の統一の関係でございます。

令和7年度以降、県と市町村による協議が加速いたします。まず、直近の部分といたしましては、実は統一に向けたロードマップが、第3期宮城県の国民健康保険運営方針というものの中で定められておりますが、そのロードマップを改定する方向で動き出しがなされます。改定するというのは、保険税水準の統一の方向性にぶれはございません。統一は必要だということでございます。ただ、統一に向けた幾つかの課題を整理する時期、年度間、それをしっかり定めると捉えております。

もう一つ、国では都道府県単位化の趣旨の下、保険税水準の統一を推進しております。昨年6月の骨太の方針においても、その統一の徹底について言及し、加速化のパッケージ、パッケージと申しますか、支援する内容を示しております。先ほど申し上げたように、協議が加速する、具体には我々市町村と県との部会、また、連携会議という課長会議を通じて、協議を進めていくということになろうかと思われま。

以上でございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

そういった場で、市町村、あるいは、県というところで議論が行われておるということでありまして、先ほどおっしゃられましたとおり、ロードマップ示される中で、統一というところに向けて走っていくわけなんです、そうした中で、前段、臨時会等々でも議論に

なりましたとおり、今回、その何ていうんですかね、県の示す標準税率に対して、その3割分を引き上げた金額で、今回、こういった形でいわゆる、その税収というものも示されておるわけなんですけど、それが今後、県の示す税率に向かって進んでいくということになれば、将来的には今回の引上げの倍以上の大幅な引上げとなるわけでありまして。そうした中で、先ほどおっしゃられたような、その議論の場において、例えば、その被保険者の生活実態を踏まえて、これで大丈夫なのかと、こういったような意見というのは出ないのかなとも思っておって、そういったところについて、お聞きをしたわけでありまして。

それで、国民健康保険財政の安定化ということも言われておるんですが、国民健康保険財政の安定化もさることながら、暮らしの安定化も必要だろうということで、私どもとしては、これまで申し上げてきたとおり、負担増より先に、まずは、例えば、下げに下げられてきた国庫負担を戻すですとかね、そういったところから始めるべきであろうということで申し上げてきたわけなんですけど、そうした部分についても、例えば、本市として意見を出すとか、こういった議論の場があるのかということもありますけれども、そういったことも併せて、これはぜひ取り組んでいただきたいなということで、ちょっと一言申し上げておきたいと思った次第であります。

続いて、資料No.18-2の16ページ、先ほど滞納のお話もございましたとおり、ちょっとその辺でお聞きをしてみたいと思います。

それで、先ほど、30代、40代、50代というところの中間所得層といったところで、一つ例を挙げてお話あったとおりでありますけれども、世帯主の方の年齢区分ということで、10代から20代、40%ということで、非常に高い数字になっているわけなんですけど、ここについては、こういった理由となるのでしょうか。

○今野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 若年層、特に10代、20代の滞納率が高いことについての分析でございますけれども、まず、母数が少ないというのは一つあるんですけれども、ただ、やはり10代、20代というのは、ここは推測の域は出ないんですけれども、そもそも貯蓄が少ない、あるいは、ない方々もいる。30代、40代ですと、例えば、今まで勤労されていて、一定の貯蓄があるからこそ、払える部分あるかと思うんですが、例えばの話ですが、10代、20代で何らかの形で失業、退職した場合には、その後の蓄えがないと、どうしても加入保険は社会保険から離脱すると国民健康保険になりますので、ここでお支払いするのが困難な世帯があろ

うかというのが一つ。あと、10代、20代の人はどうしても保険、病院に行くという機会もなかなかないものですから、そういった納税と、何ていうんですかね、サービスの提供と、その義務との関係が、どうしてもアンバランスになるので、その辺の認識がどうしても薄くなる傾向もあるのが、こういった数字も出るのではないかと推測しております。

以上でございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 なるほど、分かりました。

それで、先ほど税務課長もおっしゃられましたとおり、先ほど、桑原委員の質疑のところ、中間所得層のところでの答えにもありましたとおり、何ていうんでしょうね、生活が安定しない状況だとか、20代、30代の方であれば、子育て真っ最中だとか、そういった中で、逆に、一定の所得のある方なんかだと、逆に減免等々の規定がない中で、所得に対する割合もそれなりに高いということで、先ほどご答弁もございました。

そうした中で、先ほどお話にありましたとおり、例えば、途中で失業されると、こういった所得、あるいは、就労状況等々に変化があった際に、じゃ、ある意味で税の賦課の在り方といますか、そういったところについても、一つ検討が必要なのかなとも、先ほど聞いていた次第でありまして、前年度の所得を基本として調定額が決まるわけなんですけれども、前年度所得が大幅減となった場合ということについて、例えば、一定の減免規定というのは、当市でも持っているかなと思うんですが、一方で、これがどこまで活用されているのかというあたりについては、私としてはちょっと疑問といますか、もうちょっと活用できるようにはできないのかなと思っておりまして、というのも、ご相談でいただいたこともあったんですが、まず、そういったものがあることをご存じないということもあって、なかなか相談にもつながらないということが一つあったんですが、一つには、そうしたものの早期把握、あるいは、早めのうちに相談をするということでの、その体制という点では、何か取られていることはあるんでしょうか。

○今野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 急に所得が下がった場合等々についての、相談のアクセスの部分についてでございます。

まず、基本的にホームページでも、そういった軽減措置制度がありますよということについては、掲示はしているところでございますし、あと、納付書をお送りの際にも、こういった

趣旨のことについては、記載の上で周知をしているところでございます。

なお、先ほどお話ししました、いわゆる現役世代、勤労世代の軽減につきましては、例えば、自己都合ではない離職された方につきましては、その前の所得については、一定程度控除する形で計算をした上で、所得についてはですね、給与所得については控除した上で、国民健康保険を課税するといったような軽減策、あるいは、そういった世代ですと、お子さんがまだ小さい、あるいは、幼少期ということもございますので、未就学については均等割を半額にするといったような制度をもちまして、一定の対応をしているというところでございます。

以上でございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

ただですね、この割合だけ一つ取ってみても、そういったところに滞納というのが集中しているということもありますので、そうしたところについても、ぜひ改めて考えていただければと思っております。調定出たしまえば、そこが払わなければ、もう滞納となってしまいますので、そういった意味では、その早期の把握といいますか、そういったところが、どうしてもこれは必要になるのかなと思いますので、その点については、ちょっと一言お願いをしておきたいと思います。

続きまして、17ページですね、短期証、資格証との関係でちょっとお伺いしたいんですが、昨年の12月で新規保険証の発行が停止ということで、今後といいますか、今現在ということでもあるんですけれども、その短期証、資格証の考え方というのは、どうなったんでしょうか。

○今野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 まず、この短期証、資格証の考え方についてでございます。

これは本市に限らずというところでございますけれども、まず、短期証については、制度上廃止ということになります。いわゆる、マイナンバーの統合ということもございます。

資格証につきましては、こちらの資格証という内容そのものについては、廃止となりますけれども、ただ、その後、マイナンバーカード移行した場合には、全額引き続きそういった納めいただかないという方が判定された場合には、引き続き医療機関には受診はできるんですけれども、資格証と同様に、10割を一旦お支払いいただく制度は続くということになっています。

以上でございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

短期証はなくなるけれども、その資格証明書等の関係で言えば、全額一旦お支払いいただくという形は、今後も制度として残るということであります。

それは、件数的にはこれまでとほぼ変わらないような形で、制度が変わったからといって、件数としては、ほぼほぼ変わらないような形で推移されるようなものなんでしょうか。

○今野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 前提条件は、基本的にそれほど変わりませんので、例えば、1年以上音信取れないといいますが、何らかの形で督促、あるいは、弁明の機会を設けるんですが、お越しになれないような方につきましては、引き続き、新制度においても、そういうような形で対応を取らせていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

これにつきましては、くどくどと繰り返すつもりはないんですが、受診抑制というところ、こうしたところ、これまでも指摘をさせていただいた中で、そういった処置に関しては、考え直す必要があるのかなと思っておりますので、申し上げさせていただきたいと思います。

続きまして、資料No.18の88ページちょっとご覧いただきまして、マイナ保険証との関係で、いろいろ数字も出していただきました。

それで、マイナ保険証ひもづけとの関係で見れば、国民健康保険において、65.11%ということになってございます。医療機関での対応状況について、当然、状況は進んできているようでもあるんですが、進むにつれて、この間、報道等でもされてきましたとおり、トラブルもまた顕在化してきているのかなとも捉えてございます。

それですね、このマイナ保険証との関係で、今回、資料出していただいたので、その中身については。理解をしたところではあるんですが、一言申し上げるとすれば、新規保険証の発行停止ということで、まさにマイナンバーカード任意取得が前提ということではあるんですが、この施策を見ると、任意取得なんだろうかということでの声も上がっているわけがあります。

そうした中で、ひもづけは一定進んできた。ただ、その利用というのが、発行停止後でようやく28%ということで、これも報道されましたけれども、病院や診療所、薬局に利用促進の一時金をつけるということで、マイナ保険証でなければ受付しませんといったようなトラブルもあったということで、報道もあったわけであります。

そうした点で、ちょっと時間もないので申し上げるだけにしておきますが、マイナンバーカード、このマイナ保険証との関係で言えば、こういうことで税金を使うというのが果たしてそれでいいんだろうかと。

一方で、市民、被保険者の方々への負担増というのも続いておりますので、そういった点では、国も含めての国民健康保険行政の大幅転換、根本的な転換が今こそ必要であるということで、ちょっと申し上げるだけにさせていただきます。

それで、続いてちょっと下水道の関係、先ほど伊勢委員からもお問合せございましたので、その関係でちょっとお伺いをしたいと思います。

分かるものが、ちょっと実施計画と前の資料しかなかったので、実施計画の41ページのところからちょっと聞いていきたいなと思うんですが、先ほど伊勢委員から質疑あった中で、いわゆるウォーターPPPと今回の委託ということで、国からの通知を含めて、ご答弁あったわけであるんですが、今回の委託との関係で国土交通省のガイドライン、レベル1から5ということで様々記載もされておりますけれども、いわゆるそこに載っておる包括的民間委託という言葉と、今回の委託との関係といたしますか、そのあたり、もう一度教えていただければと思います。

○今野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 お答えいたします。

まず、その今回の下水道施設等維持管理包括的民間委託業務といたしますのは、国が求めているウォーターPPPの、先ほどご説明したので、その下のランクという形になります。これまで委託を取りまとめたという形になりますので、こちらの国が求めているのは、契約期間が長期契約の10年というのを求めています。さらに性能発注というのを求めていますので、ちょっとまだ今回の市の行う業務と、国が求めている内容と、ちょっとまだ差がある状況でございます。

以上でございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

先ほどおっしゃられました、その長期契約10年ですとか、性能発注、何か国土交通省のガイドラインなんか見ますと、非常に長かったので、まだまだ勉強不足ではあるんですが、一つにはその維持管理と更新の一体マネジメント、あるいは、プロフィットシェアということで、いわゆるその概要とといいますか、要件とといいますか、そういったところが載っておったなど思っておるんですが、そこまでのものではなくて、その民間委託レベルでいうと、どこに該当するのか分からないんですけども、そういった下の段階にあるということで、ご答弁をいただいたわけでありませう。

それで、先ほどおっしゃられましたとおり、今後、その原則10年を基本とした、いわゆるレベル3.5と言われる管理更新一体型マネジメントで、この導入が、いわゆる污水管の改築における国費支援に対して要件化されるということが言われておりますけれども、こうしたものを踏まえた際に、今回のこの委託というのが、そういったところに移行していく、その第一歩といたしますかね、そういった位置づけにあるのかどうか、そのあたりについて、ちょっとお伺いしたいと思います。

○今野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 まず、今、委員おっしゃるとおり、レベルでいいますと、コンセッション方式がレベル4となります。これは、宮城型がレベル4という形になります。その下の管理一体型マネジメントというのが3.5と、レベルとなります。今現在、市が行っている包括業務、この3.5の下となりますので、3.0から2.5という形になります。

今後、こちらにつきましては、委員おっしゃるとおり、管路の污水管のですね、污水管路の今後の更新に当たっては、このウオーターPPPの導入が要件になりますよと、国から案内が来ておりますので、今後、市の、今回は3年の包括業務となりますけれども、次の契約に向けましては、そういったものを視野に入れながら、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。3年の後ということで、検討なされるということでした。

それで、ちょっと関連してお伺いしたいんですが、包括的民間委託、ウオーターPPPとの関係で、上工下水道ということが言われておりますけれども、上水道において、この委託、あるいは、ウオーターPPPとの関係で、検討されておられることはあるのでしょうか。

○今野委員長 並木業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 ウォーターPPPの関係、上水道のほうが、下水道に比べると、大分遅れているなという印象はございます。

今、我々としましては、上水道のほうといたしましては、ウォーターPPPというよりは、今、広域化という、また別な側面で、いろいろと試行錯誤を繰り返しているというほうが、メインになっているところです。

以上です。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。そうですね、その広域化等の関係では、この間、いろいろなところで、いろんなやりとりがされてきたのは、見てきたわけでありましてけれども、本市としてのというよりは、まず広域化があった上ということでの順番づけといたしますか、そういった形になるのかなと、ちょっとお聞かせをいただきました。

それで、先ほどちょっとページ数飛ばしちゃったんですが、審議会の設置条例、何ページになりますかね、それがちょっと出てきていたかと思うんですけども、そこで経営戦略について、ご議論いただくというお話あったんですが、例えば、そこで本市の上水道、先ほど広域云々というお話あったんですが、下水道の経営状態を見ていく中で、これはまさに将来的、将来的というか、ウォーターPPPだねという、そういったところまで踏み込んで議論されるようなものなのか、ちょっとその辺確認させていただければと思います。

○今野委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 審議会では、様々経営状況ですね、あと事業の進捗とか、そういったところで評価、ご意見をいただくという機会がありますので、その中で様々評価をいただいた中に、そういったお話が出てくるものもあるかなと思っております。また、そういった大きな経営上のかじを切るような場合は、諮問をする場面も出てくるのではないかと考えてございます。

以上です。

○今野委員長 小高委員。

○小高委員 分かりました。

ちょっとなかなか、何というんですかね、これまで産業建設常任委員会等々でも、この委託の関係、一定のご説明といたしますか、そういったものはあったようなんですが、なかなかそ

の先のところまでというところが、議論としても進んでいないのかなという思いもありましたので、ちょっと伊勢委員に引き続いて、お聞かせをさせていただきました。

それで、将来的な話にはなってしまうんですが、そのウオーターPPP含めて上工下水道、ある意味、一体で管理運営していくような形もつくられていくような話でありますし、ちょっと国のこのやり方として、汚水管の管路更新のこれが要件化するというのが、果たして、何ていうんですかね、地方行政に対して、どこまで踏み込んでくるんだろうという思いも、正直私としてはあるわけであります。

そうした中で、この間、宮城県、コンセッション方式ということでも始まっておりますけれども、いまだにこの水をめぐる生活インフラについては、これを市場原理に委ねるといふことの不安からですね、ある意味では、世論が二分されている状況にもあるのではないかと思うわけであります。

そうした中で、今回、この包括的な民間委託という形で、一つ予算としては出していただいたわけなんですけれども、その先にどういうものがあるのかというあたりについては、私たちももっとしっかり見据えて、議論していかなきゃいけないかなと思っておりまして、一旦走り出してしまえば、なかなか止まるようなものではありませんので、そういったところについて、今後も改めてご説明等々もいただきながら、注視してまいりたいということをお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございました。

○今野委員長 以上で、小高委員の質疑は終了いたしました。

志子田吉晃委員。

○志子田委員 おはようございます。

私からも、午前中、私で終わりでございますが、予算特別委員会の特別会計やらさせていただきます。

最初に、議案のことがございますので、議案第18号は津波防災センター条例の一部改正、これ資料No.15の23ページ、ここから聞きます。

ここにいろいろ説明あるんですけれども、今回、そういうふうに組織が変わって、利用する場所も変わる。そうすると、4月1日からということになると、事前にみんなが分かってないと、利用者ね、混乱を来すと思うので、その辺のところ、どのように利用者の周知徹底、その辺のところを中心に、制度の改正について、お聞かせ願いたいと思います。よろしくお

願います。

○今野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 今回、4月1日から、本市の市営汽船係の事務所を津波防災センターに移設するという形になります。今回、こういうことをすることによって、経費の削減の部分とか、事務の効率化を図る、そういった意味合いを込めまして、移転するものでございます。

周知の部分ですけれども、まず、利用者大半、島民の皆様なので、今回、島民の方たちにはチラシ等もまきながらですね、周知を図りたいというのがまず1点と、あと、地区長さんたちにはお邪魔して、こういった形になりますよという説明は、していきたいと思っております。

以上になります。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

島民の方でしょうけれども、大部分はね。でも、こっちから島に行く人たちが、あの券の売場がもし変わったりなんだりするとね、混乱すると思うんですけども、その辺のところの周知徹底は、大丈夫なんですか。

○今野委員長 菊池浦戸振興課長。

○菊池市民生活部浦戸振興課長 今回の券売機、マリングートにも1台はまだ置く方向で考えておまして、あと、周知の中では、モニターみたいなものを設置して、周知を図りたいというのが一つと、あと、まず最初は混乱があると思うので、職員が船の出る時間のタイミングであそこに張りついてですね、ご案内するような、そういった丁寧な対応をしていきたいと思っております。

以上になります。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 分かりました。いろいろ掲示板使ったり、表示を使ったりして、混乱起きないようによろしくお願ひしたいと思います。

それから、議案の第21号上下水道事業経営審議会設置条例の制定、これについて、私もお聞きしたいと思います。これで、資料No.15の118ページですね。これを見ると、消費者の意見を強化した料金の在り方の仕組みを新たにつくるという制度だと思うので、この制度そのもの

をもう一遍、説明願いたいと思います。

○今野委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 上下水道事業経営審議会について、ご質疑いただきました。

これまで水道事業、下水道事業、それぞれで経営懇談会というような、ただ意見を伺って、その意見を計画とかに反映させていこうというための、意見を伺うという、ちょっといわゆるライトな感じの委員会というか、そういった会はございましたが、今回、きちんと法にのっとり、諮問、答申の関係にある、法律でいうところの附属機関という形の、もっと重いご意見をいただける、諮問、答申をいただけるような、そういった組織として、せつかく上下水道部になったことですから、上下水道をそれを合わせた形で組織を再編させていただいたというものになります。

以上です。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。すごく分かりやすかったです。

今まではね、水道は水道、下水は下水でやっていたからね、今度ね、合わせてね。そして、その組織もね、少し一つ格上になってと。そういうことでね、よく分かりました。

それで、ここに書いてある説明を見ると、利用者だけなんですけれども、そういう料金体系なんかつくるときは、利用者ばかりじゃなくて、例えばですけれども、工事業者の人たちの意見とかね、関係者とかね、工事のね。そういう、ある程度、ただお金払うだけの人の意見でなくて、そういう業界の専門家の人もいたほうが、本当の中身の濃い議論ができるのではないかと思うんですが、今回、このように消費者を中心だということに決めた、その理由をお聞かせください。

○今野委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 今回、学識経験者という枠も用意しております。あと、委員おっしゃったとおり、利用している方、消費者の方ですね、そういった方の意見。それ以外にも、④番で特に必要と認める者ということで、この中でですね、いろいろな必要と考えられるような形の人選も、少ししていきたいと考えております。

また、いろいろな意見を、この審議会の中で、その審議の内容によっては参考人というか、そういった者も呼べることになってございますので、そういったところでも、よりよい議論ができるような形を、これからつくってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。よく分かりました。④でね、市長が必要と認める者という、そのところでね、いろいろ関係者の方ね、消費者だけじゃないということが分かりましたので、心配する制度ではないということを理解しました。

この件については、以上とさせていただきます。

国民健康保険事業全般的にお聞きしたいと思いますので、資料No.11の242ページ、この表から聞きたいと思います。

それで、全体的に見ると、特色としては繰入金が1億円減って、給付費が1億円ちょっと増えているという、この辺の関係ね。県からの、ちょっと表見て言いますので、少々お待ちください。

242ページ見ると、6番目の繰入金がね、前年比較して、マイナスの1億212万3,000円ね、大きなところでね。それと、それからね、県の支出金がね、1億1,566万6,000円増えていますよね、この予算表でね。だから、私はこう思ったんですよ。県の支出金がね、前の年よりも1億1,000万円も余計もらえるから、それで、繰入金はその分1億円分ね、出さなくて済むんだと。そういう、基本的に令和7年度の予算は、そのように私は見たんですけども、そういう理解でいいのか、その辺のところの説明をお願いします。

○今野委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 242ページ、歳入の部分でご質疑を頂戴いたしました。

まず、県の支出金の部分でございます。第4款の県支出金、令和7年度、45億9,900万円。こちらは、歳出の第2款保険給付費に充てられます。言わば、医療費の本体部分でございます。県からこの医療費分を頂戴して、介護者の方々の医療の給付に回させていただくという部分でございます。

一方で、歳入の第6款繰入金、前年度比較1億円減の部分でございます。一口に言いますと、これまで歳入の不足分を、この基金からの繰入金で補ってまいりました。令和7年度におきましても、歳入が、国民健康保険税が本来といたしますか、歳出とバランス取れる金額に及ばないので、その分を基金を使って入れさせていただいておるところでございます。

ですので、この歳入の第4款の1億1,500万円と第6款繰入金1億200万円、金額としては1,000万円の違いで近く見えるかもしれませんが、性質といたしますか、その用途、使い道とし

ては、別の部分になってまいります。

以上でございます。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 私はちょっと大ざっぱに考えたものですから、こっちの分増えたから、こっちのほう減るってね。でも、結果的にはそのようになるんじゃないかなと思うんですよ。お金に色はついていませんから。

それです、別なこと、このことで繰入金だけのことを聞きたいので、資料No.11の246ページに繰入金というところがあります。そうすると、ここを見るとね、他会計繰入金、一般会計繰入金は大体同じ、ほとんど同額なんですけれども、財政調整基金のところの繰入金ね、前年度の3億円から、本年度は2億円、大体1億円ね。ここのところがね、9,673万円ですか、減っているというのは、そのぐらい減らせた理由というのは、主にどういうことで、こういう予算になったんでしょうか。その辺、お願いします。

○今野委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 ご説明いたします。

246ページの第6款繰入金、基金からの繰入金を減らせた理由の部分でございます。

一口に言いますと、国民健康保険税を上げさせていただいたというのが、まず、大きな部分でございます。

もう一つ、歳出の部分になりますが、全くイコールではございませんが、事業費納付金が想定よりも安くは済んでおりますが、あと、保健事業費につきましては、増額の計上をさせていただいています。

また、総務費、前年よりも最初の総務費が2,900万円ほど、多く計上はさせていただいております。そのうち、一般財源の分も少しですがありますが、それを全体で補う部分としての繰入金になりまして、9,600万円結果として減らすことができたといいますか、そういった言い方になろうかと思えます。

以上でございます。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

いろいろね、頑張っ、いろいろ工夫してもらっているということでございます。

それで結果的には、財政調整基金からの繰入金は、でも9,600万円ね、減らす予算ができた

と。これは1月の末に保険料改定ということで、臨時会開きまして、それで決まったので、その分、財政調整基金の減り方が少しは緩くなってきた、そういう予算書だと思ってお聞きしました。

この国民健康保険特別会計予算の全体的なことは以上にして、具体的なことを聞きます。

国民健康保険なんですけど、私の前に3名の方とも、国民健康保険の滞納のことについて、お聞きになりました。私も毎回滞納はどういう傾向なのかということは、お聞きしているんですけど、今回、新たに桑原委員から、年齢別ということで対応状況の表を出してもらいましたので、資料No.18-2の16ページですね、ここ見て、やはり私もびっくりしたなど。こういう収入別ばかりじゃなくて、年代別で表を初めてつくっていただいたんですけども、こう見ると、やっぱり若年の方ね、年代若ければ若いほど、滞納率のパーセントがね、増えている。それで、その原因もね、税務課長からお聞きしました。ですからね、職を持っていて、退職、あるいは、転職ということで、一定期間収入がなくなると、前年度の収入に関わるのが今度、国民健康保険になりますね。社会保険の時はね、会社で半分出してくれたよ。だけど、国民健康保険になったら、1人で全部払わなきゃいけない。そして、今、半年前まで無職でした、そういう形になってくると、本当にその期間中は、国民健康保険に入っている人は、切り替わったばかりの人はね、本当大変なんですよね。だから、この滞納率も出てくるのは当然だと思います。

で、その制度なんですけれども、うまくこの社会保険から国民健康保険に替わるときの、制度をうまくソフトランディングできるような、そういう仕組み、そのところを皆さんに、利用者の方に知っていただく。そういう制度のところを説明いただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○今野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 社会保険から主に失業、あるいは、退職等の後のソフトランディングで、国民健康保険税の負担をできるだけ軽くできないかという趣旨のご質疑かと思えます。

この件につきまして、例えばですけれども、いわゆる会社の都合で退職した方々につきまして、先ほど答弁で大まかな話をさせていただいたところですが、詳細に申しますと、例えば、所得割につきまして、企業、会社の都合で辞められた場合には、所得割の計算の根拠を30%で計算する。それを退職年度の翌年度まで計算をして、給与所得の負担軽減を図るというのが、一つございます。

あと、もう1点、これは必ずしもではございますが、お子様がいる家庭につきまして、国民健康保険につきましては、均等割、いわゆる頭数割りのことではございますけれども、こちらについては未就学児については半減する。あと、そういった趣旨の制度は活用させていただきながら、なお、ただ、翌年度については所得が下がった場合には、当然ですが、翌年度については、国民健康保険税の課税額が下がるという構造がございますので、一元化については今申し上げた趣旨の制度で活用いただきながら、対応していただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。そういう減免制度ね。

だけど、今、税務課長言われたよ、会社都合の場合だって。だからね、転職でね、自己都合のときはね、救いようがないということになるんじゃないですか。だけれども、実際にそういう方はいっぱい該当すると思います。一生、長い間にね、転職するときね。途中で次の就職が決まるまで、社会保険に入るまでの間ね。そこだと思ふんですよ。そうすると、その間は収入もないし、そして国民健康保険だと、会社にいたときの2倍払わなきゃいけないということになれば、当然、納付率が悪くなるのは当然ですので、そのつなぎのね、制度をね、うまくやっぱりつくっていかないと、若い人ほど滞納率が増えてくるという、この傾向は変わらないんじゃないかと思つて、お聞きしているところです。

それで、たしか社会保険が終わってから国民健康保険に移るときに、退職年金、何かつなぎのね、すぐにここに入るんじゃなくて、前の社会保険そのまま2年間ぐらい使えるみたいな制度があったと思ふんですけれども、そういう制度って、どのような形なのか。その辺、仕組みをお願いします。

○今野委員長 志野税務課長。

○志野市民生活部税務課長 今の話は、任意継続制度というふうに捉えておまして、そのご説明をさせていただきます。

例えばですけれども、民間、例えば、我々に例えたのが一番分かりやすいかと思ふんですが、例えば、公務員で勤めていて退職しました。民間企業に、あるいは、無職になりましたと、自主退職して無職になりましたといった場合に、その場合には、任意継続制度と申しまして、公務員の場合には、共済組合に加入しておりますが、これが2年間、希望すれば、加入し続

けることができます。ただ、これは加入し続けたほうが安いのか、高いのかというのは問題もございませぬので、その試算については、私どもの窓口でも対応は、試算計算しております。加入保険でなくて、国民健康保険の試算はしておりますので、もしそういった事情の方々がいらっしゃる場合には、国民健康保険の窓口で、もし離職された場合、国民健康保険に入られる場合、幾ら幾らですよという試算、概要の試算しておりますので、それと会社側から示される任意継続の際の保険料との比較ということもされた上で、加入判断していただければと存じております。

よろしく申し上げます。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

いろいろね、うまくソフトランディングする方法をいろいろ考えていただいて、最初からこういう該当者にならない、前の制度を仕組みとかそういうものを、あるいは、とにかく知らせるとか、そういう相談とかやられて、なるべく滞納が少なくなるようお願いしたいと思ひます。そう思つて、聞きました。ありがとうございます。

それからですね、資料No.18から、ちょっと具体的な事業をお聞きしたいと思ひます。

資料No.18の103ページでね、特別養護老人ホームの定員と待機者という項目があるんですけども、ここのところの現状をお知らせ願ひたいと思ひます。

○今野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 こちらの表になりますが、市内の特別養護老人ホームの入所の待機状況になります。

そして、3つほど市内には特別養護老人ホームがございますが、そのうち広域型の施設が一番上の清楽苑となつており、若干増えております。6名ほど、増えております。

その下の2つが地域密着型となつていますが、減少となつており、実人数としては10名ほどの減、前年度と比較して、減の104名となつてございます。

なお、このうち施設数の待機というのは、ダブつてしている方も相当数あつたりしますので、このうち在宅の方といひますと、一番下の表の28名ということで、前年度と比べまして、若干3名ということで、少なくなつている状況でございませぬ。

以上です。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございます。

少し落ち着いてきたと考えたらいいのか、あるいは、もう該当する人の人口自体が塩竈市から減ってきているのか。その辺のところは、傾向としては、どのように分析されているでしょうか。

○今野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 こちらの表につきましては、あくまで市内の待機状況になっております。全体の集計につきましては、今回しておりませんが、対象となる人というところがございますと、特別養護老人ホームの対象、要介護、基本的には、要介護3、4、5となります。そういった方の人数ですが、認定人数につきましては、比較的緩やかというか、抑えられている状況となっております。

以上でございます。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 分かりました。ありがとうございます。

そのところを書いてあるところ、具体的にね、資料No.18の105ページ、ここに介護保険の要支援の人と介護認定者の人数という、今、言われたところがありましたので、そうすると、要支援者は増えているけれども、そういうホームを利用するような要介護状態の人は、大体横ばいだから落ち着いているんだという、このこの表からはそのように読み取れるんですけども、そのような考えでよろしいかどうか、お願いします。

○今野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 そのとおりでございます。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 そのとおりでございますって言われると、次が……。

ではですね、なぜ要介護の人は落ち着いているんだけれども、要支援の人だけは上がっているんですか。

○今野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 要支援の方が増えている要因として推測されているものとしましては、やはり独り暮らしの高齢者の方の増加等に伴って、入院等されますと、やはりご不安等がございまして、病院からお勧めされたり、ご家族が勧められたり、ご本人も生活支援が必要なんじゃないかということで、介護の認定を受けられる方が多い状況になって

いると推測しております。

以上でございます。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 どうもありがとうございました。

質疑、国民健康保険のことで、1つ大事なことが抜けていました。

資料No.18の86ページ、資料No.18の86ページです。

ここにね、県内の国民健康保険料のね、比較表というのが出されているのね。それで、これで見ると塩竈結構ね、安いほうじゃないかなと思うんですけども、この表を見て、どのよう
に当局は分析されているでしょうか。

○今野委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 資料No.18の86ページ、県内の税率でございます。こちらはまず、令和6年度の税率でございます。令和7年度につきましては、先日、改定のお認めを頂戴いたしました。令和7年度改定税率を施行させていただきます。ただ、まず、この県内の表を見て、低いからよかったとか、駄目だとか、そういったものではないと思っております。やはり収入、国民健康保険税、財政運営の基本中の基本でございます。

令和7年度に入り次第、改めて財政の収支見通し、我々で改めて作成を、しっかりとしたものを作成いたします。その中には、令和8年度の直近の見込みですとか、将来のさらにその先の見込み、加入者数の推計、全体の収支、もちろんですけども、今、国でも議論している高額療養費の動きも、未確定の部分も多くございます。そういったものも含めて、必要な税、今後、必要な令和8年度、9年度、それぞれ必要な税は幾らなのかというものを、また、ご相談をさせていただかなければならないと考えております。

以上でございます。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 頭を悩ましているということは、よく分かりました。

改定してもね、でも運営していかなきゃないしね、市民の方はなるべく安いほうがいいしということでは、そういう意味ではね、運営と利用者がね、保険両立していかなきゃならないわけですよ。保険料は両立していかないと、保険料だけにね、ということでお聞きしました。うまくいくように、保険料率の改定率をうまく調整して、お願いしたいと思います。

国民健康保険のこと、大事なこと、聞き忘れたところ、今、聞きました。

ほかのことを聞きます。あと、1問か、2問ぐらい、できる時間あると思いますので。

それでは、実施計画の中ですね、29ページです。実施計画のその29ページに、配食サービス事業とあるんですけれども、これ令和7年度ね、1,000万円、令和6年度は450万円しかなかった、ここに力を入れてもらっていると思うんですけれども、この事業の説明をお願いします。

○今野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 すみません。大変失礼いたしました。

配食サービス事業の説明でございます。こちらの介護保険の地域支援事業の任意事業として、実施しているものでございます。

対象が65歳以上の独り暮らしの高齢者か、二人暮らしの世帯等で一方の方が障がい、疾病等がある方などや、令和6年度では、75歳以上で認知機能の低下のある方や、見守り機能が必要な方、栄養改善が必要な方などを追加いたしまして、週2回ですね、お昼か、もしくは、夜にお弁当を届けていただいて、その中で直接お声かけをしていただいて、安否確認を図るものです。

なお、そこで確認できなかった場合には、時間をずらして電話等で確認をいただいて、市に報告をいただいているという状況で、栄養改善の取組と、安否確認を備えた事業となっております。

○今野委員長 志子田委員。

○志子田委員 ありがとうございます。

この事業をね、増やしていただいてね、安心すると思います。どんどんそういうのをやられて、やっぱり孤独死の問題あるからね、これ一石二鳥というか、栄養改善とそれから安否確認、両方狙えるということで、お願いしたいと思います。

最後に、30ページから認知症の高齢者見守り事業、これについてお聞きして、あと終わりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○今野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 こちらも地域支援事業の任意事業で実施している事業で、大きく分けまして、徘徊する恐れのある方を早期に発見するというので、SOSのネットワーク事業、こちらは市に登録いただいて、いなくなったという場合に、協力機関に周知して、早く見つけるという事業です。

また、もう1点、徘徊高齢者の見守りQRコード、認知症と高齢者の見守りQRコード活用事業ということも実施しております。こちらはQRコードシールというものを持ち物につけて、そのシールをつけている方を発見された場合に、バーコードを読み込んで、お知らせする機能でございます。

また、もう1点、認知症の方の地域の理解促進のための認知症サポーター養成講座を、広く出前講座等で実施している事業でございます。

以上でございます。

○今野委員長 以上で、志子田委員の質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどといたします。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○佐藤副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

鈴木悦代委員。

○鈴木（悦）委員 日本共産党塩釜市議団、鈴木悦代です。どうぞよろしくお願いたします。

私から初めに、資料No.11、26ページに国民健康保険事業、医療費適正化対策事業費について、お伺いたします。この事業はどういう中身になっているか、教えてください。

○佐藤副委員長 委員に申し上げます。本日は特別会計、企業会計の審査でございますので、その範囲内で質疑お願いたします。鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 国民健康保険事業特別会計。

○佐藤副委員長 資料番号とページ数をお知らせください。

○鈴木（悦）委員 資料No.11の261ページです。よろしいですか。（「もう1回質問して」の声あり）もう1回。

医療費適正化対策事業の内容について、お尋ねいたします。

○佐藤副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 資料No.11の260ページ、第4款保健事業費第2項保健事業費第

3目の医療費適正化対策事業費について、ご質疑を頂戴いたしました。

この事業の内容でございます。失礼しました。医療機関から請求されるレセプトの二次点検、また、医療費の通知、ジェネリックの差額の通知、そういったものをさせていただいて、適正な医療費の執行に努めさせていただく事業でございます。

以上でございます。

○佐藤副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 医療費の増大は、高齢化とか、医療の高度化で増加しているわけですが、以前の適正化の中に、糖尿病による重症化、それが重点課題にもなるという文章を拝見したと思うんですけれども、そういう内容でも、対策でも、よろしいのでしょうか。

○佐藤副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 糖尿病性腎症の予防対策についてのご質疑を頂戴いたしました。

この資料No.11の261ページ、その糖尿病性腎症の予防につきましては、この医療費適正化対策事業の中に入っております。具体の節で申し上げますと、第12節委託料の保健事業委託料、こちらの中に1,264万6,000円とございますが、具体には557万6,000円、その糖尿病性腎症の予防に使わせていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○佐藤副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 ありがとうございます。糖尿病、国民病の一つとも言われるぐらい、罹患率も高くなっているのです、その対策もね、重要かと思ひまして、質疑いたしました。

その委託料、事業の内容は、どういったことになっているのでしょうか。

○佐藤副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 糖尿病性腎症の予防の対策の内容について、ご質疑を頂戴いたしました。

まず、レセプトデータを我々で分析をいたします。この分析自体は、事業者への委託をさせていただき考えでおりますが、分析をして、その傷病名ですとか、治療内容、お薬、そういったものから、糖尿病性腎症に移行する前の方々について、保健指導をさせていただくべく、その方の情報を抽出させていただく。そして、その方の病院のかかりつけの先生と連携をして、ご指導といたしますか、させていただくというのが1点。

もう1点ございまして、それは特定健診、生活習慣病の発見を目的とした特定健診でもって、

リスクが高いと糖尿病性腎症に移るリスクが高いと判断された方についても抽出させていただいて、医療機関にかかりつけない、病院にかかっていないのであれば、当然、受診の勧奨をさせていただくと、そういった流れをさせていただく内容でございます。

以上でございます。

○佐藤副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。

レセプトの分析は、委託というのは、これからなんでしょうか。今でも、委託でやっているということですか。

○佐藤副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 令和6年度におきましても、レセプトの抽出、また保健指導の業務をさせていただいております。

以上でございます。

○佐藤副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。

糖尿病はですね、症状は乏しいんですけれども、腎障害だけじゃなくて、失明を招くような糖尿病性網膜症であるとか、神経障害、あとは動脈硬化性で足の動脈が詰まるとかね、そういった重大な合併症を招く症状で、病態ですけれども、症状も乏しいということで、なかなか病気に対する意識というのも低くなりがちだと思います。保健指導であったり、かかりつけのない人は医療機関につながるよという取組されているということですが、いろいろ治療していても中断されたりということもあったりするもので、病気の管理、コントロールは、一筋縄ではいかないということも認識するところです。

本市にお尋ねですけれども、本市における糖尿病の有病率というのは、分かるでしょうか。

ほかと比べて、どういう状況かとか、含めてなんですけれども。

○佐藤副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 今、手元に数字を持っておりません。ちょっと抽出できるかどうかも含めて、後ほど、お答えをさせていただきます。申し訳ございません。

○佐藤副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 よろしく申し上げます。

先ほど、レセプトから分析ということで伺いましたけれども、今のところで、そのレセプト

から見た、糖尿病によって重症化したというあたりでの医療費とか、実態はとか、そこから来る本市の課題といますか、そのあたりはいかがでしょうか。

○佐藤副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 糖尿病性腎症で最も怖いといますか、の部分としては、人工透析に移らざるを得ないというところです。人工透析になりますと、お一人当たり年間500万円強の医療費がかかってしまうと。あと、もう一つはそこご本人にとって、週に3日の人工透析、腹膜の部分はもう少しご自宅でできる部分はあるかとは存じますが、生活上のなかなか苦しい部分が発生するということがございます。そういった大変なところに移行するというのは、医療費というよりも、その方の生活にとっても、やはり予防というのは必要な部分と捉えておりますので、これはしっかりと徹底して、ご説明して、取り組んでいかなければならないと考えております。

以上でございます。

○佐藤副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 ありがとうございます。

保健指導、かかりつけがなかったり、健診でね、糖尿病に本格的にといますか、移行する前の保健指導に力を入れて、保健指導を行っているということはあるわけですが、そういう場に来られないという方への対策も大事かと思っているところです。

糖尿病は食べ方であるとか、運動、働き方など、生活習慣が大きく関わります。経済的な背景であるとか、働き方、社会的な要因というものが大きいわけですが、そういうところに対策、目を向けて、専門家の知見であるとか、地区内でのその管理の仕方、管理指針などですね、そういうシステム、地区医療機関との連携で、地区レベルでそういうシステムが形成されていければ、理想的ではないかなと思うところです。そういったところで、予算面でも予防に力を入れる、そういったところにシフトしていくような予算を増やすことが大切かなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、資料No.11、354ページになります。

後期高齢者医療事業特別会計になりますが、保険料の歳入のところ、今年度予算が7億1,800万円で、前年度より比べて、1,586万円強増えているんですけども、後期高齢者保険料は昨年引き上げられて、今年は維持されているわけですが、この増えた分というのはどういった要因なのか、教えてください。

○佐藤副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 後期高齢者医療の保険料についてのご質疑を頂戴いたしました。

後期高齢者医療保険料は、2年ごとに改定がなされます。そして、今の保険料の率につきましては、委員おっしゃったように、令和6年度と令和7年度同じ保険料でございます。この数字が違う部分、アップした部分というのは、被保険者数、加入者の方の増によるものでございます。

以上でございます。

○佐藤副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。

それでお尋ねですが、一方で、後期高齢者の保険料で滞納されている方の状況というのは、どうでしょうか。

○佐藤副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 滞納されている方、いらっしゃいます。後期高齢者医療保険料、基本的には原則、特別徴収、年金からお預かりをさせていただいている部分。もう一方で、年金がない方、また年間で18万円より低い方につきましては普通徴収、紙ベースの納付書ベースの納入いただいている方々です。その方々につきまして、滞納の方は若干いらっしゃる状況です。

以上でございます。

○佐藤副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 そうしますと、年金に加入されていないとか、18万円以下の収入の方ということで、超低所得ということになりますか、ということだと思えますけれども。

○佐藤副委員長 石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 年金のない方が全て低所得者かといいますと、100%ではないとは思いますが、往々にほとんど年金のない方が全てではないとは思いますが、低所得の方が多いうところは、おっしゃるとおりかと存じます。

以上です。

○佐藤副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 分かりました。

これまで私たちとしても、後期高齢者の保険については、どんどんこう上がる仕組みになっ

ておりますし、窓口負担がね、大きくなっているということで、受診抑制とかということになっているので、かかりやすいようにしていくのが必要だろうと申し上げてきました。これについては意見を申し上げて、終わります。

最後ですけれども、資料No.12の29ページ、下水道建設改良費についてです。

資料No.は12、29ページご覧いただいて、建設改良費ということで、ポンプ場建設改良費とあります。この工事費3億4,432万円ということに計上されていますが、これは具体的な事業内容というのは、教えていただくことができますか。

○佐藤副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらにつきまして、同じ資料No.12の33ページとなります。33ページのこちらの表の2番目のほうがポンプ場事業ということで、こちらの事業費の3億6,172万4,000円の中としまして、④の藤倉の汚水ポンプ場から、⑨の中央ポンプ場の屋根の防水の改修工事ということまで、予定をしております。

以上でございます。

○佐藤副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 承知しました。

私、以前の一般質問で取り上げた件は、やはり地元の冠水するエリアのことが気になるというところがあります。

本市の平成6年塩竈市総合治水計画では、降水量52.2ミリに対応できる機能というか、ポンプ場の根幹施設の整備というものが進められてきております。12月定例会のときに教えていただいたのは、平成25年に牛生町地区のポンプ場は完成しているんですが、降水量約40ミリに対応する機能を持っているとお伺いしたんですけれども、やはり昨今の気候変動で線状降水帯とか、雨の降り方も集中的に強まるような懸念を持っていますので、冠水しやすい当該地に、簡易ポンプの設置とかを検討していただくことはどうなのかなと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

○佐藤副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらのご紹介いただいた牛生町地区でございますけれども、委員おっしゃるとおり、平成25年度にポンプ場が完成しております。また、ポンプ場の地下にはですね、貯留施設といたしまして、2,000トンをためる雨水の貯留施設も入っておりますので、こういったことも含めまして、1時間当たり40ミリ程度まで対応できるということに

なっております。

ただし、最近ですね、近年の雨の状況なんですけれども、令和4年もですね、7月に46ミリぐらい雨が降っているんですけれども、そのときには何とかこの施設でもって、大規模な冠水等がなかったという、市内もそうですけれども、何とかこれまで整備をしてきましたポンプ場とか、貯留管の効果が発揮されているという状況が、まずは確認できているという状況でございます。

以上でございます。

○佐藤副委員長 鈴木委員。

○鈴木（悦）委員 ありがとうございます。

様子を見ながらですね、市民が暮らしやすいような整備をしていただければ、そのことをお願いしまして、私の質疑は終わります。

○佐藤副委員長 以上で、鈴木悦代委員の質疑は終了いたしました。

先ほどの鈴木悦代委員の質疑に対し、答弁漏れがありました部分につきまして、保険年金課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。石村保険年金課長。

○石村市民生活部保険年金課長 鈴木委員から糖尿病の有病率について、ご質疑を頂戴しておりました。

まず、レセプトから糖尿病かどうかを抽出できる情報は少ないんですが、レセプト上で、この保健指導の対象となる方については、治療を中断した方、糖尿病の治療を中断した方についてでございます。

もう一つ、率のところなんです、これは特定健診のデータから抽出をしております。といいますのは、メタボリックシンドロームの対象となっている方が25.4%、また、その予備軍の方々が10.5%でございます。こういった方々に対して、保健指導させていただきたいと申出をしていくということになります。

以上でございます。

○佐藤副委員長 それでは、質疑を続行いたします。

辻畑めぐみ委員。

○辻畑委員 日本共産党塩釜市議団の辻畑めぐみでございます。

まず、1つ目、実施計画29ページの配食サービス事業費について伺います。

午前中もこの配食サービスについてはありましたけれども、対象はどういう方とかというこ

とがあり、回数としては週2回以内、料金は350円までは市で助成するという中身でした。それで、これは所得に関係なく、週2回まで利用できるという制度でしょうか。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 所得に関係なく、利用できる制度となっております。

○佐藤副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

生活、食事は本当に大切なことです。この物価高騰もあります。今、2回ではありますけれども、この回数を拡大する、こういう検討はないでしょうか。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 現在、週2回が限度の制度になっております。回数拡大の検討についてですが、今年度、令和6年度において、対象の拡大であったり、ちょっと以前はお弁当の種類なども限定していたんですが、そういうこともなく選べるということとか、そういった拡大もしております。そういった中で、ご利用者の方々が増えている状況です。まず、ご利用していただく方々を増やしていきたいというところでした、令和7年度において、回数の変動については、現在のところ、検討してございません。

以上でございます。

○佐藤副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

朝昼晩の食事、それが1週間だと21回ですよ。それで、本当にくどく言いますが、食事は本当に大切ですので、どうぞご検討をよろしくお願いいたします。

あと、対象年齢65歳以上とありますが、いろんな自治体ではおおむね65歳ということで、大卒をちょっと六十四、三歳くらいでも、そういう状況であれば、やるよという自治体もいろいろあるんですよ。そういうことは、考えていらっしゃいますか。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 こちらの制度につきましては、規定では65歳以上にしてありますが、そのほかに40から64歳のいわゆる介護保険を使っていらっしゃる障がいの方であったり、2号被保険者の方も対象にしてございます。

以上でございます。

○佐藤副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員　じゃ、介護保険を利用している方ということですね。分かりました。

それでは、次に行きます。

実施計画29ページの、ねたきり老人等紙おむつ支給事業について伺います。

これは対象は65歳以上で、要介護3以上の方を在宅で介護している方への助成となります。前は4以上を要介護3に低く下げてくださいという経過はありますけれども、最近、高齢の方が高齢の配偶者を介護するという方は、本当に増えているのではないかと思います。この間、みのが丘のあの坂道を私歩いているときに、カートにおむつを載せて、引っ張ってくる方がいらしたんですね。塩竈市では、おむつ券をやって、あと、ご本人、介護士さんの方が薬局なり行って、おむつを買うということになっていますが、ほかの自治体では、前もお話ししたと思いますが、おむつ屋さんが届ける、そういうことをやっている自治体があります。塩竈市でもなかなか車もないから、結局はそういうカートで、そして、坂道も上る方もいらっしゃるので、そういう方に対する温かい制度といいますか、介護者さんによってはおむつを配達する、そういうことは検討されませんか。

○佐藤副委員長　山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長　委員おっしゃるように、地域の中で見かけたということで、そういった対象の方もいるとは認識してはございます。今回、令和6年度ですが、4月限定なんですけど、4月に申請が多いものですから、4月に申し込んでいる方を対象に、簡単なアンケート調査をさせていただきました。その支給の方法についてでございます。120名くらいの方に回答いただいたんですが、その中では多く、率でいいますと97%の方が、現状の支給をご希望されたというところもございます。そういった中から、現状の支給のところを実施させていただきたいと考えてございます。

以上です。

○佐藤副委員長　辻畑委員。

○辻畑委員　97%が現状でということですが、配達もできるという、そういう分かるような中身ですか。ごめんなさい。配達を希望する人はいますかという、そういう中身はありますか。

○佐藤副委員長　山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長　すみません。ちょっと質疑の具体的な、設問の中身としての問いについては、今、手持ちにはないんですが、現物支給をご希望されるかということと、現状の金券での支給というところでのご質疑をさせていただいております。

以上です。

○佐藤副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。現物支給、ちょっとアンケートの中身をもう少し、ちょっと詳しくお聞きしたいところですが、わずかな方でも、やはり困難が生じているという介護者さんもいると思うので、そこを丁寧に調査をするなりして、対応をお願いしたいと思います。

では、次に行きます。

実施計画30ページの成年後見制度利用支援事業というのがあります。これはどういう中身か、協議会及び中核機関の設置のためとありますが、もう少し具体的なところを教えてください。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 こちらの成年後見制度利用支援事業実施計画になりますが、市では、地域福祉計画の中に、成年後見制度利用促進計画というものを位置づけております。その中で、国が示します通常の支援だけでは支援が困難な方々を対象とした、支援のための地域連携ネットワークの構築ということが求められております。

現状のところのこの事業でございますが、そういった地域の連携ネットワークを構築していくための取組でございます。現状でいいますと、様々な支援者、例えば、相談窓口でいいますと、地域包括支援センターや障がいの相談支援事業所、それに加えて、司法の専門職である弁護士、司法書士や社会福祉士、そういった方々の団体を含めたネットワーク構築を図って勉強会をしているところですが、さらにそちらをそういった取組の協議会として構築していくことが求められているので、そういったステップを踏みながら作成していき、そういった協議会の中で検討しながら、支援が必要な方の支援について考えていくという事業になってございます。

以上です。

○佐藤副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 すみません。聞きましたが、ちょっと私自身のみ込めなくて、この資料の中には協議会及び中核機関の設置とありますが、この中核機関の設置ということはどういうことか、教えてください。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 中核機関といいますのは、そういったネットワークを構築していく協議会をコーディネートする役割を担うところでございます。現在、市では、そ

ういった成年後見制度の支援、高齢福祉課、そして、生活福祉課で担っておりますが、そういった部分を協働して取り組むところを考えながら、コーディネートする機関について、設置していきたいと考えてございます。

以上です。

○佐藤副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ごめんなさい、ちゃんとのみ込めなかったんですけども、実際、その成年後見制度、この制度は認知症とか、自分の財産をうまく処理できないとか、そういう人が対応かなと思っていました。例えば、民生委員さんとか、そういう役割、地域の皆さん、高齢者の皆さんを見守っていく、そういう方なんかも、近くでそういう方を見つけたらば、コーディネートのそのネットワークというところに、こんな人いるんだけどって、そういう流れになるのでしょうか。説明をお願いします。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 地域の皆様、民間団体や地域の民生委員さん等も、そういった地域連携ネットワークの中には、当然、入るものと考えてございます。現在、ちょっとコアなメンバーで勉強会を重ねておりますが、協議会等の設置の際には、そういったところも含めた、まだ、ちょっとその辺のメンバーのところは検討中でございますが、そういったものも基本的には含まれていく状況でございます。

あと、その大きな協議会で個別のご支援をというよりは、実際の支援のところは、もう少し細かな、実際の関わるメンバーでの支援するチームという形で支援し、そういった課題を大きな協議会で検討していくというのが、イメージとなっております。

以上です。

○佐藤副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 あとは、もう少し詳しくは、後ほどお聞きしたいと思います。

では、資料No.11の321ページになります。

認知症総合支援事業費と、これはどういう内容か、教えてください。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 資料No.11、320ページ、認知症総合支援事業ですが、こちらは、認知症の方々が地域の中で生活していくための支援のための事業でございます。大きくは普及啓発や相談体制を充実していく事業、もう一つは、早期発見や早期診断の体制を

整備する事業ということになっております。

こちらの相談体制の強化のところでは、地域包括支援センターや市に認知症地域支援推進員というものを配置しながら、相談体制や地域の認知症の理解を普及するための取組を行っております。

また、早期発見、早期診断の体制整備におきましては、専門機関との連携や認知症初期集中支援チームという、短期間にチームで組んで支援するような取組がございまして、そちらを実施してございます。

以上でございます。

○佐藤副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 ありがとうございます。

これに関連いたしまして、認知症の予防のために、このたび福祉子ども未来部高齢福祉課より、広報の中に、宮城難聴支援ネットワーク発行の補聴器相談員による加齢性難聴の治療選択というパンフレットが挟まれていました。その中の耳鼻咽喉科の先生は、治療せずに放置された難聴は認知症の要因となると述べています。そして、加齢性難聴の治療として、手帳で購入できない軽度、中度の難聴者から、補聴器の使用が望まれるともありました。

去年の10月時点で全国375自治体、県内では4自治体が購入助成を実施しています。認知症重症化する前に、医療費の軽減にもつながるためにも、購入の助成を検討されたいのですが、いかがでしょうか。

○佐藤副委員長 長峯福祉子ども未来部長。

○長峯福祉子ども未来部長 私から、お答えさせていただきます。

これ、以前の議会一般質問でもお尋ねがありました。こちらに関しましては、まずはそのパンフレット、こういったチラシをもちながら、一般の住民の方々に知っていただくというところから、始めさせていただきたいということでの今回取組でございます。単純に、その事業を行うから、例えば、国からの例えば特別交付税、その措置などのそういった制度もあるというお話でありましたが、あくまでも、こういった介護の予防事業の中で、一体的なものとして実施をしなくてはならないということで、一つ一つ手順を踏みながら、取組というか、こういったものを進めていく必要があるのかなということで、今現在、考えてございます。

以上でございます。

○佐藤副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。入れましたよということ、紹介したいということで入れてくださったんですけども、本当にこの補聴器の使用はとても大切なことだと思うので、これからも引き続き、市として購入の助成を、検討のお願いをしたいと思います。

では最後に、資料No.11の296ページ、介護保険事業特別会計のことですが、この歳入では、保険料が前年度予算に比べ、2,124万2,000円増加しています。この理由をお聞かせください。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 こちらの保険料は、令和6年度から第9期の保険料として、基準額で月額6,010円となっております。まず、様々な段階ございますが、そういった方々の段階の保険料、人数、それから保険料を掛け合わせた結果の収入ということになっております。

以上です。

○佐藤副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

今、おっしゃったように、基準月額が6,010円となりました。この滞納者という方はいますか。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 保険料の滞納者についてのご質疑でした。

介護保険料ですが、特別徴収という年金から天引きされる徴収方法と、月額18万円以下よりも少ないと、普通徴収ということで、割賦等で納めていただく徴収方法がございます。そういった中で、年金天引きのところは100%となっておりますが、普通徴収のところだと、やはり滞納者というものはございます。

以上です。

○佐藤副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。

何人くらいいらっしゃるか、今、分かりますか。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 すみません。ちょっと直近の数字のところはすぐに出てまいりませんので、申し訳ございません。

○佐藤副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 直近でなくても、つかんでいらっしゃる数があれば、教えてください。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 大変申し訳ございません、後ほど、回答させていただきます。

○佐藤副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 分かりました。お願いいたします。

本当に何のことについても、この物価高騰の中、何でも支払いが厳しいということがあります。こういう方に対して具体的に、数はいいですがけれども、どのような対応を、滞納する方に対しての対応何か、どのようにされているか教えてください。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 滞納に対しての働きかけということでございますが、まずは納期限過ぎた方で、2週間程度たった方には督促という形で送らせていただいておりますが、そのほかに催告という形で、現年度分、それから前年度分、過年度分ですか、ということで、また年に1回、保険料の割賦等を含めて、送らせていただいております。

そのほかに、そういった中でご相談があった方には、具体的な分納計画なども一緒に確認をさせていただきながら、考えている状況でございます。

以上です。

○佐藤副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 実際に役所に来て、私なかなか入れないという方、大体、去年度というか、前年度では、おおよそ何人くらいの方がいらしたか、分かりますか。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 分納相談の人数でございます。ちょっと今、手元にありませんので、資料をちょっとお調べして、後ほどご回答したいと思います。

よろしく申し上げます。

○佐藤副委員長 辻畑委員。

○辻畑委員 いろいろ質疑はしてきましたけれども、昨年の介護報酬では、不十分な引上げにとどまりました。その中で訪問介護の基本報酬が引下げとなって、倒産する事業者が全国で増えています。今後、自宅で生活ができるかどうか、危惧されています。介護保険制度、介護の必要な方が、お金の心配なく安心して生活ができるような、公的な制度に見直されるべき

と考えます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○佐藤副委員長 以上で、辻畑委員の質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は13時55分といたします。

午後1時45分 休憩

午後1時55分 再開

○佐藤副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページ等をお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

菅原善幸委員。

○菅原委員 それでは、私から、企業会計の部分で質疑させていただきたいと思います。

まず初めに、資料No.14の3ページから、何点か質疑させていただきたいと思います。

このここに書かれている会計予算が書いてありますけれども、令和7年度で水道事業会計であります。そこで、この第2条の中で、業務の予定表の(1)の給水戸数が記載されておりますけれども、約2万6,531戸ということで、前年から比べて、これはやはり昨日、一般会計のほうでもね、やはり住宅は若干増えているということもちょっと確認させていただいておりますので、この水道の戸数に関して増えている部分、多分あると思いますけれども、その部分について、ちょっと確認させてください。

○佐藤副委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 こちら令和6年度当初予算のときの計画の給水戸数ですと、2万6,413戸ということになっております。なので、120戸増えているという形で、やはりこのところの給水戸数ですね、人口は減っているんですが、戸数は毎年微増になっているというのが、状況ございます。

以上です。

○佐藤副委員長 菅原委員。

○菅原委員 この(2)にね、給水量が書いてありますけれども、これ給水量といいますと、自宅に引き込むところだと思いますけれども、量的にはやはり679万3,103立法メートルという

ことで、これも若干、これはマイナスになっているということなんですけれども、戸数が増えて、給水が減るということのちょっと考え方を、ちょっと教えていただきたいと思います。

○佐藤副委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 給水戸数だけでは、一概に申し上げられない部分もあります。業務用とかもございまして、そこもまた影響はしておるんですが、ただ、戸数は増えても、やはり人口が減っているということで、1軒当たりにお住いの方の人数が減っている状況ですと、やはり人が減ると、その分使用する水というのは確実に減ってきているという状況が、こちらの給水量に反映しているものと考えてございます。

以上です。

○佐藤副委員長 菅原委員。

○菅原委員 私もこれ何点かですね、予算なり、決算で質疑させていただきました。

給水量が減るということで、やはり今の住宅で、前、答弁の中で、やはり水の量が、使っている量が減るというのは、もう当然なことだと思うんですけれども、やはり今、シャワーヘッドとかそういった部分で、やはり節水という部分も、やはりもう一般の住宅なんかでは、そういう形で節水なんかも考えているということでございます。そういったことを、また、庭が少なくなったということも考えられるということで、前回、ご答弁いただきましたけれども、この水の安全性ということで、前から塩竈市の水というのはおいしいですよということで言われているわけなんですけれども、そういった部分を考えて、やはりもう少しね、その民間で一般のね、ペットボトルで水飲むというのはもう今、もう現代の人は、もうほとんどやはりペットボトルで飲んでいる人が多いんですけれども、そういった部分で、やはり水道部のほうで、しっかりとそういったアピールもね、していく必要もあるんじゃないかなという部分があると思います。

広報なんかにもね、たまに入ってくるわけなんですけれども、これはそういう安全で、もうぜひともそういったPRもね、していかなければいけないんじゃないかなということも考え、世帯が減っていくのは、もう当然ながらあるわけなんで、ぜひともですね、そういったPRもね、していただきたいと思います。

次の3条に、収益的収支の支出が予定額ということで書いてあります。水道事業の収益という形で、何ぼだ、ごめんなさい、16億2,984万9,000円ということで、事業収益がございまして。これ昨年と比べて、私も昨年のやつちょっと見させていただいたんですけれども、約2,000万

円ぐらい減収になっているわけでございますけれども、この大体3%ぐらいであります。

そして、10ページには、キャッシュ・フローというのがございますけれども、その中で、純利益がここに書いてある15万5000円なんですね。そういう本当に昨年から見て、大分減ってきているんじゃないかなと思うんですけれども、この期末の残高を見ても、19億7,652万5,000円となっていますけれども、このキャッシュ・フローから見て、その水道の業績というか、会計が運営的にどのようにこの表から、キャッシュ・フローから見て考えられるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○佐藤副委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 キャッシュ・フローの一番上にですね、当年度分純利益ということで、令和8年3月31日までのキャッシュ・フローの中で15万5,000円という、かなりもうかつかつの状態ということで、今年度予算を組ませていただきました。

それで、委員ご指摘の資金期末残高、実はこちらが今まで少しずつ増えていたんですが、令和7年度こちら減っております。こちらは収益的収支だけではなくて、投資の部分、資本的収支で、どうしても資金が足りなくなりますので、その分を利益剰余金、あと内部留保資金、こちらのほうから投入していかななくてはいけないというところになってきました。これから水道事業、大型の事業を抱えておりますし、やはり経年劣化している部分の更新、管路の健全化ということを考えていくと、投資がどうしても増えていく状況になりますので、この状況というのは、今後数年続いていく状況になるかと思えます。そうなれば、やはり今資金がある部分でやっておりますが、これどこまで耐えられるかということは、やはり根本的に考えていかなくてはいけないという状況だと考えております。

以上です。

○佐藤副委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

厳しいというのはね、もうこれを見ても当然だと思えるんですけれども、やはりそれを考えますと、収益収入ですね、給水量が目減りしていくというのは、もう毎年、もうどんどん減っていくわけなので、そして支出を抑えていくしか、やはり収益を上げていくような、何ですか、抑えていくようなことはできないんじゃないかなと思います。

やはりその影響がですね、本当に心配されるわけなんですけれども、もうどういった影響が今後あるのか、大変厳しい。この辺、昨日も私たまたま見たテレビが、もう水道料がもうか

なり全国的に上がっているような状況にあるということ、ちょっとテレビで見たんですけども、そういった状況は全国的に起こっている。これ何かというと、やはり管の老朽化のですね、やはり整備が本当に必要になってくるという部分もございますし、そういったことを考えていきますと、どのような今後影響があるのか、その辺はちょっとお伺いしたいと思います。

○佐藤副委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 委員おっしゃるとおり、管の老朽化というものに対する対策、対策といえば、更新していくということになるんですが、それを怠れば、やはり近年いろいろ出ておりますような水道管の破裂とか、そういうことが今後起こり得るものと考えております。そうならないように、きちんとやはり投資はしていかななくてはいけない。ただ、投資をするためには、やはり財源が必要になってきます。その財源を確保するために、これまで窓口業務の委託であるとか、浄水場の運営、運転管理を、委託などしながら経費を削減してきたんですが、これからまたどのように効率的に事業を運営していくかというところで、歳出、そういった投資をするための別な面での歳出というのを、どんどん削減できるものは削減して、外出しできるものは外出しながら、考えていかななくてはいけないと思うんですが、それもどこまで続けられるかというところがあります。やはり給水人口減ってきていますので、その収益、一番、基になる給水収益が減ってきているというのが、やはり一番厳しいところだと思います。これを増やすということはなかなか難しいと思いますので、その辺、十分これ今後いろいろな角度から検証しながら、今後の水道運営の在り方というのは、考えていかなければいけないところとっております。

以上です。

○佐藤副委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

本当に私もね、この水道に関しては漏水というのが本当にないようにという形で、漏水対策を行ってほしいということは何度もお話しさせていただいたんですけども、しかしながら、現実的にやはり漏水というのは、やはりいろんな様々な部分で劣化していくというのは当然なことであり、管なんかは、今、耐用年数なんかはもう50年ぐらいという形で、もうその50年に達しているのが、やはり全国的な部分だと私も思っております。そういった中では、本当に収支のほうを見させていただくと、今後のやはり運営に関しても、やはり先ほどもね、

答弁のいろんなことも協議会ですか、そういった部分も立ち上げながら、外部の意見も取り入れるということでございますので、そういったことを踏まえながら、今後、塩竈の水道、本当に良い水道だということをね、水を飲めば本当に、アピールも若干していただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、下水道からちょっと質疑させていただきたいと思います。

下水道、資料No.12の3ページでございます。

これも先ほどと同じように、2条に予定量というのが書いてあります。処理地域内の戸数、2万4,351戸ですね。前年度から見たら、多分、私もちょっと調べたんですけども、2,360ということで、これも増加ということでございますけれども、その下に(2)に年間処理水量がございます。これは増加、やっぱり増加しているということで、これはあと水道と真逆の形だと思うんですけども、この水量の経過にどういう影響とか、そういった部分も見られるのか、伺いたいと思います。

○佐藤副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらの業務の予定量でございます。戸数につきましては、下水道でも、約390戸ほど増加という形で、こちらのほうは世帯数の増加というのを見込みまして、この数字を予定としております。

また、年間処理水量につきましては、下水道の分のこの処理水量につきましては、処理場で下水を処理する水量ということ想定して、計上しているものでございますけれども、こちらにつきましては、汚水の処理以外にも、不明水というのも入っておりますので、こちらを大体約25%ほど加味した形での数字ということになっております。

以上でございます。

○佐藤副委員長 菅原委員。

○菅原委員 この戸数に関しても、水道と若干違うところが多分あると思うんですけども、水道の場合は多賀城市の分も多分入っておりまして、下水道は多分入っていないのかな、純粋な塩竈市という形だとは思いますが、そういった部分も考えて、やはりこの増加傾向というのね、ちょっと水道とはまた違う部分がありますので、それで、老朽化した下水道管というのは、建設改良費に当たると思うんですけども、その辺の耐震対策の整備について、どのように行っているのか、ちょっとお伺ひしたいと思います。

○佐藤副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 下水道の建設改良事業でございますけれども、資料No.12の33ページとなります。

こちらのほうに建設改良事業関係、1番の公共事業というのが管路部分となります。こちらの部分には、管路につきまして、老朽化しております管路の対策といたしまして、昨年度から取り組んでおる事業でございますけれども、来年度は管路のその調査設計を行って、老朽化対策に取り組んでいくという中身になっております。

続きまして、2番のポンプ場事業でございますけれども、こちらにつきましても、事業種別ほぼほぼ全部ですね、老朽化対策事業ということで、基幹系の更新という形で、老朽化対策という形になります。こちらにつきましては、管路につきましては、老朽化といいながらも、耐震化も併せた形で更新をしていく考えでございます。

以上でございます。

○佐藤副委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。

この計画どおり多分やられると思うんですけれども、例えば、水道ですと、その老朽化とか、施設の台帳というのがございますけれども、それによって多分水道というのはね、計画的に多分やるんですけれども、この下水道には、この台帳整備というのは存在するのか、どう今やっているのか、その辺ちょっと確認させてください。

○佐藤副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 下水道にも、水道と同じ台帳ございます。この台帳の中で、50年を超えている下水道の管路、汚水管路ですけれども、約1.1キロメートルということで、4.2%、50年を超えている管ということになります。

こちらの管につきましては、実施計画の41ページとなるんですけれども、実施計画の41ページとなります。こちらにつきまして、一番上の下水道の汚水老朽管更新事業、こちらのほうで老朽化している管につきまして、年度計画を立てまして、更新事業をしていくという形なり、老朽化、こちらにつきましては古い順に調査をしながら、調査の結果に基づきまして、更新していく事業でございます。

以上でございます。

○佐藤副委員長 菅原委員。

○菅原委員 これなぜ聞いたかといいますと、この同じページの実施計画の41ページには、水道

施設の台帳というのがね、記載されているんですけども、下水道が、先ほど今の説明でいきますと、汚水老朽管に入っているということによろしいですかね。

○佐藤副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 下水道の管路も、今後、ますます老朽化が進んでくるという状況もございますので、まず、4.2%とまだ低い状況でありますけれども、今後10年、20年たちますと、こちらのほうがどんどん数字が増えていくということがございますので、まだまだという部分での気持ちではなく、いち早く取り組んでいる状況でございます。

○佐藤副委員長 菅原委員。

○菅原委員 分かりました。ありがとうございます。

実はこの下水道のね、老朽管に関しては、1月に皆さんも多分ご存じのとおり、1月の18日に埼玉県八潮市で、交差点での陥没事故がありました。そういった中で、やはり耐用年数が50年と言われているんですけども、大体40年ぐらいの管で多分陥没したということがございますけれども、では、本市の中では、この下水道のやはり耐用年数50年を超えているというのではないと思うんですけども、これ40年ぐらい超えているというのは、何か所かあるのでしょうか。分かんないですかね。

○佐藤副委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 今、先ほどお話ししました50年超えている管が、1.1キロメートルということがございます。40年というのは、下水道の耐用年数ちょっとありませんので、50年で調査を、調査というか、統計を取っているということがございます。すみません。

以上でございます。

○佐藤副委員長 菅原委員。

○菅原委員 そういったケースもあったということで、この間のニュースなんかでも出ているわけなんですけれども、もうぜひとも、そういった危険性のね、ある場合は、本当にやはり我々の生活に密着している、やはり下水道、水道でございますので、その辺をぜひとも管理していただきたいなと思います。

そこで先ほど、次の質疑なんですけれども、下水道施設等維持管理包括的民間委託の導入について、先ほど、いろいろと質疑、答弁がございましたので、私からはあまり触れませんが、一つやはりこの民間のウオーターPPPですね、その部分でやはり今年から行うということがございますので、やはりしっかりと連携ですね、やはり民間と行政が連携しない

と、なかなかこのPPPが本当にいい結果に終わる場合もあるし、悪い結果に終わる場合もございますので、その辺もやはり連携と情報の共有だけは、しっかり行っていただきまして、やはりこのこれからのPPPに関して進めていっていただきたいなと思いますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

ちよつと時間早くなりますけれども、ちよつと重なっている部分がございますので、ちよつと省きましたけれども、私からの質疑、終了させていただきます。ありがとうございます。

○佐藤副委員長 以上で、菅原委員の質疑は終了いたしました。

先ほどの辻畑めぐみ委員の質疑に対して、答弁漏れがありました部分につきまして、高齢福祉課長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 先ほど辻畑委員からご質疑がありました、介護保険料の滞納者数についてでございますが、こちらは現年度の部分でお調べさせていただきました。

2月27日現在、250人となっております。また、窓口相談数は37名となっております。

以上となります。

○佐藤副委員長 それでは、質疑を続行いたします。

浅野敏江委員。

○浅野委員 それでは、私からも、菅原委員に続いて質疑させていただきます。

まず初めに、資料No.11の298ページをお願いいたします。

この今回、介護保険事業特別会計の中で、第3款国庫支出金第2項国庫補助金の中で、保険者機能強化推進交付金と、介護保険保険者努力支援交付金と、この2点についてお聞きいたします。

まず、この事業の内容についてお知らせください。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 介護保険保険者機能強化推進交付金並びに介護保険保険者努力支援交付金についての、内容のご質疑でございました。

こちらは客観的な指標による評価、介護保険の評価結果に基づく財政的なインセンティブとして創設されたもので、保険者による高齢者の自立支援、重度化防止の取組についてを評価するものとして、まず、推進交付金ことができました。その中で、さらに介護予防、健康づくり等の取組について評価するものとして、介護保険保険者努力支援交付金となっております。

以上でございます。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

これらのこの国土交通省のホームページを私も見させていただきました、どういったものなのかということ。やはり介護にはまず予防が大事だという視点で、各自治体で行っている様々な、そういった事業に対する評価に対する交付金と理解させていただいたんですが、中ではその一覧がありまして、全国の都道府県の評価の点数と申しますか、そういったのを全部表れているんですね。宮城県も出ていますけれども、当然、そこには各自治体の評価が反映されていると思うんですが、本市においてはその辺どのような状況なのか、お知らせください。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 こちらの交付金の県内での状況でございます。詳しい状況についてはちょっと細かな評価になりますが、県内の状況で申しますと、35市町村、令和6年度の状況で申しますと28番目、令和7年度の試算で申しますと23番目という状況になってございます。

以上です。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 これは県内における23番目ということで、どのような評価になっているのか、その中身もお聞かせください。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 本市のこちらの交付金から見える特徴として、分析した状況でございます。まず、保険者機能強化推進交付金の指標として大きく3点ございますが、持続可能な地域のあるべき姿を形にする取組という、大きなテーマでございます。介護保険事業の特徴の把握や実績の考察等を含めて実施しているものの、具体的な改善策のところでもう一歩必要だという評価となっております。

また、令和7年度取組予定としましては、介護予防や介護予防生活支援サービス、一般介護予防、認知症施策については、実施の予定があるというところがあります。

また、PDCAサイクルの部分に関しましては、取組はなお推進が必要であるが、令和6年度と比べると、取組が意識されているという評価でございます。

また、2点目といたしまして、公正公平な給付を行う体制を構築する取組というのがござい

ます。こちらは介護の給付の適正化の事業の取組でございますが、優先的な効果が高い帳票のチェック体制、点検体制の実施に取り組んでいる状況でございます。

3点目、介護人材の確保、その他のサービス提供基盤の整備を推進する取組といたしましては、介護人材の取組につきましては、県との共有を図り、事業の提起を行っているところで、情報提供を行っているところでございますが、具体的な取組ということは、今後の課題となっております。

2つ目の介護保険保険者努力支援交付金というところでは、介護予防の取組、介護予防日常生活支援の取組では、医療情報などのデータを活用した課題の把握を行っている状況で、通いの場の参加の支援に努めている状況は、評価されてございます。

2点目、認知症総合支援を推進する取組としては、認知症初期集中支援チームの活用や、地域の認知症サポーター養成講座などの取組を通じて取り組んでいる状況が、評価はされてございます。

在宅医療、在宅介護連携の取組については、具体的な取組は、今後の課題となっております。

大変項目の多い、評価項目の多い交付金の評価項目でございますので、その中でピックアップしたものをご報告させていただきました。

以上でございます。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 本当に丁寧なご説明、ありがとうございました。

その中で、昨年から気がつきますと、どちらも減額されているんですね。これはどのように見たらいいのか。例えば、効果が合っているとって減っているのか、それとも、まだまだ足りないよ、ちょっとペナルティーだよと減っているのか。その辺の、この減額の中身の意味がちょっと分からないので、その辺お聞かせください。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 こちらは金額の減額につきましては、取り組むほどポイントがついてお金が給付されますので、減額というところでは、取組上は評価がちょっと下がっているという状況ではございます。

ただ、年度ごとに評価項目というのは同じではなくて、追加されてくる状況がございます。そういった中で、さらに前年度を踏まえたPDCAサイクルでの取組、前年度の結果を踏まえた取組ということで、まだまだ実施していかななくてはならないというところが、評価にな

っていると考えてございます。

以上です。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

今回、細かく聞かせていただきましたけれども、やはり私はあした一般質問しますけれども、後期高齢の方が格段と増えているという中で、本当に機能が強化していく、自立できるということにポイントを置いた取組をしていかなければ、ますます介護費用というものは増えていくし、また、ご本人にとっても決していい人生を送ることはできないと思いますので、そこをやはりしっかりと市だけでなく、地域の皆さんとサポートできるような、そういった取組は本当に必要なのではないかなと、この項目を見させていただいて、それを感じましたので、ぜひ今後とも、その評価が上がるような取決めができるように、ご努力願いたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

では次に、同じ資料No.11の308ページ、介護給付費についてお尋ねいたします。

今回、介護給付費の23億93万3,000円、それから、これは居宅介護サービスですね。それから、施設介護サービスがやっぱり18億949万4,000円ということで、当然、今言ったように高齢者がますます増えている段階で、この費用は今後とも上昇していくと思います。そういった意味で、この2点、本当にますますかかっていく状況、保険料が上げられたりということもいろいろされておりますけれども、介護事業そのものに対するこの財政的な見通しというのは、今現在、そして今後また人数増えていく中で、後で質疑させていただきますが、第10期の計画の部分にも関わってくると思いますが、今現在のそういった財政的な見通しというのはどのようなものなのか、お聞かせください。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 まず、介護給付費の現在、第9期介護保険事業計画を推進しております。そういった計画を立てる中での、あくまで試算の段階での状況ではございますが、給付費の高齢者の人口、そして後期高齢者の人口等の推移を推計した中での、給付費のピークは令和15年から17年というところで、その推計の段階では見ておりました。また、その後に保険料のピークが来るというところは、その後といたしますのは、令和18年から5年くらいのところで、推計をしているところではございます。

ただ、この現在、特に重度の方の認定などは抑えられて、抑えられているというか、増えて

いない状況で、一つは予防の段階の方が増えているものの、重度の方が増えていないという状況がございます。こういった取組を続けていく中で、少しでもそこが抑えられる状況でいけるかどうかというところによっても、ちょっと給付金のほうは大きく変わってくると見ております。

以上でございます。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

確かに介護予防がいかに大事かということが、この財源の傾向を見ても分かりますし、今、それこそ団塊の世代の方が75歳以上になりましたけれども、今度、第2団塊の方たちがいらっしゃいますよね。その息子さんたち、娘さんたちが、次の世代の言わば後期高齢になったときのその状況というのは、まだまだもうちょっと先のことですが、やはりそのことも見据えながらの財源とか、それから保険料とか、また、この現状を維持していくとかという取組が、今現在が一番大事なときなのかなと思っております。

そこで、次の質疑につなげさせていただきますが、この実施計画の28ページの下段に、高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画策定事業とありまして、今年度が第6次の長期総合計画の最終年度で、そこで行われるのが、いろいろ次に行うためのアンケート調査とかするというのが、今年の事業の内容だということでここに示されておりますが、もうどなたか決めずに選ぶと、アンケートの対象を選ぶとなっておりますが、やはり年代とか、男女とか、それから家庭生活の状況とかで、いろんなところでお声も違ってくると思いますけれども、どういったものを基準としてアンケートをしようと思っているのか、その辺お聞かせいただきたいと思います。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 現在、アンケートの詳細については今後の検討もございますが、基本的な計画を立てる上で、前回は4つの調査をしております。

一般の高齢者の方に実施しております介護予防日常生活圏域ニーズ調査ということで、要介護状態になる前の方の生活環境や地域とのつながり、健康の意識などを聞く調査でございます。

2つ目が在宅介護実態調査ということで、要介護、要支援認定を受けている方や、その家族に対して、そういった方々の課題に対しての必要なサービスを聞く調査でございます。

この2つは基本的には国で示される調査、計画を策定する上で必要とされる調査でございます。その上で、追加として市が必要とされる項目を追加している状況でございます。今回、第9期の計画におきましては、認知症の部分などを追加してございました。

そのほかに、前回は65歳未満の方、40歳から64歳の方の今後、介護保険制度を利用するであろう方の生活実態や介護の理解、意識などを含めた、意識それからサービスの利用意向などを含めた調査、それから介護のサービスの事業所に向けた調査などを実施してまいりました。

計画期間の比較もございますので、そういった前回の調査を基盤にしながらも、国から示される部分もありますし、詳細については今後の検討になると考えてございます。

以上です。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

やはりそれぞれの今、介護を受けている方たち、それから、これから受ける方たちという、一般の方たちの意識調査ももちろん当然必要だと思いますし、やっぱりその事業所、今、事業所が抱えている問題点たくさんあると思うんですね。特に介護人材が足りないとか、それから、その報酬が少ないとか、いろんな介護する施設側にも、また、居宅サービスしている事業所や施設型の事業所にしても、中身はいろいろ千差万別だと思っております。そういった中で、その方たちの声も、国全体としてそれも聞きたいんでしょうし、その地元によって特徴のある困り事といいますか、懸案の部分もあると思いますので、その部分を自由表記していただくような聞き方をしていただくと、それこそ皆さんの本当の本音がいろいろ出て、単なる形だけのアンケートで終わらずに、そこから本当の問題も吸い上げられるような、生きたアンケート調査になっていただければなと、ご期待しております。

あと、今、先ほどもお聞きしましたように、本市を取り巻く状況というのは、やっぱり要支援とか、介護に今なりかかっているというか、本当に重症化する手前の方が多く、また、この介護についての認識も行き届いたので、その認定を受ける方も多くなっていると思います。そういった意味で丁寧な、また一方的な1回だけの調査でなくて、再度、その方たちの様々な困り事が、その都度変わってくると思います。それに対する地域包括支援センターとかのアンテナが高くなるような取組をしていただきたいと思います。その辺いかがでしょうか。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 現在、地域包括支援センター総合相談業務というのが基本業務ということでございまして、地域の様々な民生委員等も含めまして、連携しながら地域の実情の把握をしておりますが、その中でも今年度から、より75歳以上の方の、特に独居の方などに訪問活動を開始しながら、まずは健康状態や生活の状態等の把握に努めているところでございます。

そういった中で、そういった状況を当市との中でも意見交換する中で、さらに地域の実情だったり、さらに把握していかななくてはいけない情報などを吸い上げながら、一緒にまた実態把握、必要な支援等について、考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

そこが一番の肝かなと思っておりますので、最先端で一番情報がキャッチできるのは地域包括支援センターのところに、様々な介護を受ける前の方も、また、家族の方からも、いろんな情報が入ってくるのがその部分だと思っておりますので、まず、その連携、それからじっくりと地域包括支援センターの皆さんのお声も聞いていただいて、皆さんが仕事しやすいというのも変ですけども、1人で悩みを逆に抱えずに、地域包括支援センターの皆さんがそれを抱えずに、スムーズな、そして、それが市民の皆さんに行き届くような取組ができれば、先ほどの自立強化何とかという点数も恐らく上がっていくのではないかなと思っておりますので、その辺よろしく願いいたします。

では、資料No.11に戻りまして、320ページ、認知症総合支援事業費1,234万9,000円、先ほども認知症についてのご質疑ありましたが、ここは先ほどお聞きしていましたように、総合的な認知症対策の費用と理解させていただいております。認知症の方の見守り事業もたくさん、今、行っていただいておりますけれども、やはり大事なのは、認知症になりかかっている方のフォローが大変大事かなと思っております。家からいなくなってから探す、その発見も大事ですけども、ちょっと認知症なのかどうか疑いが起きかかっている、そして、その方の人権が損なわれてしまって、ますますその本人を追い込んでしまうという、やっぱり認知症初期の段階の対応というのは大変、家族の方もそうですし、地域の方も難しいところがあると思います。また、ご本人もすごく不安を感じて、自分が何かおかしいんじゃないかという、そういった段階が初期の段階だと思っております。どなたにも今後増えてくる、その認知症対

策、まだまだ一般の方たちも、サポーターの訓練だけではなくて、一般の方たちの認識も、まだまだ認知症に対して誤解をしていることもあると思います。認知症だから何もできないだろうとか、何も分からないだろうじゃなくて、その方の尊厳を持って、その方が認知症になりかかっているとしてもできるということもたくさんございます。そういった家族、地域に対するフォローはどのように考えているのか、お聞かせください。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 認知症の予防、それから、初期の段階での対応についての地域への普及、支援についてのご質疑ございました。

こちらについては、サポーター講座も一つ的手段ではございますが、様々な認知症に対しての様々な取組となるかと思えます。その中で、今年度は認知症の安心ガイドブックというものの改定を、認知症地域支援推進員という、地域包括支援センターと市に配置している職員で使っております。まず、その作成の中で、相談窓口がよく分からないということ等もございましたので、そういったところも分かりやすくしながら作成をしているところですので、それをもって、また地域の民生委員、町内の方々、いわゆるカフェ、認知症のサポーター講座によらず、地域に出る様々な講座であったり、触れ合う機会の中でご紹介していくということ、地域の方々にご紹介していくということが大事な視点とっておりますので、この認知症総合支援事業の取組は、そのほかの地域包括支援センターのほかの項目にあります事業、介護予防であったり、そういったところとも連携させながら、そういった認知症の方々の声、それから相談窓口等の周知に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

ここも大変大切な取組だと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

実施計画書の30ページですね、真ん中の段に成年後見制度利用支援事業費がございます。この成年後見制度というのは、先ほどもご質疑がありましたが、なかなか分かりにくい制度なんですよね。これはできてからほぼ20年近く、もうこの制度ありますけれども、どういった方が利用するのかとか、どういった方に、先ほどの相談でもないですけれども、どういったふうに相談したらいいのかということで、私も以前このことを議会で質問したときに、今、介護のほうにもそのパンフレットなり、申請用紙なりというのを取りそろえていただい

りますけれども、前は社会福祉協議会に行けば、何でもやってくれますみたいな答弁があったものですから、私もそれで安心してしまったんですが、ところが、全然そういうわけではなくて、もっともっと奥が深いというのが分かりました。

それですね、ぜひこの成年後見制度、認知症の方もそうですし、高齢者もこうやって増えていく中で、利用度がこれからますます必要になってくると思います。ぜひ一般市民の方に対して、先ほどの認知症サポーターではありませんが、講演とか、講座をぜひ開いていただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 成年後見制度も含む権利擁護の制度についての説明の機会、普及啓発の機会等についてのご質疑ございました。

この制度自体も説明が大変丁寧に必要な状態でありますし、また、なかなかここに入る上でも、導入として、今、置かれている高齢者、認知症高齢者等の状況などのご説明も必要になってくると思っております。

今現在の取組といたしましては、地域の中で、例えば、消費者被害などの講話を、地域で何か講話というところや、気軽にお話しする中での講話に併せて、こういった制度の説明もしておりますし、それから、認知症サポーター養成講座の取組の中でご説明もしております。その地域の市民の方に向けた説明会や講座につきましては、できるだけ多く参加していただく、その開催の仕方や内容の組立てなども少し考えていく必要があると思いますので、頂いた意見ということを受け止めながら、現在、こちらの権利擁護の制度、地域包括支援センターの社会福祉士や、高齢福祉課の職員ともども取り組んでございますので、そういったところを一緒に検討して、考えてまいりたいと思います。

以上です。

○佐藤副委員長 浅野委員。

○浅野委員 ありがとうございます。

今回の事業の中でも、そういった専門家の方たちの協議会なども開かれるというお話でございますので、ぜひその中でも話題にさせていただいて、一般市民の方、やっぱりこれから利用するだろうという方々のための、分かりやすい講座をぜひ開設していただきたいと思っております。

そこで、もう今現在、独り暮らしだったり、身内がいなくて、これから施設に入られるとか、

そういった方たちは保証人もいなければ、様々なそういった後ろ盾の家族もない。こういった方たちが施設に入るときに、そこで専門的に顧問弁護士がいますよとかなれば、割とスムーズに入られるんですが、そうでない部分もありますので、そういったときの対応はどうされているのか、お聞かせください。

○佐藤副委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 先ほどご質疑がありました、例えば、成年後見制度等ですと、判断能力の低下された方などが家庭裁判所に選任されて、後見人として、後見人、補佐人、補助人という段階はございますが、そういった方を判断能力の状況によっては、そういった方をお勧めすることもあります。そういったところに持っていくまでには、様々な検討というか、情報把握が必要になります。地域の中で、例えば、在宅生活が難しくなり、ご本人もご希望されて施設等に入る場合について、ご本人も含めたチームの中で、様々な関係者の中で話し合いを持っている。例えば、地域ケア会議と申しますが、その中にでき得る限りご本人を支援する親族の方や知人の方も含め、地域の方も含めながら、一緒に考えている中で、つなげている状況ではございます。制度を活用するほかについては、様々な検討の中で入所しているという状況がございます。

以上です。（「ありがとうございます」の声あり）

○佐藤副委員長 以上で、浅野委員の質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時05分といたします。

午後2時50分 休憩

午後3時05分 再開

○今野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。

なお、質疑の際には、資料番号、該当ページなどをお示しの上、ご発言くださるようお願いいたします。

土見大介委員。

○土見委員 それでは、私からも何点かだけ、質疑させていただきます。これまでのご答弁の中で大体分かったところはありますので、細かいところをかいつまんでお話しさせていただきますと思います。

まず初めに、魚市場のところから伺いたいんですけども、資料No.11の278ページ、資料No.11の278ページです。

こちらを拝見いたしますと、魚市場の使用料ということで、昨年度よりも22万5,000円の増を見込んでおります。このまず理由から、伺っていきたいと思います。

○今野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 今の話ですと、魚市場の使用料の20万円増えているということですね。本年度、令和6年度に関しては、実績ベースで91億円というベースで立てさせていただいております。この今回、令和7年度につきましては、また同じように過去5年の実績ベースを踏まえまして、92億円という、1億円アップの数字を上げさせていただいている上で、今回、22万5,000円をプラスさせていただいているという状況でございます。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうすると、その92億円というベースにつられてというか、使用料も上向きになっているということですね。了解しました。

ちなみに、魚市場の不正なね、取引の件もあって、実は漁船離れがという話もたまに聞いたりもするんですけども、そのあたりの影響というのは、あまりないものと考えての予算の編成になっているのか、伺いたいと思います。

○今野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 今回の魚市場取引の停止というところでは、令和7年度に関しては、一応影響はないという形では見ておる状況はあります。

ただ、この1か月過ぎて、漁船が来ていただくことが大事になってきますので、その辺は今後、3月、来週に向けて、市長含めて漁船誘致に行かせていただいて、このような状況を踏まえて説明させていただいて、しっかりと船に来ていただくようなセールスをしていくという状況ありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○今野委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 付け加えます。大事な視点があります。

もう土見議員もご承知のとおり、これ新年度になるんですかね、今年度から、クロマグロについては漁獲枠が上がってございます。ですから、私どもとしても、その漁獲枠が上がるということに相当な期待をしているところがございます。

ただ、今回の影響で、本当に再三再四ですね、まず当事者であるみなと塩釜魚市場株式会社がしっかり謝るべきだと、やったことに対してですね。それは、全国の皆さんに対するアピールにもつながっていくんですね。やったことは仕方がない、ある意味では。ただ、そのやったことに対する責任をしっかり取る。その姿勢を見せること。それが全国の船主さん、もしくは漁協、もしくはその関係する自治体に対する、ある一つの意味での我々塩竈市のスタンスにもつながっていくということになりますので、どう影響出るか、ちょっと分かりません。ですから、来週、高知県、宮崎県行ってまいります。行って、私どものスタンスをきちんと説明して、行政側から、簡単に言うにご理解をいただきながら、分かりやすく言うと後押ししていただけるような、努力はまずはさせていただきたいと、今、そのような現状でございます。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

1か月の空白期間でなかなかね、分からないというのが正直なところだと思います。この市場の皆さんがしっかり責任を取るというお話もありましたけれども、その上で、市役所をはじめ、皆さん一丸となって、この魚市場というか、魚のまち塩竈を盛り上げていきますよという姿勢をね、市長をはじめ、みんなに見せていけたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、同じページなんですけれども、貸事務室等使用料ですね。同じ資料No.11の278ページの貸事務室等使用料というところで、117万円の、おおよそ118万円の減。それから、少し下のほうに行くと、手数料のところ、入場車両登録許可証の手数料というところも、200万弱の減となっております。このあたりどういう動きがあって、このような減になっているのか、ご説明をお願いいたします。

○今野委員長 平塚水産振興課長。

○平塚産業建設部水産振興課長 それでは、まず貸事務室等使用料のマイナス117万9,000円の根拠でございますけれども、その中で貸事務室等電気料というのがございます。595万9,000円というところなんですけれども、こちら前年度ですと、710万円と計上させていただいております。この内容は、電気料の部分の算定の根拠が、令和6年度ですと、やはり一番電気料が上がった時期の、急激に上がった時期、令和4年10月から令和5年9月までの電気料を基に算定しているという状況があります。令和7年度につきましては、令和6年度、令和5年11

月から令和6年10月の本当の直近1年間の実績を基にした状況を踏まえまして、今回110万円ほど減っているという状況があります。

また、入場車両の登録手数料につきましても、こちら今までですと、この全体の登録台数ベースで予算を計上させていただいていたんですけれども、やはりそれがちょっと実績ベースとちょっと違うという状況がありますので、今年からは、今現状の実績ベースで上げさせていただいた結果、約190万円ほど減っているという状況がありますので、よろしく願いいたします。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。電気料は時価というか、基準がまず変わったからということなんですね。それから、車両の入場車両は少し精査して、精度を上げてということです。了解いたしました。

こちらで、魚市場関係の質疑は終了させていただきます。

続きまして、実施計画ですね。配食サービス事業のところをお聞きしたいと思います。資料は実施計画の29ページです。

こちら多くの委員から質疑がありましたので、簡単にだけ質疑させていただきたいんですが、過去の、例えば令和5年度の主要な施策の効果に関する説明書を拝見すると、令和4年度は決算額として164万円程度で、登録者数が年度末で45人、令和5年度は決算が143万円で、年度末で61人の登録ということになっています。その後、令和6年度の予算としては約459万円、それから令和7年度は1,065万円ということで、非常に予算が大きくなってきています。令和6年度以降、事業の対象拡大という話が先ほどご説明の中でありましたので、その部分は理解したところなんですけれども、そこで現状を伺いたいんですけれども、令和6年度現時点で、予算の執行率というのはどれくらいなのか。それから、現在の登録者数ですね、利用者数は何人なのか、伺いたいと思います。

○今野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 申し訳ございません。執行率につきましては、手元に資料がございません。現在の利用者数につきましては、118名となっております。

以上です。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。そうすると昨年度、令和5年度の倍ぐらい、今、利用者が

増えているということですね。了解しました。

ちなみに、こちらの利用者数、サービスを利用できる方々というのは、先ほどご説明いただいたわけなんですけれども、非常に母数大きい事業なんだなと感じています。その中で、まだ百数十名というレベルの利用者だということを考えると、今後、利用者がね、言い方悪いんですけれども、例えば、10倍とかになる可能性も出てくるんじゃないかなと、ちょっと想像しておりました。

そこで伺いたいんですけれども、このサービスを利用する可能性のある方々というのは、今、塩竈の中に何人ぐらいいらっしゃるかと推定していらっしゃいますか。

○今野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 この配食サービス事業の対象となり得る方の人数の推計ということで、ご質問ありました。

正確な推計というところは、ちょっと試算してございません。現在、資料要求でもあります、独居高齢者に関しましては4,600人程度いらっしゃいますが、今、訪問活動している中では、その中でもお近くにご親族がいらっしゃる方もいらっしゃいますので、それが全てということでもないかと思えます。また、その中でも自立していらっしゃる方もいらっしゃいますので、一つちょっとなかなかその人数を出すというところは難しい状況でございますが、自立している方については、この事業の対象となっておりませんので、あくまで調理が困難となってきた状況でいいますと、介護認定を受けている方の中で、さらにかなり手厚く介護サービスが入りますと、どちらかというところのサービスになりますので、その前の方ということにはなるかなと思えます。ちょっと人数のところはすぐに、申し訳ございません、お出しする資料がございません。申し訳ございません。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

この配食という食事のね、提供をベースに、この見守りやっていく事業ということで、非常にいい事業だと思いつつ、利用される可能性がある方の母数を考えたときに、予算的にちょっと不安なところもあったものですから、どの程度を見積もっているのかなというところで質疑させていただきました。

ちなみに、この事業の予算について伺いたいんですけれども、資料No.11の332ページに、地域自立生活支援事業費というところの費用がここに充てられているんだと思いますが、こち

らのこの配食サービス事業委託料というところは、どこの財源から充てられているのか、伺いたいと思います。

○今野委員長 山本高齢福祉課長。

○山本福祉子ども未来部高齢福祉課長 配食サービス事業の財源でございます。

こちらは地域支援事業の任意事業としての実施になりまして、財源構成の負担割合が決まっております。県と市が19.25%、国が38.5%、65歳以上の保険料が23%の割合で負担となっております。

以上です。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

そうすると、市全額というわけではないということで、少し若干安心はした部分はありますけれども、市としてもなかなか予算充てるのがね、難しくなっている状況もありますので、この事業をしっかりと機能して維持できるように、予算繰りというか、予算のほうもあまり過大にならないようにというとあれですが、負担がそんなに大きくなるように、事業を構築していただければなと思います。

では、次に移ります。

続きまして、資料No.12の24ページから26ページ、下水道施設等維持管理包括的民間委託等について、伺いたいと思います。

こちらの委託費、委託料として計上されているわけなんですけれども、せんだって、ほかの委員からお話があつて、それに対するご答弁も聞いていたので、少しだけ質疑させていただきますと、現在、第5次塩竈市行財政改革推進計画における取組として、ステージ1というところの事業になっているかと思います。

この下水道施設の維持管理業務というところの項目を見させていただきますと、目的というか、内容としては、このアクションプランの資料を拝見させていただきますと、保守業務等下水道施設維持管理業務について、施設の安定的かつ永続的な運営体制を構築するためと書いてありまして、効果としては、管理係員の一定の削減効果が見込まれる。ただし、ただしというか括弧書きで、委託業者を管理する体制や段階的な導入による効果は大きく変動すると書いてあるほか、高水準の技術力をということとか、経験年数や技術者確保等の問題解消、または複数業務の一括発注による職員の負担軽減ということが効果として挙げられているわ

けです。

1番の係員数の削減効果というところ以外のところを見ると、定性的な効果ということで、実際、この事業を今回のステージ1のところと考えたときに、市としてどういうメリットがあるのか、もう少し定量的に、例えば、経費としてこの程度削減できますとか、そういう定量的な部分で、ご説明をいただけたらと思います。

○今野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらにつきましては、第5次の行財政推進計画に基づくというものでございます。

導入の効果の部分で定量的にという部分でございまして、まずは職員の数という部分でございまして、まず、こちらのほうが3名から4名という形を、最終的には目標としているということでございまして。

あとは、それ以外にですね、複数の業務をまとめて発注するということによりまして、これまで一つ一つ市で設計書を組み、契約事務を起し、支払いをするという業務がその都度発生してきましたので、そういった業務が今回取りまとめて包括で発注することになりましたので、1つの契約で済むという形になりますので、そういった内部的な事務的な効率化というのがございまして、最終的にはこちらのほうも含めると、今、目標的には15%というのを目標としております。

以上でございます。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。

15%というのは、どの金額に対しての15%を圧縮するというか、削減するというところでしょうか。

○今野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 今回行う業務を、これまでどおり実施していくという部分で算定しますと、大体そういった数字を削減したいという目標としております。

以上でございます。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 どういった数字というか、どこをベースに15%というお話をされているのかというのをちょっと聞いたかったんですけども。もしあれば、具体的な数字があれば、お願いい

たします。

○今野委員長 佐藤下水道課長。

○佐藤上下水道部下水道課長 こちらのベースとしておりますのは、令和4年度、令和5年度の実績を基にしまして、そちらの業務を同じように今回の業務でやったという形を想定して算出すると、15%が目標としている状況です。

以上でございます。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 ありがとうございます。令和4年度、令和5年度をベースということで、理解させていただきました。

では、次の質疑に移りたいと思います。

最後の質疑になるんですけども、資料No.15の118ページ、資料No.15の118ページです。

こちら審議会の設置条例についてなんですけれども、こちらほかの委員からご質疑あったので、1点だけ確認をさせていただきます。

審議会を設置することなんですけれども、こちらの審議会というのは、公開制になるのか、我々も見に行くことができるのか、そのあたりどのようになっているのか、伺いたいと思います。

○今野委員長 並木上下水道部業務課長。

○並木上下水道部次長兼業務課長 現在、公開制にするかどうかというところまでは、ちょっと検討していないところです。ただ、どういう内容の審議かによっては、やはり公開なのか、非公開なのかというところは、考えるべきところはあると思います。今後の課題ということで、検討させていただきたいと思います。

○今野委員長 土見委員。

○土見委員 こちら非常に関心の高いことでもあると思いますので、ぜひ入札監視委員会みたいなものね、あるように、一部だけ公開というのもあると思うんですけども、積極的に公開する方向でお願いしたいなと思います。

以上で、私からの質疑を終了させていただきます。ありがとうございました。

○今野委員長 以上で、土見委員の質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

北側委員会室において、議会運営委員会が開催されます。議会運営委員会委員の出席をお願い

いたします。

午後3時25分 休憩

午後3時42分 再開

○今野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいままで審査を行ってまいりました審査区分2、特別会計、企業会計については、これで質疑を一応終了したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

さらに、お諮りいたします。全付託議案に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野委員長 ご異議なしと認め、全付託議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第16号ないし第23号、議案第25号、議案第27号、議案第31号及び第32号について、お諮りいたします。

議案第16号ないし第23号、議案第25号、議案第27号、議案第31号及び第32号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○今野委員長 起立全員であります。よって、議案第16号ないし第23号、議案第25号、議案第27号、議案第31号及び第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、議案第26号、議案第28号ないし第30号について、採決いたします。

議案第24号、議案第26号、議案第28号ないし第30号については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○今野委員長 起立多数であります。よって、議案第24号、議案第26号、議案第28号ないし第30号については原案のとおり可決されました。

以上で、全ての審査は終了いたしました。

委員の皆様には、ここ4日間、審査に終始ご協力を賜り、衷心より厚く御礼申し上げます。
また、当局、参与の方々のご協力に対しても心より感謝を申し上げます。

なお、委員長報告案文の作成については、慣例により正副委員長にご一任願いたいと思いましたが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○今野委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これにて令和7年度予算特別委員会を閉会いたします。

ご苦勞さまでした。

午後3時46分 終了

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

令和7年3月3日

令和7年度予算特別委員会委員長 今野 恭 一

令和7年度予算特別委員会副委員長 佐藤 公 男